



戦後日本の韓国外交―日韓国交正常化交渉の再検討

金, 恩貞

(Degree)

博士 (政治学)

(Date of Degree)

2015-03-25

(Date of Publication)

2019-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6407号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006407>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

戦後日本の韓国外交

——日韓国交正常化交渉の再検討——

神戸大学大学院法学研究科

専攻：政治学

指導教授：大西裕

学籍番号：094j002j

氏名：金恩貞

提出年月日：2015年1月13日

論文要旨

本稿では、戦後日本の対韓外交を、1951年10月の予備会談開始から65年6月の妥結まで約14年にわたって展開された、日韓国交正常化交渉（以下、日韓会談）請求権問題に焦点を当てて再検討する。①連続史観、②請求権問題が経済協力方式により解決された構造的要因の探求、という二つの分析視座に立ち、近年公開された日韓会談関連の日本外務省文書及び韓国、米国における外交史料の綿密な解析に基づく、外交史研究である。

先行研究は主として、日韓会談の交渉過程は1950年代と60年代とで異なる様相を呈したとする「断絶史観」に基づいている。また、経済協力方式による請求権問題の妥結や、その先行条件となった日本の対韓請求権主張撤回の際には、米国の圧力や政治家の政治的決断が重要な要因であったと論じられがちであった。

しかし、本稿は「連続史観」という新しい知見に基づき、1965年の経済協力方式による請求権問題の妥結過程及び経済協力方式の政策的起源を、日本政府の対韓戦略に焦点を当てて歴史的に解明する。その際の構造的要因として、米国要因や政治的要因を強調した先行研究の議論を踏まえた上で、日本国内政治のダイナミズムに着目する。具体的には、経済協力方式に至るまでの外務省の動向と同省の内在的論理の連続性、対韓政策をめぐる日本政府内の官僚政治の展開を、以下の本文構成により明らかにする。

第1章と第2章においては、1950年代初期日本会談の時期に、日本政府内では外務省条約局の主導で対韓請求権論理が形成されたこと、また外務省アジア局により対韓請求権問題に関する基本政策が形成された際、外務省案をめぐる省庁間の対立が表面化したことを明らかにする。

第3章と第4章においては、日本の当初の対韓政策が、いかに変容もしくは連続したのかを検討する。その過程で、日韓関係をめぐる国際動向と米国の思惑、日韓における国内状況との連動が浮かび上がる。

第5章と第6章では、請求権問題が経済協力方式として解決される方向に向かった背景と、経済協力方式をめぐる日韓間の駆け引きの中、外務省はいかなる対韓認識の下で本方式の交渉を進めたのかを再考察する。

目次

序論	1
第1章 日本への対韓請求権論理の起源	
——「対韓請求権主張」論理の形成過程、1949～51年——	15
第1節 講和研究の開始	17
第2節 山下報告書	28
第3節 山下見解の限界	34
第4節 日本政府内の対韓強硬論と法的論理の強化	40
結語 法的論理の意義	48
第2章 1950年代初期の日本政府への対韓請求権交渉政策案	
——「相互放棄プラスアルファ」案への収斂、1952～53年——	50
第1節 請求権問題に関する日本政府の初期戦略とその展開	52
第2節 日韓会談第1次中断期、外務省における実質的解決案の模索	59
第3節 外務省案への収斂	70
結語 「相互放棄プラスアルファ」案の意義	80
第3章 会談第2次中断期における日本への対韓請求権主張撤回	
——「対韓請求権主張」撤回までの日本政府内の政治過程、1953～57年——	82
第1節 第3次会談決裂後の諸相	83
第2節 鳩山政権下の日韓関係と外務省の動向	91
第3節 岸政権下への対韓請求権主張撤回	104
結語 会談第2次中断期における日本政府への対韓交渉戦略の再考察	114

第4章 初期対韓政策の連続と変容

——日本における経済協力方式の含意、1958～61年——	117
第1節 第4次会談の特徴	118
第2節 経済主義の登場	130
第3節 日韓間経済協力をめぐる議論の開始	137
結語 経済協力方式に見える外務省の当初の対韓戦略	149

第5章 経済協力方式の交渉開始

——経済協力方式をめぐる朴政権と池田政権の駆け引き、1961～62年——	152
第1節 第6次会談のための予備作業	153
第2節 第6次会談開始	160
第3節 経済協力をめぐる認識のずれ	168
第4節 大平外相のイニシアティブ	178
結語 「大平・金」メモと当初の外務省案との連続性	194

第6章 請求権問題の最終妥結までの日本政府内の政治過程

——「大平・金」合意以降の請求権交渉、1963～65年——	198
第1節 日韓経済協力に対する日本の展望	197
第2節 「大平・金」合意以降の会談の停滞	203
第3節 「大平・金」合意枠以外の資金交渉	213
第4節 佐藤政権における会談の妥結	218
結語 請求権増額の意義	226

結論	228
----	-----

参考文献	234
------	-----

表一覽

表2-1	請求権問題における対処方式案	66
表5-1	日韓両国の主張の変化過程	195
表7-1	請求権問題妥結までの日本の主張の動向	232

凡例

1. 文中の[]は、特に断らない限り、引用者による注記もしくは訳文である。
2. 引用文の[中略]は、引用者による省略を意味する。
3. 日本人以外の人名において、韓国・朝鮮語となっているのは初出に限り（ ）で日本常用漢字で表記したが、日本語の漢字で表記できない場合はカタカナで表記した。ただし、書物が日本語で出版された場合は日本語のまま表記した。また、日本、韓国・朝鮮、中国以外の人名や組織名などは初出に限り（ ）で英文を表記した。
4. 国会議事録は全て、以下のウェブサイトから引用した。
日本国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp> : 2015/11)
5. 和文史料の略記
外務省文書 情報公開に基づく日本外務省開示文書
6. 韓国語史料にはすべて[和訳文]をつけている。
7. 英文史料の略記
NA National Archives II, College Park, MD, USA

序論

問題提起

戦後、日本と韓国の公式的な外交関係は、1965年「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（通称、日韓基本条約）」の締結によって開始した。この条約は、65年6月22日に東京で調印され、その後韓国と日本国内の批准を経て同年12月18日から効力が発生した。だが、それに至るまでの日韓間の国交正常化交渉（以下、日韓会談¹）は、51年10月の予備会談開始から65年6月の妥結まで、約14年の歳月を費やした。両国の立場が大きく対立し、会談が決裂と再開を繰り返したためであった。中でも請求権問題は、会談妥結の成否の鍵を握っていたと言っても過言ではない。

日韓会談の最大の争点となった請求権交渉は、1950年代と60年代で異なる様相を呈していた。会談前半期の50年代には、日本の対韓請求権主張²が、日韓間請求権交渉における最大の争点となったことはよく知られている。第1次会談における日本側の対韓請求権主張により触発された法律論争のため、交渉の進展はほぼ見られなかった。そして、第3次会談の際に、日本の旧朝鮮統治およびその時代に形成された在韓日本財産を正当化する、久保田貫一郎日本側首席代表の発言により日韓は対立を極めたあげく、会談は53年10月についに決裂してしまった。その後日韓会談は、58年4月に第4次会談として再開されるまで、約4年半の長き中断期を挟むこととなった。

会談後半期の1960年代の請求権交渉は、いわゆる「経済協力方式」という前提の下で、請求権の名目や総額をめぐる議論が主となり、交渉が急速に進展した。そして、65年6月に「日韓請求権並びに経済協力協定」という条約文書で、請求権問題は経済協力方式により最終的な決着が図られた。請求権問題が解決したこと

¹日韓国交正常化交渉は、通常「日韓会談」または「日韓交渉」と略称される。本稿では主として「日韓会談」と略称するが、引用など場合によっては「日韓交渉」の表記を使う。

²韓国側では「逆請求権」と称している。本稿は日本側の名称である「対韓請求権」と記すが、韓国側の原文書および文献を引用する場合は「逆請求権」と記す。

により、日韓間の国交正常化交渉もやがて妥結に至った。

これを見る限り、1950年代と60年代の日韓間請求権交渉の様子は対照的であり、両時期の交渉は断絶していたように見える。そして、60年代に経済協力方式により請求権問題が妥結に至るまでの道のりについても、従来から一定の認識が存在する。

要するに、日本政府は1950年代半ばまで、韓国の対日請求権を否定するとともに韓国への支払いそのものを避けようとした。だが、57年の岸信介首相の政治的決断による日本の対韓請求権の主張撤回を契機に、日韓間請求権交渉における最大の障害が除去された。60年のほぼ同じ時期に成立した韓国の張勉政権と日本の池田勇人政権において、経済協力方式に向かう構想が浮上した。その後、韓国朴正熙政権の強い経済発展志向と池田の経済第一主義が結合し、請求権問題は、65年に経済協力方式により妥結が可能となった、というものである。

こうした議論は、次のような固定化された視座に基づいて語られている。まず、日韓会談を通史的に論じる際に、1950年代、中断期、60年代の日韓会談の様子が、それぞれ大きく異なったという「断絶史観」に依拠している点である。次に、会談の折り目に登場した日韓両国の政治家の政治的決断そして米国の仲介が、会談を次の段階へ進展させる上で決定的な要因となったという見方である。

本稿は、ステレオタイプ化された従来議論に対し、以下の問題意識を提起したい。国交正常化に至るまでの日韓間の交渉過程において、とりわけ日本政府の対韓交渉戦略が、岸、池田、韓国の朴政権などの政治的決断や米国の仲介に依存するほど脆弱なものだったのか。言い換えれば、初期日韓会談の時期から会談の妥結まで、日本政府内に一貫した対韓戦略が存在していた可能性はなかったのか、という点である。日本の対外政策構想や対外交渉における、日本外務省の役割を解明した研究成果もあるように³、日本政府内で対韓国問題に関する一定の政策的構想や戦略が存在していた可能性は排除できない。

³日本の対外政策における外務省の役割を解明した、最近の代表的な研究成果としては『日中国交正常化の政治史』（井上正也、2010）がある。井上はこの著書において、日本の対中国政策における外務省および外務省官僚の役割は、「対中国政策」の形成のみならず「交渉」の次元にも及んだとし、外務省の積極的な対中国政策推進を評価している（同上、6-7頁）。

さらに、日韓会談の展開過程を検討すると、前述のステレオタイプの認識と、実際の会談の展開にはずれが存在する。例えば、会談中断期における岸の「対韓請求権主張放棄」決定は、岸政権の終焉まで、日韓間請求権交渉においてまったく具現されなかった。池田と朴両政権の経済論理に基づき、両政権首脳部が請求権問題の政治的決着を積極的に図ったとしても、それが会談妥結に決定的に影響したとは言い難いほど、妥結に至るまでの過程は決して単純ではなかった。米国は、日韓会談の全期間を通じて積極的に仲介役を務めたが、その成果も限定的だったことは、先行研究においても明らかになっている。

本稿は、日韓会談に関する日本政府の政策と、日韓間交渉の全期間における日本の対韓戦略の一貫性もしくは連続性を探ろうとする試みである。その手がかりとして、日韓会談の請求権交渉に焦点を当て、会談を最終的妥結に導いた「経済協力方式」構想の起源を、初期日韓会談まで時期をさかのぼって求めようとする。その際に、対韓政策決定過程における、日本政府内の様々な意思調整過程に目を向け、日本の対韓認識および対韓政策の実態を明らかにする。

研究動向

本稿は、日韓会談請求権問題の関連研究、および同問題の考察も視野に入れた日韓関係に関する先行研究の動向を、史料の公開状況によって三つの時期に区分して整理する。

まず、日韓会談の当事者である日本と韓国の外交文書、および日韓関係における重要なアクターとも言うべき米国側の外交文書が未公開の状況で書かれた、1990年代半ばまでの第一世代の研究である⁴。

これらの研究は、日韓間交渉の前過程を通史的に概説しているが、ここには次のような共通した論調が見られる。要するに、日本の対韓請求権主張、日韓会談の展開過程で見られた日本の態度、経済協力方式による請求権問題の解決などにおいて、日本はつねに旧植民地支配の歴史に対する反省を避けていたという批判の傾向である。また、上述した「断絶史観」や「日本と韓国は交渉において対立

⁴高崎宗司（1996）『検証日韓会談』岩波新書、山本剛士（1978）『日韓関係—協力と対立の交渉史』教育社、李庭植（1989）『戦後日韓関係史』中央公論社。

で終始したが、会談の折り目における米国の圧力や岸など政治家の政治的決断が、会談の進展に重要な役割を果たした」という見方も、これらの研究の特徴である。

第一世代の研究が、日韓会談の過程で投影された日本の歴史認識を正面から取り上げて批判し、日韓会談が妥結に向かう際に「歴史の論理」が排除され、「冷戦の論理」や「経済の論理」が用いられた点を問題提起したことは評価すべきである。しかし、史料的な制約に拠るとはいえ、日韓間交渉の過程が十分に考察できず、「日韓間対立」「米国の影響」「政治決着」といった単純化された図式で語られている点は、研究上の限界として指摘せざるを得ない。さらに、限られた政府の公刊資料や当時の新聞記事、交渉関係者の回顧録などに多く依拠せざるを得なかったため、研究の実証性にも大きな疑問が残る。

次に、第一世代の問題意識と研究成果を踏まえた上で、日本と韓国において一部公開された政府史料や、1990年代半ばから公開が始まった米国側の一次史料を駆使して書かれた、第二世代の研究がある。

その研究動向には、大きく二つのパターンが見られる。まず、日韓会談をめぐる日本と韓国の歴代政権の認識に焦点を当てて、日韓間交渉過程を解明したものである。李元徳は、日本の吉田政権から佐藤政権における日韓会談の展開過程を、各政権の対韓認識と関連付けて述べている⁵。太田と吉澤は、「日本の歴史認識への批判」という観点に重きを置きつつ、日韓間交渉の中で請求権問題がその他の懸案といかに連動して決着するかを解明している⁶。池田政権に焦点を当てた金斗昇は、池田が「内政外交における政治経済一体路線」の下で、「経済の論理」のみならず、日本の「包括的安全保障」という側面から日韓関係回復の必要性を理解し、経済協力方式による請求権問題の解決を導いたと論じている⁷。

太田と吉澤が日韓会談の全体図を網羅的に解明した上で、日本の歴史認識を問題としその反省を促した点、李と金が日韓間交渉の過程を日本政権の対韓外交の側面から解明した点は高く評価する。ただし、日韓両国の政策転換の要因を、も

⁵이원덕[李元徳] (1996) 『한일 과거사 처리의 원점—일본의 전후처리 외교와 한일 회담—[韓日過去史処理の原点—日本の戦後処理外交と韓日会談—]』 서울대학교출판[ソウル大学出版]。

⁶太田修 (2003) 『日韓交渉—請求権問題の研究』クレイン、吉澤文寿 (2005) 『戦後日韓関係—国交正常化交渉をめぐって』クレイン。

⁷金斗昇 (2008) 『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉』 21-22頁、明石書店。

っばら米国の介入や日韓両国の政治家による政治的決断に求め、それ以前の研究の限界を乗り越えていない点は指摘せざるを得ない。例えば、会談中断期の日本の対韓請求権の主張撤回に関する岸の政治力に積極的な評価を与えたり、朴政権の親日的な態度によって会談が妥結したと主張したりするものである。

一方、第二世代研究のもう一つのパターンは、米国が公開した日韓関係関連一次史料を利用し、戦後の日韓関係を規定した構造的な要因を、米国の対外政策との連動の中で解明したものである。日韓会談当初から、米国がその過程に深く関わっていたことは通説となっていたが、その全貌は外交史料が公開されるまで不明確な点が多かった。米国の外交文書を入手することにより、日韓会談の展開を米国の対日・対韓政策と連動させ、国際政治学的な観点から論じることができたのである。

李鍾元の一連の研究成果⁸およびヴィクター・チャの研究⁹は、日韓関係と米国の対日・対韓政策との連動を明らかにしつつ、日韓会談の展開を国際的な構造の中から解き明かした点で優れている。木宮は、1960年代韓国の朴政権が、当時の国際環境の下、韓国に有利となる米国の仲介を日韓関係においていかに確保したかを明らかにした。木宮によれば、朴は、アジアにおける冷戦の激化と、冷戦が熱戦の場となったヴェトナム戦争という国際情勢に対する危機感を強め、これらを「反共論理」および「経済論理」と結びつけて、日韓関係改善に積極的に利用したと論じている¹⁰。

⁸李鍾元（1993）「戦後米国の極東政策と韓国の脱植民地化」『アジアの冷戦と脱植民地化』岩波書店、3-37頁、—（1993）「東アジアにおける冷戦と地域主義—アメリカの政策を中心に」『講座・世紀間の世界政治3』日本評論社、185-238頁、—（1994）「韓日会談とアメリカ—『不介入政策』の成立を中心に」『国際政治』第105号、163-181頁、—（1994）「韓日国交正常化の成立とアメリカ—一九六〇～六五五年」『年報近代日本研究』第16号、272-305頁、—（1996）『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会。

⁹빅터차[ヴィクターD・チャ]（1997）「1965년 한일수교 협정 체결에 대한 현실주의적 고찰[1965年日韓国交正常化協定締結に対する現実主義的考察]」『한국과 국제정치[韓国と国際政治]』Vol. 25, no. 1, pp. 263-297、—（2003）『米日韓反目を超えた提携』有斐閣。

¹⁰木宮正史（1994）「韓国における内包的工業化戦略の挫折—5・16軍事政府の国家自律性の構造的限界」『法学志林』第91巻第3号、1-78頁、—（1995）「1960

李と木宮、そしてチャの研究の功績は、日韓関係を日本と韓国の二国間問題に限らず、国際政治という新たな分析視座に立ち、日韓関係が米国の冷戦戦略と強く連動していたことを明らかにした点である。ただし、これらの研究は、日韓関係についてのそれぞれの問題意識を国際政治的な視点から説いたもので、本格的な日韓会談関連研究ではない。

そして第二世代の研究も、1950年代の交渉の膠着、会談中断期、60年代の交渉の進展という図式で、日韓会談の断絶性を強調した「断絶史観」に基づいている点、断絶論を論じる枠組として米国の影響力や政治家の政治的判断を強調している点は、第一世代の研究視座と共通している。

最後に、近年日韓両国における日韓会談関連外交文書の公開状況の大きな進展により登場した、第三世代の研究である¹¹。日韓会談の当事者である日本と韓国の一次史料が、まず2005年に韓国で、それを追う形で08年には日本で全面公開された。それにより、ようやく日韓会談に関する実証的研究の土台が作られたとともに、従来の研究視座に対する修正主義的な見方が試みられている。特に、韓国の対日政策の連続性や日本の対韓政策の連続性の可能性を提示し、日韓会談に対する分析視座が「断絶論」から「連続論」へと変化したことは、学界における新しい流れになりつつある。

中でも、韓国の外交文書に基づき、日韓会談における韓国政府の動向に焦点を当てた代表的なものとしては、朴鎮希と張博珍の研究がある。朴と張は、日韓会談の当初から妥結まで、韓国の対日交渉戦略には一定の連続性が存在していたことを明らかにした。

朴は、1950年代の初期会談の時期に当たる、韓国の李承晩政権の対日政策を再考察し、この時期と60年代の対日交渉の連続性を示唆している。要するに、李政権の下で形成された対日政策が、李政権崩壊後も韓国政府内で受け継がれたとし

年代韓国における冷戦と経済開発—日韓国交正常とベトナム派兵を中心にして」

『法学志林』第92巻第4号、1—116頁。

¹¹代表的な論文集としては、李鍾元・木宮正史・浅野豊美編（2011）『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ、Ⅱ』法政大学出版局、국민대학교일본학연구소편[国民大学日本学研究所編]（2010）『외교문서 공개와 한일회담의 재조명 1, 2[外交文書公開と韓日会談の再照明1、2]』선인[ソンイン]、などがある。

ている。李はもっぱら反日的な政策を展開し、韓国における実質的な対日政策はその後の時代になって初めて登場した、とする従来の見方を再考し、日韓会談に関する韓国の基本的な政策は、すでに李政権時代に形成されたと論じている¹²。

張は、約14年間の日韓会談の交渉過程において、韓国側の主張する請求権の名目が、賠償、請求権、経済協力方式に変化したものの、それは本質的な変化ではないと論じている。すなわち、請求権の名目上の変化に「現実的な問題解決」という補助線を引けば「請求権の政治的解決」という連続線が現れてくる、という主張である¹³。

特に、日韓会談全期間における韓国政府の内在的論理を、緻密な実証研究によって解明した張は、なぜ日韓会談において日韓間の過去の問題が清算されなかったのかという問題意識に、次のような大胆な議論を展開している。

張によれば、戦後、韓国が抱えていた反共論理や経済的危機という不可避の現実的要求により、韓国はこれを乗り越えることを「国家守護」課題としていたため、そもそも、過去に対する日本の反省や謝罪を獲得することができなかったとしている。その上で、「日韓会談は、韓国の存立のためもはや構造的にも実現不可能であった植民地関係清算の機会が、正式に歴史の中に葬られた手順に過ぎなかった」とし、「過去清算課題の消滅」が日韓会談において逆説的に実現されたと論じている¹⁴。

要するに、張は、「李承晩の反日政策、朴正熙の親日政策といった、韓国諸政権の対日認識の変化に伴い請求権の名目も変化した」ようにも見られる、韓国の表面的な対日態度の「断絶性」の裏腹には、「過去清算は実現不可能」という認識が韓国政府内では一貫して存在していたとする。こうした韓国政府の内在的思

¹²박진희 [朴鎮希] (2008) 『한일회담 : 제1공화국의 대일정책과 한일회담의 전개과정 [日韓会談：第一共和国の対日政策と韓日会談の展開過程]』 선인 [ソニン]。

¹³張博珍 (2011) 「日韓会談における被害補償交渉の過程分析—「賠償」・「請求権」・「経済協力」方式の連続性—」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化 I』法政大学出版社、21—52頁。

¹⁴장박진 [張博珍] (2009) 『식민지관계 청산은 왜 이루어질 수 없었는가 : 한일회담이라는 역설 [植民地関係清算はなぜ成し遂げられなかったのか : 韓日会談という逆説]』 논형 [논형]。

考におけるある種の連続性の上で、韓国は請求権問題を「植民地主義に対する清算」の問題として解決することを当初から期待していなかったと、張は論じている。こうした張の研究により、「連続史観」という新たな知見が開かれた点は、日韓会談関連研究への大きな貢献である。

一方、日本外交文書の公開とともに、日韓会談における日本の対韓政策の実態も少しずつ解明されつつある。

従来、1962年11月、韓国の朴政権と日本の池田政権の下で行われた「大平・金」合意は、請求権金額をめぐる日韓間政治決着の象徴として論じられてきた。経済協力方式による決着に関しては、当初、日本側が60年になって経済協力方式を提案し、韓国において61年の5・16軍事クーデターにより登場した朴政権が、軍事政権の第二人者である金鍾泌を交渉の担い手として任命することによって、初めて実現可能となったという解釈が支配的であった。こうした見方は、50年代と60年代との「断絶史観」に基づく解釈と本質的に変わるものではない。

だが、李鍾元は、第5次会談と第6次会談前半に焦点を当てているという限定性はあるものの、第5次、6次会談における日韓間交渉の連続性、日本と韓国それぞれの政府内における、請求権問題に対する内在的志向の連続性を示唆している。また、李は、「大平・金」合意の原型が、1950年代末に韓国の張勉政権と日本の池田政権の下ですでに存在していたとする。その際に、経済協力方式という請求権の名目は、日本政府によって公式に韓国政府に提案されたものであり、「大平・金」合意における「無償供与3億ドル、有償借款2億ドル、商業借款1億ドル以上」という請求権総額の大枠は、第5次会談の際に、外務省の伊関佑二郎アジア局長のイニシアティヴによって形成されたとしている¹⁵。

¹⁵李鍾元（2009）「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ（一）—朴正熙軍事政権の成立から「大平・金メモ」まで」『立教大学第』第76号、1—33頁、—（2009）「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ（二）—朴正熙軍事政権の成立から「大平・金メモ」まで」『立教大学第』第77号、109—140頁、—（2010）「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ（三）—朴正熙軍事政権の成立から「大平・金メモ」まで」『立教大学第』第78号、155—205頁、—（2011）「日韓会談の政治決着と米国—「大平・金メモ」への道程—」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版局、83—114頁。しかし、伊関アジア局長のイニシアティヴに対する李の評価は、多少

李東俊は、従来、会談の空白期として認識されていた1953年から58年までの会談中断期を、むしろ重要な分岐点として捉え直している。そして、同時期における日韓米の水面下交渉の様子を、60年代の日韓交渉との「連続性」の上で論じた上で、米国が請求権問題解決のための仲介案として「相互放棄」を提案したとする¹⁶。

しかし、日韓米三国の外交文書の公開に後押しされ、日韓会談に関する相当部分が明らかになったとはいえ、未だ不十分なところは多い。特に、韓国政府の対日政策の連続性については解明されたものの、日本側の対韓政策の変遷については研究上の空白である。いわゆる対韓交渉における日本側の動向の連続性に関して、その分析対象とされた時期は1950年代半ば以降に限られ、50年代の初期会談における日本政府の動向が依然として不透明である。また、経済協力方式の政策的起源についての議論は現在のところ皆無に近い。

分析視座

本稿は、上記の問題提起および先行研究の成果と限界を踏まえて、約14年間に及ぶ日韓会談における請求権交渉過程を研究対象とし、1965年の経済協力方式による請求権問題妥結の政策的起源を解明することを目的とする。その際に、韓国問題に対する日本外交のある種の連続性と、日本がこれをいかにして日韓間請求権問題に戦略的に貫徹したかを解明することが、もう一つの目的である。

本稿は先行研究動向の有効性を部分的には認めつつも、それを修正または補完し、大きく二つの分析視座に立っている。

第一に、新たに公開された日本外交文書に基づく歴史の再解釈により、日本政

過大評価された部分があると指摘せざるを得ない。本稿の第4章でも言及するが、伊関が、請求権の総額を「無償、有償、商業借款」という組み合わせで割り振ったことに積極的に関与した可能性は高い。だが、日韓間請求権交渉におけるもっとも重要な問題である請求額総額そのものに関しては、外務省内では、伊関が1959年6月に新任アジア局長に着任する前から、韓国に対する請求権金額を「約180億円＝約5億ドル」ぐらいに推定していたことが判る。

¹⁶李東俊（2011）「日韓請求権交渉と「米国解釈」一会談「空白期」を中心にして一」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版社、53－82頁。

府の対韓政策における戦略的連続性および一貫性を解明する。先行研究において、経済協力方式が韓国側で構想されたことではないことは、すでに明らかにされている。また、先鋭的に対立する日韓を米国が仲介することによって、初めて請求権問題の妥結が可能となったという、いわゆる「米国仲介史観」によって解釈されることが多かった。そのため、先行研究では、経済協力による請求権問題の解決方式の原型を、1950年代後半の日本の池田政権や米国の介入に求める傾向が強い。

本稿はむしろ、経済協力方式の政策的起源を、日韓会談が開始される以前の時期まで遡り、日本政府の初期対韓政策に求める。特に、日本の「対韓請求権の主張→対韓請求権と韓国の対日請求権との相互放棄→経済協力方式による決着」という、対韓政策の変遷過程における日本政府の内在的論理と、その際の外務省アジア局の役割に注目する。アジア局の中堅官僚が、対韓請求権問題における日本の表面的な政策変遷とは裏腹に、外務省の当初の対韓政策構想を、いかにして実質的な請求権問題の解決案として実現したかを分析する。

こうした分析視座に立ち、予め結論を述べれば、以下のようなになる。要するに、日本の対韓政策の大枠は、外務省を中心として早い時期から形成された。これは日本政府の一貫した対韓政策および戦略として存在し、1951年の予備会談から65年に経済協力方式として請求権問題が妥結するまで、日本の対韓交渉は実際に同じ延長線上にあった、という議論として展開される。

第二に、請求権問題が経済協力方式として決着した構造的要因を、分析視座に据える。従来の日韓国交正常化交渉史研究では、日本と韓国における対外政策、とりわけ請求権問題の解決における拘束要因として、米国という外部要因と結び付ける傾向が強かった。とかく、アジア冷戦および米国の冷戦戦略の動向を、経済協力方式による請求権問題解決の構造的要因として強調したのである。こうした見方は、米国外交文書に依拠して米国の影響力を過大評価する傾向から生じたものである。

だが本稿は、米国の影響力に対する先行研究の評価を適正なものにしながら、日本政府内の対立軸にも着目する。対韓政策における日本政府内の省庁間の官僚政治と、日本歴代政権における政官関係にも目を向けて、経済協力方式に至るまでの構造的要因を立体的に分析する。具体的には、日韓会談をめぐって、外務省

や大蔵省など日本政府内の各省・各部局間の思惑は異なっていて、対韓政策における日本国内政治のダイナミズムは、日本の対韓交渉戦略に影響していたことを明らかにする。

史料について

本稿において用いた一次史料について言及しておきたい。先に述べたように、日韓会談に関する日韓の一次史料が本格的に公開されたのは、2005年からである。それ以前は一次史料といっても、米国側で公開された外交文書に依拠することが限界で、当事国である日韓に関する実証的な分析が困難であった点は、日韓会談関連研究における大きな制約であった。しかし、日韓における一次史料公開の促進に伴い、戦後日韓関係の出発点である日韓会談関連研究において、マルチ・アーカイヴァルな研究を可能にする素地が整ってきた。

第一に、日本側史料として本研究の中核となったのは、2008年に情報公開法に基づく開示請求によって公開された「外務省文書」である。本研究の主要な論点である、日韓会談における日本政府の内在的論理、対韓政策の実態、その形成過程などは、すべてこれらの文書の解析に基づいている。

これらの文書の公開は、「日韓会談関連文書を求める会（以下、求める会）」という市民団体の開示請求によって実現した。吉澤文寿や太田修の研究者と戦後補償を求める市民団体を中心に、2005年12月に結成された「求める会」が、06年4月、情報公開法による日韓会談文書の開示請求を外務省に対して行った。その後、日本外務省を相手取って提訴した結果、外務省は06年8月から08年5月までに、7回にわたって合計1369件約6万枚の文書を公開した¹⁷。日本側外交文書ファイルは、

¹⁷日本外務省文書が、情報公開法にもとづく開示請求によって公開された経緯については、李鍾元の論文（2009a:1-4）で一目瞭然と紹介されている。また、日本側外交文書の公開に至った経緯や内容の詳細については、吉澤文寿「日本における日韓会談関連外交文書の公開状況について——一般請求権問題を中心に——」『外交文書の公開韓日会談の再照明』（韓国国民大学日本学研究所・韓国政治外交史学会主催国際シンポジウム、ソウル、2008年11月7日）、45-47頁；『日韓会談文書・全面公開を求める会ニュース』11号（2008年5月23日）、1頁などを参照。

「日韓会談文書・全面公開を求める会」のウェブサイト（<http://www.f8.wx301.s-milestart.ne.jp/nihonkokai/nihon.html>）には、経緯の説明や内容の紹介とともに

「求める会」のウェブサイトから抽出できる。

それ以外の日本側一次史料としては、大蔵省財政史室編の『昭和財政史』、『昭和財政史一昭和27～48年度』、条約局法規課が作成した『講和条約研究資料』シリーズと『講和条約の研究』も使用している。

第二に、2005年に韓国側が公開した日韓会談関連外交文書である。本稿において指摘した韓国側の考え方や、対日政策に関する韓国の内部的な記録は、これらの文書に依拠している。日韓会談に関連する韓国外交文書は、1951年の予備会談から65年の条約締結に至るまでの会談過程を通じて作成されたものであり、合計156点、頁数にして35,354頁に及ぶ¹⁸。

第三に、米国側外交文書については、米国国立公文書館所蔵（メリーランド州カレッジパーク、The National Archives at College Park, Maryland、以下、NACP）の国務省文書の内、RG59、RG84を主に活用した¹⁹。これらの史料には、国務

に、日本側公開外交文書の全文が掲載されている。一方、日韓会談関連韓国外交文書がすべて、ソウル市内の外交史料館に所蔵されていることに比し、日韓会談関連日本外交文書は、まだ「行政文書」であるため、外務省情報公開室における個別の請求手続きが必要である。なお、この公開文書には「黒塗り」の形で未公開の部分が大きく存在している（推計28%）ため、現在「求める会」が中心となって追加請求を続けている状況である。

¹⁸韓国外交文書の公開に至った経緯や文書の概要については、李鍾元の論文（2009a:1-4）で紹介されている。2005年に公開された、日韓会談関連韓国外交史料は、ソウル市内の外交史料館で一般公開されている。その全ての史料は、韓国国民大学日本研究所にもPDFファイルとして所蔵されており、韓国国会図書館でも入手できる。また、韓国の日刊紙『東亜日報』のウェブサイト（http://www.donga.com/news/d_story/politics/K_J_agreement65/data.html）にも全文書が公開されており、ダウンロードできる。

¹⁹RG59は、米国国務省本省の一般記録郡文書であり、セントラル・ファイル(Central Files)とオフィス・ファイル(Office Files)に大別される。セントラル・ファイルは、国務省本省の集中管理システムによる基本文書であり、公刊されている外交史料集『Foreign Relations of the United States』(FRUS)の骨格を成している。RG84は、在外公館資料である。これは、基本的に在外公館が作成、補完していた資料郡である。なお、日韓問題に対する国務省内の会議や対日・対韓政策方針をめぐる内部検討、政府内の通信内容などに関しては「RG59」、ソウルや東京などの現地の大使館の動きや大使館同士の動き、国務省本省から在外公館への指令などを知る上では「RG84」は、貴重な資料である。

省本省から駐日米大使館や駐韓米大使館に対する指令、また両国大使館から国務省本省への報告などが含まれている。

本文の構成

最後に、本文の構成と内容について言及しておきたい。本稿は、全6章から構成されており、時系列に沿っている。

第1章では、1950年代の初期日韓会談において重要な争点となった、日本の「対韓請求権主張（韓国では、逆請求権）」に関する日本政府の法的論理がいかに関形成されたかを明らかにする。主として、日本政府の法的論理の基礎を提供した名古屋大学法学部山下康雄教授の研究報告書に焦点を当て、山下による議論の背景や中身、また外務省が山下の議論を日本の対韓請求権主張にどのように取り込んだかを解明する。

第2章では、1951年2月に開始された第1次会談から53年10月の第3次会談決裂までの時期を分析対象とし、請求権問題に関する日本政府内の政策形成プロセスを解明する。日韓会談をめぐる日本政府内の各部局、省庁間の異なる思惑の中で、外務省のイニシアティブにより、日韓間の請求権を相互放棄した上で韓国に対する経済協力の形で解決する、という案が対韓請求権交渉戦略として形成されたことを明らかにする。そして、本案が65年の「経済協力方式」による請求権問題妥結と政策的類似性を有していることを新たな知見として提供し、50年代と60年代における日本政府の対韓戦略の「連続性」を示唆する。

第3章では、先行研究において十分解明されず、日韓会談の断絶期として知られている、1950年代半ば（1953年10月～57年12月）の会談中断期を対象とする。数少ない先行研究においても、主として、日韓会談再開に向けた日韓米三国間の非公式交渉に焦点が当てられているが、本稿では、日本政府内の政策決定過程に注目する。すなわち、日本政府が会談再開への糸口をいかに模索し、日韓間の最大の懸案であった日本の対韓請求権主張撤回問題をいかに収斂していったのか、この過程で日本の従来の対韓戦略がいかに「変容」または「連続」したのかを明らかにする。

第4章は、第4次会談と第5次会談における、日韓間請求権交渉の展開に焦点を当

てる。まず、実質的な請求権交渉の進展がなかった第4次会談において、日本と韓国の間ではいかなる議論が交わされたのか、次に、韓国の政権交代により誕生した新政府と日本は、第5次会談において請求権交渉をいかに展開したのかを再検討する。

第5章は、池田政権と朴軍事政権との交渉過程に焦点を当てる。この時期は、第6次日韓会談の前半に当たる。本会談は、請求権問題を経済協力方式として解決するという大前提の下で出発し、「大平・金」合意に至っては請求権という名目が完全に消えていく。その過程で、日韓の間では様々な形式で会談が行われ、請求権問題をめぐる熾烈な駆け引きが展開される。本章では、特に、日本と韓国との間ではいかなる議論の下で請求権の名目が消滅し、また、日本政府内でいかなる議論により「3+2+1」合計6億ドルという、対韓経済協力資金の支払決定に辿り付いたのか、その展開過程を検討する。

第6章においては、「大平・金」合意以降の、日韓間交渉および日本政府内の動向を解明する。「大平・金」合意に対する韓国内の反発のため、日韓の間では請求権問題に対する実質的な再交渉が行われ、請求権金額の総額が「3+2+3」で最終的に妥結される。その交渉過程および再交渉の背景に迫るとともに、交渉妥結から批准までの道のりについても検討し、この過程で日本外務省はいかなる思惑を抱いていたのかを考察する。

第1章

日本の対韓請求権論理の起源

——「対韓請求権主張」論理の形成過程、1949～51年——

1952年2月の第1次日韓会談の際、日本の「対韓請求権主張」により触発された、日韓間の激しい法律論争と歴史認識をめぐる対立は、50年代の日韓交渉がほとんど進展しなかった主因とされている。日本の対韓請求権主張の目的が、当初歴大と予想された韓国の対日請求に対抗するとともに、国内的には朝鮮半島からの引揚者に対する国家補償を回避するためである、ということは従来の研究において明らかになっている。多くの先行研究は、日本の対韓請求権主張が朝鮮統治に対する「反省なき」歴史認識を如実に示していると批判している。こうした先行研究の見方に根本的な異議はない。

日本の対韓請求権主張の目的やそれに起因する日韓対立については、先行研究においてある程度解明されている。しかし、日本の対韓請求権主張がいかなる背景の下で可能となったのか、すなわち、敗戦国である日本が旧植民地に対して逆に請求権を主張することを可能とした論拠はいかなるものだったのかという疑問が残る。これは先行研究において未だ十分に解明されておらず、研究上大きな空白をなしている¹。

そのため、日本政府は、そもそも日韓会談に対する政策論理が欠如し、対韓政策には一貫して消極的な態度で、韓国の対日請求権の減額や請求権名目を否定するための最小限度の交渉にとどまった、という認識を生じさせた。

本章は、こうした先行研究の限界を念頭におき、従来ほとんど注目されなかった、日本の対韓請求権主張を裏づけた法的論理の形成過程と議論の背景を実証的に解明する。これは、本論文の問題意識を紐解くための大前提となる。特に焦点をあてるのは、日韓会談開始前に、外務省条約局による依頼に基づいて作成され、

¹近年、日韓会談における日本政府の法的論理を分析している研究成果として、浅野（2011）と太田（2011）の研究があるが、法的論理の形成過程については解明されていない。

後に日本政府の法的論理の基礎となった、山下康雄名古屋大学法学部教授の研究報告書(以下、山下報告書)である。

山下報告書の重要性は、外務省条約局を中心とする、在外日本財産処理に関する研究および対韓請求権論理形成に与えた影響の大きさにある。外務省が、数ある当時の国際法学者の中からいかなる思惑で山下を選んだかについては、山下が領土割譲問題研究の専門家だったこと以外は判然としない。

また、山下報告書が外務省の法的論理として採用された経緯を示す資料も、今のところ発見されていない。だが、条約局は山下の研究調書について「講和問題その他の研究及び執務上極めて有益であり、大方の研究に資する」と評価、これらを刊行・編集し、外務省内外に配布した²。山下報告書が、日本政府の対韓請求権論理形成の理論的基礎となったことは、当時の外務省職員によっても認められている³。

1951年10月10日から開かれた第12回国会では、参議院の「平和条約及び日米安全保障条約特別委員会」に、国際法学者としては唯一山下が参考人として出席した。ここで山下は、在外日本財産処理および賠償問題について、講和条約との関連性に関する自らの法的見解を披露した。このことから、日本政府が山下の法的見解に依存していたことがうかがえる⁴。

以上の問題意識に立ち、本章はまず、敗戦国の在外財産処理に関する山下の研究と、その研究結果が在韓日本人財産に関する法的論理にいかに取り込まれたの

²山下(1949)『領土割譲の主要問題』序；条約局法規課(1950)『米国の独乙財産処理(講和条約の研究第六部)』はしがき；条約局法規課(1951)『講和条約研究資料(上)』はしがき。

³北東アジア課「平和条約第四条(b)項と在朝鮮旧日本財産との関係」1952年2月6日、情報公開法に基づく日本外務省開示文書(以下、外務省文書)、2006-588(請求番号)-1567(文書番号)。以下、日韓会談関連日本外務省文書は同じ要領で表記する。なお、本文書の1頁に、当時外務省条約局の原事務官の作成した文書をアジア局で引用したことが示されている上で、原が日韓請求権問題に関する法的見解を補足説明する際に、「…わが方の見解の理論的基礎となっている名古屋大学山下教授の見解に対し…」と述べていることが記されている。

⁴「平和条約及び日米安全保障条約特例委員会参議院会議録」『第12回国会』第3号、1951年10月25日、日本国会会議録検索システム「<http://kokkai.ndl.go.jp>」(2014年11月12日検索)。

かを解明する。その上で、対韓請求権問題に関する日本の法的論理、すなわち山下報告書の論理的矛盾が露呈したにもかかわらず、これがなぜ、今後日本の対韓請求権論理の原点として位置づけられたのかを明らかにする。

第1節 講和研究の開始

1. 植民地問題の排除

敗戦直後の1945年11月、外務省は来たる講和会議に備え、条約局長を座長とする「平和条約問題研究幹事会」を発足させ、講和条約締結に関する予備的研究を開始した。同会は、講和条約をめぐって多岐にわたる研究項目を策定し、基礎資料を作成した。パリ講和条約⁵の調印直後の1947年3月、マッカーサー（Douglas MacArthur）連合軍総司令部最高司令官が、対日講和条約の早期締結を要望したことが報じられると、外務省内の研究は、他の省庁を交えた各省連絡幹事会に発展し、政府レベルでの検討が開始されることになる（西村熊雄、1971：21-28）。

これと並行して、外務省条約局は、講和条約関連研究諸項目のうち領土割譲に伴う主要問題に関する研究を、国際法学者であった山下教授に委嘱する。その後、1949年から50年の間に、山下の一連の研究成果は次々と外務省内でまとめられ、刊行された⁶。

一方、日本の敗戦に伴う、朝鮮に居住していた日本人の引揚げが、南朝鮮⁷では1946年3月、北朝鮮では47年4月をピークに一段落した（정병욱[チョン・ビョンウ

⁵第2次世界大戦の講和条約のひとつで、1947年2月10日に締結。旧枢軸国イタリア、ルーマニア、フィンランド、ブルガリア、ハンガリーの各国ごとに連合軍21か国と結ばれた一連の条約を指す。

⁶山下と外務省主導で行われた研究成果は、1949年9月に『領土割譲の主要問題』が刊行されたことを皮切りに、50年には『講和条約研究資料』（第一巻～第六巻）と『講和条約の研究』（第一部～第六部）が、51年には『講和条約研究資料』（上巻、下巻）が刊行された。なお、『講和条約の研究』（第一部～第六部）は、50年に謄写刷りとして印刷されたが、51年には活版として改めて刊行された。51年の活版においては、各部の表紙に「山下教授」が表され、講和条約に関する研究全般に山下が主要な著者となり、外務省の法的論理形成に深く影響していたことが判る。

⁷本稿では、大韓民国政府が樹立する以前の38度線以南地域を「南朝鮮」、その政府を「南朝鮮過渡政府」と記す。

ク]、2005：64)。その際、南朝鮮に残された日本財産（以下、在韓日本財産）は国公有資産・私有財産を問わず、1945年12月6日に在韓米軍政庁令第33号（以下、命令33号）によって米軍政庁に帰属させられた⁸。

命令33号により没収された在韓日本財産は、大韓民国制憲国会が成立した直後の1948年9月21日、「米韓間の財産及び財政に関する最初の協定」（以下、米韓協定）第5条によって韓国政府に移譲された⁹。

このような、命令33号をはじめ在韓日本財産の処分をめぐる一連の法的措置を、対日講和条約締結後に日本はいかに受け止めるべきかという問題も、講和研究の一環として進められた。とりわけ、日本政府および旧朝鮮統治にかかわっていた者は、在韓日本財産の韓国政府への権利移転を一斉に否定した。

外務省に設置された「平和条約問題研究幹事会」は、1949年12月に『割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述』の中で、「日本の朝鮮統治は搾取ではなくむしろ同地域の近代化に貢献」したとし、在韓日本財産の措置は苛酷であると批判した。

大蔵省管理局は、付属機関である在外財産調査会の調査・執筆を、1950年7月までに『日本人の海外活動に関する歴史的調査』と題する35冊の本にまとめた。そのなかで、「朝鮮内での日本人による活動は正常な経済・文化活動であり、朝鮮に対する日本からの援助は差引プラス」であるという見解を発表した（高崎宗司、1996：5-10）。

戦前、植民地朝鮮の統治機関であった朝鮮総督府は、南朝鮮に進駐していた米軍に対し、日本が講和条約に批准するまでは朝鮮に対する主権を保有すると主張していた。朝鮮総督府の見解は、本国である日本政府の決定を反映したものであ

⁸外務省アジア局第一課「日韓会談における双方の主張及び問題点の附属資料」1958年1月20、外務省文書、2006-588-69。詳細には、61～63枚目の英文の原文、「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY FORCES IN KOREA Office of the Military Governor Seoul, Korea ORDINANCE NUMBER 33 : VESTING TITLE TO JAPANESE PROPERTY WITHIN KOREA」6 December 1945、和訳文としては、64～66枚目「在朝鮮美国陸軍司令部軍政庁 法令第三十三号 朝鮮内にある日本人財産権取得に関する件（本訳文は、在朝鮮合衆国軍政府官報による）」を参照のこと。

⁹同上、72～73枚目「アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政及び財産に関する最初の取極」（一九四八年九月二一日京城で署名）を参照のこと。

った。日本政府は、朝鮮に対する日本の主権は、米軍の南朝鮮占領によってあくまでも「事実上休止」された状態にすぎないと考えていた（山名酒喜男、1965）。

こうした朝鮮総督府および日本政府の考え方は、日本の敗戦とともに主権が回復したとする、南朝鮮側の主張と真っ向から対立していた。すなわち、南朝鮮は、日本が無条件降伏を受諾したポツダム宣言によって朝鮮における法的権威を確保したと主張し、日本側は、ポツダム宣言の受諾はただ日本の主権が制限されたにすぎないと主張した。ポツダム宣言をめぐる日本と南朝鮮の対立は、その後日韓会談において、朝鮮の独立時期をめぐる日韓間法律論争の起源となる（長澤裕子、2011）。

さらに、敗戦直後の1945年8月27日に組織された「朝鮮総督府終戦事務処理本部」は、戦前日本人は朝鮮内各方面にわたり経済活動を行ったと評価した上で、朝鮮内の日本の工場設備などが「代償なくして朝鮮人に搾取される」と主張した。そして、その財産は日本政府が連合国に提供すべき賠償財産と直接関係すると指摘した（高崎、1996：5-10）。

日本と南朝鮮を同時に占領¹⁰していた米軍の見解もまた、日本の主張に傾斜していた。南朝鮮に進駐したホッジ（John R. Hodge）米軍司令官とアーノルド（Archibald V. Arnold）軍政長官は「朝鮮半島は大日本帝国の不可分の一部であり、南朝鮮への進駐は敵国領土への進駐」と認識し、南朝鮮と日本領土への進駐とを区別していなかった。

¹⁰日本の降伏直前、連合国の戦後構想において、朝鮮半島については北緯38度線を境に米ソが南北を分割占領して信託統治することが合意された。そして、北緯38度線以北には、1946年2月に「北朝鮮臨時人民委員会」が設立され、これは47年2月に「北朝鮮人民委員会」となり、49年5月に朝鮮民主主義人民共和国政府が樹立された。他方の38度線以南には、48年5月に大韓民国制憲国会構成のための総選挙を経て、同年8月に大韓民国政府が正式に樹立された。なお、米ソによる朝鮮半島分割統治合意が、具体的にいつ、どこで、いかなる形式で行われたかについては様々な見解がある。有力な説として以下の2点に絞られる。まず、第2次世界大戦中に、連合国側である米国、英国、ソ連の指導者が戦後構想に関する会議を行い、その中で戦後に敗戦国とその占領地域の取り扱いなどを議論した「ヤルタ会談」の際であるという見解がある。もう一つは、米国、英国、ソ連の外相が、戦後、朝鮮半島など敗戦国の旧占領地に対する信託統治案を決定した「モスクワ三相会議」の際であるという説がある。

特にホッジは、南朝鮮における占領行政に、天皇の権威と旧朝鮮総督府を含む日本人官僚の一時的な職務継続を利用する、間接統治案を構想していた。ホッジの試みは南朝鮮において大きな反発を招き、占領初期の重大な失策となった。トルーマン政権は1945年9月20日にホッジ案の見直しを発表し、米軍による直接占領へと方針を転換した（小此木政夫、2013）¹¹。

ともあれ、南朝鮮占領統治をめぐる米国側の動向を見る限り、米国が戦前の日本による朝鮮半島支配そのものを否定していなかったことは自明である。

朝鮮統治を正当化する日本政府の認識は、連合国側が第2次世界大戦後の戦後処理の中で、戦前の植民地支配責任問題を不問に付したことで一層固まった。例えば、ドイツには、主として「ナチスの不正」に対する人道的責任と被害者への補償が集中して追及された。一方、ドイツの他国に対する侵略行為や植民地支配の是非はほぼ問われなかった。対日講和条約に先立って1947年2月に締結されたイタリア講和条約¹²においては、イタリアの戦争責任のみが問われ、植民地支配の罪を追及してそれを清算するという考え方は存在しなかった。その後、1951年9月に締結された対日講和条約¹³においても、日本には連合国との戦争に関する責任だけが

¹¹米国による南朝鮮占領政策が直接統治に転換した理由は、ホッジによる南朝鮮間接統治案が抱えていたいくつかの難問のためである。第一に、終戦後朝鮮半島は米ソによる分割占領方式だったため、米国の南朝鮮占領政策は、日本単独占領とは異なり占領政策におけるソ連との意見調整が必要であった。第二に、「日本帝国からの朝鮮人の解放」がカイロ宣言に言及されているにもかかわらず、米国が南朝鮮進駐を「敵国への進駐」と見なす場合、朝鮮人を「敵国民」とすべきかそれとも「被解放人民」とすべきかという問題を生じさせた。そして、こうした議論は南朝鮮人から大きな失望と反発を買った。第三に、間接統治を主張したホッジ自身の準備不足のため、そもそもこの案の実行可能性が疑問視されていた、という点が挙げられる。一方、米国の南朝鮮直接統治にかかわる行政機構は、実際に朝鮮総督府の機構をほぼそのままに踏襲するものであった。すなわち、米国による南朝鮮占領行政は、総督府の機構を維持しつつ米軍将校がその職務を遂行する方式によって開始された（小此木、2013）。

¹²第2次世界大戦後、米国、英国、フランス、ソ連が参加し、パリで調印されたイタリアと連合国間の講和条約である。

¹³本稿は、戦後連合国と日本との間で締結された本条約を「対日講和条約」と記すが、原文を引用する場合は「対日平和条約」または「サンフランシスコ講和条約」などの表記も用いる。

問われた（佐々木隆爾、1994）。

これらの講和条約は、戦勝国と敗戦国との間の戦後処理という色彩を帯び、戦前の連合国および枢軸国による植民地支配の責任問題を暗黙のうちに排除したのである。

こうした連合国の認識は、「日韓の併合は当時日本と韓国との間で適法に行われ、朝鮮の独立は日本の敗戦の結果生じたものであり、日本と韓国は戦争状態ではなかった¹⁴」という日本政府の主張の論拠とされ、日本が朝鮮支配に対する責任を回避するための好材料となった。

2. 戦後処理における韓国の位置づけ

対日単独講和に臨んだ米国は、当初、対日戦後処理政策において厳しい態度を示していた。ポーレー（Edwin E. Pauley）を団長とする賠償調査団は、厳格な対日賠償方針に立ち、1945年12月7日に「日本の軍国主義の復活を不可能にし、余剰の工業設備を除去し日本の侵略を受けた諸国に移す」という趣旨の中間賠償報告を発表した（太田修、2003：36-37）。先述した、45年12月6日の命令33号による在韓日本財産の没収も、こうした米国の初期対日賠償方針を反映したものであった。

米軍政下の南朝鮮過渡政府は、米国の厳格な対日賠償方針に呼応し、1947年から対日賠償要求に関する理論的検討作業と事実関係の整理を行い、対日賠償要求を準備していた。しかし、戦前の植民地主義に対する責任を問わない連合国の態度は、韓国の対日賠償要求を構造的に制約していた。

太田（2003：19-24）が指摘したように、「賠償」という用語は第1次世界大戦後ヴェルサイユ条約などにおいて登場した概念で、「敗戦国が戦争で発生した被害・損害・損失に対して支払う、被害回復の意味」であった。すなわち、「賠償」の概念にはそもそも植民地主義に対する責任規定が存在しなかった。

韓国は、日本の朝鮮統治に対する責任を追及¹⁵することができず、対日賠償の根

¹⁴外。管。経「朝鮮における債務の処理について」1949年3月、外務省文書、2006-588-1559。

¹⁵장박진[張博珍](2009：37)は、先行研究における「歴史清算」「植民地主義清算」という定義の不明確さを指摘した上で、韓国における過去清算の意味を明確

拠を曖昧にせざるを得なかったのである。1949年9月に完成し、54年大韓民国政府によって刊行された『対日賠償要求調書』の序文には、こうした韓国政府の苦心の痕跡が見て取れる¹⁶。この序文を要約すれば以下のようなになる。

- ・ 1910年から1945年8月15日までの日本の韓国支配は韓国国民の自由意思に反した日本単独の強制的行為である。
- ・ 大韓民国の対日賠償要求の基本精神は日本を懲罰するための報復の賦課ではなく、犠牲と回復のための公正な権利の理性的要求にある。
- ・ 韓国に対する日本の過去36年間の非合法的統治による無限の損失に対し賠償を要求することはできるが、我らの対日賠償要求基本精神に照らしこれは一切不問にする。ただ中日戦争及び太平洋戦争期間中に限って、直接戦争によって被った人的物的被害のみを調査し賠償を強力に要求するところである。
- ・ (注) 被害調査は韓日合併当時から8.15解放時までを原則とする。

要するに、韓国政府は、日本の不法な植民地支配に対する賠償取立の可能性に言及しながらも、それを「不問」にして、賠償要求の範囲を「中日戦争および太平洋戦争期間中に直接被った人的物的被害補償」に限定するとした¹⁷。

植民地主義に対する責任を問えない状況の下で、韓国が期待をかけていたのは、対日講和会議において連合軍としての地位を確保し、日本に対して戦争賠償に準ずるかたちで賠償を要求することであった。韓国は、対日講和条約における連合

に定義することを試みた。そして、過去清算というのは「植民地時代に起こった問題の処理」ではなく「植民地支配そのものに対する清算」を意味している。前者は日本の韓国支配に対する性格規定なしに可能であるが、後者は必ずその過去の性格規定を必要とする、と論じた。したがって、「日本による過去の朝鮮植民地支配は韓国人の意思に反した力による不当な強占」であるという韓国の主張には、日本の不法的な植民地支配に対する責任追及と、それに基づいた問題解決を伴わなければならない、と論じている。

¹⁶大韓民国政府（1954）「序文 一、対日賠償要求の根拠と要綱」『対日賠償要求調書』。

¹⁷太田（2003）と吉澤（2005）は、韓国が当初、日本の植民地支配に対する清算を要求していたと論じ、その根拠として『調書』の序文を挙げているが、こうした

国側署名国としての地位確保を米国に要請していた。これに対してはマッカーサーも、韓国が署名国として対日講和会議に参加することを容認していた（高崎、1996：16）。

ムチオ（John J. Muccio）駐韓米国大使も、1949年11月23日に米国国務省が韓国の対日講和条約への参加の是非について意見を打診した時、「韓国が米軍政から引き渡された『在韓日本財産』によって、韓国側の対日賠償請求を帳消しにすればよい」ということを条件に、韓国を対日講和会議に参加させるべきと勧告した。国務省はマッカーサーやムチオの建議を受け入れ、同年12月29日に作成した対日講和条約の草案に、韓国が連合国の資格で対日講和会議へ参加することを明示した（太田、2003：61-62）。

ところが英国は、韓国が戦前に日本の植民地であり、実際の交戦状態ではなかったとの理由で、韓国に対する連合国資格の付与に猛反発した。結局、米国も英国の意見に同意した¹⁸。ダレス（John F. Dulles）米国国務長官顧問は、1951年6月14日付の対日講和条約草案において、韓国を署名国のリストから排除した。その反面、連合国の旧植民地だった東南アジア諸国¹⁹に対しては、日本との戦争賠償交渉の当事者としての性格を明確に与えた。連合国側で対日戦争を行ったという

両氏の解釈にはやや疑問が残る。

¹⁸韓国の対日講和条約への署名国としての地位確保要請が、英国の猛反対により挫折したことについて、先行研究では以下のような分析がある。まず、太田（2003：71-75）は、英国が反対して米国が結局それに同調した背景には、植民地統治を合法的なものとする連合国の「帝国の論理」が働いており、これによって日本は植民地支配に対する清算の機会が失われたと論じている。吉澤（2005：32-33）は、金民樹（2002）の研究を踏まえ、英国から提起された中国問題への影響を米国が考慮したためだと論じている。また、張博珍（2009：213-214）は、韓国の署名国排除の背景には英国の反対が絶対的に作用したというより、米国自身の再考によるものであると主張している。すなわち、米国における戦前戦後の対東アジア政策、そして米国の冷戦戦略と連動する対日講和の論理が複雑に絡み合っただけで表れた、論理的な矛盾構造の結果であると論じている。

¹⁹フィリピン、ヴェトナム、ビルマ、インドネシア、ラオス、カンボジアの6ヶ国を指す。このうち、ビルマは講和会議へ参加せず、インドネシアは署名したものの批准せずにおわった。また、ラオスとカンボジアは対日賠償請求権を放棄した。結局、日本に対して賠償請求をしたのは、フィリピンとヴェトナム2ヶ国のみとなった（原朗、1993）。

韓国政府の主張は却下され²⁰、日中戦争や太平洋戦争に関連して対日戦争賠償を要求しようとした韓国政府の試みは挫折した（金民樹、2002）。

実際に韓国は、1951年8月20日に日韓会談予備会談を控えて開かれた有識者座談会および朝鮮銀行月報において、対日戦争賠償概念を積極的に主張しなかった。この座談会には、兪鎮午高麗大学法政大学長、張基栄韓国銀行副総裁、洪璉基法務部法務局長、李建鎬高麗大学教授など、経済および法律分野の専門家が出席していた。彼らがその後、日韓会談の韓国側代表団に加えられたことを考えると、賠償や請求権問題に対する当初の韓国側の認識をうかがうという意味においても、この座談会での議論は見逃せない。

兪鎮午らは、韓国の対日賠償要求の根拠を「日本が暴力又は貪欲により盗取又は奪取した財産一切を原状に回復」することを明示した「ポツダム宣言」、日本帝国主義を批判した「ポーレー賠償使節の声明」、「日本が占領した地域から掠奪した一切の財産をその正当な所有者に返還するように強制する」という、キャンベラにおける英国の対日講和予備会談の決議声明、などに求めた。

しかしながら、この座談会への出席者たちは、韓国の賠償要求は戦勝国の敗戦国に対する戦費賠償の観念ではなく、既成債権ないし収穫物の返還で形成されている「特異性」を有しているとした。そして賠償執行においては、独自の方法によってその特殊要求を貫徹しなければならないと述べていた。

さらに兪鎮午らは、「対日賠償」を「対米借款」とともに、韓国経済再建のための重要な資金調達方法として位置づけていた。すなわち、対日賠償問題を植民地清算にかかわる問題としてより、経済的側面に重きをおいていた、と捉えることも可能であろう²¹。

²⁰韓国政府は「韓国が、植民地時代全期間を通して対日独立闘争を展開したのみならず、中国上海にあった大韓民国臨時政府は光復軍を結成し、対日宣戦布告の上、連合国側の中国軍に編成され、実際に第2次世界大戦において日本軍と戦った」という主張を、対日交戦国地位獲得の論拠として挙げていた。李元徳の研究書（1996：26-38）を参照。

²¹「韓国の対日賠償要求について」日付不明、外務省文書、2006-588-1572。これに関して、李元徳（1996）は、「韓国は請求権問題を過去清算問題として認識していたが、これが反共論理や経済論理に葬られた」と論じた上で、これを容認した米国や日本の態度を批判している。一方、張博珍（2009）は、2005年に公開さ

このように、宗主国が戦勝国となった連合国の旧植民地国に対しては対日戦争賠償要求の資格を付与するが、敗戦国の旧植民地であった韓国にはそれを否認するという連合国の論理により、韓国の対日戦争賠償要求の可能性は閉ざされてしまった。

韓国はその後、対日賠償要求を対日請求権へと変化させる（張博珍、2011：22-27）²²。『対日賠償調書』における、日中戦争および太平洋戦争に関連した戦争賠償要求を撤回し、1952年2月の第1次日韓会談の際に、請求権の性格として『対日八項目』を提示するのである。

3. アジア冷戦の開始と米国の対日占領政策の転換

終戦前、ローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）米国大統領は、アジアにおける戦後構想について、日本の膨張を抑えるために中国を大国化し、中国を中心としたアジア秩序の再構築を目指していた。1945年4月12日、ローズヴェルトの急死により政権を継承したトルーマン（Harry S. Truman）大統領は、中国中心のアジア秩序構築という前政権の方針を一応維持していた。だが、トルーマンの対中国認識はローズヴェルトと異なり、中国を、自由世界に脅威を与える危険な存在としてみるようになった。

一方、対日賠償緩和を支持していたマッカーサーは1947年3月17日に、日本占領の主な目的である非武装化と民主化は達成され、残る問題は日本の経済復興のみであるとして、ワシントンとの事前協議を経ずに対日講和条約早期締結案を一方

れた韓国外交文書の綿密な分析に基づいた実証的研究成果を通じて「韓国はそもそも、戦後連合国の態度や朝鮮半島を取り巻く構造的な要因のため、日韓会談において過去の植民地主義そのものを清算することは実現不可能であることを認識していた」と論じている。同外務省文書における、韓国有識者たちの対日賠償認識を見る限り、筆者もこうした張の議論に説得力があると考えられる。

²²張は、李承晩政権の下で作成された厳格とも思われる韓国の対日賠償要求方針が、同一政権の下で対日請求権として性格が変化した過程とその要因を検討した上で、「賠償」から「請求権」へと名目が変わったにもかかわらず、請求権の内容は実質的に賠償要求を継承していると述べている。張博珍（2011）「日韓会談における被害補償交渉の過程分析—「賠償」・「請求権」・「経済協力」方式の連続性—」『歴史としての日韓国交正常化 I』。

的に発表した。

しかし、トルーマン政権はマッカーサーの主張を危険視した。そして、日本の政治的安定が回復されていないまま講和条約を締結すれば、日本の政治的・経済的混乱を利用して共産主義が拡大する恐れがあるとし、講和条約の早期締結の可能性を否定した。ところが、1949年10月に中国大陸が共産化すると、ソ連共産主義に対抗するためヨーロッパを中心に想定されていた米国の冷戦戦略は、アジアにおいても本格的に展開されることになった（李錫敏、2013）。

対日講和問題はそのまま冷戦対立の焦点になった。米国は、共産主義の脅威に対して脆弱ではない日本を建設する方針に立脚し、日本の民主的改革に重点をおいた従来の対日占領政策を、経済復興による政治的安定の回復と早期対日講和に転換した。そして、1948年6月から日本は、外交権は依然として停止された状態ではあるものの、その以外においては「事実上の講和」が進行した（楠綾子、2013：234-248）。

米国の中国に対する脅威によって、アジアでの冷戦開始とともに、米国の冷戦戦略における日本の存在感が高まった。これは「逆コース」として知られる、米国の対日占領政策の転換に帰結した。米国は、日本の民主的改革に重点をおいた従来の対日占領政策を、経済復興による政治的安定の回復へと転換した。戦後日本の経済復興を最優先する米国の新しい方針は、従来の懲罰的な対日賠償方針を見直す契機となった。そして米国は、自らの対日賠償要求を緩和するのみならず、他の連合国および韓国に対しても、対日賠償要求の大幅な削減または放棄を要求した（李元徳、1996：21-29）。

こうした状況は、先述のように、韓国の対日賠償要求の根拠から植民地主義清算や対日戦争賠償要求を排除し、さらに、韓国の対日請求権の金額を制約する可能性も内包していた。

1951年7月に発表された対日講和条約のダレス試案は、韓国側にとってきわめて不利なものとなった。その最たる問題は、第4条（a）項の規程であった。韓国は、在韓日本財産が45年12月6日の命令33号および48年9月11日の米韓協定によって、すでに韓国政府に移譲され韓国の所有になっていると考えていた。だが（a）項の内容は、日韓間の外交交渉によって、在韓日本財産の所有権移転に関する議論を

改めて行うことを明示した。

これは事実上、韓国に移転された在韓日本資産を韓国の対日請求と相殺する可能性を暗示するものであった。すなわち、韓国の対日請求が、在韓日本財産の取得によってある程度満たされたとみなし、韓国の莫大な対日請求を抑止するものであった²³。

そのため、韓国の李承晩政権はダレス試案の第4条が日本の朝鮮併合を正当化し、ひいては対韓請求権主張を是認する結果になると反発し、米国に同条項の修正を強く要請した。これを受けて米国は、対日講和条約が署名される直前、第4条に「日本は在韓米軍による在韓日本財産の処分を承認する」という趣旨の(b)項を新たに設けた(金東祚、1993: 7-8)。第4条の(a)項と(b)項の内容は以下の通りである。

第4条(a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第2条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む。)で現にこれらの地域の施政を行つている当局及びその住民(法人を含む。)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。

(b) 日本国は、第2条及び第3条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令にしたがつて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

(b)項の内容は、在韓日本財産の処分を命じた在韓米軍の命令33号の効力を、日本に認めさせるものであった。当時韓国では、講和条約第4条に(b)項の挿入を成功させたことが、大きな外交的成果として評価された(金、同前)。

他方、日本政府にとっては、(b)項の挿入は予想外の問題であった。第12回国会での第4条(b)項に対する審議過程において、西村態雄外務省条約局長は「同条項が韓国の強力な外交活動によって挿入され、日本にとっては不利となる条項

²³ 「一九五一年八月二十日座談会」1951年8月、外務省文書、2006-588-1572。

である²⁴」と認めた。

そして、外務省は政府内で「当初ダレスが韓国を連合国として調印させようとしたが、韓国のこうした要請が挫折したことから、李承晩側の要請によって、米韓協定確定のために第4条(b)項が挿入された」という経緯を説明した上で、同条項が今後日韓間交渉に及ぼす影響を憂慮した²⁵。

ただし、(b)項の新設によって韓国は日本に対する一定の交渉力を確保したものの、対日請求権を確実に保証されたわけではなかった。講和条約第4条(a)項と(b)項の矛盾した内容は、むしろその後の日韓会談の全期間を通じて、日本と韓国が法的論理をめぐって争う原因となる。

本節でみたように、日本の戦後処理における韓国の位置づけは、敗戦直後の1945年に開始された日本政府の講和研究の一環として検討された。この際に、戦前の植民地主義を否定しない連合国の態度と、アジアでの冷戦開始にともなう米国の対日戦略の転換が、「植民地主義清算」や「戦争賠償」概念に基づいた当初の韓国の対日賠償論理を大きく制約する構造的要因となった。

第2節 山下報告書

1. 敗戦国の在外財産処理問題に関する研究

日本政府は、講和条約発効後、韓国および東南アジア諸国と国交正常化交渉を行わなければならなかった。だが、韓国との交渉は、戦争賠償の性格が明確に与えられた東南アジア諸国とは異なる立場にあったため、問題とされた。韓国が連合国の地位から排除されたにもかかわらず、韓国を念頭において講和条約第4条に(b)項の規定が挿入されたことは、複雑な法律的問題を内包していたのである。外務省は、在韓日本財産を含む在外日本財産に対する連合国の処理を、日本の戦後処理外交の側面を考慮しつつ、どう受け入れるべきかを考えなければならなかった。

山下は、このような思惑を抱いた外務省の委嘱を受け、講和条約と敗戦国在外

²⁴アジア局第二課「国会における在外財産補償に関する政府答弁等」外務省文書、2006-588-1234。

²⁵西沢記「日韓問題定例打合会（第三回）」[1951年]12月10日、外務省文書、2006-588-1631。

財産処理との関連、および賠償問題に関する研究に取り掛かった²⁶。主として、敗戦国国民が旧占領地に残した在外資産、敗戦国にある外国財産の処理、工業所有権の処理、米国のドイツ財産の処理などに関する分析・検討作業を行った²⁷。

この際、外務省条約局は山下に対し、第1次世界大戦後ドイツと連合国の間で締結されたヴェルサイユ条約と、第2次世界大戦後イタリアと連合国の間で締結されたイタリア講和条約を先例とすることを提案した（条約局、1951）²⁸。条約局は、先例の両条約を日本にそのまま適用することはできないが、「割譲地域にある譲渡国の公有、私有の財産、権利、利益の取扱について、イタリア平和条約を中心として、ヴェルサイユ、サン・ジェルマン両条約の先例をも勘案し、これが日本の場合に如何に通用されるかにつき推測²⁹」を試みると述べていた。

山下は、領土割譲にともない、割譲地に住んでいた敗戦国住民の国籍および私有財産がいかに取り扱われるか、という問題に研究の焦点を当てた。そして、敗戦国国民の私有財産権保護は国際法上排除されていないと結論づけた³⁰。条約局は、山下の見解に基づき、イタリア、ヴェルサイユ両条約における財産処理の特徴を以下のようにまとめ上げた。

まず、譲渡国の国有および準国有財産の処分についての見解である。条約局は、両条約とも、敗戦国の国公有財産が実質的に取立てられて継承国に無償で引き渡されたとみた。しかも、イタリア講和条約には、賠償とは別のカテゴリーで、継承国がイタリアの国公有財産を無償で受領するという規定があり、これはヴェルサイユ条約に比較してその範囲が広く過酷であると指摘した。

ただし、イタリア講和条約では私有財産権を認めてその範囲を厳格に規定した結果として、国公有財産の処理範囲が厳しく決められたと分析した。他方のヴェ

²⁶山下（1949：序）は、自分の研究は国際法の発達において重要な意味を持つと自ら評価した。その上で、講和条約における賠償問題関連条項を経済分野に位置づけ、「経済と関連する条項は他の項目に比べて理性が支配し、理によって争うことのできる分野は経済条項」であると意義づけた。条約局法規課（1950）『戦争と契約 講和条約の研究 第五部（山下教授）』序説。

²⁷条約局法規課（1950）『講和条約の研究』（第一部～第六部）を参照。

²⁸『講和条約研究資料（上巻）』はしがき。

²⁹条約局条約課「講和資料第二十二号」1951年1月、外務省文書、2006-588-1560。

³⁰条約局法規課（1951）『領土割譲と国籍・私有財産』序説。

ルサイユ条約では、国公有財産を賠償の肩代わりをしているが、実際には無償でとられたのと同じであるとした。

次に、敗戦国の私人の財産に対する見解である。条約局は、制限的ではあるが、敗戦国国民の私有財産について、両条約とも原所有者の権利を認めていると結論づけた。例えば、イタリア条約においては、割譲地域内に永住するイタリア人の財産が適法に取得されたものであれば、その私有財産権を保護し、継承国国民と平等の権利を与えている。

なお、連合国およびその同盟国の領域内にあるイタリア人の私有財産も、条件つきで原所有者への返還やその権利を認めている。ヴェルサイユ条約においては、割譲地に永住するドイツ人の私有財産権が保護され、それ以外の私有財産には苛酷な条件がとられていたが、ドイツ人の私有財産権が全く排除されてはいない、というものである。

こうした分析から、条約局は、在韓日本財産のうち私有財産に限っては、日本の財産権要求が可能であるという結論を導き出した。ただし、同局は、ヴェルサイユ条約において、私人の在外財産が賠償の支払に用いられた場合には、その財産の所有者に対してドイツ政府が補償の義務を負うことになったことには、注意を払っていた。これが、日本人引揚者の国内補償要求に際して論拠とされる可能性を指摘したのである³¹。

2. 分離地域

在韓日本財産に対する日本の法的論理形成において、もう一つの前提となったのは、朝鮮を分離地域として規定することであった。山下は、「朝鮮は独立国となったのであるから、割譲地ではなく分離地域、すなわち、detached territory といった方が適切である」とした。山下は、いかなる基準で「割譲地」と「分離地域」を区分したかについては、明確な見解を示さなかった。ただ、分離地域とは「日本の支配から除外される領域」「管治している当局」である概念を用いた³²。

³¹条約局条約課「講和資料第二十二号」1951年1月、外務省文書、2006-588-1560。

³²条約局法規課「平和条約第四条について（上）（未定稿）（講和条約研究第三号）」1951年9月、外務省文書、2006-588-1562、「はしがき」。

一方、山下は、朝鮮と同じく植民地統治を行っていた台湾については割譲地として規定した。山下が「台湾に対する政治的考慮、即ち中国政府と国民政府が考えられる³³」と述べたように、中国問題を意識していたことは伺える。国民政府が台湾に移転し、大陸と台湾をめぐる英米間の利害が対立している状況で、日本も将来の中国との関係を考慮せざるを得なくなった。第2次世界大戦の際に中国が連合国側で日本に宣戦布告をして交戦したことから、中国に連合国の資格が与えられ、かつ台湾が中国代表の座に着く場合、台湾と朝鮮は、対日賠償交渉において確実に異なる地位に据えられるのである³⁴。

分離地域に関する山下の理論も、イタリア講和条約とヴェルサイユ条約を先例として成り立っていた。まず、私有財産に関する山下の見解は以下の通りである。ヴェルサイユ条約において、ドイツ人の私有財産は割譲地を譲受した連合国によって清算されたが、イタリア講和条約においては、割譲地にあるイタリア人の私有財産は清算されない。一方、両条約とも、分離地域における私有財産に関してはその帰属が明らかにされておらず、これは第2次世界大戦後に結ばれた講和条約においても同様である。

こうした山下の立論は以下のような主張につながる。すなわち、割譲地における敗戦国の私有財産処理に関しては、第1次世界大戦後のヴェルサイユ条約には先例があるものの、分離地域に関しては先例がない。むしろ第2次大戦後には、分離地域にある敗戦国の私有財産を連合国が清算することを暗黙のうちに排除している。要するに「分離地域である韓国」における日本人の私有財産も、連合国によ

³³同前、「平和条約第四条について（上）」「はしがき」。

³⁴管見の限り、現在も「割譲地」と「分離地域」を国際法的に説明している文献は存在しない。ただ、坂本茂樹（神戸大学法学部名誉教授・一般財団法人国際法学会代表、2014年11月21日、書面にて答弁あり）の見解によると、「『割譲地』というのは、条約に基づき割譲された地域を指し、領域の得喪の権原の一つとして『割譲』という概念を用いる場合がある。これに対して、『分離地域』というのは、領域の得喪の権原ではなく、もう少し広い一般的意味で用いられている」という。坂本氏の見解を考慮すると、朝鮮は「領域の得喪の権原概念に基づき、条約により正式に割譲された地域ではなく、日本の敗戦により条約の根拠のない状況で日本から分離された地域」という解釈は可能である。

り清算されたとは言えない、というものである³⁵。

山下は次に国公有財産に関しては、先例の両条約をはじめ国際法上の一般的な原則として、割譲地のみならず分離地域においてもその没収を認めているとした。ただし、分離地域における国有財産が、イタリア講和条約のように「無償」で譲渡されるのか、ヴェルサイユ条約のように「賠償の肩代わり」となるのかということが問題であるとした。そして、山下は、分離地域にある日本の財産を賠償の肩代わりにすることを、「先例からいっても必ずしも断念する必要はない」と主張した³⁶。

このように、山下は、まず韓国の地位を、定義さえ曖昧な分離地域として規定した。そして、今後の日韓間請求権交渉の際に、「分離地域である韓国」における日本人の私有財産のみならず日本の旧国公有財産も含めて、これは韓国の対日請求権と相殺する対象になり得るとした。

3. 在韓日本財産に対する請求権

外務省の依頼の下で進められた講和条約に関する山下教授の研究の中で、韓国との請求権問題に関連する部分は「平和条約第四条について（上）（下）」という研究報告書として、1951年に外務省内でまとめられた。これは、52年に「在韓日本資産に対する請求権」と題した研究論文として公表された³⁷。これによって、日本政府は、在韓日本財産に対する請求権すなわち対韓請求権を主張する法的論

³⁵条約局法規課「平和条約第四条について（上）（未定稿）（講和条約研究第三号）」1951年9月、外務省文書、2006-588-1562、「第一章私有財産」。山下は、割譲地及び分離地域における私有財産処分に関する法的論理を、割譲地における国籍選択問題などと関連づけて説明している。だが本稿は、これに関する詳細な議論を留保し、山下が在韓日本財産問題に関して割譲地と分離地域の区分を用いた、ということを論証するための引用に留める。

³⁶条約局法規課「平和条約第四条について（上）（未定稿）（講和条約研究第三号）」1951年9月、外務省文書、2006-588-1562、「第二章国有財産」。

³⁷山下康雄「在韓日本資産に対する請求権」1952年10月25日『国際法外交雑誌』第51巻第5号；同論文は、外務省文書としても保存されている。「在韓日本資産に対する請求権」1952年7月30日、外務省文書、2006-588-1311。要するに、山下の研究成果が論文の形で世に公表される前に、外務省内では既に、対韓請求権主張に関する法的論理が形成されていたのである。

抛を整った。

山下報告書は主として、命令33号による在韓日本財産の没収を、対日講和条約第4条と関連していかに解釈するか、在韓日本財産に対する日本の権利はいかなるものかについて論じたものである。この中で山下は、「第4条（b）は拙劣な規定」とであると批判し、命令33号による在韓日本財産処分の効力は、4条（a）項の規定通り日韓間の外交交渉で決めるべきだと主張した。そして、韓国が在韓日本財産は4条（b）項によって最終的に韓国に帰属されたと解し、（b）の規定で安心するのは「馬鹿げた思い」とであると言いつつ³⁸。

在韓日本財産に関する山下の法的論理の核心は、以下の4点に要約できる（山下、1952）。第一に、国際法上の私有財産尊重原則があるため、米軍政府による日本資産の処理は没収や最終的な所有権の移転を意味しない。第二に、命令33号は戦時中の英米の敵産管理制度を簡素化したものであり、在韓日本財産に対する売却行為などの財産処理の効力のみを承認したものである。第三に、米韓協定による在韓日本財産の韓国への移転は、韓国の対日請求権を担保するための管理であり、韓国は日本資産の管理者にすぎない。第四に、講和条約4条（a）項と（b）項を読み合わせると、講和条約自体は在韓日本資産の最終的な取り扱いに関して未解決のままであり、（b）項は在韓資産に対する日本の権利を放棄させたものではない。日本は（a）項で保障される日韓間特別取極によって、韓国に対し、在韓日本財産の売却代金などの返還や損害賠償を要求する権利を有する。

その上で山下は、「法律論としての請求権の議論」と「政策論としての請求権の議論」とは別個の問題であると指摘した。そして、政策論的な観点から、日韓間の特別取極で定められるべきものとして次の3つの案を提示した。日本は対韓請求権を、①無条件に消滅させる、②韓国の対日請求権の放棄を条件として消滅させる、③完全に存続させる、という案である。

ここで注目すべきは、①は日本の対韓請求権主張のみの放棄、②は日韓の請求権相互放棄、③は日韓間請求権の相殺の可能性を示唆、と言いつつ換えることができ、

³⁸条約局法規課「平和条約第四条について（下）（未定稿）（講和条約研究第四号）」1951年9月、外務省文書、2006-588-1562、「第四章アメリカ軍の日本資産処理」。

ここから請求権問題に関するその後の日本政府内の議論の原型が見出せるということである。

山下は上記の3案に関して、日本が外交交渉において対韓請求権をあらためて放棄することが望ましいが、それは無対価ではないと述べた。すなわち、山下自身、当初から③の日韓間請求権の相殺の可能性には懐疑的であり、②の相互放棄案を念頭に入れていたことが伺える³⁹。

また山下は、日本による朝鮮統治と関連して生じた問題の中で未解決のままである事柄、例えば「韓国民が日本官吏としてうけるべき未払俸給、恩給、日本の公債」などについては、日本が責任を負うべきであるとした。そして、あえて言えばこれが韓国の「対日請求権」であり、韓国がこれらの対日請求権を放棄する代償として、日本は在韓日本資産に関する権利を放棄するとした。旧日本人として活躍した韓国人に対する補償と公債のみを、韓国の対日請求権として認めるという山下の思惑は、日本の朝鮮統治を肯定する認識の上に立ったものであった⁴⁰。

ここでみたように、山下は、イタリア講和条約とヴェルサイユ条約を国際法上の先例とし、敗戦国の在外財産処理の際にも「私有財産尊重原則」が見られると主張した。また、国際法上の韓国の地位を弱めるため、「分離地域」という法理を打ち出した。そして、在韓日本財産に対する日本の権利主張は正当なものであり、この主張は対日講和条約第4条の枠内で可能である、という結論を導き出した。その後、在韓日本財産処分に関する山下の法的見解は、日本の対韓請求権主張の重要な理論的基礎となった。

第3節 山下見解の限界

1. 命令33号の「帰属命令（ヴェスティング・デクリー）」の解釈問題

1951年10月20日、日韓会談予備会談が開始された。周知の通り、日韓会談は連

³⁹先行研究において、日韓間請求権の「相殺」と「相互放棄」の違いについての言及は皆無である。しかし、本稿の議論は「相殺」と「相互放棄」の違いを前提とした上で成立つものである。なお、「相殺」と「相互放棄」の定義やその政策的帰結の差異については、本稿の第2章「1950年代初期の日本政府の対韓請求権交渉政策案」第1節において詳細に述べている。

⁴⁰山下康雄（1952）「在韓日本資産に対する請求権」『国際法外交雑誌』第51巻第5号、1-30頁。

合軍総司令部（Supreme Commander for the Allied Powers、以下、SCAPと略称）⁴¹の斡旋で始まった。主な仲介役は、SCAPのシーボルド（William J. Sebald）外交局長が担当し、日本と韓国は、本会談に入る前に会談における議題選定や会談の形式などを調整するため、約2ヶ月間予備会談を行うこととなった。

しかし、日韓会談に臨む日本の目的は、対日講和条約発効後に在日韓国・朝鮮人の国籍と法的待遇をどうするかについて、韓国と討議することにあつた。これに対し、韓国では、財産請求権問題の解決に関心が集中していた⁴²。

日本政府内では予備会談開始直前の1951年9月に、上述の山下報告書を基礎とした日韓間請求権問題に関する一連の研究がほぼ完了していた。ところが、予備会談終了後、山下の法的見解に対するいくつかの問題点が提起され始めた。予備会談の際に、「日本には対韓請求権が存在しない」とした韓国側の強硬な態度に加え、これに関連する韓国側の法的主張が、日本の法的論理と相容れないことが明らかになった。中でも、命令33号における「ヴェスティング・デクレイ（Vesting Decree）」、すなわち在韓日本財産の帰属命令に対する山下の法解釈の理論的限界が指摘されつつあった。

まず、韓国の法律顧問として対日請求権に関する法的論理の基礎を整えた兪鎮午は、韓国の法的論理を次のように展開した。

対日講和条約第4条（b）項によって韓国及び韓国人に対する日本及び日本人の資産及び債権を包括する請求権の問題は解決されたので、同条（a）項による日本及び日本人に対する韓国及び韓国人の資産及び請求権の問題のみが韓日両国間に条約又は協定として解決する問題として残っている。我が政府の注意を喚起しておかなければならないのは、韓国にある日本財産が全的に没収されたことについて日本人達が暗々裡に大きな不満を抱いているという事実である。日本人達のこのような不満はなんの効果もないことであるが、我々が彼らに相対して財産に関する交渉を行う際、常に念頭に

⁴¹大東亜戦争（太平洋戦争）の終結に際してポツダム宣言の執行のために、日本において占領政策を実施した連合軍の機関である。極東委員会の下に置かれ、最高責任者は連合軍最高司令官となる。日本では、総司令部（General Headquarters）の頭字語であるGHQや進駐軍という通称が用いられる場合も多い。

⁴²予備会談の経緯についての概説は、李元徳（1996：42-47）と張博珍（2009：254-255）の論稿を参照した。

置くべきである（筆者和訳）⁴³。

この文章はやや分かりにくい表現になっているが、要するに、在韓日本財産を没収した命令33号の法的効力を、日本は講和条約第4条（b）によって認めており、同条（a）項に明示された日韓間財産処理に関する特別取極の対象となるのは、韓国の対日請求権のみである、という主張である。韓国が連合国の地位から排除されたにもかかわらず、講和条約の利益を受けてこうした主張を可能にしたのは、第4条（b）項の規定のためであった。韓国は、対日講和会議への参加が頓挫したことを挽回するため、同（b）項は日本の対日請求権主張を否定している、という独自の立場で日本を攻めた。

外務省は、今後日本が対韓請求権を主張する場合、こうした法的論理をめぐる両国の主張が日韓会談における大きな争点になると直感した。同省は、私有財産尊重原則を挙げて命令33号の帰属命令の効力を否定する日本の法的論理が、常に守られるのかという疑問を呈した。そして、講和条約第4条に起因する法解釈の問題が、在韓日本財産の地位をあいまいにし、むしろ日本の対韓交渉を困難にするのではないかと憂慮した⁴⁴。

特に、外務省アジア局は早くから山下の見解に懐疑的だった。同局は、日本は講和条約第4条（b）項の規定により、命令33号の有効性を承認しなければならないと考えていた。この際に米国は、対韓請求権主張に関する日本政府内の議論を懸念し、「講和条約によって日本が命令33号の有効性を承認した以上、日本は在韓日本資産に対する請求権は主張し得なくなる」という意見をアジア局へ伝えていた。同局は、こうした米国の態度が日本の立場を不利にし、日本の法的論理を

⁴³정무과[政務課]「1. 주일대표부 유진오 법률고문의 일본출장보고서[駐日代表部兪鎮午法律顧問の日本出張報告書], 1951. 9. 10」大韓民国外務部外交文書（以下、韓国外交文書）、77(登録番号)『한일회담 예비회담[日韓会談予備会談] (1951. 10. 20-12. 4) 본회의 회의록[本会議会議録], 제1-10차[第1-10次], 1951』。以下、日韓会談関連韓国外交文書は同じ要領で表記する。

⁴⁴（日韓請求権交渉資料四）「敵産管理と私有財産尊重について（ヴェスティング・デクリーは没収規定でないことの論拠）」1952年2月15日、外務省文書、2006-588-1565。

めぐって否定的な結論が導き出される可能性もあると指摘した⁴⁵。

これに関して、西村条約局長も、講和条約第4条（b）項が韓国の主張を後押ししていることを認めた。そして、日本が強硬な主張を続けて韓国と対立する場合、米国がこの問題に介入する可能性があり、現時点における米国の介入が決して日本に有利ではないことを認めた⁴⁶。外務省内ではアジア局を中心に、「日韓交渉の際に法的論理をあまり強調せず、日韓交渉の次第によっては請求権問題を政治的に経済協力問題などに落すことが現実的」であろうという見解が示された⁴⁷。

他方、山下報告書に対する国際法学者からの批判もあった。英米法の専門家であった高柳賢三東京大学教授は、「ヴェスティング・デクリーが管理処分以上の効力を持たないという従来法の解釈は、安易且つ楽観的であり、それが敵産管理令と解することができるとしても、私有財産を没収する効力を否定することは早急である」と述べ、山下の議論の限界を指摘した。

高柳はその理由として、まず「ヴェスト」という用語の英米法上の観念が、管理権の移転のみを意味する場合も、最終的な帰属を意味する場合もあると説明した。また、連合国の敵産管理令に没収という用語はないが、返還を原則的に認めないので、観念としては没収であるとした。そして、これは第1次大戦時とは異なる第2次大戦時の特徴であると主張した。高柳は、私有財産を含む在韓日本財産に対する日本の請求権を否定した上で、在韓日本財産の売却代金に関して国際法廷に提訴するという政府内の議論に対しても、日本が勝訴する見込みはないと断言した⁴⁸。

山下の『領土割譲の主要問題』研究に関与していた横田喜三郎東京大学教授も、在韓日本財産に対する日本の原所有権を主張した山下の議論に疑問を投じた。横田は、米軍政府が日本の財産を所有してこれを韓国に譲渡したことを、日本は講

⁴⁵アジア二課「日韓特別取極の対象となる日本資産及び請求権について（1）（主としてヴェスティング・デクリーについて）」1951年12月3日、外務省文書、2006-588-1563。

⁴⁶西沢記「日韓問題定例打合会（第三回）」外務省文書、2006-588-1631。

⁴⁷アジア二課「日韓会談省内打合会決定事項」1952年2月6日、外務省文書、2006-588-1633。

⁴⁸匝二、条一「ヴェスティング・デクリーに関する高柳教授の所見について」1952年2月12日、外務省文書、2006-588-1565。

和条約第4条（b）項によって認めたことになるという見解を示した⁴⁹。

このように、在韓日本財産の韓国政府への委譲を命じた、駐韓米軍政庁命令33号の効力に対する山下の法の見解は、韓国の主張と真っ向から対立するのみならず、外務省内や学界からも論理的な不整合性が問われた。

2. 私有財産尊重原則における日本政府のジレンマ

一方、戦後朝鮮からの引揚者は、日本へ帰還後、様々な方面で彼らの利益を擁護するための活動を展開した。その主な目的は、朝鮮に残した彼らの財産に対する補償を国家に求めるためであった⁵⁰。彼らは、国内法および国際法ともに「私有財産尊重原則」を保証しているゆえに、引揚者の在外財産が講和条約によって賠償などの公共の目的に使われた場合には、それを国家が補償すべきと主張した（정병욱 [チョン・ビョンウク]、2005）。

引揚者は、この主張の国内法的根拠として「私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用ひることができる」という日本国憲法第29条3項を挙げた。同条項は、在外私有財産が賠償に当てられた場合は国がそれを補償する、と解釈されたのである。一方、引揚者が挙げた国際法上の根拠は、1907年のハーグ陸戦法規第46条における「占領軍の占領地における私有財産没収を禁ずる」という規定であった。自らも台湾からの引揚者であり、在韓日本財産に対する請求権論理形成

⁴⁹条約局第四課「在韓日本資産に関する請求権について」『二、山下教授の研究報告に対する質疑応答』1953年4月、外務省文書、2006-588-1311。

⁵⁰旧朝鮮総督府官僚は戦後日本へ帰還後、同和協会、中央日韓協会などの団体を組織し、朝鮮における彼らの活動を評価する史料を編纂した。また、彼らの一部は政界に進出し政治的な影響力を高めようとした。旧朝鮮総督府出身者たちの日本国内における積極的な活動について、チョンは以下のような背景を指摘している。すなわち、日本に安住していた日本人は、引揚者に対する観念がなくむしろ植民地時代に海外における日本人の活動を批判していた。そして、「在外財産は現地住民から搾取したもの」という国内の批判的な世論は、帰還者たちの更生と権益問題解決を困難にし、帰還者の念願である在外財産問題解決の最大の障害であった、というものである。一方、チョンによれば、引揚者の組織的な活動は、初期日韓会談において彼らの発言力を強めたのみならず、その後日本社会の右傾化にも大きく影響したという。戦後、朝鮮半島からの日本人引揚に関する記録に関しては、若槻泰雄（1991）『戦後引揚げの記録』198-248頁を参照。

において、ハーグ陸戦法規第46条の私有財産尊重原則を前提とした山下の見解は、こうした引揚者たちの要求を理論的に後押しする結果となった。

今後の日韓間請求権交渉の行方や在外財産喪失者に対する日本政府の態度が、引揚者国内補償問題と深く関連することから、引揚者はその議論の展開に多大な関心を示していた。だが、日本政府は、私有財産尊重原則を挙げて国内補償を要求する引揚者の主張に否定的であった。こうした政府の態度は、第12回国会における、引揚者在外財産国内補償についての政府答弁⁵¹で明らかになった。

この審議会では、対日講和条約第14条、第16条に関連する在外財産補償問題についての政府の見解と、それを補償する場合の法的根拠を憲法第29条3項といかに関連づけるのかに関する政府の態度が問われた。これに対する答弁は、外務省、大蔵省、法務府からなる当局実務者が当たっていたが、概して在外財産に対する国内補償については消極的な態度で終始していた。

外務省側は、10月22日の参議院委員会において、引揚者の在外財産に対して「補償をするのが最もいいが、国全体の立場から十分検討して最も妥当な方法を発見する以外にない」という曖昧な見解を述べ、引揚者国内補償に対する直接的な言及を避けた。

11月9日には西村条約局長が答弁に立った。西村は、「日本の場合、戦争損害者は在外資産喪失者のみではないが、私有財産尊重の原則と在外資産の所有者に対する補償の問題を政府として当然考える」と語り、引揚者に対する国内補償そのものは否定しなかった。ただし、先例の講和条約において、在外財産に対する実質的な補償は行われていなかったことを強調した。すなわち、私有財産に対する補償の義務が敗戦国政府に課せられたものの、これが実際にはドイツ、イタリア双方の場合とも空文に終わったことを指摘し、日本政府も引揚者国内補償を回避する可能性を示唆した。

法務府からは、大橋武夫国務大臣が出席した。法務府側も大橋を通じて、引揚者国内補償については基本的に同意した。しかし、在外財産は憲法施行区域外に

⁵¹アジア局第二課「国会における在外財産補償に関する政府答弁等」外務省文書、2006-588-1234；「第一二国会衆参両院の平和条約及び安保条約特別委員会における答弁抜粋」外務省文書、2006-588-1047；日本国会会議録検索システム。

あったため、日本国憲法の管轄外の事柄であるとし、補償問題と憲法との関連を否定した。また、法務府も外務省のように、引揚者を大きな意味での戦争被害の一態様として位置づけた。そして、引揚者問題は「戦争被害者間の犠牲の調整、政府の財政能力とのバランス、政策的問題」などを考慮した上で決定すべきとした。

大蔵省は、引揚者の主張に対してもっとも厳しい態度を示した。答弁に立った池田勇人蔵相は「在外財産を補償する財政的余裕がなく、どこまで補償するかはまだ確信がつかない」と言明した。また、日本の財政状態を連合国も認識しているため、在外財産に対する国家の補償を規定しているヴェルサイユ条約やイタリア講和条約の先例とは異なり、対日講和条約には引揚者への補償規定がないと主張した。池田は、日本の財政状態が引揚者に補償し得るはっきりした見通しがつかず、在外財産の補償は相当困難であると再三強調した上で、これは憲法に違反しないと述べた。

引揚者と在外財産補償問題に対する各省の認識の背景は若干異なっている。外務省は、国際法上の先例の講和条約における実質的無補償の状況を、法務府は、国内法である憲法の海外への適用範囲に関する法理を、大蔵省は、財政問題をそれぞれ強調した。他方、各省の共通した認識は、引揚者を一般の戦争被害者と同様に扱い、在外私有財産に対する補償を避けることであった。それは在韓日本財産に対し、私有財産尊重原則を強調して日本の請求権を主張したのとは対照的であった。

引揚者補償問題に関する第12回国会審議会は、日韓会談予備会談が行われた時期（1951年10月20日～11月28日）と重複して、10月11日から11月17日の間に行われていた。つまり日本政府は、私有財産尊重に限って、国内向けと日韓交渉とで論理を使い分ける、二重の論理を展開していたことが判る。日本の「私有財産尊重論」は、対韓交渉という外交の場と、引揚者国内補償問題という国内政治の場に挟まれ、政府に法理的、政策的ジレンマを与えたのである。

第4節 日本政府内の対韓強硬論と法的論理の強化

1. 大蔵省における請求権問題に伴う財政悪化への懸念

1952年2月に開始が予定されていた第1次日韓会談を控え、松本俊一を首席代表として関係各省の実務者から構成された日韓会談日本代表団は、同年1月に対韓交渉要領案を作成するための打合せを行った。

その際、参考資料として「山下の研究調書」「平和条約資料」「同和協会調書（朝鮮統治実績）」の他、大蔵省からも資料が提出された。代表団は「朝鮮半島全体に残した旧日本財産が韓国の対日請求額をはるかに超える」が、朝鮮半島の政治状況や朝鮮戦争による財産の消失状況、韓国の経済状況などにより、北朝鮮および韓国にある日本財産は事実上取り立て不可能である、という認識で一致した。また、韓国との交渉の長期化を予測した⁵²。

まず、代表団は、引揚者国内補償問題と対韓請求権問題との関連を念頭におき、日韓の私有財産をどのように取り扱うかに関して、以下の処理方式案を用意した。

- 1) 直接主義：私有財産不可侵の法理を貫徹し、国家が関与せず、私人間解決に委ねる。国家が非難されることにはなるが、国内政治問題となることは少ない。
- 2) 間接主義：私人間債権債務に関してすべて国家が肩代わりし、私人との間の決済は国内問題として解決をはかる。この場合、窮極的には政治的解決を暗黙の前提とすることになるが、国内政治問題が発生する。
- 3) 仲介主義：（1）と（2）の中間案として、国家は弁済責任を負担しないが、共同清算委員会を設ける⁵³。

要するに、引揚者の私有財産問題に、①国家は関与しない、②国家が肩代わりする、③国家が間接的に介入する、という案である。大蔵省は、②と③案のような、何らかの形で国家が介入して責任をとるような解決方式に反対した。そして、私有財産に関する請求権問題は私人同士の直接解決に委ねる①案を支持した。だが、外務省は直接主義による解決方式に疑問を抱き、引揚者問題には実質的に国家が介入せざるを得ないと考えた。

⁵²アジア二課「請求権問題会談の初期段階における交渉要領」1952年1月23日、外務省文書、2006-588-537。

⁵³アジア二課「請求権処理問題交渉に関して問題となる諸点」1952年2月5日、外務省文書、2006-588-1564。

ところが、本会談開始が近づくと、代表団内では大蔵省を中心に対韓交渉強硬論がにわかに表面化した。「韓国側の請求額が厩大なら日本も厩大な請求権を要求」という多少激昂した見解や、日本が韓国に対し「思い切って譲歩」するのではないかという懸念が述べられた⁵⁴。

さらに、大蔵省は、朝鮮半島における韓国の管轄権を北朝鮮にまで認めることを提案した。大蔵省の狙いは、朝鮮半島に残された日本財産が実際、現在の韓国より北朝鮮に多いことから、北朝鮮所在の旧日本財産までも日韓請求権交渉の範囲に入れ、日本の立場を有利にすることにあった。

この問題に対して、農林省は、漁業問題への影響を挙げて慎重な態度を求めた。すなわち、韓国の管轄権を朝鮮半島全体へ拡張した場合には、北朝鮮の漁場が縮小するため、北朝鮮を刺激するなど国際的に新たな問題を引き起こす恐れがあるとした。外務省も、韓国の管轄権問題は国際政治状況上とても敏感な事案であると指摘し、こうした大蔵省の主張に難色を示した⁵⁵。

こうした議論が日本国内の新聞で報じられると、韓国は政府と世論がともに、日本は北朝鮮の旧日本財産までも対韓請求権の範囲とし、韓国の対日請求権を相殺しようとしていると非難した。韓国は「日本植民地収奪論」を強調し、日本には韓国に対する請求権などあり得ないと言明した。これに対抗するように、日本代表団内の対韓強硬姿勢はさらに高まった。そして、韓国の主張には「日韓併合の適法性」を打ち出して対応すべきだとし、交渉要領案の再検討を主張した⁵⁶。

大蔵省内にも「在外財産をバーゲンにを使って補償もしないことは出来ない」とし、私有財産に関する補償の必要性を認めようという意見は存在した。とはいえ、大蔵省内では「終局日本のみが韓国へ賠償支払いすることになり、私有財産に対して政府が仲介して引揚者に国が弁償することになる」という懸念が支配的であ

⁵⁴アジア二課「請求権問題会談の初期段階における交渉要領（第二案）」1952年2月1日、外務省文書、2006-588-537；「請求権問題に関する初期の交渉要領案（第三次案）」1952年2月6日、2006-588-537。

⁵⁵アジア二課「日韓会談日本側代表団第一回打合会」1952年2月8日、外務省文書、2006-588-1634。

⁵⁶亜二「請求権問題に関する交渉要領案（第三次案）の再検討」1952年2月12日、外務省文書、2006-588-537。

った。

大蔵省は、日本の交渉要領案は「守勢的」であると批判し、「もっと攻勢をかける」ことを主張した。これに対し外務省は、韓国に攻勢をかけるか否かの問題は「韓国の出方による」ものであり、これは代表の最高レベルで「外交上の実益の有無」を考えた上で決定すべきと応酬した⁵⁷。だが一方で外務省は、在外財産補償問題に関する責任が同省に向けられることを恐れ、大蔵省の態度に疑問を投げかけつつも、大蔵省の強硬な主張に対応し切れなかった⁵⁸。

ここで明らかになったように、日本政府内で大蔵省は、対韓交渉に関してもっとも強硬な姿勢を示していた。その背景には、請求権問題の解決如何によっては財政悪化を招きかねないという危機感があった。だが、こうした大蔵省の態度には、国際政治状況や外交面に対する配慮が大きく欠けていた。

2. 外務省条約局における法理的原則論

日本政府内では、対韓強硬姿勢を明らかにしていた大蔵省と異なり、外務省内の意見は微妙に分かれていた。

外務省の中でもアジア局は、外交面を考慮して対韓強硬論に懐疑的であった。同局はまず、米国が、東アジア冷戦戦略上日韓間の国交正常化を望み、日韓会談の開始を斡旋したことを常に意識せざるを得なかった。また、対韓交渉の行方が日本の戦後処理全般に影響を及ぼすという認識もあった。同局は、「韓国との交渉の成否は国際社会に復帰しようとする日本の外交にとって重大なる試金石である⁵⁹」と考えていた。

すなわち、アジア局は、在韓日本財産をめぐる問題が他の在外財産処理問題と関連することによって、請求権問題のために韓国との交渉が難航して日韓条約が成立しない場合には、「精神的かつ政治的影響」が東南アジア諸国にも波及する

⁵⁷ 栗野「請求権問題に関する大蔵省との打合せ」外務省文書、2006-588-538。

⁵⁸ 「請求権問題交渉に関する打合せ会」1952年2月25日、外務省文書、2006-588-539。

⁵⁹ 亜五課「朝鮮問題（対朝鮮政策）一、平和条約の調印」1956年2月21日、外務省文書、2006-588-67。

と危惧したのである⁶⁰。さらに、アジア局は、法的論理のみで外交交渉を進めることは現実的に不可能であるとした。そして、法的論理そのものは放棄しないが、日韓交渉の際には法的論理をあまり強調せず、柔軟な交渉策を探ることが望ましいと主張した。

これに比して、外務省条約局では対韓強硬論が優勢だった。ただし、条約局における対韓強硬論は、財政問題に起因する大蔵省の強硬論とは異なり、国際法および条約解釈上の原則論を背景としていた。ともあれ、大蔵省の対韓強硬姿勢は、結果として条約局における法理論強化の試みを後押しした。

条約局はまず、講和条約第4条（a）項に記された「日本と施政当局との特別取極」という文言に示された、朝鮮半島における「施政当局」の範囲を検討し始めた。同局は、在朝鮮日本財産の取り扱い、すなわち、韓国政府の管轄権を北朝鮮まで認める場合と韓国に限定する場合とで、日韓間請求権交渉に及ぶ影響が異なると考えた。これは大蔵省の考えと一致していた。要は、北朝鮮に対する韓国の管轄権の有無、言い換えれば、朝鮮半島における韓国政府の管轄権の適用可能な範囲を明確に規定することであった⁶¹。

条約局の見解は「韓国政府の実際の施政範囲にかんがみ、韓国の管轄権を朝鮮半島の南半部に限定」することも、「北朝鮮地域にも韓国の主権が及ぶ」とすることも可能である、というものであった。特に前者は、北朝鮮も朝鮮半島における「施政当局」とみなし得ることを示唆したものである。条約局は、将来、日本政府が北朝鮮とも直接取極を締結する可能性を念頭に入れており、これは講和条約上禁止されていないと結論付けた。アジア局も、北朝鮮に対していずれの態度ともとれるような余地を残すため、こうした条約局の見解を否定しなかった⁶²。

3. 山下見解の補強

大蔵省と外務省内では、「日本の法的論理がやや楽観に過ぎ理論的普遍性を欠

⁶⁰アジア局第二課「日韓交渉の現状」1952年1月6日、外務省文書、2006-588-1632。

⁶¹条三「第二条による分離地域に係る請求権の処理方式」1952年2月7日、外務省文書、2006-588-1567。

⁶²「請求権問題交渉に関する打合せ会」1952年2月25日、外務省文書、2006-588-539。

く」という見解が述べられていた。特に、命令33号の帰属概念が委託ないし管理権の移転であるとした山下の立論は「断片的かつ危険」であると指摘した。そして、命令33号自体を国際法上改めて検討することと、在韓日本財産が韓国に帰属させられた不法性を国際法的に訴えることが、政府内で提案された⁶³。

条約局は、日本政府の法的論理に、所有権移転に関する「二重法理」概念や「内乱に対する国家責任理論」などを加えて、山下の見解を補強した。

「二重法理」は「第三者による所有権の移転によって原所有者の法的所有権は失われても、衡平法上の所有権として原所有者の実質的な所有権は残る」という、英米法上の二重所有権概念である。条約局は、命令33号が私有財産尊重原則を排除していないという議論と二重法理概念を結びつけるため、次のような論理を展開した。

英米の対敵取引禁止法などにおいて二重法理は公に認められている。原所有者の権利を認めるのは現在の国際法上の慣行となっており、命令33号もこの概念に基づいている。命令33号には、私有財産没収に関する積極的な規定がないので、私有財産尊重の原則を排除する意思がない。命令33号によって在韓日本財産が韓国に信託され受託者（韓国）の名義となっているが、実質的には委託者（日本）の財産である⁶⁴。

こうした条約局の見解は、「二重法理」に関する高柳の見解と酷似している。先述したように、当初高柳は山下の見解に疑問を呈し、日本には対韓請求権がないと主張していた。これは、政府内の対韓穏健派の議論にも影響を与えていた。しかしこの際、高柳は当初の見解を覆して⁶⁵、命令33号によって私有財産が韓国へ

⁶³北東アジア課「平和条約第四条（b）項と在朝鮮旧日本財産との関係」1952年2月6日、外務省文書、2006-588-1567。

⁶⁴「（日韓請求権交渉資料四）敵産管理と私有財産尊重について（ヴェスティング・デクリーは没収規程でないことの論拠）」1952年2月15日、外務省文書、2006-588-1565。

⁶⁵高柳教授がいかなる理由で、当初の法的見解と山下理論に対する批判を自ら覆したかは判然としない。だが、高柳は戦後、東京裁判で日本側弁護団の一人として活躍し、内閣では日本国憲法制定過程にも参加していた。こうした高柳の経歴から、山下の法的見解が外務省内と日本政府全般において支持を得、採用されることになったことで、高柳の御用学者としての限界が露呈したという見方も可能であろう。

没収されたと解することは認めないと述べ、山下の法の見解を支持した。「ヴェスティング・デクリーは明白に敵産管理に関するものであって、日本の権利を決定的に奪ったものではない」と主張したのである。

その上で高柳は、英米法上の二重法理を強調し、日本の資産を米軍政府が売却した場合、第4条（b）項ゆえにその売却の効力を否定できないが、売却代金に関する請求権は日本人所有者にあると論じた。

高柳はまた、在韓日本財産を処分した韓国国内法の効力も否定した。すなわち、米韓協定は、敵産管理権を韓国に移した文書に過ぎない。韓国の帰属財産処理法は、完全な所有権が韓国政府にあるという錯覚の下に、在韓日本財産の帰属措置の根拠とするため制定されたものであるとした⁶⁶。

「内乱に対する国家責任理論」は、大蔵省の強い要請に応じて検討された。1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争は、38度線以南の韓国と以北の北朝鮮両側において莫大な被害をもたらした。民間人を中心とした人命被害が多であったことに加え、財産損失もおびただしかった。特に、戦後韓国における財産の85%が、戦前の日本財産および日本人私有財産であったことを考えれば、戦争による被害財産の大部分が在韓日本財産であったという説明も可能である。

要するに、大蔵省の思惑は、朝鮮戦争によって消失した在韓日本財産に対する補償責任を、韓国政府に問うことであった。同省は、たとえ韓国が日本の請求権を認めたとしても、韓国が「朝鮮戦争によって在韓日本資産が滅失した」と主張すれば、実質的に日本財産は返還不可能になると指摘した。したがって、特に日本と韓国における両国国民の私有財産返還をめぐって、その解決を私人間交渉に委ねても、日本人私有財産の損害に対する補償を、韓国の国家責任として転嫁することを狙っていたのである。

こうした大蔵省の主張に対し、政府内の多数は「法律的な観点からこの理論は恣意的であり、なお国家責任理論が韓国に対して有効となる法的根拠は不十分」

⁶⁶ 亜二「高柳教授の『朝鮮に於ける日本資産に就いての意見』要旨」1952年2月18日、外務省文書、2006-588-1565。この文書には、外務省がヴェスティング・デクリーの効力の解釈に関して高柳に研究を依頼したと記されている。二重法理は、山下の従来の見解を補足する形で、外務省の依頼によって高柳がつけ加えたものである。

であるという否定的な見解を示した。そして、日本がこの法理をもって韓国に損害賠償を請求する権利は認められないとし、その理由として以下の点を挙げた。

まず、38度線を挟んで韓国と北朝鮮がそれぞれの政府を樹立したことから、朝鮮戦争を内乱と規定することには無理がある。次に、国際法学者が国家責任を問うための法的根拠として提示した「国家の故意や過失によって私人の財産が守られなかった場合」という条件は、朝鮮戦争においては適用できない。さらに、朝鮮戦争に国連軍が参戦しているため、朝鮮戦争を内乱とみなす場合「国連軍は外国の内乱不干渉義務に違反した」と日本が批判したような印象を米国に与え、対日世論が悪化する可能性が高い。

しかし、条約局は、大蔵省の意見を踏まえ、一応「内乱に対する国家責任理論」を韓国の場合にも適用できるという結論に導いた。朝鮮戦争を通常の内乱であると考えことは妥当性を欠くかもしれないが、少なくとも形式的には通常の内乱とみて差し支えないとし、その理由を次のように説明した。

朝鮮戦争は二重の性格を持つ。すなわち、国連軍の行動は韓国軍を支援しているのではなく、国際の平和や安全のための公の警察行為である。したがって、国連軍と北朝鮮との間の戦闘行為は「公戦」であり、韓国と北朝鮮との間の戦闘行為は「内乱」である。韓国に対しては、この「内乱」に関する国家責任を問うことができる、という立論であった⁶⁷。

このように、日本政府は山下の見解を補足する形で対韓請求権に関する法的論理を強化した。これに対する各部局や省庁間の思惑が必ずしも一致したわけではなかったが、財政問題を背景とする政府内の対韓強硬論は、法的論理の強化を促した。

ところが、これらの法的論理は、論理面における脆弱性や恣意性ゆえに従来の法理的な矛盾を解消できず、早々に立ち消えとなる。英米法系の所有権概念を採用した二重法理は、大陸法系の所有権概念を採用した韓国側の法的論理を決定的に崩すものにはなりえず、その脆弱さを露呈した。大陸法系の所有権概念では、第三者によって所有権が移転されるとそれを最終的移転とみなし、原所有者がク

⁶⁷「朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について」1952年2月11日、外務省文書、2006-588-1568。

レームを提起する権利を認めていないのである。

また、日本は予備会談の際に「朝鮮戦争によって消失した在韓日本財産に対する韓国の国家責任」⁶⁸に言及していた。こうした日本の主張が第1次会談の際に知らされ、これは韓国および米国世論から強い批判を受け、日本はこの主張を撤回するに至る⁶⁹。

結語 法的論理の意義

本章を通して、日本政府は日韓会談開始前から、対韓請求権問題に関する法的論理を形成していたことが明らかになった。植民地支配責任問題を不問に付した連合国の態度や寛大な対日講和条約の結果、日本は莫大な戦争賠償義務を回避することができた。また、法律的な責任から免れたことは、「植民地近代化貢献論」などで植民地統治を正当化していた日本政府の信念を固める上での一助となった。日本の対韓請求権論理は、こうした背景の下で形成されたのである。

日本の法的論理は早くも論理的矛盾を露呈した。だが、財政問題を優先する大蔵省と、韓国との厳格な法理的対決を意識した外務省条約局の対韓強硬態度により、矛盾を抱えたまま補強された。それでは、こうした限界を抱えていた対韓請求権論理は、日本政府にとってどのような意義を有したのか。

これに関して、西村条約局長は「韓国に移譲された日本財産について日本が権利として返還を要求できるのではなく、単に交渉の際に日本資産は韓国側のプラスになった事実を指摘し得るために留る」と述べた⁷⁰。

後日、山下も「在韓日本資産が実際に返還されたり補償されたりすることを期待していたわけではない。韓国側の要求にいかに対応し、在韓日本資産に物をいわせるために、日本政府の法理論は意義がある」と語った⁷¹。

⁶⁸정무과[政務課]「6. 제6차[第6次], 1951. 11. 8」韓國外交文書、77『한일회담 예비회담[日韓会談予備会談](1951. 10. 20-12. 4) 본회의 회의록[本会議会議録], 제1-10차[第1-10次], 1951』。

⁶⁹「日韓会談第四回本会議 議事要録」1952年3月24日、外務省文書、2006-588-189。

⁷⁰「日韓問題定例打合会(第三回)」1952年(推定)12月10日、外務省文書、2006-588-1631。

⁷¹山下康雄「平和条約第四条の解釈—表明案に対する comment」外務省文書、2006

こうした、西村と山下の見解は、日本の対韓請求権主張は、韓国の対日請求権を減額させるための「交渉の材料」であったとする、先行研究の議論を裏づけている。

これに加えて、本章で示唆したいのは、日本政府の対韓請求権論理の形成過程で見られた、植民地主義の肯定と韓国の対日請求権を制限しようとする日本政府内の議論が、その後の日韓交渉過程においても貫かれていたことである。日韓会談全般にわたって日本政府内には一貫した対韓政策論理が存在しており、対韓請求権論理がその原点になったといえる。

このような日本の対韓政策論理は、後述する、1953年第3次会談の際の「久保田発言」や、1965年日韓会談妥結を目前にして波紋を起こした「高杉発言」からも見出せる。さらに、1965年の経済協力方式に含意された「韓国側の対日請求権を弱め、その名目を植民地主義清算に帰結させない」という日本政府の意図が、50年代の対韓請求権論理形成の過程においても見られる点は興味深い。

-588-1593。

第2章

1950年代初期の日本政府の対韓請求権交渉政策案

——「相互放棄プラスアルファ」案への収斂、1952～53年——

前章では、日韓会談開始前に日本政府内で形成された、対韓請求権論理の内容とその背景を明らかにした。本章では、こうした日本の対韓請求権論理が、請求権問題に関する日本政府の政策案形成過程で、いかに盛り込まれたかを解明する。

本章で焦点をあてる時期は、1952年2月15日の第1次日韓会談開始から、53年10月21日の第3次会談決裂まで、初期日韓会談の時期である。この時期の日韓会談の最大の特徴は、日本の対韓請求権主張をめぐる日韓間の激しい対立である。この点は多くの先行研究でも取り上げられている。それらは、日本の対韓請求権主張をめぐる日韓間の法律論争と、その背景にある歴史認識の対立のため、この時期は請求権問題を含めて日韓会談そのものがほぼ進展しなかったと論じている¹。

一方で近年、同時期における韓国政府の対日政策の基本的姿勢や、請求権問題に対する韓国政府内部の動向を解明した研究成果も発表されている。しかし、日韓会談に対する日本政府内の動向については依然として不透明のままである²。本

¹こうした研究視座は、日本と韓国における1次史料がまだ未公開の状況で、当時の新聞報道資料や2次的文献に依存して書かれた研究（太田、2003；高崎、1996；李元徳、1996；山本、1978；吉澤、2005）においてよく見られる。主に、日本の対韓請求権主張をめぐる日韓間法律論争の様子を概説し、日本の対韓認識の底辺には旧朝鮮統治に対する反省なき歴史認識がある、という結論に帰結される傾向である。植民地主義に対する反省を促したこれらの研究は、日韓会談関連研究における主流をなしている。ただしこれらの研究は、史料上の制約もあり、1960年代の日韓会談に多くの研究焦点が向けられ、50年代初期における日韓会談の様子を十分に解明したとは言い難い。そして、研究上の実証性にも疑問が残る。

²この時期は、韓国において李承晩政権にあたる。李政権の対日政策に関しては朴鎮希（2008）と張博珍（2009）が詳細に分析している。特に、朴と張は、韓国外交史料に基づいて、従来の研究では論じられてこなかった以下の点に分析の重点を置いている。朴は、同政権が反日政策で終始していたとする従来の議論を修正し、むしろ、同政権期に形成された対日政策がその後韓国の対日政策の原型とな

章は、こうした研究上の空白を埋めるとともに、日韓会談を新たな視座で俯瞰するための手がかりを提供する。

特に、第1次会談決裂直後の1952年4月から第2次会談が開始する53年4月まで、約1年間に及んだ会談第1次中断期³、日本政府内で対韓請求権問題に関する具体的な政策案と、交渉方針が形成されていく過程を解明する。具体的には、この時期外務省を中心に、「相互放棄プラスアルファ」案が対韓請求権交渉案としていかに形成されるのかを追究する。

この会談第1次中断期は、従来の日韓交渉史においては全く「空白期」として語られ、議論の対象にもなり得なかった。しかし本章では、この時期、日韓間交渉が膠着する中で、日本政府内では対韓請求権問題をめぐる重要な政策決定過程が見られたことを明らかにし、従来の中断期の意義を再定義する。

「相互放棄プラスアルファ」案が形成されていく過程を解明するに当たって、本章で注目するのは以下の2点である。

まず、対韓請求権問題をめぐって日本政府内ではいかなる議論が行われたかを解明する。特に、同案をめぐって外務、大蔵両省間に軋轢が生じたが、その際の外務省と大蔵省における省内論理はいかなるものであったのか、省庁レベルの対立といった国内政治要因が、外交の領域である対韓政策決定過程にいかなる影響を与えたのかを考察する。

次に、外務省と大蔵省の政策収斂に対し、米国はどのようにかかわっていたのか、米国の動きはどのような意味をもっていたのかを明らかにする。従来の日韓会談関連研究においては、米国側の外交史料が中心に用いられたため、日韓問題

ったと論じている。張は「李政権は、徹底した反日政策をもって植民地主義清算を一貫して求めた」とする従来の研究に疑問を投げ、李政権は当時の国際政治的構造の中で「植民地主義清算」が実現し難い問題であることを認識していた、と主張している。ともあれ、朴と張の研究においても、日韓会談に関する日本政府の動向は未解明のままである。

³本稿は、従来ほとんど注目されなかった、第1次会談決裂直後の1952年4月から53年4月に第2次会談が開始するまで約1年間の時期を、日韓会談の「第1次中断期」として定義する。そして、従来「中断期」と呼ばれていた53年10月から58年4月までを、会談の「第2次中断期」として再定義する。

に対する米国の影響力が強調されがちであった。したがって本章では、日本の対韓請求権交渉案の成立過程における、外務省と大蔵省、そして米国との相互作用の側面に注目して分析し、日韓交渉全体におけるその意義を検討する。

第1節 請求権問題に関する日本政府の初期戦略とその展開

1. 日韓間請求権の「相殺」

日本と韓国は、日韓会談開始を控えて本会談の進め方や会談の性格、議題などを規定するため、1951年10月から11月まで約1ヶ月間予備会談を行った。前章で述べたように、韓国は対日講和条約の署名国から排除されたことで、対日賠償請求の資格が制限されていた。だが韓国は、講和条約第4条の(b)項や第2条など、韓国にも適用可能ないくつかの条項を利用し、日本との直接交渉により請求権問題を解決することを考えていた。

その反面、日本にとって韓国との会談開始の最大の目的は、在日韓国・朝鮮人の国籍および法的待遇問題を解決することであった。1952年4月28日に対日講和条約が発効するとともに、日本は米国の占領統治から独立し、国家としての全権を回復することになった。日本は、戦前に植民地統治を受けていた「朝鮮半島出身の日本人」に、独立後にも日本国籍の維持を認めるべきか、もしくは韓国や朝鮮の国籍に移行させるべきか、韓国籍に回帰させる場合は日本国内で彼らの法的待遇をいかにすべきか、といった問題を先決しようとした(朴鎮希、2008: 99-109)。

したがって、日本は「在韓日本財産に対する駐韓米軍政庁の処分に合意していない。交戦国でも占領国でもない第三者に米国が移譲したことは国際法を無視したものである。朝鮮戦争による日本人財産の損失に対しては補償を要求する」という旨を述べ、まず、韓国の対日請求権の主張を前もって遮断する構えであった。こうした日本側の発言は、日本が在韓日本財産をあきらめず、今後の請求権問題は難航するだろう、という予感を韓国に与えた⁴。

⁴정무과[政務課]「6. 제6차[第6次], 1951. 11. 8」韓国外交文書、77『한일회담 예비회담[日韓会談予備会談] (1951. 10. 20-12. 4) 본회의 회의록[本会議会議録], 제1-10차[第1-10次], 1951』。

予備会談直後、日本政府は、今後韓国との請求権問題の処理に関して、日本の対韓請求権と韓国の対日請求権を「相互一括放棄」することを方針とした⁵。日本の「相互一括放棄」方針は、敗戦後朝鮮半島に残された旧日本財産、いわゆる「在韓日本財産」に対する日本の請求権主張を前提とするものであった。

日本政府が対韓請求権を主張した政治的背景には、韓国政府の対日請求権を減額させる狙いと同時に、国内的にも、敗戦後に朝鮮半島から引揚げた日本人の私有財産に対する国家補償を回避する目的があったことは先述のとおりである。しかしながら、日本政府は、「相互一括放棄」が「相殺」を意味するのか「相互放棄」を意味するのかについて、明確な見解を示していなかった。

先行研究においても、「相殺」と「相互放棄」の違いは必ずしも明確に認識されてこなかったため、少なからず議論の混乱を引き起こしている。

例えば、太田（2011：44-47）は、日韓会談開始前から日本政府内では請求権問題の解決策として「相殺および相互放棄」方式が確定したと主張しているが、「相殺」と「相互放棄」を同じ意味合いとして扱っている。李東俊（2011：58-63）は、第3次会談決裂後、日本および米国によって「相互放棄」方式が提案されたとするが、「相殺」概念についての言及は見られない。浅野（2011：74-80）は、「相殺」概念に重きを置き、「相互放棄」方式は「相殺」を具体的に実現するための一方策であると解釈している。さらに浅野は、外務省が「相殺」方式による請求権問題解決を模索していたことに対し、大蔵省は「相殺」に消極的だったと主張している。だが、こうした浅野の議論および史料の解釈には多くの疑問が残る。

対韓請求権問題における「相殺」と「相互放棄」は、一見似通った方式に見えるが、この二つの方式が、日本政府にもたらす政策的帰結は大きく異なる。まず、この点を明確にしておきたい。

「相殺」方式は、日韓間の請求額を精算し、その差額によってどちらかの返還をとらなう。また、同方式は、引揚者の私有財産に関する相殺手続を私人間解決

⁵ 亜二「財産、請求権処理に関する件」1951年12月10日、外務省文書、2006-588-536。

にゆだねるといった法的解釈が可能となり、日本政府にとっては、請求権問題にもなう種々の財政的負担を回避することができる。

他方、「相互放棄」方式は、日韓が請求権の差額を問わず、相互の請求権を完全に放棄することを意味する。同方式は、国公有資産のみならず引揚者の私有財産まで国が放棄することになるため、日本政府にとっては、引揚者に対する国家補償の必要性が生じることになる。

日本政府内では当初から「韓国政府が、1943年同価格で対日請求額として勘定していた約480億円をはるかに上回る在韓日本財産を確保しつつ、日本に別途の請求権を提起することは不公正」⁶である、という不満の声があった。これを踏まえれば、日韓交渉開始時点で日本政府は、日本の対韓請求権主張が貫徹されれば、理論上は韓国が日本へ返還することになる「相殺」方式を念頭に置いた可能性が高い。

ただし、韓国の対日請求権と日本の対韓請求権を「相殺」する、という日本政府の構想の大前提となるのは、まず日本が韓国に対し、在韓日本財産に対する財産請求権を主張、貫徹することであった。

以下では、こうした対韓請求権問題に関する日本政府の初期戦略が、第1次日韓会談においていかに展開され、会談をどう帰結させたのか、またこれをめぐる政府内の議論はいかなるものであったのかを検討する。

2. 日本の対韓請求権主張と日韓間法律論争の開始

1952年2月15日に第1次日韓会談が始まった。日本側は松本俊一外務省顧問を首席代表として、井口貞夫外務次官、西村熊雄外務省条約局長、倭島英二外務省アジア局長などを含む大型代表団を構成した。これに対する韓国代表団は、梁裕燦駐米韓国大使を首席代表として、後で交替首席代表を務めることになる金溶植駐

⁶「財産、請求権処理に関する件」外務省文書、同前；当時、韓国政府が韓国内の富の相当程度（80%以上）が在韓日本財産であると述べていたことは、韓国外交文書（정무과[政務課]「2. 제2차[第2次] 1953. 10. 15」韓国外交文書、97『제3차 한일회담 [第3次 日韓会談](1953. 10. 6-21) 청구권위원회 회의록[請求権委員会会議録], 제1-2차[第1-2次], 1953. 10. 9-15』など）で散見される。

日公使らが出席したが、日本側に比して相対的に小規模の代表団であった。

日本は、第1次会談が開始され韓国側と議題選定のための討議を行う際に、請求権関連議題を「日韓両国及び両国民の財産及び請求権の処理」と称し⁷、対韓請求権を主張する意思を示していた。

請求権分科委員会は2月20日に初めて開かれた。その翌日の21日に、韓国は「対日八項目要求」を含む「韓国の対日請求要綱案」を正式に提出した。日本は「韓国側の出方が予想し難いため、まず、先方要求の全貌を提示せしめ」という戦略のもと、2月23日の第2回請求権委員会から3月3日の第4回請求権委員会にかけて、韓国側の各請求項目の趣旨および法的根拠に関する日本側との質疑応答を行った⁸。この際、韓国は「今後日本へ経済的に依存せざるを得ないため、請求権問題の解決を急ぎ、なおその解決を楽観している⁹」という印象を日本側に与えた。

一方、日本は、韓国の対日請求権要求が「予想より温和」なものとなり、これは韓国政府内において「知日派が対日強硬派を説得した結果」だと判断した。そのため、日本の対韓請求権主張が韓国の期待を裏切ったものとされ、これを契機に韓国の李承晩大統領が知日派代表を罷免して会談への態度を硬直化させる恐れがあると憂慮した¹⁰。

それにも関わらず日本は、会談への悪影響が懸念される中、3月6日の第5回請求権委員会の際に「日韓両国間に取り極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（以下、基本要綱）」を提出し、対韓請求権を公式に提起した。日本側の提案した「基本要綱」の要旨は次の通りである¹¹。

⁷ 「日韓会談第一回正式会議議事要録」1952年2月15日、外務省文書、2006-588-180。

⁸ 「日韓会談日本側代表団第二回打合せ会次第」1952年3月4日、外務省文書、2006-588-1635。

⁹ 「請求権問題交渉に関する打合せ会」1952年2月25日、外務省文書、2006-588-539。

¹⁰ 「請求権問題交渉の中間段階における対処要領案」1952年3月10日、外務省文書、2006-588-542。

¹¹ 「日韓両国間に取り極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（昭和二七．三．六．日本側提案）」1952年3月4日、外務省文書、2006-588-540。この3月4日付「基本要綱」には、「私有財産の売却により生じた売却代金は日本

- ・日韓両国は財産に関する権利を相互に確認し、それを回復する措置を講ずる。この権利が侵害されているときは、原状回復又は損害の補償を負う。
- ・日本及び韓国は、米軍政令による財産の処理の効力を承認するが、承認する効果の範囲については別途協議する。
- ・日本は、公用又は国有財産、企業用に提供した国有財産を韓国に譲渡する。譲渡の方法については別途協議する。
- ・具体的実施が相互に衡平且つ実行的に行われるように措置する。

この基本要綱は、日本政府が会談開始前から研究していた対韓請求権論理が持ち込まれていた。これに対し韓国は、請求権問題を「法的というより政治的に解決したい」¹²という意向を述べ、早急な問題解決を促した。だが、韓国の意のままに請求権問題を解決する意思のない日本と、これに対する韓国の反発は強く、いきおい日韓間での法律論争は避けられないものとなった。

日韓間法律論争の最大の争点は、命令33号による在韓日本財産処理の効力を、対日講和条約第4条の枠内でいかに解釈するのかという点に絞られた。前章で述べたように、日本の主張は、命令33号は在韓日本財産の没収を意味しない、日本の原所有者は国際法上財産の最終処分権を持つ、韓国政府が処分した日本財産の売却代金は日韓間外交交渉の対象になる、といったものであった。

これに対し韓国は、在韓日本財産は命令33号によって没収され、日本は講和条約第4条 (b) 項でこれを承認したので、日韓交渉の対象となるのは韓国の対日請求権のみである、と主張した¹³。そして、日本が在韓日本財産問題に触れることす

に引き渡す」との文言も含まれていたが、これが韓国に正式に提出された3月6日付の文書にはこの内容を含めず、露骨な対韓請求権主張は控えていた。

¹²「日韓会談日本側代表団第二回打合せ」1952年3月8日、外務省文書、2006-588-1635。

¹³韓国側の法的論理に関しては以下の史料を参照した；정무과[政務課]「3. 제2차 [第2次], 1952. 2. 23」韓国外交文書、86『제1차 한일 회담 [第1次日韓会談] (1952. 2. 15-4. 21), 청구권분과위원회 회의록 [請求権分課委員会会議録], 제1-8차 [第1-8次], 1952. 2. 20-4. 1』。

らタブーとし、日本側の法理論の上に立った説明や討議を全面的に拒否した¹⁴。

在韓日本財産をめぐる両国の主張は、日本の朝鮮半島支配に対する両国の歴史認識の違いも浮き彫りにさせた。韓国は、在韓日本財産は日本の不法な植民地支配の下で蓄積された、非合法的なものであると批判した。そして、日本が対韓請求権主張を撤回しない限り、会談そのものが進まないことを言明した¹⁵。

だが、日本は、朝鮮半島支配およびその時代に形成された日本財産を正当なものとし、韓国の対韓請求権主張撤回要求を拒否した¹⁶。

両国の対立は妥協の余地のないままさらにエスカレートし、会談は4月に入ると停滞状態に陥った。日本は、請求権問題をめぐる法律論争のため会談が決裂すれば、韓国国内に韓国の法的論理の限界が明かされるとともに、韓国政府が外交上の大失態として国内の非難を浴びることになると考えた。そして、こうした事態がむしろ韓国政府の立場を不利にするため、日本は会談決裂をあえて避ける必要がない、と考えた¹⁷。

ここでみたように、第1次日韓会談における日本の対韓請求権主張は、日韓間法律論争および歴史論争の引き金となり、その後、会談決裂の主因となった。

3. 請求権問題をめぐる外務省と大蔵省間の異見

第1次会談が停滞する中、外務・大蔵両省から構成された財産請求権問題委員会¹⁸において、大蔵省の対韓強硬姿勢は際立っていた。

¹⁴ 匝二「請求権問題の討議再開を本会議に提議することについて」1952年3月18日、外務省文書、2006-588-543。

¹⁵ 「二、日韓請求権問題」1952年5月、外務省文書、2006-588-1509。

¹⁶ 「第三回日本側代表打合会議事録」1952年3月31日、外務省文書、2006-588-1638。

¹⁷ 「会談決裂の場合韓国側の不利となる諸点」1952年4月4日、外務省文書、2006-588-1644。

¹⁸ この委員会には、大野勝巳外務省参事官を主査として、後宮虎郎アジア局第二課長、広田楨アジア局第四課長、重光晶条約局第三課長、光藤俊雄経済局第五課長など、外務省のスタッフが5人、また、賠償問題のために臨時設けられた賠償庁の服部五郎特財総務課長、上田克郎大蔵省理財局外債課長が参加していた；「日韓会談財産請求権問題及び漁業問題委員会日本側委員」外務省文書、2006-588-539。なお、賠償庁は、賠償庁臨時設置法（1948年1月31日法律第3号）に基づき、総理

大蔵省は「私有財産権の尊重は国際法上の原則であり、絶対に譲れない日本国民の要請」であるとし、対韓交渉における厳格な法的論理の展開に固執した。大蔵省の主張の背景には、韓国に対する請求権の支払いと引揚者への国内補償措置によってもたらされるであろう、財政悪化への懸念があった。また大蔵省は、同省の強硬な態度が韓国には「日本の韓国に対する経済的支配の復活」として見られる、という他省からの指摘を受けていたが、それは韓国の「理解不足に基づく」と断じ、自らの対韓強硬姿勢を擁護した¹⁹。

これに対し外務省は、外交交渉としての日韓会談の性格を重視し、請求権問題の解決に前向きであった。同省は、軍備を持たない日本としては、韓国への経済的支援を通じて安全保障を確保することも重要であると考えていた。そして「大局的見地から両国関係の正常化を図る必要があり、その際に、日韓問題の鍵となる請求権問題を解決すれば他の問題は自ら解決の道が開かれる」と見定めていた²⁰。さらに「交渉の次第によっては請求権問題を政治的に経済協力問題などで落す²¹」と述べ、柔軟な対韓交渉態度を示していた。

その上で外務省は、日本が対韓請求権を主張するにしても、終局日本の対韓請求権と韓国の対日請求権をいかなる方式で解決すべきか問題であるとし、「相殺」と「相互放棄」を個別案として認識して会談の進め方を検討した。

要するに、「韓国が処分した旧日本財産の売却代金と、韓国の在日資産および対日請求権を見合う分につき、そのtransferを便宜省略する」という「相殺」に近い案として進めるが、この案が不都合な場合は「相互の請求権放棄」に転換するというものであった²²。

庁の外局として1948年2月1日に設置された。1949年6月1日には、総理府設置法（1949年5月31日法律第127号）により総理府の外局となったが、1952年4月28日に廃止された。

¹⁹大蔵省「基本要綱に関する若干の注解」1952年4月15日、外務省文書、2006-588-545。

²⁰アジア二課「日韓国交調整特に請求権問題について」1951年11月10日、外務省文書、2006-588-1303。

²¹「日韓会談省内打合会決定事項」外務省文書、2006-588-1633。

²²「日韓会談における請求権問題対策に関する件」1952年4月8日、外務省文書、20

一方で外務省は、日韓間の対立が顕著なまま会談が決裂することを回避すべく、韓国に対して法的論理を迂回した非公式討議を提案したり、大蔵省の幹部と韓国代表との話合いを斡旋したりした²³。

だが、すでに日韓両国とも会談続行への意欲を喪失した状況で、外務省の仲裁は成果を挙げず、4月26日に第1次日韓会談は決裂した。この時期、日本政府内においては、対韓請求権問題をめぐる外務省と大蔵省の認識の相違が表面化しつつあった。

第2節 日韓会談第1次中断期、外務省における実質的解決案の模索

1. 日韓間法律論争に対する懐疑論

在韓日本財産をめぐる日韓間法律論争の末に第1次会談が決裂すると、外務省は、法律論争のみでは請求権問題の解決はできないという認識の下、同問題の実質的な解決策を模索した。

その背景には、まず外務省内で、第1次会談中に提起された韓国の法的論理が「比較的」合理的であり日本の法的論理はそれを完全に崩すものにはならない、という認識が広がったことが挙げられる²⁴。これに加えて、引揚者国内補償を回避しようとする日本政府の意図が、対日講和条約の枠内では実現し難い、という見解も提起されていた。法解釈上の原則論に固執していた条約局も、こうした省内からの問題提起を認めた。

条約局は、対日講和条約においては先例の講和条約とは異なり、在外財産に対する国内補償義務が存在しないことは明らかであるとした。だが、「明文をもって国内補償を禁じたものでもない」とした上で、「規定の欠陥はこの問題を国内問題として日本の自由に委ねた」と述べ、引揚者国内補償問題に関する政治的解決の可能性も示唆した²⁵。

06-588-547。

²³「日韓会談財産、請求権問題交渉の経緯」1952年4月15日、外務省文書、2006-588-544。

²⁴「覚書 請求権問題省内打合せ会」1952年2月28日、外務省文書、2006-588-539。

²⁵アジア二課「在韓私有財産権放棄と国内補償問題」外務省文書、2006-588-1302。

次に、米国が日韓問題の政治的解決を望み、日韓両国に対して明確な態度をとっていなかったことも、外務省としては看過できなかった。米国は、会談開始前から、日韓会談に米国を引き込もうとする韓国の要請に応じなかった。そして、「米国は日韓交渉について事実上の援助はするが、干渉がましきことは一切避ける」という意見を外務省に伝えていた²⁶。しかしながら、在韓日本財産に関する日本の権利主張は講和条約に違反すると警告し、日本の法的論理には好意的ではなかった（李鍾元、1994：169）。

ボンド（Niles W. Bond）SCAP外交局参事官も、日本と韓国両方の立場を配慮するような立場を示した。日韓間請求権の「相互放棄」を支持するという国務省の意見を外務省へ伝え、日本の構想案の枠を超えない提言を行った²⁷。他方の韓国に対しては、「相互放棄」に対する韓国の反発を意識して「この主張は現段階では時期尚早」と述べ、韓国の立場にも配慮していた²⁸。

日韓問題に対する米国の曖昧な態度は、講和条約第4条と命令33号に関する「国務省覚書」によって一層明確化された。第1次会談の際に、在韓日本財産をめぐる日本と韓国の主張が真っ向から対立するさなか、韓国政府は、日本の主張に対抗するためには、命令33号による在韓日本財産の韓国への帰属の効力を明確にする必要があると感じた。そして、対日講和条約の実質的起案者であり、かつ命令33号を出した当局である米国に対して、命令33号の法的効力を講和条約第4条の枠内でいかに解釈すべきかをたずねた。

韓国の狙いは、4条（b）項によって命令33号の法的効力が完結したことを明文化させることであつた。米国国務省もこうした韓国政府の意図を読み取り、第1次会談が決裂した直後の1952年4月29日付で、米国の見解を示した書簡を梁裕燦駐米韓国大使宛に送った²⁹。

²⁶ 「日韓会談の現況」1952年3月13日、外務省文書、2006-588-689。

²⁷ Tokyo Embassy to Department of State, Pusan Embassy, 1952. 5. 12, RG84, Japan, Tokyo Embassy, Classified General Records, 1952, Box. 1。

²⁸ アジア局第二課「電送第2353号 日韓会談請求権問題処理方針に関する件」1952年4月22日、外務省文書、2006-588-653。

²⁹ John Allison to Yang Yu Chan, 1952. 4. 29, RG84, Korea, Seoul Embassy, Classified General Records, 1953~55. Box. 4。

同覚書の要点は、「(1)対日平和条約第4条 (b) 項ならびに在韓米軍政庁の関連指令およびその措置により、韓国内財産に対する日本側のすべての権利、権限および利益は消滅した、(2)しかし、これらの財産処理は第4条 (a) 項に定められている特別取極を考慮するにあたって関連がある」³⁰、というものであった。

すなわち、(b) 項により在韓日本財産に対する日本の請求権が消滅したとしつつも、(a) 項により在韓日本財産処分の事実が韓国の対日請求権を制約し得る、という曖昧な内容であった。この米国の見解は、講和条約第4条の (a) 項と (b) 項の相反する内容を同時に認めたものであり、韓国側が意図したような、日本の法的論理を完全に覆すものとはなり得ず、かえってその後の日韓間法的論理の対立を助長する結果となる。

韓国は、とりわけ同覚書の「(1)対日平和条約第4条 (b) 項ならびに在韓米軍政庁の関連指令およびの措置により、韓国内財産に対する日本側のすべての権利、権限および利益は消滅した」という内容が韓国に有利であるという判断から、同文書が出されてまもなく、日本へ会談再開を要請した。

ところが外務省は、同覚書が5月16日に日本へ正式に渡される数日前でもその存在を否定していた。そして、李政権の会談再開要請は、韓国政府が国内選挙を控えて、日韓会談再開の事実を選挙に利用しようとするための政治工作であると言いつつ放った³¹。また、日本の対韓請求権主張を否定する国務省の覚書が存在するという国内の報道に対しても、これは韓国の政治的歪曲と宣伝の結果だと断じていた³²。こうした外務省に対し、米国も、主権を回復したばかりの日本に、米国が圧力を加えているように見られることは避けると述べていた³³。

³⁰英語原文は[外務省文書、2006-588-654]を参照。李鍾元（1994：169）と李東俊（2011：56）は、同覚書が出された経緯やその内容を分析した上で、その法解釈の曖昧さを批判している。

³¹亜二「日韓会談の現況と対処方針について」1952年5月9日、外務省文書、2006-588-1643。

³²「日韓間請求権問題に関する外務省情報文化局長声明」1952年5月12日、外務省文書、2006-588-654。

³³Tokyo Embassy to Department of State, Pusan Embassy, 1952. 5. 12, RG84, Japan, Tokyo Embassy, Classified General Records, 1952, Box. 1.; アジア局第二課「電送

そのため、国務省覚書の内容を確認した外務省は当惑を隠せなかった。外務省は米国に、日韓会談に対する干渉やいかなる公式表明も控えることを要請した³⁴。一方で外務省は、同覚書の解釈次第では、米国が韓国の主張を支持し、日本はこれに屈服したかに見える恐れがあると考えた³⁵。また、同覚書によって韓国は一方的な主張をし得なくなったが、韓国の立場は強化されていると見た。外務省内では「韓国は善意の第三者であり、講和条約第4条の意味については米国を相手として争うべき」という見解さえ述べられ、韓国との法律論争の限界を認めた³⁶。

さらに、外務省は、韓国政府の働きかけによって国務省覚書が出されたことと連動して、会談決裂直前から韓国が対米言論活動を展開していたことにも警戒していた。同省は「国務省が韓国に同情的となり日本の主張を抑えるような態度に出る」ことを懸念したのである。

こうした外務省の憂慮は現実のものとなり、日本は米国の世論から厳しい批判を浴びせられることになった。例えば、1952年5月24日、クリスチャン・サイエンス・モニター紙は「ジャペニーズ・ジンゴイズム（ママ）」すなわち、日本の好戦的愛国主義と題した社説を掲載し、日本社会に対する強い疑念を表した³⁷。

第004069号 対韓請求権問題に関する外電について」1952年5月15日、外務省文書、2006-588-654。

³⁴Murphy to Department of State, 1952. 5. 17, RG84, Japan, Tokyo Embassy, Classified General Records, 1952, Box. 1.

³⁵ 亜二「日韓請求権問題に関し国務省が声明を発表した場合の我方の措置について」1952年5月16日、外務省文書、2006-588-654；亜二「日韓交渉に関する件」1952年5月16日、外務省文書、2006-588-654；亜二「対韓請求権問題について」1952年5月16日、外務省文書、2006-588-654。

³⁶ 西沢「日韓請求権問題対策について」1952年7月15日、外務省文書、2006-588-655；西沢「請求権財産問題折衝要領に関する件」1952年7月16日、外務省文書、2006-588-655。

³⁷ 「第五二一号（LTF）在韓財産について米紙の論説に関する件」1952年5月27日、外務省文書、2006-588-689。その要旨は以下のようである。日本が在韓財産に対する請求権を持ち出し、朝鮮戦争の結果受けた損害の賠償を要求したことは厚かましい限りである。韓国が共産主義との戦争に傷つき流血し、共産主義から日本を救っているこの時に、東京は冷やかに35年間支配した国に対し帝国主義的特権の回復を要求している。日本社会のリベラルな人々は、ジンゴイズムが潜在化し

その後も、米国の世論は「寛大な講和条約を得た日本が韓国に対しては苛酷な態度を示し、韓国が支払い能力のないことを見越して、結局米国が韓国に援助する資金の中から財産返還の実を得ることを狙っている」と、日本を強く批判した³⁸。

このように、請求権問題に関する日本の法的論理の限界が露呈したことに加え、米国の曖昧な態度や対日世論の悪化は、外務省に日韓間法律論争への懐疑的な認識をもたらす契機となった。

2. 外務省アジア局の外交重視姿勢

韓国は、第1次会談が決裂した直後から、1952年4月29日付「国務省覚書」を用いて日本と交渉すべく会談再開を求めている。これに対し日本は、両国の主張が根本的に対立している状況において、会談を再開しても進展は望めないとし、会談再開を拒否し続けた。しかし同年夏、日本にとって日韓会談の決裂状態をこれ以上放置し得ない事由が生じた。

韓国における李政権の崩壊と親日政権の登場という日本政府の期待に反し、8月の韓国大統領選挙の結果、李が再び韓国大統領に当選した。当面の間、李政権が強化・継続されることが見通された。日本は、韓国の政権交代を見越して会談再開を先送りする遅延策をとり得なくなったのである。

また、不法朝鮮人の強制送還を韓国政府が拒否した問題も、日本国内および日韓間の新たな争点として浮上していた。1951年11月に出入国管理令が制定された後、日本政府は不法入国者および外国人登録令に違反して禁固以上の刑に処せられた者を、強制退去対象者と見なして長崎市にある大村収容所へ送った。

収容者の大多数は朝鮮人で、彼らの韓国への強制送還は52年3月まで7回にわたって行われた。だが、対日講和条約発効後の52年5月の集団送還の際、韓国政府は、戦前から在留している朝鮮人の法的地位が未明確であるという理由で受け入れを拒否した（吉澤、2005：66）。日本政府は、こうした強制送還問題の討議・解決

た戦前の精神の明瞭な復活に断然抗争するであろうと信じる。

³⁸アジア二課「請求権財産問題に関する折衝要領に関する件」1952年7月21日、外務省文書、2006-588-655。

のためにも韓国との会談を再開する必要があった³⁹。

1952年7月から8月にかけて、倭島英二外務省アジア局長は、柳泰夏駐日韓国代表部参事官と会談再開のための下打合せを行った。これは、マーフィー（Robert D. Murphy）駐日大使とムチオ（John J. Muccio）駐韓大使による、米国の非公式斡旋を受けたものであった⁴⁰。

この時期、日韓会談再開交渉の実質的な進展は見られなかったが、日本政府内では今後の会談再開に備えて関連各省庁間の意見交換が行われた。ここで、会談最大の争点である請求権問題に関して、外務省と大蔵省の見解が大きく分かれていた。

外務省は、日韓間法律論争の限界を指摘した上で、「終局の見透として、原則的な相互放棄の他に若干の韓国側の主張アルファ（ママ）の承認を必要とする」とし、韓国への支払いも否定しなかった。また、大蔵省に請求権交渉の難しさを認識させるため、大蔵省から請求権交渉の委員長を選任し、本交渉へ戦略的に引き込むことを提言するなど、積極的に請求権問題へ取り組んだ⁴¹。

これに対し大蔵省は「李政権に対する日本国内の不信感が強いこの時期に、在韓国公有財産を放棄することさえ国民感情から困難」であると述べ、外務省の主張に警戒感を示した。そして、私有財産尊重という法的論理に固執し、引揚者に対する国家補償をとまなうような請求権問題の解決に反対した⁴²。

大蔵省のねらいは、日韓両側の請求権をすべて認めた上で、「相殺」方式による請求権の差し引きを行うことであった。私有財産に関しても、同問題に国が介入せず私人同士の直接解決にゆだねることを主張した。また、同省は「請求権問題について大きな犠牲を忍んでまで会談の再開を急ぐ必要がない」とし、日韓会談再開そのものにも消極的であった⁴³。

³⁹「第二段階における請求権問題（一九五二年七―八月会談再開気運に際して）」外務省文書、2006-588-655。

⁴⁰「日韓会談の再開に関する件」1952年7月10日、外務省文書、2006-588-1038。

⁴¹「請求権問題折衝要領案骨子」外務省文書、2006-588-655。

⁴²「第二段階における請求権問題（一九五二年七―八月会談再開気運に際して）」外務省文書、2006-588-655。

⁴³「朝鮮関係懸案例」1952年8月21日、外務省文書、2006-588-1042。

外務省内にも大蔵省と同様、引揚者国内補償問題や他の海外資産との関係で、相互放棄をもたらす財政負担を憂慮する声があった。相互放棄により実質的な面で得をするのは韓国のみである、韓国人強制送還問題の解決のために請求権問題で譲歩すればこれが韓国に逆宣伝として利用され、その結果外務省が国内批判的にさらされる恐れがある、といった指摘もあった。また、当時の韓国情勢を「韓国政府の対日強硬路線とは対照的に、韓国民の対日感情は緩和されており、李政権への反対勢力は同政権の対日政策への批判を強めている」と分析し、「良い時期が来るまで日韓交渉を将来に延ばす」という提案もあった⁴⁴。

だが、外務省内では「大蔵省の主張は日本側の損失を顧みないイージーゴーイングな考え方」であり、「相互放棄は、韓国との円満な交渉のためにも、将来台湾との交渉に際して有利な先例となるためにも必要」である、という認識が優勢であった。そして、今後の日韓間請求権処理方式をめぐる大蔵省との折衝に備え、包括的な交渉案をまとめた。同局は、7つの交渉案を設定し、それぞれの案に当たり、韓国の出方や日本の損得を予想した。これをまとめたものは[表2-1]のとおりである⁴⁵。

外務省は、国内から様々な反発や反対を招くことは別問題としても、とりわけこの中から韓国側が乗ってくる可能性の高い案としては、「講和条約4条(b)項に関する日本の法理論を主張しないと共に、韓国にこの点を考慮すべき事を約さしめる」案（表の第三案）と、「在韓日本財産の中で国有財産は韓国へ無償に譲渡し、私有財産は若干の例外のみを認めた上で原則的に相互放棄する」案（表の第四案）とした。外務省は概ね、法的論争を避け、相互放棄方式で請求権問題を解決することを念頭においていたことが判る。

特に、外務省アジア局は、在韓日本財産の相当の部分が朝鮮戦争により破壊されその回復がほぼ不可能となったので、実質的に日本が得られる差額は大了なものではなく、むしろ国全体としてとられる分が多いと述べ、「相殺」方式の実効性を否定した⁴⁶。そして、省内の一部および大蔵省における対韓強硬論に対し、日

⁴⁴アジア二課「日韓会談問題の検討」1952年8月19日、外務省文書、2006-588-1041。

⁴⁵西沢「日韓請求権問題省内打合会」1952年7月21日、外務省文書、2006-588-656。

⁴⁶アジア二課「日韓会談問題の検討」外務省文書、2006-588-1041。

表2-1 請求権問題における対処方式案

	提案例	成立の見込と利害得失
第一案	基本関係、国籍処遇、船舶が解決するまで、請求権問題全体を延期する。	韓国方針の変化がない限り、請求権問題を棚上げして他の懸案解決に入ることはない。
第二案	原則論は棚上げにして、各項目の実情審査をする。その後解決方法の交渉をする。	日本側が法理論を明白に撤回しなければ、韓国は乗ってこない。
第三案	請求権全般の交渉は南北統一の時期まで持越すも、とりあえず、講和条約4条(b)項に関する日本の法理論を主張しないと共に、韓国にこの点を考慮すべき事を約さしめる。	韓国の危惧心を去り、米国に対しても利点がある。しかし、実質的には相互放棄に向かう方式であり、国内から反対を招く不利がある。
第四案	在韓国有財産は、無償譲渡し、他は相互放棄するが、若干の例外は認める。又、北朝鮮関係には触れない。	相互放棄と日本の「アルファ持出し」を示唆することによって韓国は乗ってくるかもしれないが、北朝鮮関係を未決に残す事には反対すると思う。日本においても、国内補償問題を生起する他、国内の反対も多いと思う。
第五案	第四案に、北朝鮮関係財産を含め、全体として相互放棄する。	日本において、第四案と同様の反対がある。特に、北朝鮮関係は第四条b項と関係がないからなおさらである。
第六案	日本より例外項目を支払い、まず交渉妥結させ、他の項目は南北統一まで延ばす。	実質的には相互放棄になるが、とりあえず、国内を刺激しない効果がある。しかし、将来に問題の尾を残す。
第七案	例外項目を支払い、まず交渉妥結し、他の項目は私人間折衝と両国の立法、司法措置に委ねる。	国内世論を刺激することは少ないが、実質的には、日本が一方的にとられる。

本と韓国を取り巻く国際情勢と、米国の支持を自国に有利に引き寄せようとする日韓間の外交競争を強調し、以下のように述べた。

米国は、朝鮮戦争の休戦交渉という微妙な段階に置かれた韓国と、地理的に近い日本との関係回復を通じて東アジアの安定を望んでいる。日本はこうした国際情勢に応じ、韓国へ物質的、精神的支援を与えなければならない。命令33号の効力を否定するような主張は、米国の支持を得られず外交面において賢明ではない⁴⁷。

米国が朝鮮戦争に深く関与している以上、同国は当分韓国の李政権を支援せざるを得なくなった。日韓間の緊張状態が続くと、米国の政策は韓国の地位強化に傾き、反射的に日本が不利益を被る。日本が米国の支持を得るためにも、韓国との会談再開は必要であり、軍備を持たない日本国防の第一線で共産勢力と戦う韓国に対し経済的支援をすることも得策である⁴⁸。

外務省の省内議論は、外交的な側面を重視して韓国との関係回復の必要性を強調する、アジア局の主張へと傾いた。そして、「相互放棄」案に対する大蔵省からの抵抗が依然として強い中、外務省内の対韓請求権交渉案は「相互放棄の他に韓国への支払いも念頭に入れる」ことにまとまった。

3. 外務省案の成立—相互放棄プラスアルファ—

1952年秋以降の日韓関係は、「李ライン」によって触発された漁業問題のため、緊張感をさらに高めていた。韓国では「平和線」と呼ばれる「李ライン」は、第1次会談開始直前の52年1月18日、李政権が「隣接海洋に対する主権に関する大統領宣言」⁴⁹として一方的に宣布したものである。

これに対する国際的な波紋は大きかったが、第1次会談の決裂後、日本が会談再開を躊躇している間に、韓国は李ライン内での強硬措置に踏み切った⁵⁰。52年9月

⁴⁷西沢「日韓請求権問題省内打合せ」1952年7月21日、外務省文書、2006-588-656。

⁴⁸外務省アジア局第二課「日韓国交調整特に請求権問題について」1952年11月10日、外務省文書、2006-588-1303。

⁴⁹「PRESIDENTIAL PROCLAMATION January 18, 1952」；「大統領宣言」1952年1月18日、外務省文書、2006-588-69。

⁵⁰多くの先行研究では、李ライン宣言の背景として、韓国が日韓会談を有利に進めるための「交渉の材料」として李ラインを宣布したとみる見解が多い（李元徳、1

には李ラインを侵犯する日本漁船の拿捕が開始され、同年10月からは拿捕された日本漁船および日本人漁夫を、韓国国内法に基づいて処罰することが決定された（趙、2010：436－437）。

日韓両国は、請求権問題の他にも、強制送還問題や漁業問題などを解決すべき主要懸案として抱えることになったが、両国は相互不信を強める一方であった。米国は、こうした日韓関係の行き詰まりを打開するため、再び仲介に乗り出した。

1953年1月5日から3日間、クラーク（Mark W. Clark）国連軍司令官とマーフィー駐日大使の仲介により、韓国の李大統領がSCAPの招待に応じる形で訪日、吉田茂首相との非公式会談も行われた。外務省は、両国の「トップレベルの接触により険悪化していた日韓関係が緩和」されたと評価した⁵¹。漁業問題による日韓関係の危機が、むしろ会談再開の気運を高める機会に転じた。

外務省はこの機会を、政府内で対韓交渉におけるイニシアティブを確保する梃子とした。この際に、奥村勝蔵外務次官は、外交交渉における外務省の役割や政治的決断の重要性について「外務省が大きなプランや根本方針を決定すれば、他の省はそれを承認すべきである。外交の場において近時他省庁が対等で口を出しすぎる。政府内のハイレベルにおける政治的決定の上、事務当局に承認させる。相互放棄の大方針が決まれば後は国内問題に過ぎない。国交回復によるプラス・マイナスを考えた上で、政治的な要求があるからこそ外交交渉が必要である」と語った⁵²。

996；太田、2003；吉澤文寿、2005）。他方、藤井賢二（2004；2006）、趙胤修（2008）、朴鎮希（2008）などは、李ラインや漁業問題に関する既存の研究からさらに分析視座を広げようという試みはあったものの、基本的には、日韓会談における「交渉の材料」という従来の認識を踏襲した上で、個別の論点を展開している。本稿においても、李ライン・漁業問題と請求権問題を切離して議論することは不可能である。漁業問題に関する本稿の見解も、李ライン・漁業問題は、日韓間請求権交渉の際の様々な場面において、韓国の対日「圧力手段」「交渉の材料」として用いられていたという先行研究の見解を否定しない立場である。

⁵¹情報文化局「電送第214号 李韓国大統領の訪日に関する件」1953年1月7日、外務省文書、2006-588-1045。

⁵²アジア局第二課「日韓会談再開に関する第一回省内打合会議事要録」1953年1月23日、外務省文書、2006-588-1046。

こうした奥村の強気な発言の意図は、外交面を考慮せず対韓強硬姿勢に固執する大蔵省に対する批判であり、省内の異見のため外務省の基本方針そのものがゆれることへの強い懸念があったことが伺える。

外務省は、請求権問題が先決されれば韓国との国交調整は可能であり、請求権問題は「法理論は一応棚上げにして相互放棄になるような解決に導く段階」にある、という認識を固めた。そして、従来山下が提案した政策案⁵³を改めてまとめ、以下の3つの試案を検討した。

第一案は、日韓両国がその財産請求権を相互に放棄する、第二案は、日韓両国がそれぞれ相手国のとった措置を承認し合う、第三案は、日本が在韓日本財産に対する韓国政府の措置を承認する代わりに韓国の対日請求権を放棄させる、というものである。外務省は、第二案は内容が明確でない上に日本側の一方的な損になる公算が大であり、第三案も韓国側が拒否する可能性が大で現実性がないとし、第一案が最も適当であることと結論づけた⁵⁴。

その後、外務省における対韓請求権交渉案は「法理論を正面に出すことなく、実質的に相互に請求権を放棄し合い、場合によっては別途経済提携その他によって韓国の復興に協力する用意のあることを示す」⁵⁵という具体的な内容で、「相互放棄プラスアルファ」案たるものに絞られた。

そして、請求権問題に関する日本政府の構想はこの外務省案を基礎として進められた。これは「総理および関係閣僚諒解案」を通じて政治的決定を得た上で、関係各省間において実務レベルでの協議が行われ、会談再開に備えることとなった⁵⁶。

外務省内では依然、「相互放棄」にともなう諸問題について、以下のような問題点が指摘されていた。北朝鮮の法的地位と在北朝鮮財産問題、引揚者国内補償

⁵³第1章第2節の3を参照のこと。

⁵⁴西沢「日韓間請求権特別取極の諸様式について」1953年1月21日、外務省文書、2006-588-1306。

⁵⁵「日韓会談再開の基本条件について」1953年1月23日、外務省文書、2006-588-1045。

⁵⁶「日韓会談再開の基本条件に関する打合せ会議状況」1953年1月24日、外務省文書、2006-588-1046。

の可否、日本国内における対韓債権債務者間の不公平、韓国のさらなる反発を招く可能性、などである⁵⁷。経済局や条約局、文化情報局からは、経済提携による韓国への支払いを請求権より漁業問題に関連させること、国内補償問題に対する大蔵省の負担を軽減すること、などが提起された⁵⁸。だが、これらの意見は外務省内の慎重論に留まり、同省の基本案を覆す議論には至らなかった。

このように、対韓政策におけるイニシアティブを確保した外務省は、同省の構想を日本の新たな対韓請求権交渉案として成立させていった。もっとも、外務省案の形成過程を鑑みると、「法理論の棚上げ」および「相互放棄」は、従来の法的論理や対韓請求権主張の放棄を意味せず、日韓間法律論争を回避し政治的解決を図るための戦略的な意味が強い。その上で注目したいのは、外務省は日韓会談の初期段階であるこの時期から、韓国への支払いを念頭に入れていた点である。

次節では、こうした外務省の構想が日本政府内でどのような議論の中で展開されたのかを検討する。

第3節 外務省案への収斂

1. 日韓関係の停滞と外務省案の後退

第1次日韓会談の決裂から約1年後の1953年4月15日に第2次会談が開始された。日本側は久保田貫一郎外務省参与を、韓国側は第1次会談において交替首席代表を務めた金溶植駐日公使を、主席代表としてそれぞれ任命した。

だが、この会談に臨む日韓両国の思惑は大きく食い違っていた。韓国は、請求権問題の解決を最優先し、今次会談における最大の関心事は、日本の在韓日本財産に対する請求権の主張を確定的に放棄させること、という態度を明確にした。その反面日本は、李ラインの撤廃を含む漁業問題の解決を優先した⁵⁹。1953年2月4

⁵⁷ 「日韓請求権問題—相互放棄の諸問題」外務省文書、2006-588-1301。

⁵⁸ アジア局第二課「日韓会談再開に関する第一回省内打合会議事要録」1953年1月23日、外務省文書、2006-588-1046。

⁵⁹ ア二「日韓交渉に関する第一回各省打合会次第」1953年4月23日、外務省文書、2006-588-1052。

日、韓国海軍による日本漁船取り締まりの過程で日本人漁夫が死亡した事件⁶⁰が発生しており、第2次会談の開始を控えて、日本国内の対韓世論が極度に悪化していたためであった。

こうした事態の下で正常な交渉の進展が難しいと認識したアジア局は、「財産・請求権問題について双方の原則的主張が対立するため、今次会談において請求権問題の合意は困難であるので、この問題の討議は見合せて後日の議題に廻す」ことを韓国側に提案することも検討していた⁶¹。

第2次会談が開始すると、日本は、請求権問題に起因する韓国との対立を避けてまず漁業交渉に踏み切るため、「請求権問題に対しては法理論的論争を避け、実際的な話合をすべき」と述べた。ところが、こうした日本側の発言は、韓国に対し日本の対韓請求権主張撤回に対する一方的な期待感を与えた⁶²。

韓国は、朝鮮半島において今後休戦会談が成立しても、南北朝鮮の平和手段による統一の可能性がないので、韓国が北朝鮮および共産主義国家と対峙するためには、日韓会談を早期に取りまとめる必要があると語った。そして、韓国の復興を通じた日韓友好は、自由主義世界全体の利益になるがゆえに、日本が請求権問題と船舶問題で韓国に譲歩しても、米国からお返しがあるだろうと述べ、請求権問題に関する日本側の譲歩を迫った⁶³。

しかし日本は、法理論を棚上げしても従来の「純法律の見解には何等変更がない」と述べ、日本側の一方的な譲歩を否定した。そもそも会談に対する日韓の期待が行き違う中で始まった第2次会談は、交渉開始からまもなく再び停滞状態に陥った。日本政府内では、韓国の李政権に対する強い不信感と、会談続行への悲観

⁶⁰通常、「大邦丸事件」と呼ばれる。1953年2月4日に済州島沖20マイルの農林漁区第284漁区と思われる公海上で、操業中であつた福岡の漁船第一大邦丸及び第二大邦丸が、韓国の海軍によって銃撃、拿捕され、その際に第一大邦丸漁撈長が被弾して死亡した事件である。

⁶¹アジア局第二課「日韓会談交渉方針（案）」1953年4月8日、外務省文書、2006-588-1050。

⁶²久保田参与「日韓交渉報告（六）」1953年5月11日、外務省文書、2006-588-693。

⁶³アジア局第二課「張基栄代表との非公式会談に関する件」1953年6月17日、外務省文書、2006-588-1699。

論が相次いで提起された。日本側首席代表である久保田貫一郎外務省参与は「極めて反日的である李政権の行動が、朝鮮半島の情勢や韓国の状況を不透明に陥らせて」いるとし、会談の無期休会を提案した⁶⁴。

下田武三外務省条約局長も、久保田の会談休会案に同意を示した。その理由として下田は、国際社会における影響力が低下しつつある李政権を相手として、日本に有利な面のない会談を妥結するより、日韓交渉の全議題について新たな角度からアプローチをする必要があると述べた⁶⁵。

大蔵省も政府内の対韓批判世論に乗って、李政権を相手に交渉をすることは疑問である、請求権の相互放棄にしても直ちに実現することは難しい、会談および請求権問題の本格的な解決を延ばすべき、と主張した⁶⁶。

当初から対韓強硬姿勢を構えていた条約局および大蔵省をはじめ、久保田代表の発言における共通した認識は、韓国李政権の反日的な行動を非難するものであった。こうした李政権の反日政策は、韓国の国内政治上利用されている側面が強く、国際情勢においても望ましくないという批判であった。先行研究においても、李政権の対日政策の基調が「反日」であったことはよく指摘されている⁶⁷。

⁶⁴久保田参与「日韓会談無期休会案（私案）」1953年6月21日、外務省文書、2006-588-1054。

⁶⁵下田「無期休会案に賛成の理由」1953年6月23日、外務省文書、2006-588-1054。

⁶⁶久保田「日韓会談処理方針案」1953年7月13日、外務省文書、2006-588-1701。

⁶⁷先行研究では、韓国の歴代政権における対日政策の特徴に関し、「反日」「防日」「接日」「用日」「克日」などという多様な表現が用いられている。とりわけ、李政権の対日政策が「反日的」「対抗的」であったことには異論の余地はない。朴（2008：329-333）は、李政権の反日的政策は、当時の時代的背景においては不可避な選択であったと述べている。すなわち、李承晩自身が日本の朝鮮統治時代に反日独立運動を展開した独立運動家出身であり、また、日本から独立して10年も経たない韓国において民族的要求として「過去清算」論理が強く存在していたため、李政権の「反日コードを迫っていた」と論じている。太田（2003：112-117）は、李の対日政策は盲目的な「反日」ではなく、「防日」ナショナリズムであるとする。李の「防日」ナショナリズムは、対日交渉を有利に進めるための手段として、対米交渉のための政治的カードとして、国内政治を安定させるための大衆動員・国民統合の手段として機能したという。ともあれ、「防日」も日本に徹底して対抗する構えであったことは事実であり、この点から、筆者は「防日」も

アジア局は、李政権の行き過ぎた対日行動を憂慮しながらも、これが日本政府内の後退的な議論につながることを懸念した。同局は、朝鮮戦争の休戦協定締結が近づいているこの時期に、日本は態度を最終的に決定する必要があるとした。その上で、朝鮮戦争による在韓日本財産の被害率は七割に近く、講和条約第4条(b)項は韓国の立場に同情的であり、国際世論は必ずしも日本に有利ではないと述べ、請求権の「相互放棄」の有効性を強調した⁶⁸。

一方、倭島アジア局長は、6月30日に柳泰夏駐日韓国代表部参事官と別途の話し合いを行なった。その場において、倭島局長は「日本側だけでなく韓国側でも同様に請求しない」と述べ、日韓間請求権の相互放棄の可能性を打診した。こうした日本側の主張が韓国にとっては期待外れであった。柳参事官は、日本が対韓請求権主張の撤回を否定していることに当惑を示した⁶⁹。

第2次会談における請求権交渉はこうした状況に終始し、日本は請求権相互放棄を公式に提起するには至らなかった。

日韓両国がともに法的論理へのしこりを残していたことに加え、漁業問題による日本国内の対韓感情悪化により、対韓請求権問題に関する日本政府内の議論は進展しないまま、1953年7月23日、第2次会談は朝鮮戦争の休戦協定締結を口実として休会に入った。

2. 大蔵省の対韓姿勢緩和

1953年7月27日に朝鮮戦争休戦協定が成立した後、韓国は日本に対して会談再開を要請した。だが日本は、国内の準備不足を理由に会談再開を避けていた。韓国政府は、日本を圧迫する手段として、李ライン内に立ち入った日本漁船の拿捕を

「反日」の範疇に入ると考える。一方、米国は、李政権の反日的行動が日韓関係を進展させないことのみならず、李の強硬な態度が米国との関係も停滞させているとみなし、一時期は李政権の転覆を試みたこともあったという（李鍾元、1996：197）。

⁶⁸アジア局第二課「日韓交渉処理方針に関する件」1953年7月9日、外務省文書、2006-588-1056。

⁶⁹アジア局第二課「倭島局長・柳参事官会談要旨」1953年6月30日、外務省文書、2006-588-1700。

一層強化した。日本の国内世論は、日本政府が漁業問題に対して生ぬるい対応をしていると強く批判し、日韓関係は悪化の一途をたどった。

外務省は国務省に対し、漁業問題に限って会談を再開するようその斡旋を要請した。だが、韓国が日本との交渉を有利にするための「交渉の材料」として漁業問題を利用していることを、日本と米国両政府は理解していた。そのため米国は日本に対し、漁業問題のみを早急に解決することは困難であり、請求権問題で日本が譲歩しないかぎり会談の妥結は不可能である点を強調した⁷⁰。

これに加えて、国務省は、韓国の行動は行き過ぎではあるが、現在の米韓関係が微妙な段階にあるため、韓国へ圧力を加え難い状況であると説明した。そして、米国を介さず、休会中の日韓交渉を速やかに再開し、韓国に対して日本が寛大な措置を取ることが得策であると勧告した。国務省は、こうした趣旨を当時訪米中の小笠原三九朗大蔵大臣にも伝えた⁷¹。

日本政府は、米国の協力なしに、しかも請求権問題と切離して漁業問題を解決することは不可能だと認めた。同政府、漁業問題の解決を促す国内世論の激しい攻勢を受けていたことも相まって、韓国との会談再開を開始した。10月6日に始まった第3次日韓会談では、第2次会談に引き続き久保田貫一郎外務省参与と金溶植駐日公使が首席代表を務めた。

だが会談が始まって、日本政府内では、対韓請求権問題の解決案として外務省の提案を基礎に形作られた「相互放棄プラスアルファ」案をめぐる意見調整が続いた。外務省は、韓国が請求権問題を最も重視しているため、日本が今回の会談において少なくとも請求権の相互放棄を提案しておく必要があるとした。そうしなければ「日本が不当な要求を行っているような印象を第三者⁷²に与え、日本の国際的地位が不利になる」と指摘した。

要するに、「相殺」方式の主張は、韓国に対しても米国に対してももはや説得

⁷⁰事務次官奥村「日韓会談の件」1953年9月29日、外務省文書、2006-588-690。

⁷¹皿二「李ライン強行に関する対策折衝」1953年10月5日、外務省文書、2006-588-690。

⁷²本文書の前後の文脈上、ここで言う第三者は、米国政府および米国世論を意味すると考えられる。

力を失っており、「相互放棄」方式の主張すら躊躇したならば、日本に不利な状況が展開されるという警告であった⁷³。

10月8日と9日には、会談首席代表である久保田参与も加えて、請求権問題に関する外務・大蔵打合会が行われた。久保田は「昨年の非公式会談において梁代表が相互放棄に言及」したので、相互放棄案が韓国側にとってはそれほど予想外のことではないと述べ、相互放棄を提案することとした。

大蔵省は、一応外務省案への協力の意を示した。まず「日本から先手を打って相互放棄を提議することも一案である」とし、相互放棄案に同意した。外務省のいう「プラスアルファ」については「放棄に若干のオマケをつけてやってもよい」と述べ、韓国への支払も認めた。引揚者国内補償問題については「補償の国内措置は外交交渉とは別問題で、補償問題決定以前にも相互放棄案は提出できる」という、前向きな姿勢を示した。

この会合において大蔵省が、外務省案である「相互放棄プラスアルファ」案に同意し、引揚者問題と請求権問題を切離して処理する可能性を示したことは、従来の姿勢を鑑みれば著しい前進であった。

しかし、依然として外務省と大蔵省の間では、法的論理の扱いに関して異見の幅が存在した。外務省は、日韓間取極の際に相互放棄を明文化はしないが、日本が講和条約第4条（b）項の解釈を認めたことを示唆するとした。これに対し大蔵省は、4条（b）項の解釈を変更することには反対であるとし、国内的には他の方法で説得することを主張した。また、大蔵省は、引揚者国内補償問題に関する法的論理については、別の有職者審議会での研究の上で慎重に決定するとした。大蔵省がこれほど原則的な法的論理に固執していた理由は、引揚者を刺激するような結果になることをなるべく避けようとしたためである。

ともあれ、外務省が「大蔵省は意見を固めることに快く協力した」と評価したように、大蔵省の対韓姿勢緩和は、外務省案が日本政府の対韓請求権交渉案として収斂される際に、決定的な役割を果たした⁷⁴。

⁷³外務省アジア局第二課「日韓会談における双方主張の現状」1953年10月3日、外務省文書、2006-588-1061。

⁷⁴「請求権問題外務大蔵打合会」1953年10月8日、外務省文書、2006-588-657。

こうした大蔵省の態度の変化には、以下の背景があったものと考察できる。まず、先述したように、国務省側が訪米中の小笠原蔵相に対し、韓国との請求権問題に関する協力を要請したことが挙げられる。大蔵省としても、対韓関係改善を前向きに考慮する外務省の案を支持していた国務省からの直接勧告は、看過できなかったと考えられる。

次に、大蔵省は、漁業問題解決の糸口を見出せないのは請求権問題に対する同省の強硬姿勢と関連がある、という国内の批判を意識していたことである。大蔵省は「外務省が思い切って従来の法的論理を変更するのではないか」という警戒感とともに、「相互放棄は切札であるか出発点であるか」という慎重論や、「韓国へのオマケは最後の恩恵」という激しい表現を用いながらも、漁業問題と相互放棄を関連させることを前提に外務省案に同意した⁷⁵。

さらに、この時期は日本の財政状況が改善されていたことも、大蔵省の態度の変化に影響を与えた。日本は朝鮮戦争にともない、好況と急激な経済復興の時期を迎えた（大蔵省財政史室、2000：3）。そして、1952年と53年度の日本の予算編成は、対日講和条約発効後の戦後独立財政の原型となった。53年度は、3次にわたる補正の結果、政府の予算は1兆273億円に上り、1兆円予算の時代が到来した（同前：171）。

日本は、占領期に米国から要求されていた支出項目を廃止し、軍人恩給の支給など政府の必要と思われる支出や希望する政策を財政に盛り込むことが可能になった（大蔵省財政史室、2000：142-147）。こうした財政状況の改善が、財政悪化を理由として外務省案に反対していた大蔵省の態度を変化させたことは、想像に難くない。

ここで検討したように、請求権問題が漁業問題との連動を深めつつあったことに加えて、朝鮮半島をめぐる国際情勢の変化により、日本は韓国との関係回復を避けられなくなった。

こうした状況は、外務省が対韓交渉戦略におけるイニシアティブを確保する機会となった。他方、大蔵省にとっては、従来に対韓強硬姿勢を緩和させ、外務省

⁷⁵ 「請求権問題第二回打合会」1953年10月9日、外務省文書、2006-588-657。

案に歩み寄る背景となった。さらに、対韓請求権問題についてより柔軟な態度を示す外務省案を支持していた米国の態度と、財政状況の改善は、対韓強硬姿勢で一貫していた大蔵省の立場を狭める結果となった。

こうして、外務省を中心に形成された「相互放棄プラスアルファ」案は、日本政府の対韓請求権問題における基本案として収斂された。

3. 「相互放棄」主張の帰結：「久保田発言」と会談第2次中断期

1953年10月6日に第3次日韓会談が開始し、9日には第1回請求権部会が開かれた。日本政府内で「相互放棄プラスアルファ」案が対韓請求権政策案として合意された直後であった。日本は、請求権問題に関する進め方として、まず韓国に日韓間請求権の「相互放棄」を認めさせた上で、韓国への支払に関する協議を行うことを想定していた。

ところが、結果的に日本の「相互放棄」主張は、10月15日の第3次日韓会談第2回請求権部会における「久保田発言⁷⁶」の導火線となり、日韓間の激しい歴史攻防に発展した。この対立は、第3次会談を約2週間という短期間で終わらせ、その後日韓間の公式会談は長い冬眠期を迎える。

よく知られているように、「久保田発言」とは、第3次会談の際の日本側首席代表である久保田貫一郎が「日本の旧朝鮮支配は朝鮮にとって有益なものであった」という旨を発言したことを指す。まず、この発言内容の要旨と発言の経緯について概観する。

日本は、10月9日の第1回請求権部会において「相互放棄」案を韓国へ正式に提起した⁷⁷。久保田は第1次日韓会談の際に、非公式ではあるが韓国側も「相互放棄」に同意したと主張し、これを規定事実化しようとした。だが韓国は、それは日本

⁷⁶「久保田発言」の背景、これにより触発された日韓間歴史認識攻防などについては、高崎（1996）、太田（2003）、李元徳（1996）などがよくまとめている。一方、「久保田発言」の本質を、韓国政府の内在的論理に照らして考察したものとしては、張博珍（2009）の研究がある。

⁷⁷アジア二課「日韓会談の交渉経過について（大臣の議会答弁資料）」1953年10月28日、外務省文書、2006-588-1063。

側の誤解であると否定し、日本がこの主張を撤回しなければ、韓国は36年間の日本支配による被害に対して賠償を求めると応酬した⁷⁸。

10月15日の第2回請求権部会において、日本の相互放棄提案をめぐる、韓国と日本の攻防戦が本格的に展開された。これは、日韓とも第2次会談においては自制していた、請求権問題に関する法律論争の再演であった。まず、韓国側は以下の要旨の発言⁷⁹を行い、日本の相互放棄提案を拒否した。

- ・韓国は、韓国の富の80%を占める在韓日本財産の返還要求を日本側がするとは全く予想していなかった。
- ・韓国は、賠償的なものを留保し、政治・経済機構からの分離に伴う法的清算的な性質の請求を合理的範囲内で行っている。
- ・しかがって、日本があくまで相殺を主張するのであれば、韓国は新しい考慮のもとで賠償的要求をせざるを得ない。

要するに、韓国側の主張は、現在の韓国の対日請求は従来 of 懲罰的な対日賠償構想から譲歩したものであるにも関わらず、韓国の立場に配慮しない日本の提案は、むしろ韓国経済にとって威嚇的である、というものであった。こうした韓国側の主張に対し、韓国側代表団と久保田代表との間では反論と再反論が激しく繰り返された。この過程で、久保田が発言した内容の要旨は次のとおりである⁸⁰。

- ・朝鮮の独立が対日平和条約成立前に実現したのは国際法違反である。
- ・在朝日本人が連合国の手で引揚げさせられたことも国際法違反である。
- ・在朝米軍政庁の日本財産処分及びこれに関する米国国務省の見解は国際法違反である。

⁷⁸アジア局第五課「日韓会談の経緯」1954年9月10日、外務省文書、2006-588-1068。

⁷⁹정무과[政務課]「2. 제2차[第2次] 1953. 10. 15」韓国外交文書、97『제3차 한일 회담[第3次日韓会談](1953. 10. 6-21) 청구권 위원회 회의록[請求権委員会會議録], 제1-2차[第1-2次], 1953. 10. 9-15』。

⁸⁰アジア局第五課「日韓会談の経緯」1955年1月31日、外務省文書、2006-588-481。

- ・カイロ宣言中の「朝鮮人民の奴隷状態云々」という語句は連合国の戦時中の興奮状態に由来するものである。
- ・三十六年間の朝鮮における日本の支配は朝鮮にとって有益なものであった。

韓国は久保田の発言に反発し、16日、19日に予定されていた他の部会を延期した。そして、20日に開かれた本会議の席上、日本政府および日本人は依然として朝鮮に対する支配を正当化し、その時代の不公正な経済環境の下で形成された財産に対し権利を主張するこうした考え方は、久保田発言を通じて表れたと非難した。その上、久保田発言および対韓請求権主張の撤回とともに、これに対する日本政府の公式な陳謝を要求した⁸¹。

日本は、21日の本会議において「朝鮮の独立問題が国際法違反とか違反でないとかの問題ではなく、日本に関する限り、韓国の独立承認は平和条約によってなされたものである」などで説明したが、韓国はこれに納得せず日本の釈明を要求した。日本は「韓国が日本代表の個人的かつ即座の発言の言葉尻を曲解し、前後関係を考慮せず一部のみを問題として、一国代表の見解を撤回するよう求め」ているが、これは外交交渉上前例のないことだと反論した。

これに対して日本は、会談の進展を阻害しているものは韓国の一方向的な李ライン強制措置であると応酬し、韓国の釈明要求を拒否した。韓国は、日本が発言撤回に応じない限り今後の会談出席は不可能だと述べて退席し、会談はすぐさま中断に追い込まれた⁸²。これが、その後約4年半に及ぶ日韓会談第2次中断期の始まりである。

ここで見たように、日本政府内で対韓請求権交渉案として決着をみた「相互放棄プラスアルファ」案は、とりわけ「相互放棄」の提案によって韓国から激しい反発をかった。

日本政府内で、「相互放棄」の他に「プラスアルファ」もしくは「オマケ」が

⁸¹ 政務課[政務課]「14. 제3차[第3次], 1953. 10. 20」韓国外交文書、95『제3차 한일 회담[第3次日韓会談](1953. 10. 6-21) 본회의회의록및1-3차 한일 회담결렬경위[本会議会議録および1-3次日韓会談決裂経緯], 1953. 10-12』。

⁸² アジア局第五課「日韓会談の経緯」1954年9月10日、外務省文書、2006-588-1068。

承認され、韓国への支払いを許容する動きがあったことは、政策面において、従来の方針からの一步前進であると評価できる。

しかし問題は、この案の含意であった。すなわち、「相互放棄」が「対韓請求権主張」を前提としたものであり、さらに「対韓請求権主張」は日本の旧朝鮮支配を正当化する論理に支えられていたためである。言い換えれば、韓国からすれば、日本の「相互放棄」提案は従来の主張の延長線に過ぎなかったのである。

結語 「相互放棄プラスアルファ」案の意義

本章では、先行研究においてはほとんど注目されてこなかった「相互放棄プラスアルファ」案の形成過程を明らかにした。同案は、対韓請求権問題の実質的な解決案として、1950年初期に外務省主導の下で形成された。同案の位置付けを、以下の3つの視座から考察してみる。

第一に、日韓会談における位置付けである。同案は形成後直ちに請求権交渉に持ち出されたわけではなかった。ただし、「相互放棄」案に見られる日本政府の基本的な考え方が「対韓請求権論理」に基づいていたこと、この論理が1965年の「経済協力方式」による請求権問題妥結の際にもみられることは、示唆に富む。

さらに、先行研究においては、1960年代の日韓交渉の際に、日本は、韓国が請求権を放棄する代わりに韓国への経済協力を決定した、と論じられている。しかし本章では、「プラスアルファ」もしくは「オマケ」が、60年代の「経済協力方式」と政策面において完全に一致しているとまでとはいえなくても、少なくとも、日本政府は早い時期から韓国への支払いを認めていたことは明らかである。

第二に、日本政府内における位置付けである。対韓請求権問題における日本政府内の主要アクターであった外務省と大蔵省は、当初から「対韓請求権主張」と、これを裏付ける「法的論理」を放棄しないという見解では概ね一致していた。

しかし、外務・大蔵両省には、請求権問題の具体的な解決方式をめぐる認識のずれがあった。外務省は、国際情勢の動向や外交面を意識し、韓国との関係回復を重視した。そして、日本の従来の原則的な主張を放棄はしないが「棚上げ」として、「相互放棄」の他に経済協力などで韓国への支払いを認めることを主張した。

これに対し大蔵省は、国内の財政状況を優先し、財政悪化をもたらし得る外務省案には批判的であった。だが、その後、大蔵省の対韓姿勢の転換により、日本政府内では一応「相互放棄プラスアルファ」に決着がつく。

ただしここでは、大蔵省が、漁業問題と関連した国内状況と外務省との間の政治的力学を意識していた側面が看過できない。すなわち、大蔵省の決定には、状況によって再び外務省案に反対する可能性が内包されていた。実際に、1960年代の池田政権の際には従前の主張が再現された。対韓請求権問題をめぐる外務省と大蔵省の対立も、日韓会談の当初から妥結まで繰り返される。

第三に、韓国政府内における位置付けである。韓国にとって「相互放棄」案は、「過去の植民地主義を反省しない日本の歴史認識の表れ」そのものであり、日本の「対韓請求権主張」の延長線上であった。張（2005；2011）の主張どおり、韓国の李政権は当初から日本の朝鮮支配に対する過去清算を期待していなかったかもしれない。しかし、李政権の国内政治基盤および対米関係は、反日政策によって支えられていたといっても過言ではなく、戦前の朝鮮支配を正当化する日本の露骨な主張を受け入れられなかったことは想像に難くない。

次章では、会談第2次中断期において、「相互放棄プラスアルファ」案が日本政府および日韓間交渉過程で、理論的かつ政策的な面においていかに変容したのか、あるいは連続性を有していたのかを検討する。

第3章

会談第2次中断期における日本の対韓請求権主張撤回

——「対韓請求権主張」撤回までの日本政府内の政治過程、1953～57年——

日韓会談は、1953年10月15日の第3次会談請求権委員会における、「久保田発言」により触発された日韓間の激しい攻防の末、10月26日に再び決裂した。そして、58年4月に第4次会談として再開されるまで、約4年半に及ぶ会談中断期を招く。この、長きに及んだ「会談第2次中断期」は、日韓交渉が難航していたことを端的に示している。

会談決裂を招いた直接の原因は「久保田発言」であったが、その本質は、日本が旧朝鮮統治およびその時代に形成された日本財産に対する権利主張を正当化したことにあった。第1次会談より展開された、日本の主張をめぐる日韓間法律論争および歴史攻防は、「久保田発言」を引き金とし、ついに会談中断期を招いたのである。会談決裂直後、韓国は、日本の「久保田発言」および「対韓請求権」の主張撤回を要求した。中でも、対韓請求権の主張撤回は、第1次会談決裂以降、韓国が日本に対し一貫して要求してきたものであり、この中断期においても韓国が会談再開のための前提条件としたものである。

1957年12月、日本が久保田発言および対韓請求権主張を公式に撤回したことによって、その後の日韓会談は大きく進展した。これを見る限り、日韓間請求権問題に関する日本政府の当初の政策論理および政策方針は、大幅に修正されたようにも受け止められる。しかし、その後の日韓会談の展開や、1965年の経済協力方式による請求権問題の妥結過程で見られる日本政府の論理的政策的動向は、当初のそれと類似したものであった。

この会談第2次中断期に焦点を当てた実証研究としては、日韓米三国間の水面下での交渉や、請求権問題と関連した「米国解釈」をめぐる日韓間の論争を検討した、李東俊（2011）の論文が唯一である。それ以前にも、久保田発言や相互釈放問題¹を

¹1950年代半ばから50年代末までに、日本大村収容所に収容されている在日韓国朝

めぐる日韓間の攻防についてはよく取り上げられていたが、そのほとんどは、当時の新聞報道やいくつかの回顧録に依存した概説的なものである。

しかも、この時期の日本政府の動向を解明した研究は管見の限り存在しない。すなわち、日本の対韓請求権主張撤回に至るまで、同政府内でいかなる議論が行われたのかは、未だ不透明のままである。

本章では、第3次会談が決裂した直後の1953年10月から57年12月までの時期²に焦点を当て、対韓請求権主張撤回に至るまでの日本政府内の政治過程を解明する。日本にとってその撤回は、対韓請求権主張を前提とした従来の「相互放棄」案と「断絶」した政策的な大転換を意味するのか、それとも、従来の論理を含意した「連続」的な発想に基づいているのかを明らかにする。

この過程で、特に「相互放棄プラスアルファ」案の起案者であった外務省の動向に注目する。すなわち、同省の従来の案が、駐日韓国代表部および米国務省との間の水面下交渉の中で、そして日本政府内の議論において、どのように位置づけていくのかを立体的に検討する。また、対韓請求権の主張撤回に至る過程で、外務省と各政権との間の対韓認識の異同が、米国の動向とどう連動しながら、いかなる影響を与えたかを考察する。

具体的には以下の点が明らかにされよう。第一に、会談決裂直後、外務省が国内の対韓強硬論を意識しつつ、日韓問題に関する米国の仲介をいかに取り入れたのか。第二に、対韓政策における外務省と鳩山政権の認識が亀裂を深める中、外務省が日本に有利な米国の仲裁をいかに確保していったのか。第三に、対韓請求権の主張撤回をめぐる日韓間交渉および日本政府内の意見調整が、岸と外務省事務官僚の対韓認識の下で、いかなる含意をもって決着したのか、である。

第1節 第3次会談決裂後の諸相

鮮人と、韓国釜山に抑留されている日本人漁夫の相互釈放問題をめぐって、日韓間では対立的な駆け引きが展開された。当時、日韓の間では、日韓交渉を自国に有利な結果に帰結するための交渉の材料として、相互釈放問題を利用した側面が大きく、これは外交官や世論から「人質外交」と呼ばれるほどであった。

²この時期を含めて1958年4月に第4次会談が開始するまでを、本稿では会談第2次中断期と定義する。中断期の再定義に関しては、第2章の脚注3を参照。

1. 久保田発言に対する日本政府内の認識

1953年10月21日に第3次日韓会談が決裂した直後、日韓両国では相手国に対する世論の攻勢が一機に噴出し、両政府間の非難声明も相次いだ。韓国内の反日世論は、「久保田の発言は韓国人に対する日本人の優越感を示す証拠であり、日本は侵略根性をいまだに清算できず、韓日併合を再現させることを狙っている、日本政府は過去の軍国主義と帝国主義を正当化しようとする久保田の発言を支持している」と非難した。

日本国内では、久保田代表の発言が不適切であると批判する野党議員もいたが、政府内の見解は「当り前のことを当り前にいっただけ」という、久保田発言に対する擁護論が支配的だった。また世論は、「韓国は財産問題とは直接関係のない問題について、殊更にいいがかり」をつけているし、「これは韓国側の予定の計画のよう」であると韓国を非難した（高崎、1985：55-64）。

久保田は、自らの発言が会談決裂の直接的な原因となった状況でも、政府内で刺激的な発言を続けた。彼は、韓国の態度の根底には「日本により三十六年間あらゆる方面に害を被った朝鮮はフィリピン以上に賠償請求権があり、朝鮮のような被圧迫民族の解放と独立は第二次大戦後の最も高い国際法の新原則であるので、従属的な私有財産尊重原則も変更され、日本の財産は一切没収された」という考え方がありと主張した。そして、韓国に対する経済報復を強めること、在日韓国人の中で北朝鮮志向の人は北朝鮮へ送還すること、李ライン問題を国際機関へ提訴し、米国の対韓圧迫を利用して韓国に嚴重対抗すること、などを唱えた³。

大蔵省は会談決裂直後、再び対韓強硬姿勢に転じた。韓国が相互放棄に反発し日本の対韓請求権そのものの放棄を主張していることに対し、大蔵省は「引揚者の在韓私有財産を国が放棄しそれを補償しないこととすれば、国会に対する説明は困難である」とし、相互放棄という表現すら反対であるとした。同省は、対日講和条約は日本と戦勝国との条約であるので、戦勝国ではない韓国に残した日本の財産を対日講和条約を根拠として放棄することはできない、と主張した。大蔵省はさらに、韓国との会談そのものにも疑問があると述べ、日韓関係の悪化を懸念しないような態度をとった。

³久保田「日韓会談決裂善後対策」1953年10月26日、外務省文書、2006-588-1062。

こうした大蔵省の主張に対し、外務省は「政府が国民に代わって請求権を放棄した例はあり、請求権の放棄が直ちに引揚者在外財産に対する国家の法的義務を起すことはない」と反駁した。だが外務省は一応、国内で高まりつつある対韓強硬論を刺激せず、その動きを注視することにした⁴。

2. 会談再開のための米国の仲介

久保田発言をめぐって日本と韓国両政府が対立する中、駐日韓国代表部は会談決裂直後、外務省に対し、米国の斡旋を受け入れて日韓間の協議を続けることを要請した。そして、李承晩大統領が日韓関係のさらなる悪化を憂慮し、両国が刺激的な措置を自制することを希望していると伝えた。外務省は、韓国側の退席によって会談が決裂したので、日本側から会談再開を持ちかけることは難しいとしつつも、会談再開の必要性には同意した⁵。

日韓会談開始前から米国の仲介を積極的に望んでいた韓国政府とは異なり、日本政府はそれを積極的に希望していなかった。米国の仲介で日本から譲歩を引き出そうとする韓国の意図に巻き込まれず、また米国の占領から独立した後も、日本が米国の干渉を受けているような印象を拭いさるためであった。外務省も、こうした日本政府内の認識に同調していた。日本政府の立場を考慮した米国は、当初日韓関係に対しては密かな調停役にとどまっていた。しかし第3次会談決裂直後、日韓二国間の直接協議による問題解決は極めて困難であると判断した外務省は、米国の仲介を公式に依頼することにした⁶。

岡崎勝男外相は、アリソン（John M. Allison）駐日米国大使を通じて、日韓会談再開のための米国の仲介を正式に要請した。アリソンは、戦前からの日本通であり、占領期には国務省北東アジア課長としてダレス国務長官顧問とともに対日講和条約を担当していた。そして、1953年5月に新駐日大使として赴任してからは、日韓問題への積極的な介入意思を示していた。53年1月に成立した米国のアイゼンハ

⁴ 亜二課「日韓の請求権相互放棄」1953年11月10日、外務省文書、2006-588-658。

⁵ 大江官房長「柳参事官と会談の件」1953年10月28日、外務省文書、2006-588-1705。

⁶ 亜五課「朝鮮問題（対朝鮮政策）六、米国の斡旋とわが方の平和政策」1956年2月21日、外務省文書、2006-588-67。

ワー政権と国務省もこの時期、日韓問題への「不介入」に固執していた従来の米国政府の政策を見直そうとしていた（李、1994：171-172）。こうして米国は、日韓会談への公式的な仲介に乗り出した。米国は、会談再開前に日韓両国の見解を調整し、会談再開後にはオブザーバーとして日韓交渉に出席することにした⁷。

米国の仲介はまず、駐日・駐韓米国大使館が取次いで本国政府の調整を受ける形式となった。1953年11月初旬、外務省は駐日米国大使館との協議を経て、「原則的に請求権を相互放棄し、恩給・未払給与等については支払う用意がある。韓国の漁業発達に協力する。会談再開に当って日本側代表の挨拶中に久保田発言に対する韓国の感情をやわらげる趣旨を盛り込む」という案を韓国側に示した⁸。

これに対し韓国政府は、日本の釈明案は全体的に曖昧な表現であり、なお請求権の相互放棄は受け入れないと回答した。そして、駐韓米国大使館を通して、「日本は命令33号による在韓日本財産の処分を認め、対韓請求権主張を撤回するとともに、久保田発言を明確に打消す」という要求を含む、韓国側の釈明要求案を提示した。その後も、外務省と韓国代表部の間では、久保田発言をめぐる反論と説明が文書によって手交されたが、両方の主張の隔たりは大きかった⁹。

⁷アジア局第五課「日韓会談の経緯 七、会談再開に関する米国のあつ旋」1955年1月31日、外務省文書、2005-588-481。

⁸亜二課「日韓関係」1954年1月11日、外務省文書、2006-588-1064。これについて韓国側の外交文書を検討した張は、第3次会談決裂直後の1953年12月頃、日本政府は「久保田発言」の撤回を示唆し、決裂した会談を打開するために、韓国側に書簡を送ったとしている。その具体的な日付は韓国側文書にも記されていないが、韓国が日本から受け取ったというメモはこれになる可能性が高い。張によれば、日本政府は早い段階から久保田発言の撤回を示唆したが、これが韓国側に受け入れられず会談再開につながらなかったとしている。その理由として、韓国側の究極的な目的が、歴史認識の反省の象徴とされる久保田発言の撤回そのものではなく、日本の対韓請求権主張撤回にあったとしている。すなわち、韓国は請求権問題に関する本来の目的を達成するための戦略の一環として、「久保田発言」と日本の歴史認識を問題視し会談を決裂させた、と張は論じている（張博珍、2009：300-306）。

⁹정무과[政務課]「2. 한일 회담 재개를 위한 전제사항 [日韓会談再開のための前提事項]1953. 12.」韓国外交文書、95『제3차 한일 회담[第3次日韓会談]（1953. 10. 6-21） 본회의 회의록 및 1-3차 한일 회담 결렬 경위 [本会議会議録および1-3次日韓

駐日米国大使館は、久保田発言に対する韓国側の態度が依然強硬なため事態の収拾に苦慮しているとし、「久保田の発言は日本政府の見解ではなく個人的な見解であり、日韓両国間の誤解を生んだこのような即座的で軽率な表現は議事録から削除し、再び論議として取上げてはいけない」ことを表明する仲介案を外務省へ提言した¹⁰。

外務省は、米国の仲介案を内部検討した上で、「外務省としては米国の忠告があれば久保田発言の打消しについて考慮する用意」があるとした。だが、上記の内容は、国内の反対や将来の日韓交渉において日本を不利にする可能性があるため、受け入れないとした¹¹。

米国大使館を通しての仲介では、それ以上の進展が見られず、国務省本省の直接仲介が必要とされた。ダレス（John F. Dulles）米国務長官は、ワシントンにおける日韓両大使との協議を通じて日韓問題の仲介に動き出した。

1954年春から、井口貞夫日本大使と梁裕燦韓国大使は、それぞれの本国のドラフトや提案などを示して国務省と調整を進めた。そして両大使の間では、「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。それは日本政府の正式な見解を反映するものでなく撤回する」という表現で、久保田発言を撤回することが合意された。

これに加えて、日本の要求で「日本は平和条約を遵守する」という内容が盛り込まれた。これは将来実際の請求権問題解決において、日本が対日講和条約第4条に対する従来の法的論理を以て、韓国の主張を予め限定させるための工夫であった。こうした日本の意図を読んだ韓国は、日本が対韓請求権主張をはっきり撤回するよう求め続けた¹²。

ところが、1954年5月頃に日本国内では、日本が日韓会談再開の条件として「久

会談決裂経緯], 1953. 10-12』。これは、1953年12月30日付英文文書として、外務省と韓国代表部金溶植公使との間の交換文の形式となっている。

¹⁰ 亜二課「久保田発言に関する件」1954年1月21日、外務省文書、2006-588-1675。

¹¹ 亜二課「久保田発言に関する件」1954年2月1日、外務省文書、2006-588-1675。

¹² アジア局第五課「日韓会談の経緯 八. 井口・梁両大使の話合い」1955年1月31日、外務省文書、2006-588-481。

保田発言に対する陳謝、李ラインの承認、在韓財産に対する請求権の放棄」に合意したという報道があり、世論が沸騰した¹³。

岡崎外相は早速外人記者会見を開き、久保田発言の撤回が会談再開の前提であるとしたが、対韓請求権主張の撤回に関する質問には言葉を濁しながら否定した。この記者会見の後、駐日韓国代表部は、会談再開のための前提条件は日本が久保田発言および対韓請求権主張をはっきりと撤回することであると声明した。こうした局面において、韓国との水面下交渉を進めていた中川融外務省アジア局長は、現在の日本政府内および世論の対韓認識の下では、韓国の要求を受け入れ難いと説いた¹⁴。

一方外務省は、政府内で相互放棄案のみならず久保田発言の撤回にも反対していた大蔵省と協議し、以下の点を強調した。請求権相互放棄には日本の対韓請求権主張を認める含みがあるため、韓国がこの案を承認することは期待しえない。米国の介入疲れにより、むしろ日本の従来案さえ維持できない可能性がある。すでに韓国と米国の間で合意された久保田発言の撤回表明を変更することは困難である。むしろ、相互放棄より積極的な対韓交渉案が必要である。

これに対し大蔵省は、やむを得ない場合は相互放棄にし、久保田発言の中で適当ではない表現は撤回するが、請求権問題に触れている部分を含めてすべてを撤回することは依然反対であると述べた。そして、外務省が韓国へこれ以上の譲歩をすることを警戒した¹⁵。

韓国の李大統領は、日本の対韓態度や米国の仲介に対する不満を露にした。李は、外交官である久保田の発言を「個人の見解」とする日本政府の釈明は不十分であるとし、日本が久保田発言を公式に撤回するのみならず久保田の罷免を明確に行うことを要求した。加えて、当初から米国の仲介に期待をかけていた李は、米国の役割が韓国の意図に反していると判断し、「米国は侵略者の日本を優先している」と露

¹³アジア局「日韓会談再開に関する大臣記者会見」1954年、外務省文書、2006-588-1065。

¹⁴中川記「日韓問題に関し柳参事官と会談の件」1954年5月13日、外務省文書、2006-588-1706。

¹⁵中川「日韓問題に関する大蔵省意見」1954年6月9日、外務省文書、2006-588-659。

骨に非難した¹⁶。

1954年7月、韓米会談のために李大統領が訪米した。この際に国務省は、反日反米的な態度を強める李に対し、韓米協定および対韓援助を武器として、日本との関係改善を義務条項に加え日韓関係を促進するよう迫った。だが李は、こうした米国の圧力を最後まで拒否し、対日要求を曲げなかったため、韓米関係さえ悪化の一途を辿った¹⁷。

その後、米国内では、米国が日韓問題の調停に失敗したという報道が流された。外務省は、これが国務省の調停役の断念につながることを憂慮したが、国務省は「現在話合いが行われていないのみであり、米国が仲介役を放棄したことではない。日韓会談再開のため今後も努力を惜しまない」と伝えた¹⁸。

ただし国務省は、日韓関係の現状が極東の安定に望ましくないと強調し、このような状況が続けば、日本の望むような請求権の相互放棄さえ約束できないと伝えた¹⁹。また、韓国としては会談再開の条件がまだ不十分であるという認識が強いので、日本が韓国の要求をもっと検討する必要があるとした。こうした国務省からの指摘に対し外務省は、韓国から「いかなるクレーム」が出されるかが問題であると述べた。だが国務省は、「日韓間の間隔は大きくない」とした上で、日本が対韓請求権主張撤回を表明すれば、その他については日本の希望に合わせて話をまとめるよう努力すると説得した²⁰。

しかし米国の仲介は、日本の久保田発言の撤回他の合意には失敗し、国務省は日韓関係をしばらく静観することにした。国務省およびアイゼンハワー政権の内部で

¹⁶ 亜五課「韓国李大統領の反日的言明について」1954年6月29日、外務省文書、2006-588-1067。

¹⁷ 「電信写 最近の韓国情勢に関する件」1954年9月30日、外務省文書、2006-588-1675。

¹⁸ 「電信写 日韓会談再開に対する米国の調停失敗説に関する件」1954年7月13日、外務省文書、2006-588-1675。

¹⁹ 「電信写 日韓関係にういてヴァンフリート及びハル大将との会談の件」1954年7月30日、外務省文書、2006-588-1675。

²⁰ 「電信写 李大統領の訪米に関する件」1954年7月30日、外務省文書、2006-588-1675。

は、李を含む一部の韓国の政治家の対日感情の底には「日本帝国主義再現に対する恐怖心」があり、李が在職する限り日韓問題の解決は極めて悲観的であるという認識が強まった²¹。

ここでみたように、外務省は第3次会談決裂直後、米国の仲介を公式に取り入れ、会談再開のための日韓米三国間の非公式討議を行った。その結果、会談決裂から約4ヶ月後の1954年2月の時点で一応、日本外務省、駐日韓国代表部、米国国務省の間では久保田発言の撤回が概ね合意された。しかし、会談再開の条件として韓国が最も重要視する対韓請求権主張撤回に関しては、日韓間のみならず日本政府内でも合意に至らず、これに対する米国の仲介も行き詰まっていた。

3. 対韓認識における吉田政権と外務省アジア局の温度差

1954年4月26日に開催されたジュネーブ会議は、朝鮮半島における南北分断の現状維持が現実的な平和策であるという「平和共存」を掲げ、朝鮮半島の分断状況を固定化した。

外務省アジア局は、ジュネーブ会議後、米国以外の西側諸国は朝鮮問題から手を引くことになると予想した。だが、韓国の存在そのものが自由陣営にとって無視できないことは確かであるので、請求権問題において日本が韓国へ支払うことや、引揚者国内補償問題の解決を急ぐことを覚悟してでも、会談妥結は迫られていると考えた。ただし、現在の国際状況の変化は、韓国の立場を厳しくしているのに対し、北朝鮮の国際的地位は従来に比して高まっていると判断し、こうした局面が日本に有利であると見ていた。そして、このような情勢が、韓国国民の対日認識や対日世論改善の契機になると期待した²²。

他方、韓国国内においては、李大統領の独裁体制と政治的基盤が動揺し、野党の勢力が拡大していた。李政権は、ジュネーブ会議およびその後の国際情勢の変動が、韓国にとって利のない結果となったことに加え、国内情勢の変化にも危機感を持つ

²¹「電信写 最近の韓国情勢に関する件」1954年9月30日、外務省文書、2006-588-1675。

²² 五課「対韓関係当面の対処方針（案）」1954年12月20日、外務省文書、2006-588-1070。

た。そして日韓関係の改善を急ぐべく、吉田茂首相が訪韓し李大統領と会談を行うことを密かに申し出た。韓国政府の吉田訪韓の試みは失敗に終わったが、韓国は日本との関係回復を持続的に望んでいた²³。

ところが、当時、吉田政権の対外政策方針において、日韓問題は日本の対外政策における重要な位置を占めていなかった。占領期から、吉田首相にとって、東アジア外交政策における最大の関心は中国問題であった。1952年4月28日、講和条約が発効すると、吉田は、対中国戦略の構築に積極的に動き出し「中国逆浸透」を構想するほど、中国問題に多大な関心を示していた。こうした対中国戦略は1954年に彼が政権を離れるまで継続した（井上、2010：79-83）²⁴。

ちょうどこの時期に起こった、久保田発言に起因する日韓関係の悪化に対し、吉田は関心を背けていた。吉田はダレス国務省長官に対し、日韓問題は時間が経てば解決できると述べ、むしろ日韓会談の冷却期間が必要であるという見解を示していた（張博珍、2009：307）。

要するに、対韓問題における吉田政権と外務省アジア局の認識には一定の温度差が存在していた。対韓問題に対し積極的な関心を示していない吉田政権の下で、外務省の対韓交渉も限界を露呈したのである。

第2節 鳩山政権下の日韓関係と外務省の動向

1. 朝鮮半島情勢の変化と日韓間非公式接触

1954年12月10日、吉田政権に代わって鳩山政権が成立した。鳩山一郎首相は吉田政権の対韓政策を批判し、「必要であれば従来の日本の主張を撤回する容易がある」と述べ、行き詰まった日韓関係の改善を唱えた。鳩山は、李大統領に日韓首脳会談を提案するなど積極的な融和策を示した。鳩山政権に対する韓国の期待感は一気に高まった。

緊張していた日韓関係が緩和すると、中川外務省アジア局長と柳泰夏駐日代表部

²³ 亜五課「李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について」1954年10月8日、外務省文書、2006-588-1069。

²⁴ 講和条約発効後、吉田政権における「中国逆浸透」構想とその展開については、井上の論稿（2008）が詳しい。

参事官の間では、会談再開のための非公式討議が行われた。中川と柳は、1954年春に井口駐米日本大使と梁駐米韓国大使との間で合意した「久保田発言撤回、平和条約の遵守」案を踏まえて討議を進めた。この際、中川は、個人的な見解と断った上で、日本の法的論理の限界を以下のように吐露した。

会談が未だに再開しない直接の原因は請求権問題に対する法理論的解釈の相違に集約されている。第1次会談における日本の法理論的主張は「相殺」という戦術を採用したが、今日この主張は韓国側のみならず日本の最もよき理解者である米国政府も納得せず韓国側に傾いている。またすでに処分済である在韓日本財産が返還される見通しは全くないのであるから、法理論の展開は実益がなくむしろ日本の真意が疑われ日韓会談の再開の支障となっているので、日本としては従来法の法解釈を改めることが適当である。そして、外務大臣の談話として対日講和条約によって在韓日本財産に対する米軍の措置を承認することが必要である²⁵。

中川アジア局長のこの発言は外務省内でもかなり大胆なものであって、その後中川の言う通りに日本政府が従来法の法的論理を修正したことはない。しかし、外務省内では、こうした発言が唱えられるほど、日韓会談の妥結を積極的に模索し、そのための様々な解決方法を柔軟に検討していたことは垣間見られる。

1955年1月は、中川と柳の実務者レベルの討議に加え、よりハイレベルにおける日韓問題の政治的解決を狙い、谷正之外務省顧問と金溶植駐日韓国代表部公使の間でも会談再開交渉が開始された。「谷・金会談」は、「絶対極秘裡に非公式」に討議することを前提とし、かなり踏み込んだ議論が行われた²⁶。

金は、日韓米三国の共同宣言による「日韓不可侵協定」の締結と、日本の「対韓請求権主張放棄」を要求した。これに対する谷の回答は、鳩山政権の対韓融和態度の下で前向きなものであった。

²⁵中川局長「日韓関係の打開について」1955年1月21日、外務省文書、9056-588-1248。

²⁶アジア局第五課「日韓会談の経緯（その二）一、谷大使・金公使会談」1955年10月15日、外務省文書、2006-588-482。

1955年2月、谷は「韓国の歴大な請求が日本の財政に負担であり、韓国側の態度いかん」ではあるが、「日本の請求権を放棄する考えがあり、韓国にある種は返還する用意がある」と述べ、対韓請求権主張の放棄に言及した。加えて、韓国の要求が適当であれば、講和条約第4条と命令33号に関する韓国の法的論理を承認する可能性があるとした。

これに対し金は、「韓国の請求権はレスティチューションの問題として日本が当然返すべきものであり、ギヴ・アンド・ティクのものにするにはできない」と述べ、相互放棄になることを警戒しつつも、韓国の対日請求権の対象は「恩給、俸給、日銀券」などに限定すると答えた²⁷。

先行研究においては、第3次会談決裂後しばらくの間、日韓両国の間では相互非難や感情的対立が続いたという論調が多い。しかし本節で明らかになったように、会談が決裂した直後から、日本、韓国、米国の三国間、そして日本と韓国の二国間では非公式討議が行われていた。

そして会談決裂4ヶ月後の1954年2月には日韓米間で久保田発言の撤回が合意され、これは日本政府内でも公然のものとなっていた。さらに、国会や政府内の合意までには至らなかったが、55年2月に外務省は、鳩山政権の対韓積極姿勢に基づき、日本の対韓請求権主張の撤回に言及した。日本政府内で対韓請求権主張撤回が正式に合意されるまでには、それから2年半の月日を必要とするが、外務省内では撤回そのものが早くから検討されていたことは判る。

ただし、注意すべき点は、谷の述べた「対韓請求権主張撤回」の表明には、日本の一方的な請求権放棄ではなくその代償として韓国の譲歩も必要とする、という条件が付けられていたことである。これは、対韓請求権主張を撤回しても実質的には「相互放棄」とし、その上で「特定のものについては韓国へ支払い」を行うという、従来の外務省案そのものである。また、韓国側の法的論理を承認する可能性を示唆したが、これは従来の日本の法的論理を変化するという意味より、韓国の対日請求権の減額を前提とするのであれば、日本も厳格的な法的論理を持ち込まないという意味として解釈することが妥当であろう。

²⁷ 「請求権問題処理要領案」1955年2月24日、外務省文書、9506-588-660。

2. 鳩山政権の対北朝鮮接近に対する外務省の憂慮

1955年春、鳩山政権の対外政策方針が本格的に表面化した。54年末から55年にかけて、中国政府は対日「平和攻勢」の幕を開けた。中国はソ連との対日共同宣言を發表し、対日関係正常化の希望を表明した。また、日本国内で高まっていた日中貿易への関心と相まって、中国大陸の残留邦人引揚問題といった「人道問題」の協議を推進した。鳩山首相は、こうした中国の「平和攻勢」に対し、就任早々、共産主義国との国交外交を視野に入れた方針を打ち出した（井上、2010：108-111）。

中国とソ連の対日接近は、北朝鮮の対日姿勢にも影響した。戦後、北朝鮮の対日認識は韓国のそれと変わるものではなかった。日本を潜在的な帝国主義的侵略国家と規定し、むしろ韓国より露骨な警戒を表した。さらに、日韓会談が開始すると、韓国と日本の結合を強く懸念し、両国に対する敵対的な姿勢を強めていたのである。ところが、日韓会談が決裂し日韓関係が悪化していたことに加えて、ジュネーブ会議後の国際情勢の変動に乗じ、北朝鮮は従来 of 対日政策を大幅に変化し対日平和攻勢を展開した（朴正鎮、2012：25-35）。

北朝鮮は、貿易と人道問題を用いる中国の対日接近のパターンを踏襲し、また、鳩山政権との接触と日本国内における朝鮮総連の活動を促進した。鳩山政権と北朝鮮との接近により、日韓関係は新たな局面を迎えた。

1955年2月に、「谷・金会談」が進んでいるかたわらで、鳩山政権が日本業者に北朝鮮とのバーター取引を許可したという説が流された。柳駐日韓国代表部参事官はさっそく中川アジア局長にその真相を尋ね、抗議した。

中川は、日本と共産圏との通商が制限内であればそれ自体は問題ないとし、鳩山政権の対共産圏外交については韓国に理解を求めた。その上、「韓国が反共の第一線で当面の敵である北朝鮮と対峙している際に、日本が韓国との関係回復を唱えながら、裏面で北朝鮮と通商することは韓国との信頼を損なう」ことであると述べ、日朝貿易説を一蹴した²⁸。

ところが、2月25日に北朝鮮は南日外相による特別声明を發表し、日朝交流に拍車をかけた。これに積極的に対応したのは、社会主義国家との交易の中心となっ

²⁸中川記「北鮮とのバーター取引説に関し柳参事官申入の件」1955年2月17日、外務省文書、2006-588-1670。

いた「日本国際貿易促進協会」であった。

同会は、当時日本国内で対中国貿易への関心が高まっていた雰囲気、対北朝鮮貿易にまで拡大しようとした。鳩山首相は、戦前北朝鮮に居住していた日本人の中で、北朝鮮に取り残された人たちの引揚げ問題を、日朝交流の際の最優先課題とした²⁹。北朝鮮は、日朝貿易および残留日本人の引揚げ問題を日本国民に大きく訴え、対日接近を加速化した（朴正鎮、2012：184-185）。

鳩山首相は、同年3月24日の衆議院本会議において、「北鮮との間に近く何等かの話合が出来るかも知れぬ」と述べ、北朝鮮との接触を認めた。そのみならず、対韓請求権に関する国会答弁の際し、「在韓財産に関する請求権を放棄した旨を述べたことはない」と答弁し、谷と金の間で合意された対韓請求権主張放棄を全面的に否定した。

鳩山政権に対する期待が高かっただけに、本政権の一貫性に欠ける対韓態度と対北朝鮮接近は韓国に大きな衝撃を与えた。そしてその直後には、同政権がすでに北朝鮮と貿易協定を密かに結び、貿易関係を開始しようとするのが発覚した。「谷・金会談」は3月26日に7回目の討議を最後に決裂し、日韓関係は急速に冷え込んだ³⁰。

韓国代表部の柳参事官は、「外務省の言うことは信用できるが他の関係者の言うことは信用できない」、「吉田内閣はアンチ韓国だったから言うことはむしろ一貫していた」と述べ、鳩山政権に対する不信感を強めた。

中川は柳に対し、「このような事態が韓国には誤解を与え」ているが、非公式討議は継続することが望ましいとした。だが柳は、李大統領が非公式討議の成果に疑問を呈しており、久保田発言と対韓請求権主張の撤回の他、日朝貿易協定の放棄をも会談再開の要件にしていると伝えた³¹。

²⁹その後、日本赤十字と朝鮮赤十字の協議が進められた。1956年2月27日に両赤十字社間で「平壤協定」が結ばれ、同年4月に北朝鮮残留日本人36人が日本へ帰国した（吉澤、2005：92）。

³⁰アジア局第五課「日韓会談の経緯（その二） 二、韓国政府の対日態度の悪化」1955年10月15日、外務省文書、2006-588-482。

³¹中川記「日韓問題に関する柳参事官の内話」1955年4月11日、外務省文書、2006-588-1670。

日本が「知日的」と評価していた兪鎮午元日韓会談韓国代表は、「鳩山は空っぽなゼスチュアさえ自ら否定し、請求権問題と漁業問題を取り替えようとする」という強い論調で日本を批判した。兪は、「過去の不法な韓日合併から受けた損害を賠償要求すれば韓国は二、三十億ドルのおつりがもらえる」と説き、請求権問題に関する現在までの議論を原点に戻すことを主張した。外務省は、兪の発言より、現在の韓国の反日世論及び対日感情が吉田政権の時に比べてさらに悪化していると読み取り、今後の日韓間で起こりうる問題を憂慮した³²。

しかし、日朝関係に対する韓国の反発や外務省の懸念にもかかわらず、鳩山首相は「二つの朝鮮」を認めると述べ、対韓関係より北朝鮮との関係への配慮を優先するような発言を続けた。米国は外務省に対し、「日本と北朝鮮との国交正常化交渉などの面白くないニュースの出所は、日韓関係の一層の悪化を図り自由陣営内にひびを入れようとする共産側の策動であろう」と忠告し、日本と北朝鮮の接近に歯止めをかけた。鳩山は、一応「北朝鮮との貿易は韓国との関係もあり踏み切れないでいる」と発表したが、韓国はこの発言の真意を疑った³³。

韓国政府にとって、北朝鮮と日本の接近は、韓国国内における政権の地位を低下させるのみならず、在日韓国朝鮮人社会における北朝鮮の優位を促進することになった。

この際、日本国内においては、北朝鮮系の活動がより活発になった。戦後直後の1946年10月に、在日本朝鮮居留民団（以下、民団）が結成され³⁴、韓国を本国とする在日韓国人の権益のための運動を展開していた（崔永鎬、2011：246）。これに対抗していた北朝鮮指向の在日朝鮮人団体は、55年5月25日に「在日本朝鮮人総連合会（以下、朝鮮総連）」を結成し、朝鮮総連が正式に発足した。同年9月6日には、朴光澈朝鮮高等学校校長を代表とする「祖国訪問団」が香港経由で北朝鮮を訪問し

³² 亜五課「日韓会談韓国側元代表の言論に関する件」1955年5月12日、外務省文書、2006-588-1258。

³³ アジア五「日韓関係に関する一米人の内話の件」1955年6月21日、外務省文書、2006-588-1676。

³⁴ 民団は、1946年10月の時点では「在日本朝鮮居留民団」で、48年10月には「在日本大韓民国居留民団」に改称し、94年4月に現在の「在日大韓民国民団」となった。

た（朴正鎮、2012：159-170）。

北朝鮮の金日成政権は、朝鮮総連を通じて在日朝鮮人への支援を積極的に展開した。それは在日韓国人にあまり興味を示していなかった韓国の李政権とは対照的であり、ただでさえ財政面や本国の関心度から劣勢におかれていた民団の活動は、さらに萎縮していった（崔永鎬、2011：251-253）。

1955年10月18日には、全員が社会党所属の衆議院議員で構成された「日本国会議員訪朝団」が平壤を訪問した³⁵。20日の帰国にあたっての記者会見では、「日朝国交正常化に関連した具体的な議論ができ、満足する」と表明するなど、日本国内における北朝鮮への関心を高めた。朝鮮総連内部には様々な意図と背景をもった政治勢力が存在し、政治的暗闘も起こっていた。だが、こうした朝鮮総連の動向や訪朝団の活動は、結局北朝鮮を祖国とする在日朝鮮人たちの政治活動を日本政府が許していたことを意味していた（朴正鎮、2012：189-191）。

外務省は、共産国家との関係回復を第一課題とした鳩山政権の対外政策には異存がなかった。ただし、「日朝関係については政治的見地より反対」であるとし、対韓関係を犠牲にしてまで北朝鮮との関係を推し進めようとする政権の態度には賛成しなかった³⁶。

重光外相も、韓国との国交打開に悪影響がある限り、日本は北朝鮮との交渉は考えていないと語った。中川アジア局長は、請求権放棄についてはしばらく触れず、とりあえず日本が韓国へ返還し得るものから非公式討議で取り決めておくと述べ、非公式チャンネルにおける韓国との接触を維持しようとした³⁷。また、「鳩山政権は日韓関係に悪影響のある北朝鮮との関係を一切絶ち、北朝鮮とは何等関係を結ばな

³⁵ただし、1955年は日本国内で左右の社会党が合一されたタイミングで、社会党は日朝関係を主導するような立場にはなかった。60年代まで北朝鮮と最も接近していたのは日本共産党で、社会党が表に出てくるのは70年代以降である。

³⁶中川記「北鮮とのバーター取引説に関し柳参事官申入の件」1955年2月17日、外務省文書、2006-588-1670。

³⁷アジア局第五課「日韓会談の経緯（その二） 二、韓国政府の対日態度の悪化」1955年10月15日、外務省文書、2006-588-482。

い」と述べ、韓国側の疑念を晴らそうとした³⁸。

だが、鳩山政権の対北朝鮮接近は韓国政府に不信感を与えたまま、日韓関係は再び悪化した。

3. 漁業問題の拡大

韓国は、北朝鮮との関係改善を優先して日韓関係の悪化を傍観する日本政府に対し、再び漁業問題を以て圧迫し、李ライン内に立ち入った日本漁船拿捕の取り締まりを強化した。そして、1955年夏頃、韓国は、釜山抑留日本人漁夫の釈放を条件として、大村収容所に収容されている在日韓国人の日本国内釈放と日韓会談の全面再開を求めた³⁹。

鳩山政権は、韓国と米国に対し、日韓問題解決の新しい突破口として日韓両国の抑留者相互釈放を検討することを言明した。日本政府内では外務省アジア局が、相互釈放問題を久保田発言撤回および請求権問題と関連付けて解決し、日韓問題を打開することを提案した。しかし法務省は、釜山の日本人漁夫と大村の韓国人収容者の問題は性質が異なるとし、また国内治安問題などを挙げ、相互釈放に反対していた⁴⁰。

会談は難航し、日韓漁業問題は、李ライン内での操業権問題のみならず、相互釈放問題という新しい懸案に発展していた。日本と韓国は、相互釈放問題をめぐって「人質外交」とも呼ばれるほど対立を極めた。

こうした中で、1955年11月半ばには、日本漁船に対する韓国軍の強硬な対応と日本側の激しい対抗のため、武力衝突寸前まで日韓の対立はエスカレートしていた。鳩山が李ライン問題の解決に武力を使用しないことを国内で言明し、最悪の事態は回避されたが、重光外相は李ライン問題をめぐる韓国との漁業紛争に対し、米国の強力な仲介を求めた（朴鎮希、2008：220-227）。

国務省は、漁業問題と請求権問題を連動させ、韓国と日本へ以下の仲介案を提示

³⁸中川記「柳参事官と会談の件」1955年7月7日、外務省文書、2006-588-1670。

³⁹「日韓問題に関する外務省の見解」1958年2月28日、外務省文書、2006-588-1534。

⁴⁰アジア局第五課「日韓会談の経緯（その二） 四、国交調整問題の停頓」1955年10月15日、外務省文書、2006-588-482。

した。日本と韓国の請求権を「睨み合わせて放棄」し、李ライン内の日本の出漁船数を調整した上で、それに対する取り締まりは日韓双方あるいは米国海軍が行う、というものであった。米国は、特に外務省に対しては、韓国の対日請求額は8億ないし10億ドルに及ぶと聞いていると伝えた上で、日本が優先する漁業問題を請求権問題と切り離して解決することは不可能であるので、日本が李ライン内での安全操業権確保の代償として、対韓請求権を放棄することはどうかと打診した⁴¹。

ここで、米国が外務省に、韓国の対日請求権の金額が「8億ないし10億ドル」であると伝えたことの意図は、対韓請求権問題に関する日本側の負担を低減する狙いがあったと考えられる。すなわち、韓国の対日請求権が従来の日米と米国の予想より低く、具体的な数字が出されたことで、日本が今後の対韓戦略を立てる上で参考となったのである。なお、「8億ないし10億ドル」の金額が、1965年の経済協力方式による請求権問題妥結の際の総額「8億ドル」に近似している点は興味深い⁴²。

しかし、国務省の仲介案は、日韓双方から次々と拒否されていた。外務省は、米国の仲介案は韓国にとっては請求権の部分的相殺を意味し、日本にとっては李ライン内での制約を認めることになるので、この案では良い結果が出ないと述べた⁴³。

韓国の李大統領は、12月12日にソウル発AP通信との会見において、「米国務省内には韓国を犠牲にして日本を援助しようする一派があり、これが日韓関係に対する米国の調停を妨げて」いると非難し、米国の仲介に対する不満を露骨に表した⁴⁴。

⁴¹「日韓問題に関する日米韓の折衝（谷 重光 アリソン会談）」1956年3月、外務省文書、2006-588-1471。

⁴²この時期の「8億ないし10億ドル」という金額の出所を示す史料は、管見の限り見当たらない。ただ、(註45)の史料には、駐日米国大使館の人が韓国から聞いた情報を外務省に伝えた、とする会談記録がある。この点、経済協力8億ドルの最初の起案者がだれなのかについてはまだ議論の余地がある。すなわち、本章で示唆したように李政権時代に韓国から提起されたのか、具体的には第5次会談の際の韓国の金裕澤が提案したのか、李鍾元の主張の通り1961年第6次会談の際の伊関アジア局長による「伊関試案」がその起源なのか（李鍾元、2009:133）、ということである。

⁴³「電信写 日韓問題の件」1955年12月12日、外務省文書、2006-588-1676。

⁴⁴井口貞夫「日韓関係に関する新聞記事」1955年12月14日、外務省文書、2006-588-1676。

こうした状況が、ニューヨーク・タイムズ紙、ワシントン・ポスト紙などの米国内の新聞に報道された。ニューヨーク・タイムズ紙は、「李の発言には思慮の足りなさがあるが、日本の対韓政策にも柔軟性が不足」していると批判した。しかし、現在の状況は日本に有利であり、李の本音も条件如何によっては交渉を再開することにあるので、米国政府は仲介を継続することが望ましいとも説いた⁴⁵。

その後、一応、日韓の間では抑留者相互釈放に関する具体的な議論が進んだ。だが法務省が依然、大村収容所から釈放された韓国人を、韓国へ送還せず日本国内に滞在させることを要求する韓国側の案に反対し、すべてを強制退去することに固執していた⁴⁶。

これに対し、韓国の李政権も、刑期を終えた日本漁民も釈放しないという強硬な方針で対応した⁴⁷。本問題は解決される気配もなく、抑留者問題は日本国内で大きな争点となっていた。国務省は当分、公式の仲介を自制する方針に回帰しつつあった（李鍾元、1994：177-178）。

4. 「52年覚書」の再解釈要求

外務省は、米国の仲介が結実しないことについて、以下のように状況を分析した。朝鮮戦争後、米韓関係が極めて微妙となり、韓国は対米外交に日本を意識的に利用し米国の対韓譲歩を引き出そうとする。すなわち、韓国は日本との関係回復より米国からのより多くの援助を得ることを狙っている。米国は、日韓間問題に対し内心日本の立場を合理的かつ公正なものと認めながらも、韓国の「自棄的な行動」をおそれざるを得ない限界にある、というものであった⁴⁸。

⁴⁵「電信写 タイムズの日韓関係社説に関する件」1955年12月12日、外務省文書、2006-588-1676。

⁴⁶自民党外交調査会「日韓交渉に関する要領（案）」1956年4月16日、外務省文書、2006-588-1281。

⁴⁷경무대 아주과[景武臺亞州課]「1956년도[1956年度]」韓国外交文書、99『제4차 한일회담 예비교섭[第4次日韓会談予備交渉]，1956-58(V.1)경무대와 주일대표부간의 교환공문[景武臺と駐日代表部間の交換公文]，1956-57』1514頁。

⁴⁸亜五課「朝鮮問題（対朝鮮政策） 六、米国の斡旋とわが方の平和政策」1956年2月21日、外務省文書、2006-588-67。

したがって外務省は、日本が先に米国の提案を受容し会談打開への糸口を開く代わりに、命令33号による在韓日本財産処分の効力と対日講和条約第4条との関係について、1952年4月29日付の米国見解（以下、52年覚書）の再解釈を求めることにした。

「52年覚書」は、韓国政府の要請により出されたものであっただけに、請求権問題に対する韓国側の法的論理を支持しているような解釈になったというのが、外務省の認識であった。実際に、第3次会談の際の韓国による日本の対韓請求権主張放棄の要求は、この「52年覚書」に拠るところが大きかった。その所以、外務省は、今後また再現し得る韓国との法律論争に対処するため、今回は日本が先手を打って日本に有利な法解釈を確保することも一策であると考えたのである⁴⁹。

「52年覚書」の再解釈要求は、重光外相によりアリソン駐日米大使に依頼された。そして、その回答は、「52年覚書」を詳述したものとして、1955年11月5日に、「日韓間の財産請求権解決に関する対日平和条約第四条の解釈に関する米国の見解の表明表」として、駐日米大使館を通じて外務省アジア局へ手交された⁵⁰。

この文書に関して、1955年11月5日の日付が入っている文書は管見のところ見当たらないが、これと同一の文書と推測できるものは外交文書の中に確認できる⁵¹。なお、この文書に正式に日付が入れられるのは、56年1月18日である⁵²。李東俊（2

⁴⁹国務省覚書の解釈をめぐる日韓間の論争が本格的に展開されるのは、この会談第2次中断期後半である。韓国側が第3次会談の際に対韓請求権主張撤回を要求するにあたって、「52年覚書」に依存したことは確かである。しかしながら、「久保田発言」により触発された、日本の植民地主義をめぐる日韓間歴史論争のため、国務省覚書の解釈をめぐる論争はまだ起こっていなかった。この時期の「米国解釈」をめぐる日韓間論争を詳細に分析したものとして、李東俊の論文（2011）が詳しい。

⁵⁰「日韓問題に関する日米韓の折衝（谷 重光 アリソン会談）」1956年3月、外務省文書、2006-588-1471；「五、全面会談決裂後の日韓関係」1955年、外務省文書、2006-588-1261。

⁵¹Draft Statement of U.S. Position on Interpretation of Article 4 of the Japanese Peace Treaty with Respect to Korean-Japanese Claims Settlement」外務省文書、2006-588-1471；「（改訂仮訳）日韓請求権解決に関し対日平和条約第四条の解釈に関するアメリカ合衆国政府の立場の表明案」外務省文書、2006-588-1471。

⁵²「Draft Statement of U.S. Position on Interpretation of Article 4 of the

011:64) は、これを根拠に「57年覚書」⁵³が出された起点を56年1月18日として見ているが、この文書がそれ以前から日本へ伝えられたことは間違いない。この文書は、その後、内容を少しずつ修正しながら57年12月付の「平和条約第4条に対する米国の見解（以下、57年覚書）」⁵⁴に至る。

外務省は、同文書の分析を何人かの国際法学者に依頼した⁵⁵。専門家たちの立論は一概ではなかったが、この文書が1952年4月29日付の米国見解を踏襲した上で日本の権利を否定していない、という結論に共通した。すなわち、同文書が日本の対韓請求権の消滅を言及した「52年覚書」の見解を再確認しつつも、本質的には「52年覚書」より日本に有利であるという見解である。その中で、日韓会談開始前から対韓請求権主張論理の基礎を提供した、名古屋大学の山下康雄教授の見解は次の通りである。

・この文書は、1952年4月29日付の米国見解の再録である。すなわち、国務省見解は、

Japanese Peace Treaty with Respect to Korean-Japanese Claims Settlement」1956年1月18日（1957.3.20作成）、外務省文書、2006-588-1592；「（仮訳）日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」外務省文書、2006-588-1592。

⁵³「52年覚書」とは異なり、「57年覚書」という名称は、1957年12月30日に日韓会談再開妥結最終合意案の際に盛り込まれた日付を使った、象徴的な表現に過ぎない。述べたように、55年11月に「日韓間の財産請求権解決に関する対日平和条約第四条の解釈に関する米国の見解の表明表」が出された以後も、講和条約第4条の解釈内容を少しずつ変更しながら、日本側に何回も提示され、57年12月付の覚書に至る。しかし、米国務省の基本的な見解には変更がないので、これらを一括りにして「57年覚書」と表現する。

⁵⁴外務省アジア局第一課「日韓会談における双方の主張及び問題点の附属資料」1958年1月20日、外務省文書、2006-588-69。特に、88～95枚目には、1957年12月31日付の英文「Embassy of the United States of America, Tokyo, December 31, 1957.」およびその和訳文「アメリカ合衆国大使館千九百五十七年十二月三十一日」が載っている。

⁵⁵田岡良一「一九五二年四月二十九日付韓国大使宛の米国務省の通牒およびこれに付加されたる米国務省の注釈に対する考察」日付不明、外務省文書、2006-588-1593；山下康雄「平和条約第四条の解釈—表明案に対する comment—」日付不明、外務省文書、2006-588-1593；江川英文、高野雄一「サンフランシスコ平和条約第四条b項について」日付不明、外務省文書、2006-588-1593。

日本の対韓請求権が消滅したか否かを明らかにしていない。また、日本が韓国に補償を要求することも禁じていない。

- ・米 국무省解釈は、相殺を認めている。日本側の請求権が韓国側の請求権を上まわる場合、日本側がその差額を請求できることを認めているとは受けとれないけれども、かような場合に、韓国に対し相殺を主張し、事実上請求権の相互放棄と同じ結果になる⁵⁶。

当初の「山下報告書」の見解はこの際にも再確認されていることが判る。

こうした法学者たちの見解に基づいて外務省は、「日本の在韓財産に対する請求権は（b）項により無くなったが、（a）項にいう日韓間請求権処理のための特別取極において、在韓日本財産処分の事実が勘案できるという解釈であり、一般に請求権の相互放棄的な考え方を示唆しているものである」⁵⁷という結論に導いた。

要するに、韓国の対日請求権に関する講和条約の規定が十分な法律論を欠いていたため、今回の米国見解は、韓国の対日請求権も在韓日本財産の帰属によりある程度満足されたことをより明確にしたと解した。そして、在韓日本財産処分に関する効力を日韓間の特別取極に委ねる米国の考え方は、日本の相互放棄案を支持していると判断した⁵⁸。

ただし外務省は、今回の米国見解もやはり韓国側の主張を完全に崩すものにはなり得ず、問題は、韓国がこの解釈を受諾するか否かに日韓交渉の成否を決すると指摘した⁵⁹。そして、1952年と今次の二度にわたって出された米国見解の不完全さの所以、当分同文書の公表を控えるよう 국무省へ要請した。外務省が、同文書の公表をはばかる主な理由は以下にあった。

まず、外務省は、対韓請求権の主張撤回が実質的な相互放棄となることに議論が

⁵⁶山下康雄「平和条約第四条の解釈—表明案に対する comment—」日付不明、外務省文書、2006-588-1593。

⁵⁷「五、全面会談決裂後の日韓関係」1955年、外務省文書、2006-588-1261。

⁵⁸アジア局第一課「日韓会談の経緯（その三）日韓問題に関する日米間の折衝」1956年8月5日、外務省文書、2006-588-484。

⁵⁹「日韓問題に関する日米韓の折衝（谷 重光 アリソン会談）」1956年3月、外務省文書、2006-588-1471。

収斂されるまで、韓国側を刺激しないよう念を入れていた。米国見解を契機として、韓国との法律論争に再び巻き込まれることを恐れていたのである。次に、同省は、日本が対韓請求権の主張を撤回することによって惹起されうる、国内補償問題との関連に注意を払っていた。すなわち、引揚者国内補償問題に関する国内の解決基準が決定するまで、相互放棄を支持する米国見解の公表には時間が必要であるという計算があった。同省は、引揚者の在外財産に対する補償問題が解決すれば、日本の従来の法的解釈を変更し在韓日本財産の喪失を認めることも可能である、とまで考えていた⁶⁰。

実際に、外務省は日本政府内において、引揚者への補償問題が大蔵省の言うような莫大な財政を要する問題ではないと説いていた。ヴェルサイユ条約やイタリア平和条約などの先例を挙げ、両条約には国内補償義務が規定されていても全額補償を行った例はなく、長期公債などの名目的な補償に留まったと述べた。そして、国内補償問題が在韓財産のみならず在外財産全般へ影響するため、国内における政治的負担は大きい、在外財産処理促進に関連して本問題はこれ以上放置できないと唱えていた⁶¹。外務省は、在外財産問題全般にある程度の解決方針が決定した時期が、日韓間相互放棄を提案する段階であると考えたのである⁶²。

このように、日韓間非公式討議が空転する中で、外務省は、相互放棄を支持する米国国務省の法的見解を確保し、政府内においては引揚者国内補償問題の解決を促していた。

第3節 岸政権下の対韓請求権主張撤回

1. 日本と韓国における国内情勢の変化と外務省の情勢判断

停滞を続ける日韓関係に打開の兆しが見えたのは、両国における国内情勢の変化であった。まず韓国では、1956年5月15日の大統領・副大統領選挙の結果、与党に

⁶⁰アジア局「日韓関係打開方策について」1956年1月10日、外務省文書、2006-588-1265。

⁶¹「対韓請求権問題の処理について」1955年12月8日、外務省文書、2006-588-1674。

⁶²「日韓会談議題の問題点 沢田大使説明資料 (二)財産請求権問題」1956年5月、外務省文書、2006-588-1287。

よる意思決定の独占に終止符が打たれた。与党の李承晩は大統領として三選を成し遂げたものの、副大統領には野党の張勉が当選した。

張の当選の背景には、経済の低迷に対する李政権への国民の不満があった。張は「韓国の当面する重要問題は、反日・反共よりもむしろ国内不安と貧困を除くこと」と唱え、経済改善の糸口を日韓関係打開に求め、李の従来の日政策を強く批判した。張は副大統領当選直後、日本が対韓請求権を放棄しても韓国は無理な請求額を要求することはなく、請求権問題を経済協力方式として解決する用意がある、と日本側に伝えた。

日本政府は「張副大統領の親日的な態度への信頼から、より合理的かつ現実的な話合いの可能性が開かれる」とし、柔軟な対日態度を示す張の登場を歓迎した。李大統領は、韓国国内および対日関係における張の人気を懸念し、李政権の対日交渉力がこれ以上低下することを避けるため、対日政策の転換を図らざるを得なくなった⁶³。

1956年夏、対日関係を回復しようとする韓国内の情勢変化に伴い、外務省と韓国代表部の間では非公式討議が再開した。金韓国公使は、「日本側は過去の日韓会談における財産権に対する主張を全部撤回し白紙に返すこと」と述べ、まず日本の対韓請求権の主張撤回を要求した。李政権は、国内における張副大統領の勢力を意識し対日交渉には出たものの、相変わらず、日本がまず久保田発言と対韓請求権の主張を全面撤回するよう迫った⁶⁴。

外務省として、久保田発言撤回については、日韓会談再開の場合には事前に久保田発言を撤回する声明を出す用意のある旨を従前より述べていたので問題はなかった。だが、財産請求権問題については、「軽々に放棄声明を出す訳には行かない」と述べていた。対韓請求権撤回は、日本が従来主張の非を自ら認める結果となるため、従来日本政府の法律解釈を変更する問題とかかわっており、さらに憲法第29条による国内補償問題を生じさせる、という説明であった。

また、鳩山政権の対韓認識に変化のない状況で、外務省は韓国との踏み込んだ議

⁶³ 「対日接近を予想せしめる諸因」外務省文書、2006-588-687。

⁶⁴ アジア局第一課「日韓会談の経緯（その三）日韓問題に関する日米間の折衝」1956年8月5日、外務省文書、2006-588-484。

論ができず、ほぼ従来の立場を確認する程度に留まった。同省は、講和条約第4条に対する米国見解を今後の交渉の基礎とし、会談の過程において日本は対韓請求権を主張しないが、日本の対韓請求権の放棄には韓国の対日請求権の加減も必要であると述べた⁶⁵。この主張は、「日本の対韓請求権の主張撤回は日本の一方的な請求権放棄ではなく、その代償として韓国の譲歩も必要」とした、1955年2月の「谷・金会談」における谷の発言を踏まえたものであった。その上に、日本に有利と見なしていた、56年に出され米国の法的見解を念頭に入れた発言であった。

足踏み状態となった日韓間討議は、1956年12月になると急速に進展した。鳩山の退陣によって成立した石橋湛山政権が対韓政策の変化を示唆した。外相となった岸信介が積極的な対韓関係改善を推進したためである。石橋首相が政権発足からわずか2ヶ月足らずで病気で倒れると、57年2月には岸が外相を兼任した首相となった。

岸首相は、早速韓国との対話を推し進めた。韓国は、岸の対韓関係改善の姿勢が鳩山政権初期と同様、一時の政治的パフォーマンスではないかと疑念した。だが岸は李大統領に親書を送って関係改善意思を示し、李大統領も岸の積極的な姿勢に一応期待をかけた（金東祚、1993：113-117）。

岸の対韓関係改善の姿勢は、当時釜山に抑留されていた日本人漁夫の大部分が、岸の政治的基盤である山口県出身であったことと深く関連していた。こうした政治的背景をもった岸は、まず、釜山の抑留日本人漁夫と大村収容所の在日韓国人の相互釈放を目指し、日韓会談再開交渉を進めた。岸は、首相就任直後韓国代表部の金公使との面談に当たり、「日韓両国が依然として国交未回復にある現状は残念である。従来の経緯に拘束せず日韓関係を打開したい」と述べた。そして、抑留者釈放問題を人道上の問題として、国交打開に先たち解決することを希望した⁶⁶。

ただし岸は、抑留者問題を解決するためには、その糸口を請求権問題から模索しなければならないこと、引揚者国内補償問題の先決が必要であることに関して、外務省と同様の理解をもっていた。岸は、就任直後に「引揚者給付金支給法案」を提出し、1957年3月の国会で正式に成立させ（高崎、1996：77-78）、請求権問題解決のための国内における「地ならし」をした。

⁶⁵ 「日韓問題について」1956年9月27日、外務省文書、2006-588-1290。

⁶⁶ 「岸大臣金公使会談の件」1957年1月10日、外務省文書、2006-588-682。

1956年夏以降、韓国内では李大統領の政治力が低下するとともに、対日認識が緩和されつつあった。これに加えて日本の岸は、従来の政権とは打って変わって首相自身が積極的な日韓関係改善の意思を示した。こうした情勢の変化は、停滞していた日韓関係に新しい風を吹き入れた。

2. 会談再開合意議事録作成における岸と外務省の認識

1957年5月から、韓国代表部と岸首相そして外務省の間では、会談再開合意議事録作成のための討議が始まった。これは、日韓会談再開を前提とした予備会談の性格を帯びるものであった。

岸は、前政権とは異なり、韓国側との非公式会議に直接出席し、日韓間諸懸案の妥結に熱意を見せた。岸は、6月半ばの訪米前には会談再開の目途をつけることを目指していた。公使から昇格した金裕沢新任韓国代表部大使は、岸内閣でなければ日韓問題の解決は困難であると述べ、岸の積極的な対韓態度の下で諸懸案が解決されることを期待した⁶⁷。

まず、岸首相は金大使に対し、請求権問題に関する方針を以下のように述べた。「日本が対韓請求権主張を放棄すると同時に、韓国も対日請求権を捨てるとか相互放棄までは言わないが、考えてもらいたい。日本は、文化財、戦時中の未払い給料その他を払う。米国の解釈を期として、日本の従来の主張を放棄する。米国の解釈で日本の対韓請求権主張が否定されてはいるが、韓国の対日請求権もそれほどはっきり書いていない」というものである⁶⁸。実質的な相互放棄を要求し、「個人請求」などに限った支払いを認めるという、岸の一連の発言は、従来の外務省の考え方と一致していることが窺える。

大野勝巳外務次官と金大使の間では、合意議事録へ挿入する字句をめぐって議論が行われた。金大使は、日本人漁夫釈放者の対象を「刑期を了した」人に限定すること、請求権問題については、相互放棄ではないことを岸首相がはっきり了解した上で、米国の覚書を受け入れることを主張した。具体的には、「米国解釈は相互放棄を意味しない、且つ韓国との請求権問題に誠意をもって討議する」という字句の

⁶⁷ 「岸総理、金大使会談の件」1957年5月20日、外務省文書、2006-588-684。

⁶⁸ 「岸総理、金韓国大使会談要領」1957年6月7日、外務省文書、2006-588-684。

挿入を求めた。

大野は、「刑期を了した」という字句の挿入は、李ラインを認めることになるので反対であるとした。対韓請求権主張放棄に関しては、韓国が米国解釈のうち自分に有利な部分を日本に約束させようとしていると批判し、「米国解釈を期として」という字句を入れるよう主張した。そして、米国の解釈は日本の対韓請求権の消滅を明言しているが、韓国の請求権についてもぼかしていると付け加えた。

また、大野は、請求権問題をめぐって、大蔵省を始め国内の意見調整が困難であることを金に伝えた。特に、請求権委員会には大蔵省側からも委員が出る予定であり、全面会談において大蔵省の反対が度を越える場合には大局的見地から大蔵省の翻意に努めるが、予備会談においてすら日本が譲歩したような印象を与えることは望ましくないとした。そうしたしこりを残したままで無理押しに全面会談に持込む場合は、大蔵省の反対を招くと説いた。そして、大蔵省や国内世論の反対を説得しえなくなると、これは韓国にとっても損であると述べた⁶⁹。

しかし、金大使は、日本の請求権放棄は確実であり、合意議事録には、日本が韓国の請求権に対し「誠意を以て討議」という字句を入れ、韓国の請求権のみを討議するとした。李ラインの撤廃を求める日本側の要求には、「李ライン問題を好意的に考慮」という表現を盛り込むとした⁷⁰。

訪米を予定していた岸は、訪米前に日韓会談再開問題を早期に妥結すべく、韓国側の主張を相当受け入れた。岸は、李ラインは承認しないが、韓国側の主張とおおり「刑期を了して」の字句を挿入することにした。また、米国の解釈を期として対韓請求権主張を撤回するが、それは「相互放棄を意味しない」こと、日本は韓国の請求権に「誠意を以て討議する」ことを、議事録に挿入することを約した⁷¹。

ところが、その後李大統領の指示により、韓国側は、「米国解釈は日本の対韓請求権主張撤回のみの基礎となり、日本の在韓日本人財産放棄は韓国の請求権とは全

⁶⁹「大野次官・金裕沢大使と面談の件」1957年6月8日、外務省文書、2006-588-686。

⁷⁰「石井副総理と金大使、柳公使会談要旨」1957年6月10日、外務省文書、2006-588-685。

⁷¹「岸総理、金大使会談要領」1957年6月11日、外務省文書、2006-588-684。

く関係がない⁷²」という一文の追加と、数箇所における更なる字句修正を要求した。李は、「米国見解を前提として日本が誠意をもって討議するという字句のみでは、（日本の支払が）100円ということで片付けられる恐れがある」と述べ、より明確な日本の譲歩を確保しようとしたのである⁷³。

字句の再修正をしたたかに要求していた李の態度により、合意議事録の作成をめぐる日韓間討議は、岸首相と外務省の思うようにはまとまらない状態になった。ここで外務省は、韓国への譲歩を憂慮し、外務省と韓国との間の交渉の進め方に厳しい視線を注いでいた日本政府内の議論を意識し、李の字句修正要求を受け入れなかった。

特に、1957年7月10日に新外相になった藤山愛一郎は、これ以上の妥協を固く拒否した。韓国側は、米国見解を韓国に有利に導こうと米国側を説得したが、米国もこの線で会談再開に合意するよう勧告した。国務省は外務省に対して、「財産請求権問題に関する米国の見解に韓国が同意することに、李大統領がいかなる決断を下したかは不明だが、ある程度の進展は見た」とし、米国見解の再度の解釈はないことを示唆した⁷⁴。

外務省の予想外に強硬な反対と国務省の固い態度によって、李大統領の字句追記の目論見は成功しなかった。日本と韓国は本格的な合意議事録作成に入った。そして、会談再開合意議事録（以下、口上書）は、最終的に1957年12月31日付で作成された。相互釈放問題⁷⁵をはじめ諸懸案に対する取極に合意した上で、1953年10月以来中断されていた日韓間公式かつ全面会談を1958年3月1日東京で再開することに

⁷² 「韓国側再修正案に対する応対要領案」1957年6月25日、外務省文書、2006-588-1521。

⁷³ アジア一課「総理訪米後の日韓交渉の経緯」1957年9月4日、外務省文書、2006-588-1522。

⁷⁴ 「電信写 米国の対韓国財産請求権問題に関する件」1957年11月14日、外務省文書、2006-588-1480。

⁷⁵ 「(仮訳) 日本国において収容されている韓人及び韓国において収容されている日本人漁夫に対する措置に関する日本国政府と大韓民国政府との間の了解覚書」外務省文書、2006-588-69。

合意した。その中の、日韓共同宣言の要旨は以下の通りである⁷⁶。

- ・日本政府が、戦前から日本に居住していた韓人で日本国の入国者収容所に収容されているものを釈放すると及び、韓国政府が、韓国の外国人収容所に収容されている日本人漁夫を送還し、かつ、戦後の韓人不法入国者の送還を受け入れる。
- ・日本国政府は、1953年10月15日に久保田貫一郎日本側首席代表が行い韓国側代表が抗議した発言を撤回する。
- ・1957年12月31日付の「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」を基礎として、1952年3月6日に日本国と大韓民国との間の会議において日本側代表が行った在韓財産に対する請求権主張をここに撤回する。
- ・その結果、日本と韓国との間の全面会談は、東京で1958年3月1日に再開される。

この共同宣言の要旨は、韓国が会談再開の条件としていた日本の久保田発言および対韓請求権主張の撤回と、岸政権の課題の一つであった相互釈放問題解決を前提として、会談を再開するというものである。

問題は、韓国側が執拗に求めていた「米国解釈が韓国の請求権とは全く関係がない」という字句であった。これに対し藤山外相は、「韓国が米国見解によって不利な拘束をうけないように、米国見解を骨抜きにしようとする」と指摘した。しかしながら外務省と岸政権は交渉の遅延を解消すべく、別の口上書すなわち非公表を前提とした「合意議事録」を作成し、次のような内容を韓国に約束した。

財産請求権について、日本側は韓国の請求権については誠意をもって討議する。韓国は「米国の見解表明」の趣旨に同意であるが、それは、請求権の相互放棄を意味するものではない。

これは、「米国見解は請求権の相互放棄を意味せず、韓国側の請求権のみが存在」するという韓国側の意図を盛り込むことには成功したが、「米国の見解を基礎とし

⁷⁶ 「共同発表」外務省文書、2006-588-69。

て対韓請求権の主張を撤回」するという日本側の主張も含意し、結局妥協的なものとなった。

だがこれでようやく、日韓の間では、日本の対韓請求権主張が公式に撤回され、第4次会談として会談が再開されることが合意された。この際に日本側は、「韓国側の莫大な要求に対しては米国の見解を援用して実際上対処できる訳だが、韓国が分断国家として合理的に要求出来るものについては支払をなす」とし、韓国への支払に対するある程度の妥協の余地を示唆した⁷⁷。

3. 日本国内論争の収束

会談再開のための合意議事録に関する日韓間討議が進む一方で、日本政府内では、日韓会談に関する関連各省庁間の意見調整が、外務省の舵取りで行われた。

外務省条約局からは、朝鮮半島の分断が現実となった状況の下で、日本が対韓請求権主張を撤回する場合公債務の継承が問題となる、という若干法律的な指摘があった。ただしこれは、対韓請求権主張放棄の結果生じうる問題の可能性を提示することに留まり、外務省の対韓姿勢全般に対する問題提起ではなかった⁷⁸。

法務省は外務省に対し、「日本の請求権がなくなったことを考慮した上で韓国の請求権が零になりうると解しても良いのか」と質し、日韓間合意議事録が実際の請

⁷⁷ 「(日韓交渉) 一月六日次官会議における次官説明要旨」1958年、外務省文書、2006-588-1531。

⁷⁸ 条三「国家の部分的承継における公債務の問題-日韓問題について」1957年7月23日、外務省文書、2006-588-1594。条約局の立論は、旧大日本帝国（ママ）の領域の一部が分離され、そこに新独立国としての韓国が誕生したが、ここには国際法上という国家の部分的承継の問題が起っている、ことである。すなわち、私人間の債務・債権については、既得権の尊重という角度からその存続が一般にひろく認められていたが、公債務の継承はどう扱うべきかが問題であるとした。特に、日本の旧占領地域であった朝鮮半島が事実上韓国と北朝鮮という二つの国家と分離し、さらに国連および米国の原則に従い日本が韓国のみを国家として承認する場合、問題は複雑となるのである。条約局は、これに関しては学説も別れ、国家間の実行もそれぞれ異なっており、さらに韓国による公債務の継承は日韓の特殊なケースによりその処理は相当困難であるが、地方的公債は韓国に承継されると結論付けた。

求権交渉の際にいかに解されるかに関心を示した。しかしながら、「法律の解釈は一つあって二つないが、外交交渉としては二つの解釈があって有利な方の解釈を採用して交渉をやったという説明もできる」と述べ、外務省の主張する外交的な立場に理解を示した。

問題は蔵省の態度であった。蔵省は「米国解釈が請求権相互放棄を意味しない」という字句は実質的な日本の譲歩であり、これがその他の発言をほとんど無意味にすると批判した。同省は、この字句は日本だけが請求権を放棄し韓国の要求のみを認める結果となるので、これが今後の日韓会談においても長く後を引く問題となり、さらに他の対外交渉にも波及すると主張した。

これに対し、外務省は、まず韓国のような「類似のケースは他にない」と言い切った上で、米国の見解は「完全な相殺ではない。韓国の請求権を0（ママ）にはしない」ということを言っているだけだと答えた。そして、相互放棄の表明そのものはあまり重要ではなく、実際の正式会談において、日本としては実質的には相互放棄に近い主張をすることになり、この方針は変更しないと声明した。加えて外務省は、韓国との論争は予想しているが、結局どの程度まで韓国の要求を落とせるのが問題であると述べ、日本のみの一方向的な譲歩はないとした⁷⁹。

蔵省は「韓国の請求権を値切ることは理論上可能」とし、外務省の説明に一応納得した。だが、対韓請求権の放棄を日本の発言ではなく韓国の発言とすること、すなわち、日本が自ら放棄したような印象を残さないことを要求した。もし日本の主張とするのであれば、せめて「直ちに相互放棄にしない」という趣旨を追記することを求めた。

外務省は、今になって字句を変更することは難しいとした。さらに、外務省条約局は、「相殺とは双方の請求権の個々の内容を厳密に計算した上での処理であり、相互放棄とは双方の請求権の個々の内容を検討せずして双方が一度にぱっと請求権を棄てること」を意味すると、「相殺」と「相互放棄」の違いをまとめ上げた上で、蔵省の主張する相殺方式が現実的に適切な解決方法ではないことを強調した。

これに加えて外務省は、韓国が米国見解によって不利な拘束を受けないよう固

⁷⁹「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」1957年6月15日、外務省文書、9506-588-1519。

執する理由は、要するに、韓国の請求額の取り分が少なくなることを心配しているからであると語った。言い換えれば、米国見解が日本にとっては都合がよく、日本が全面会談において相当強く主張しうるわけであるので、韓国はこれを外そうとしているのだと説いた。

外務省は、米国の表明は「実は良い時にこれが来たという感じ」であり、米国見解が日本に有利であると強調した。そして、このような状況でいわゆる正式会談が開催されこの会談が再び決裂すれば、これが国内に与える反響は甚大であると忠告した。日本がこれ以上日本に有利な環境を望むことは、むしろ米国と韓国を逆なでする結果につながるという趣旨である⁸⁰。

その後も日本政府内では、「日本がアジア外交を急ぐとしても、米国の見解が相互放棄を意味しないとまで降りてやるのは、外務省の運営に限界があるのではないか」という、外務省と岸政権の対外政策そのものを貶めるような批判が出された。全面会談ではない、非公式的な討議形式を問題視する指摘もあった。

これに対し外務省は、日本政府内でこれ以上意見調整が遅れると、政治的な解決を目指す政治家により、もっと大きな対韓譲歩が決断される恐れがあると指摘した。すなわち、「事務官僚が法律論ばかりやっけてはいつまで経っても話がまとまらない」という理由で、むしろ政治家が譲歩してしまう可能性を説いた。そして、韓国にとって対日交渉は外交の相当部分を占めているが、日本にとって対韓交渉は外交の何パーセントかの問題であるので、外務省としても日本外交の全般を考慮しこれ以上韓国とは妥協しない。合意議事録の字句の再修正を求める李大統領の要求を断固として拒否し、それ以上の対韓譲歩を控え会談再開を推し進めると言明した。

非公式交渉の形式について、外務省は、韓国内では日韓交渉をまとめようとする気運が高まっているので、日韓ともに現在の交渉を全面会談と同様にみなして、ここで問題をこなして行けば良いとした。また、韓国との交渉はこういう形式でやる以外に方法がないと断じた上で、日本政府内における意見調整を促した⁸¹。

⁸⁰「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」1957年7月1日、外務省文書、9506-588-1519。

⁸¹ア一課「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」1957年9月6日、外務省文書、2006-588-1523。

ここで見たように、対韓請求権主張撤回へと日本政府の見解が収斂される過程で、外務省は大蔵省を中心とする政府内の強硬論に対し、以下の点を強調した。第一に、対韓請求権の主張撤回は実質的な相互放棄を含意している。第二に、日本の一方的な対韓請求権主張放棄であれ日韓間相互放棄であれ、問題は韓国の請求額を「零」にせず「いくらまで落とす」のかである。大蔵省は、こうした外務省の方針に最後までしこりを残したが、正式会談の際に請求額を交渉する余地を残すことで、「対韓請求権主張」の撤回表明に同意した。

日韓会談再開のための「口上書」の最終案は、1957年12月30日に日本政府の閣議決定を経て、12月31日付で作成された。この「口上書」には、日本が「対韓請求権主張」を撤回した上で、1953年10月以来中断されていた日韓間公式かつ全面会談を、1958年3月1日に東京で再開することが合意された⁸²。

結語 会談第2次中断期における日本政府の対韓交渉戦略の再考察

本章で明らかになったように、1953年10月に第3次日韓会談が決裂した直後、外務省は、米国に会談再開のための仲介を要請するとともに、駐日韓国代表部との間でも非公式接触を断続的に行った。韓国は、会談再開のための前提条件として、日本の久保田発言および対韓請求権主張の撤回を要求した。

外務省と駐日韓国代表部そして米国務省との間の非公式討議を通じて、日本は、1954年2月には久保田発言の撤回を、55年2月には非公式ではあるが対韓請求権の主張撤回を、韓国および米国との間で概ね合意した。しかし、鳩山政権の対共産圏外交に対する韓国の反発のため、討議はそれ以上進展せず、日韓関係はむしろ悪化の一途を辿った。外務省も、韓国との関係を損なう鳩山政権の対北朝鮮接近に対しては否定的であった。日韓関係が停滞する中で外務省は、米国務省との討議を通じ、日本にとって有利となる米国見解を確保していった。

1956年半ばに韓国の国内情勢が変化し、対日関係をこれ以上決裂したままには出

⁸²「在韓抑留日本人漁夫と在日収容韓人等の措置及び日韓間全面会談再開に関する日韓両国政府間取極並びに本件取極実施のためにとるべき措置についての閣議請議の件」1957年12月30日、外務省文書、2006-588-1527；「日韓関係調整に関する日本政府の見解」外務省文書、2006-588-1529。

来ないという認識が生じた。日本でも、56年12月に日本外交の前面に登場した岸が、韓国との関係回復へ積極的に乗り出した。この時期には、請求権問題の他、漁業問題やそこから派生した抑留者相互釈放問題などが、日韓間の大きな争点として浮上していたが、これらも日韓会談再開を促した重要な要因となった。

岸と外務省は、請求権問題が先決されなければ他の懸案も解決できないこと、請求権問題解決の核心は日本が対韓請求権主張の撤回を表明し、引揚者国内補償問題の解決法案を整備することで、共通の見解を有した。

他方、外務省は、請求権問題に対する政府内の強硬論に対しては、対韓請求権主張撤回を日本の一方的な放棄とせず、韓国の譲歩をも前提とした実質的な相互放棄とすることを一貫して主張し、韓国との会談再開のために国内の同意を導き出した。

本章では、会談第2次中断期に関する従来の研究において十分解明されてこなかった点を、以下のようにまとめる。

第一に、対韓請求権主張撤回に至るまでの日本政府内の政策決定過程において、請求権を実質的には「相互放棄」にし、「請求権の名目ではない形で韓国への支払を認める」という外務省の初期対韓戦略が、驚くほど貫かれていたことが判る。日本の対韓請求権主張撤回は、表面上は初期の対韓政策からの転換に見えるが、その含意は従来 of 対韓戦略の延長線上にあったのである。すなわち、中断期における日本の対韓政策の政策的転換はなかったといえよう。

第二に、米国の対日・対韓圧力や岸の政治的決断によって、日本の対韓請求権主張の撤回が可能となったという、従来 of 主張を見直すことが出来る。要するに、日本政府内において外務省の対韓認識は、米国の対韓戦略との連動の中でもっとも現実的な立場であったため、米國務省は外務省案を暗黙に支持していた。また、抑留者問題の解決を優先課題とする岸の政治的計算は、外交的な側面から韓国との関係回復を重視してきた外務省の対韓認識と若干のずれがあったものの、外務省は、岸の対韓請求権主張撤回という政治的決断に必要な政策的、理論的根拠を提供したといえよう。すなわち、日本の対韓請求権主張の撤回は、岸の対韓認識や米国圧力の産物ではなく、従来から外務省内で形成されていた対韓政策が、岸の政治的判断や米国の仲裁と連動した結果可能になった。

第三に、約4年半に及ぶ日韓会談中断期は、公式会談こそ中断していたものの、

会談再開に向けた日韓米三国間の非公式討議は断続的に行われていた。そして、この非公式討議の過程を見る限り、日本と韓国は必ずしも対立に終始していたわけではなかった。こうした接触は公式の外交チャンネルではなかったが、かといって、日韓両方とも本国の見解を無視した談合の場でもなかった。それぞれの本国政府の指令もしくは基本的な政策方針の下で、合理的な選択のための協議が行われた「非公開公式チャンネル」であったともいえよう。この中断期は、日韓会談の断絶期ではなく、むしろ次なる第4次会談の予備交渉の性格を帯びていたのである。

こうした「非公開公式チャンネル」を通じた日韓間の協議は、1960年代においてはかえって日韓両国政権に好まれ、日韓間の重要な決定はここでなされたといっても過言ではない。その意味で、「非公開公式チャンネル」における日韓間の協議の展開を解明することは、従来の研究における「日韓間対立」「岸の政治的決断」「米国の圧力」という単純化された分析構図の穴を埋めるとともに、外交チャンネルの多様性を認識する上で示唆するところが多い。

第4章

初期対韓政策の連続と変容

——日本における経済協力方式の含意、1958～61年——

本章では、第4次会談と第5次会談の時期に焦点を当てる。それまでの時期に日本と韓国各政府内部においては、「過去清算としての請求権問題の処理」と「経済的概念による請求権問題の解決」という考え方が交錯していた。だがこの時期、日韓両国において、請求権問題を経済協力方式により解決するという議論が浮上する。

したがって、この時期における請求権問題をめぐる様々な議論は、実質的に請求権交渉が進展し経済協力方式により請求権問題が決着する、第6次会談の重要な前史となる。要するに、この時期における日韓間、日韓米三国間討議および日本政府内の議論が、第6次会談の性格を規定したといっても過言ではない。第6次会談における請求権交渉と、この時期の議論がいかなる関連性を持つかを考察することは、経済協力方式の本質を究明する上で欠かせない。

周知の通り、第4次会談の時期である1958年4月から60年4月までの約2年間、日本と韓国は、抑留者相互釈放問題および後述する在日韓国人の北朝鮮帰還問題¹をめぐり、熾烈な駆け引きに終始した。そのため、請求権問題に関する実質的な交渉はほぼ進展しなかった。ただし、こうした日韓関係の膠着状況の中で、日本政府内では請求権問題に関していかなる議論が行われたか。すなわち、日本政府が今後再開されるであろう請求権交渉の備えとして、いかなる対韓戦略もしくは政策を考えていたのか、を窺うことは有意義である。

第5次会談は、韓国の政権交代により誕生した張勉政権と日本の池田政権の下で展開された。第5次会談およびその予備交渉期間を含めて、1960年5月から61年5月までの約1年間は日韓間請求権交渉における転換となる。韓国の張政権は、日本の

¹韓国ではこの問題を「北送問題」と、日本では「北朝鮮帰還問題」「北朝鮮帰国問題」と称している。本稿では、原文書や文献を引用する場合は原文の表現を、それ以外の場合は日本側の表現である「北朝鮮帰還問題」を用いることとする。

対韓経済協力に積極的な関心を示す。日本政府は、学生革命で倒れた李政権の後に登場した張政権の対日接近に好意的であった。そして、日本と韓国は、請求権問題を経済協力概念で解決することで急激な歩み寄りをみせる。これは、以前から「穏健」な対韓交渉路線を唱えていた外務省が、日韓交渉の場においても対韓政策に関する日本政府内の議論の際にも、発言力を高める契機となった。

もっとも、本章で重点を置くのは、日韓間請求権問題を経済協力方式により解決するという日本の認識が、同政府の当初の対韓戦略といかなる点で連続し、また変容したのかを解明することである。本章は、以下の3点を議論のフレームとし、日本の初期対韓政策の連続と変容を考察する。

まず、第4次会談において、北朝鮮帰還問題をめぐる日韓間の駆け引きが展開される一方で、外務省内では、請求権問題に関していかなる考え方が生じ、いかなる議論が行われたかを検討する。次に、李政権の崩壊後、韓国国内における反日感情がある程度和らいだ中で、日韓両国間では経済協力方式をめぐる議論がいかに浮上し、両国はどのように接点を探っていたのかを解明する。最後に、第5次会談の時期に、経済協力方式に関する基礎的な枠組みが、日韓間討議および日本政府内の議論を経ていかに形作られていったのかを追究する。従来の研究では、経済協力方式に至るまでの米国の役割が過大に強調されてきた。だが本章では、経済協力方式に関するインプット要因の一つとして米国の役割を適正なものとしつつ、同時期に高度経済成長期に入った日本と、それとは対照的に経済破綻の危機に瀕した韓国を、立体的にすり合わせて検討し、経済協力方式に傾いた背景を考察する。

第1節 第4次会談の特徴

1. 北朝鮮帰還問題の浮上

日韓両国は1957年12月31日付で日韓会談再開のための口上書に合意した。その後双方は、58年3月1日から第4次会談として会談を再開することとし、そのための予備交渉に入った。だが、会談再開に臨む日韓の思惑は異なっていた。韓国は、まず日本が対韓請求権主張を撤回し、非公表合意議事録において約束した「日本は韓国の請求権について誠意をもって討議し、米国見解の趣旨は請求権の相互放

棄を意味するものではない」という内容を前提に、請求権交渉を進めることを主張した²。

これに対し日本は、抑留者相互釈放問題が先決されれば、全面会談を開いて請求権交渉に入ることとした。在日韓国人の日本国内釈放および韓国送還に関する具体的実施計画については、1957年7月から新たに就任した板垣修アジア局長と駐日韓国代表部柳泰夏公使が代表となって、57年12月31日の口上書合意直後の58年1月7日から2月26日まで9回にわたって会合が行われた。

日本は、口上書履行の先取りとして、1958年1月、長崎県大村市にある大村収容所に収容されていた在日韓国人を釈放した。そのうち、約460人のみを日本国内で釈放する対象とし、収容者の中から約1200人と仮釈放者の中の約2000人を合わせた約3200人を韓国へ送還することにした。そして、大村収容所の韓国人の釈放および送還と時を同じくして、李ライン内で拿捕され韓国釜山に抑留されている日本人漁夫952人のうち、韓国が約束した刑期満了者約850人を釈放するよう韓国に求めた³。

この間日本は、2月21日までに大村収容所内の在日韓国人474人の国内釈放を完了した。ところが、韓国へ強制送還される予定だった在日韓国人の一部が、韓国への送還を拒否して北朝鮮へ帰国することを申し出、相互釈放問題は新たな局面を迎えた。日本は、国際赤十字の原理や国連人権宣言などを挙げ、個人の居住移転の自由を尊重するとし、在日韓国人の北朝鮮への帰還を許可する方針をとった。韓国はこうした日本の方針に反発し、収容者の中で北朝鮮への帰還を希望していた約930人を韓国に引渡すことを要求した。

韓国の反発により、日本は、北朝鮮帰還希望者を当分北朝鮮に送還しないが、韓国に引渡すことも留保した。そして、彼らを引続き大村収容所に収容し、その意思の変更を待って韓国へ引渡すとした。彼らの無条件送還を求める韓国は、日

²경무대 아주과 「V.3 1958.1-4」 韓国外交文書、101 『제4차 한일회담 예비교섭 [第4次韓日会談予備交渉]，1956-58(V.3 1958.1-4)』1964-1965頁。

³外務大臣「日韓交渉妥結に関する件」1958年1月10日、外務省文書、2006-588-1532。

本人漁夫送還を中止し、釈放対象となる日本人漁夫のうち半数を残留させた⁴。

そもそも会談に対する日韓間の期待が異なっていたことに加えて、在日韓国人の北朝鮮帰還という新たな問題が絡み合い、会談再開は、予定日の1958年3月1日が過ぎても見送られていた。

藤山外相は金裕沢韓国大使に対して、北朝鮮行きを希望する者を説得しその意を断念させるまで、彼らが大村収容所に留めるとした。そして、日本が韓国人の国内釈放を完了したように、韓国も日本人漁夫の釈放を早期に完了するよう催促した。藤山は、日本はすでに全面会談に備えて首席代表の選任を済ませており、残りは韓国が相互釈放を完了することであるとし、抑留者の相互釈放を全部片付けてから全面会談に入ると言明した。

金大使は、北朝鮮帰還希望者の日本残留には同意した。だが、韓国内には3月1日に開く予定の会談を日本側が延ばしたという批判が強いと述べ、早速全面会談を開き、それと並行して相互釈放のための実施連絡会議を行うことを主張した。金は、日本が久保田発言および対韓請求権の主張撤回の約束をまだ行っていない状況で、韓国が日本人漁夫を全員釈放すれば、その後の韓国の対日交渉力が弱められると危惧したのである⁵。

藤山は、当時台北における極東米大使会議に出席の後、ソウルを経て東京で一泊することを予定したロバートソン (Walter S. Robertson) 米国国務次官補に対し、韓国が日本人漁夫を早く送還するように米国が協力してくれることを求めるなど、相互釈放問題の解決を急いだ。だがロバートソンは、こうした日本の仲介要求に対し、本問題は会談再開の上で解決することを勧告し、全面会談の開始を促した⁶。

第4次日韓会談は、開催予定日を1ヶ月半過ぎて1958年4月15日に開始された。相互釈放問題の解決をめぐる日本側の強い要求もあり、相互釈放が集中的に議論さ

⁴外務大臣「日韓交渉妥結後の経緯に関する件」1958年3月20日、外務省文書、2006-588-1488。

⁵三宅記「三月十三日藤山大臣と金大使会談要領」1958年3月18日、外務省文書、2006-588-314。

⁶アジア局「ロバートソン国務次官補に対する要望事項」1958年3月15日、外務省文書、2006-588-1485。

れた⁷。

日本は、国内の反発を予想しながらも、相互釈放問題と引換えに韓国に106点の旧朝鮮文化財を返還するなど、相互釈放問題解決に全力を尽くした。韓国は、大村収容所の収容者のうち北朝鮮への帰国を希望する者の中に、韓国への帰国に意思を変更するものが出るまで、彼らの北送を自制することを求め続けた。しかし、北朝鮮帰還希望者の中で意思を変更したものはわずか1人に過ぎなかった。さらに6月20日、2人がハンガーストライキを起こし、これを契機として同26日からは多くの収容者がハンストに同調した。彼らは医師の治療を拒否し、即時釈放と北朝鮮帰還実施を要求した⁸。

この際、金日成北朝鮮首相は、在日朝鮮人を受け入れる用意があるという声明を発表し、広範な政治宣伝を展開した。これを受け、日本国内に居住している在日朝鮮人のうち約1万7千人が北朝鮮帰還を希望する署名を行った。この問題は、韓国政府をさらに刺激した⁹。

だが日本は、1958年7月に人道上の理由を挙げ、病人や婦女子を含めて3年以上長期収容されていた25人を、国内で仮釈放することを決定した。これに対し韓国は、北朝鮮帰還に反対するのみならず、彼らの日本国内仮釈放にも反対した。そして、北朝鮮帰還希望者の一部を仮釈放することは、日本の約束違反であると異議を申し立て、会談は一時中断した¹⁰。

これに対し、マッカーサー（Douglas MacArthur II）駐日米国大使は、北朝鮮帰還問題に対する日本の決定は人道主義的次元で行われている、という日本の主張に同調した。同大使は、韓国に対し、一部の収容者を仮釈放するという日本政府の決定は確固たるものであり、韓国がこの「人道的」問題を実現しないのであ

⁷参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料（六）第四次会談」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

⁸板垣局長口述「大村収容所内の北鮮帰国希望者に関する柳公使、板垣アジア局長会談要旨」1958年7月7日、外務省文書、2006-588-315。

⁹ア北「日韓交渉の経緯とその問題点」1958年11月10日、外務省文書、2006-588-1543。

¹⁰板垣局長口述「大村収容所内の北鮮帰国希望者に関する柳公使、板垣アジア局長会談要旨」1958年7月7日、外務省文書、2006-588-315。

れば、むしろ韓国は世界の自由陣営から批判を浴びることになると述べ、日本の立場を支持した¹¹。

また、マッカーサー大使は、外務省に対し「駐韓米大使館からの情報によれば、韓国は日韓会談を決裂させる意図がなく、北送問題についても許諾する方針が有りそうだ」と伝え、日本が韓国の反発を押し切って北朝鮮帰還事業を進めることを問題視しなかった¹²。

ダウリング (Walter C. Dowling) 駐韓米国大使は、韓国が北朝鮮帰還問題のため会談に応じないことは賢明ではないが、本問題に対する韓国の立場が非合理的とは考えないと述べた。かえって日本政府が、韓国政府と事前協議せず一方的に収容者の仮釈放計画を発表することで、本問題の解決をより困難にしていると指摘した。ただし、こうしたダウリング大使の発言は、北朝鮮帰還事業をめぐる日本政府の政策そのものに対する批判ではなかった¹³。

徹底した反共主義者として知られ、この時期の岸の対中国政策に懸念を強めていたダレス国務省長官は、日本に対し「共産主義は悪である」と述べ、日本の対共産圏接近を警戒した。しかし、北朝鮮帰還事業に対する岸政権の真の意図とその成り行きを鋭意注視することとし、本問題に対する全面的批判や反対を保留した。

藤山は米国に対し、日本は自由諸国の一員として米国と協力し、共産主義に対抗することを約束するとした。そして、岸首相の中国問題に対する基本的な姿勢は、台湾政府と外交関係を続けることであり、中国とは「政経分離」路線の下で政治的には不承認とするが経済的、文化的には接触を進める意向であると説いた。その上、在日韓国人の北朝鮮帰還事業は、米国の側面からの協力を得て良い方向に解決していくとした¹⁴。

¹¹MacArthur to Department of State, 1958. 7. 9, RG 84, Korea-Seoul Embassy, Classified General Records, 1956~1958, Box. 1。

¹²[無題]1958年7月17日、外務省文書、2006-588-1483。

¹³MacArthur to Department of State, 1958. 8. 22, RG 84, Korea-Seoul Embassy, Classified General Records, 1956~1958, Box. 1。

¹⁴「九月十二日藤山大臣、ダレス国務長官会談録」1958年9月12日、外務省文書、2006-588-1484。

2. 北朝鮮帰還事業の開始

日本と韓国は、日本が北朝鮮帰還希望者を仮釈放しても、当分の間日本国内に留めて置くという線で妥協し、1958年10月1日に討議を再開した。日本は、相互釈放、北朝鮮帰還問題、漁業問題を一気に解決することを試みた。だが、日本側が提示した漁業協定案などを韓国側は次々と拒否し、会談は12月に冬期休会に入った。冬期休会中の59年1月3日に、藤山外相は、帰還問題に対する具体的な調査を日本赤十字を通じて実施する、という日本の方針を発表した。

韓国代表部の崔徳新参事官は、「日本国内では北鮮帰国運動が熾烈であるようだが、韓国はこの問題に非常に神経質となっており、韓国内には北送問題が実施されれば日韓会談は継続する必要がないという強硬論も相当ある」と述べた。その上に、「北送を希望している人の90%の本籍は韓国にあるため、日本が本問題を人道問題として対処しようとすることは誤って」と指摘し、彼らを北朝鮮へ送ることは大きな政治問題であると警告した¹⁵。

これに対し、板垣アジア局長は「帰国促進者は個人の意思の自由という点に重点を置いている」と応酬した。そして、「在日朝鮮人の帰国問題を解決することが、かえって日韓交渉の恒久的解決に資する」と述べ、今後も本問題に対する日本の方針転換はないことを強調した上で、本問題によって韓国が交渉を決裂させるようなことがないようにと語った¹⁶。

柳韓国公使も、北朝鮮帰還問題に対する日本の方針変更を強力に要求した。しかし、藤山外相は、「帰還問題は人道問題であり、居住地選択自由の原則という国際通念に基づくものであるので、日本は在日朝鮮人が自由意志で帰国することを法的に阻止する根拠はない」と述べた上で、北朝鮮帰還問題とは別に日韓会談を再開することを求めた¹⁷。

¹⁵外務省アジア局「坂垣局長・崔参事官会談要旨」1959年1月21日、外務省文書、2006-588-325。

¹⁶アジア局「坂垣局長・崔参事官会談要旨」1959年1月30日、外務省文書、2006-588-325。

¹⁷アジア局「藤山外務大臣・柳公使会談要旨」1959年2月7日、2006-588-327。「藤山外務大臣・柳公使会談要旨」1959年2月12日、2006-588-327。

さらに、第4次会談日本側首席代表である沢田兼三外務省顧問は、日本はすでに赤十字国際委員会に北朝鮮帰還問題についての介入を申し入れており、現在結果を待っていると述べた。もし赤十字が本問題を断っても、日本は本問題を人道問題として独自に推進することをあきらめない、と声明した。また沢田は、1959年2月13日に日本国内では「北朝鮮帰還事業実施に対する閣僚了解」を得ており、本問題に関する国際赤十字の仲介を確保し、ジュネーブにおいて日本と北朝鮮赤十字が直接話合うことになったことも、韓国側に通報した。そして、日本はジュネーブにおける北朝鮮との話し合いを放棄し、ここで日韓会談を再開するということは考えられないとした¹⁸。

北朝鮮帰還問題に対する既定方針の変更は行わないという日本の態度は固いものであった。米国側も、この問題に対する仲介を事実上棚上げにした。当時、日韓間の紛争解決のため訪韓していたパーソンズ（Graham J. Parsons）極東担当次官補は、北朝鮮帰還問題に関して米国が韓国のために出来るものはないとした¹⁹。

また、パーソンズは、訪韓後日本を訪問し5月7日藤山外相と議論する際には、韓国の態度を批判する藤山に対し、日本が「日韓関係を悪化させようとする北朝鮮の典型的な戦術に巻き込まれず」北朝鮮帰還問題をなるべく早期に妥結し、正常な日韓会談を開始するよう勧告した²⁰。米国は、日本の北朝鮮帰還事業が、米国の冷戦戦略の阻害要因とならない限り、それを黙認する態度であった。

韓国側の強い反対にも関わらず、1959年6月10日にジュネーブにおいて、日本と北朝鮮との間では事実上の帰還交渉が妥結した。韓国は、6月15日に対日通商断絶を決定し、対日貿易に対する領収書発行を即日停止するなど、強硬に対処した。また、李ライン内の監視を強化し、韓国に抑留している日本人漁夫は今後返さないこと、在日朝鮮人の北朝鮮帰還を強力に阻止することを声明した²¹。

¹⁸北東アジア課「沢田・柳会談録」1959年3月11日、外務省文書、2006-588-322。

「沢田・柳会談要旨」1959年4月16日、2006-588-322。

¹⁹Memorandum of Conversation, 1959. 5. 5, RG 84, Korea-Seoul Embassy, Classified General Records, 1956~1963, Box. 8。

²⁰MacArthur to Department of State, 1959. 5. 8, RG 84, Korea-Seoul Embassy, Classified General Records, 1956~1963, Box. 8。

²¹参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料（六）第四次会談」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

しかし、日本との通商を絶つことで韓国が受けた経済的打撃はすぐに現れ、韓国経済が切迫したことに対する国民の不満が高まった。また、北朝鮮帰還問題に対する国際赤十字の介入がほぼ確定となったという現状と、米国側の強い説得により、韓国は日韓貿易断絶という強硬策をすぐに撤回した。もともと、韓国の選択肢は、できれば会談を通じて北朝鮮帰還問題を牽制することであった。1959年3月に大使に昇格していた柳駐日韓国大使は、7月30日、韓国政府が無条件で対日通商と日韓会談再開に応じる旨を伝えた。そして、抑留日本人漁夫と韓国人の相互送還交渉の再開も申入れた²²。

1959年8月12日に、沢田外務省顧問と許政元韓国国務総理代理を首席代表として会談が再開された。韓国側の関心は在日韓国人の北朝鮮への送還を阻止することに集中した。ところが、8月14日にジュネーブにおいて、日本政府と北朝鮮の間では帰還協定を調印し、北朝鮮帰還第一船の出港も決定した。

沢田は、韓国に対し、朝鮮人北送第一船が11月初旬に決定したこと、なおこれは赤十字の斡旋を得ていることを通報し、抑留日本人漁夫の釈放を催促した。韓国は「北送問題を阻止できず会談を無条件再開した」ことを外交上の失敗として捉えており、韓国政府は失敗を挽回するため、相互釈放により韓国へ帰還する人に対する日本政府の補償金支払に交渉の重点を移した²³。

アジア局は、こうした韓国の方針の変化は、予備会談の時期から日韓会談に深く関与していた兪鎮午が、李大統領を説得した結果だと推測した。すなわち、韓国は帰還問題に同意することが現実的であり、韓国が帰還問題に熱中する余り日韓会談を決裂に追い込むことは極力避けなければならない、と説得したと読み取

²²アジア局「第4次日韓全面会談再開本会議 第1回会合」1959年8月18日、外務省文書、2006-588-11。

²³北東アジア課「澤田首席代表と柳大使との会談要旨」1959年9月18日、外務省文書、2006-588-322；「沢田・柳会談記録」1959年11月5日、同上。韓国は、日本の北朝鮮帰還事業を阻止できなくなると認めた上で、大村収容所の韓国人の帰国に対する具体的な討議を行い、韓国への帰国者に対し持ち帰り財産および持ち帰り金については制限をつけないよう要請するに至った。日本は、出資金の所在が米国のため、韓国人の帰国の再定着金に対しては米国との相談を要するとした。また、この定着金の名目を、帰還者の家屋建設または厚生施設のための財政的協力とし、「補償金」とか「帰還に対するfund」という名目には賛成しないとした。

っていた²⁴。

沢田は、補償金問題に関する日韓間討議が日本国内に知られないよう、絶対秘密裏に進めることを条件に、本問題に関する韓国との討議に応じた²⁵。韓国は、北朝鮮帰還者よりも韓国帰還者に対する補償金支給を優遇する条項を含んだ、韓国帰還暫定措置に関する共同声明案を日本に提示した²⁶。

一方で韓国は、反共論理に立った対日攻勢を強めた。自由世界から共産世界への「帰還」は日本が初めであるとし、日本の反共意思を追及した。また、「岸内閣の二つの中国政策が党内外から牽制されている」と指摘し、「日本は韓国と北朝鮮両方とやっているのではないか」と質した。これに対し日本は、日韓交渉と中共問題を結びつけるのを回避しつつ、帰還問題に対して韓国にも責任があると応酬した。北朝鮮帰還問題をめぐる日韓の対立が繰り返される中、結局、1959年12月14日、在日朝鮮人の北送第一船が北朝鮮へと出発し、北朝鮮帰還事業が本格的に開始された²⁷。

北朝鮮帰還事業が日本側の方針に沿って一段落すると、日本は早速、漁業問題と日本人漁夫釈放問題に取り掛かった。日本政府は、日本人漁夫釈放を条件に韓国米を買い取ることにした。福田赳夫農林相は、日本国会において、日本人漁夫の人命のため韓国米を買うことにしたという趣旨の陳述をした。日本国内では、「韓国が人質外交をやっていると国務大臣が言明した」と、世論が沸騰した。

韓国代表团は、本国から「北朝鮮帰還問題は一向に阻止できない上に、日本世論からは人質外交という非難を受けている」という怒りが伝わっていると述べ、福田農林相の軽率な発言と日本世論の動向を批判した。また、「韓国は日本人漁夫の釈放期日を約束したことがないのに、日本が勝手に9月か10月あるいは年内と

²⁴北東アジア課「日韓会談関係情報」1959年8月17日、外務省文書、2006-588-285；「許政代表内話の件」1959年8月21日、同上；「韓国代表团動静に関する件」1959年10月15日～11月27日、同上。

²⁵北東アジア課「沢田・許会談録」1959年9月25日、外務省文書、2006-588-332；「沢田・許会談に関する件」1959年10月16日、同上。

²⁶「山田次官・柳大使会談に関する件」1959年11月10日、外務省文書、2006-588-324。

²⁷北東アジア課「日韓全面会談の両国代表の顔合せ経緯」1960年1月30日、外務省文書、2006-588-52。

いう風にあって、まるで韓国が約束を破ったように不当に批判される」こととなったと述べ、韓国の人質外交云々という報道に不快感を隠さなかった。

沢田は、日本人漁夫釈放問題と韓国米の買い付け問題の二つに議論が縛られているような印象のため、世間に対して「人と米とが取引される」という感触を与えていることは事実であるとした。しかし、韓国が実際に人質外交を行っているのではないと言うならば、抑留者釈放などを速やかに完全に実行すべきではないかと述べた。また、「現況は人と米の引換えという形になってきたが、前向きに考えるとこういう方向に打開の道を考えることも一方策であり、日本人漁夫釈放を実現する代価として韓国米を買うことである」と強調した²⁸。

このように、第4次会談は、在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題をめぐる日韓間の駆け引きで終始し、2年間の月日を費やした。1959年末、日本の北朝鮮帰国事業は既定事実となり、米国はこれに関して暗黙の了解をしていた。韓国は、北朝鮮帰還問題を受け入れざるを得ず、同問題は一応決着する形となった。さらに、北朝鮮帰還問題や相互釈放問題をめぐって、韓国は日本のペースに振り回されるような展開を見せていた。

一方、第4次会談において請求権問題に関する日韓間討議はほとんど見られなかった。だが、日本政府内で今後の請求権交渉に備えた議論がなかったわけではない。以下、この時期に日本政府、特に外務省内では、請求権問題についていかなる議論が行われていたかを検討する。

3. 請求権問題に関する外務省の考え方

請求権委員会は1958年5月から開かれたが、請求権小委員会は、文化財と船舶関連の二つの小委員会のみが設置された。一般請求権委員会の第1回会合は、58年12月1日にようやく開かれ、それ以前は一般請求権問題を文化財委員会で議論することになっていたが、同委員会においても一般請求権問題が取り上げられることはなかった。そして、60年5月に第4次会談が決裂するまで、請求権小委員会のうち文化財小委員会は12回、船舶問題小委員会は24回開かれたのに対し、一般請求権

²⁸ 「沢田・柳・兪・李会談記録」1960年2月23日、外務省文書、2006-588-335。

小委員会は3回開かれたに過ぎない。第4次会談は、日本が対韓請求権の主張撤回に合意した結果開始されたにも関わらず、請求権問題に関する討議は皆無に近かったのである²⁹。

日韓の間で請求権問題に言及されたのは、沢田首席代表と柳大使の間で交わされた個人的な見解のみである。ここで柳は、個人的な意見として断った上で、一般請求権の細かいことを書き出すのはきりがないので、適当なところで政治的な解決を図りたいと述べ³⁰、以前から存在していた非公式の見解を確認する段階にとどまっていた。

日本が対韓請求権の主張撤回に合意したにもかかわらず、それをすぐに実践しなかった理由は、先述したように、日本が主張撤回の前提条件として相互釈放問題の先決に固執していたからである。また、日本政府内では、主張撤回に関する法律的な問題もいくつか指摘され、これに対する政府内の議論がまとまっていなかったことも挙げられる。

例えば、韓国は「韓国が朝鮮半島における唯一合法政府であり、その政治権力が北朝鮮まで及ぶ」ことを日本がはっきり認めるよう求めていた。だが日本では、こうした韓国の主張に抵抗があった。日本政府内では、対韓請求権の主張撤回は駐韓米軍政庁の命令33号に基づいているが、北朝鮮に対する請求権はこれに含まれないので、このことを明確にしておく必要があるという認識が強かった。

外務省条約局は、韓国との交渉の際には北朝鮮に関する問題を明確に示さず、国会答弁では韓国を唯一合法政府として認めたような趣旨で対応することを提案した。その他、日本が請求権として韓国に支払う範囲を厳格な法律的根拠に基づいて定めるが、それ以外の要素については政治的解決にゆだねるとした。要するに、韓国の「対日八項目」のうち、日本が容認し得るもの、容認し得ざるもの、研究を要するものに細別し、容認し得るものとしては、被徴用者の未払金など韓

²⁹北東アジア課「第4次日韓全面会談の経緯」1959年7月30日、外務省文書、2006-588-74。

³⁰外務省顧問室「第三十次沢田・柳会談要旨」1959年1月12日、外務省文書、2006-588-322。

国人に対する日本政府の債務に限るとした³¹。

アジア局は、「法律論は極力避け、韓国の対日請求項目のうち特定のものについては、既得権尊重の原則と日韓両国民感情融和の見地より、わが方（日本：筆者註）から進んで支払う」ことを主張した。問題は、米国の見解を基礎として、在韓日本財産を韓国が引取ったことにより、どの程度まで韓国の対日請求権が消滅し、または充足されたかを定めることであるとした³²。

こうしたアジア局の考え方は、従来の対韓政策を再確認したものであった。すなわち、対韓請求権の主張撤回は、従来の日本の対韓政策を転換したことを意味せず、むしろその代価として韓国の対日請求権の消滅を促すことに、対韓交渉戦略が組み立てられた。

一方、請求権交渉が行われていない状況において、日本は、韓国の対日請求権の要求内容やその金額についての推測が困難であった。過去、第1次会談から第3次会談において韓国が提出した要求項目に基づいて、韓国の対日請求権の金額を約180億円として推定しているのみであった³³。これを当時の外貨レートで換算すると、約5億ドルにあたる金額となる³⁴。外務省内では、韓国の対日請求権を5億ドルと予想し、これに基づいた交渉戦略を構想したという推測も可能である。

1959年6月から新任アジア局長となった伊関佑二郎は、抑留者問題および大村収容所の韓国人強制退去実施問題の解決のため、日本が請求権問題に関して譲歩せざるを得ないとした。だが、伊関率いるアジア局の請求権問題に関する基本的な考え方も、従来の外務省案の延長線にあった。すなわち、日本が対韓請求権の主張を撤回することが請求権問題解決の第一歩であること、講和条約第4条(b)に関する米国見解「57年覚書」に基づき、「韓国は日本の対韓請求権が消滅した事実を交渉の際に考慮する」という形で討議を進め、実質的に相互放棄に導くこと、

³¹条約局「日韓会談請求権問題の問題点」1958年3月25日、外務省文書、9506-588-1598；「財産権問題に関する基本方針案」1958年3月31日、同上。

³²アジア一課「第四次日韓会談処理方針案」1958年2月14日、外務省文書、2006-588-1533。

³³ア北「日韓会談の問題点」1958年10月16日、外務省文書、2006-588-72。

³⁴1949年～1971年8月は固定相場時代で、円ドルレートが「1ドル=360円」と固定されていた。当時の円ドルレートで換算すると、180億円は約5億ドルとなる。

などである³⁵。

伊関は、1960年4月に入り、日韓全面会談をまとめることを目指して柳大使と非公式会談を行った。ここでも、抑留者と帰還問題が中心となったが、伊関は、請求権問題に関しては国交樹立後に経済協力を進めることを提案した³⁶。こうした伊関の提案は、以前から外務省内で構想されていた対韓交渉戦略の一環であったが、伊関により、経済協力方式が日本から韓国に正式に提案されたことは注目すべき点である。

その後アジア局は、省内の協議を経て、日韓間請求権問題に関する次のような基本方針をまとめ、これを政府内の閣僚協議に提出した。その基本方針は、米国解釈によって処理するべきではあるが、それが極めて困難でありかつ長期化するものであると予想する。韓国との間にこの問題を解決した場合、北朝鮮との問題と引揚者国内補償問題を惹起することが懸念される。請求権問題を国交正常化の後に持ち越すよう努力するが、交渉の状況によっては、韓国の経済や社会福祉に寄与するという趣旨で、国交正常化の後に韓国に対して経済援助を与えることを考慮する、というものであった³⁷。

こうした外務省の対韓交渉戦略の基本方針は、初期の対韓戦略を概ね引き継いでいることが再確認できる。その上で、「先国交、後経済協力」という新方針が伊関局長から柳大使に提案された際に、日本政府内でも打ち出されたことが判る。

一方、先述したように、日本政府は、李政権の対日政策を「反日」と非難し、韓国に李政権に代わる「親日」政権が現れることを期待していた。その李政権が、1960年4月19日に起こった学生革命により崩壊し、会談はしばらく中止の状態となった。

第2節 経済主義の登場

1. 韓国と日本における政権交代

³⁵外務省アジア局北東アジア課「日韓会談の経緯及び問題点」1960年4月5日、外務省文書、2006-588-76。

³⁶北東アジア課「伊関・柳会談要旨」1960年4月5日、外務省文書、2006-588-334。

³⁷アジア局「日韓全面会談に関する基本方針（案）（閣僚了解案）」1960年4月16日、外務省文書、2006-588-1403。

韓国では、政権延命のための不正選挙に端を発した学生革命によって李政権が崩壊した後、許政國務総理率いる過渡政府を経て、1960年8月12日の選挙で新政権が成立した。大統領に当選した尹潽善は、同17日に張勉を内閣総理に指名した。韓国の新政府は、張勉首相を実質的国家元首とする議院内閣制として出発した³⁸。

第2章でも言及したように、張勉は、1956年5月15日の韓国の大統領・副大統領選挙の結果、野党から副大統領に当選し、当時の与党および李大統領の対日政策を強く批判していた。そして、日本と正式な外交関係を開き、経済改善の糸口を日韓関係打開に求めると言明し、請求権問題を経済協力方式として解決する用意がある、と日本側に伝えていた。それだけに、張を首班とする韓国の新政権に対し、日本はかなり好意的であった³⁹。

李政権時代の日韓間交渉は、「防日ナショナリズム」⁴⁰をはからざるを得なかった時代的限界を露呈したものであった。一方、張政権は、独裁に反対する学生革命で倒された李政権に代わって誕生したがゆえに、世論の動向を敏感に意識せざるを得ず、さらに大統領の指名によって首班になったことで、政治的脆弱性を抱えたまま出発した。それに加えて、李政権から引き継がれた経済破綻という負の遺産は、張政権が直面した当面の政治課題であった（張博珍、2009：354-357）。

韓国の政権交代と時期を同じくして、外務省アジア局は、今後の請求権交渉を念頭に置いた対韓経済協力の枠組みを稼動させた。伊関局長を含むアジア局の実務官僚と民間の経済人で構成された、日韓経済協力懇談会が発足し、主として、李政権が崩壊した後の韓国に現れる新政権と、経済協力をいかに展開するかについての議論が進められた。アジア局が、経済人との懇談会などを通じて、日韓間経済協力方式に関する具体的な構想において、イニシアティブを発揮しようとし

³⁸韓国は、4.19学生革命直後の1960年6月15日に憲法改正を通じて、大統領制から議院内閣制へと体制を転換した。この体制は、61年の5.16軍事クーデターによって大統領制へ回帰するまで約9ヶ月間続く。

³⁹「対日接近を予想せしめる諸因」外務省文書、2006-588-687。

⁴⁰「防日」論は、太田（2003：114）により提唱された。太田は、李承晩の対日態度をもっぱら「反日」として帰結していた従来の見方を修正し、李の対日認識は、日本との交渉を有利に進めるために日本と韓国民に向かって示した「防日」ナショナリズムの一環であると論じた。

ていたことが垣間窺える。

第1回会合においては、米国の対韓援助が効果をあげていないことが指摘され、日韓間経済協力の成果にも疑問が投げられた。これに対し伊関は、韓国経済の現状を把握し、韓国経済が抱えている基本的な問題を検討することとした。その上で、日本の対韓経済協力は農業人口を中心とし、日韓間貿易のアンバランスを是正するため、韓国から日本に輸出可能なものを検討することとした⁴¹。

この頃、日本でも政権交代が生じた。「安保闘争」の結果生じた対米関係の悪化と、国内の大混乱に対する責任を取るため、岸首相が退陣した。その後、自民党総裁選挙の結果、1960年7月19日から池田勇人を首班とする第1次池田内閣が発足した。池田は、岸の「安保闘争」に象徴される政治的対決のイメージを払拭し、米国および自由主義諸国との良好な関係を維持しつつ、「所得倍増計画」で知られる、日本の経済発展を優先する経済主義の道を選んだ（吉次公介、2009：13-15）。

一方、韓国新政府の外務部長官に就任した鄭一亭は、新外交方針を発表し、その中で対日関係改善に言明した。米国は、韓国の学生革命直後から、マッカーサー駐日米大使を通じて、積極的に日韓会談を後押ししていた。岸政権に対し、日韓間の諸懸案の早期解決への努力を促すとともに、韓国経済再建のための援助を提案した。また、岸首相が韓国側と直接交渉を行うことや、韓国の政権交代を歓迎する友好的なゼスチュアを示すことなどを奨励していた。

対米関係を重視する池田新首相は、日韓関係回復を望む米国側の働きかけもあり、就任後、停滞していた日韓関係を積極的に解決する方向に向かった。池田は、尹大統領と張首相の就任に祝電を送るとともに、第1次池田内閣で外相となった小坂善太郎の訪韓を推進した。小坂は、マッカーサー駐日米大使との協議を経て、予定されていた訪米の前に訪韓することを決定した⁴²。

⁴¹北東アジア課「日韓経済協力懇談会第1回会合記録」1960年7月6日、外務省文書、2006-588-1601。外務省では、伊関アジア局長を含めてアジア局から7人が参加した。その他の参加者名簿は黒塗りされているため、その面々は判然としないが、民間の商社関係者を中心とする経済人が参加し、今後の対韓進出に備えた実務的な議論を行っていた。

⁴²北東アジア課「小坂外務大臣の訪韓に関する件（総理への説明資料）」1960年8

小坂の訪韓に対する日本国内の反応は、自民党内の一部議員や社会党の批判を除き、概ね好意的であった。韓国においても、北朝鮮帰還問題や漁業問題に対する日本の態度への批判や、小坂訪韓を契機とした日本の経済浸透への憂慮はあったが、概して、張内閣の下で日本との和解が開始されたという評価が多かった⁴³。

外務省アジア局は小坂の訪韓中の記者会見に備え、予想される韓国側からの質問に対する答弁を準備した。まず予想されたのは、韓国が、行き詰まった日韓関係の改善のため、小坂の訪韓の際に日本の旧朝鮮支配に対する謝罪を期待していることであった。アジア局は、過去への直接的な言及を避け、「日本は韓国に対し一時優越感を抱いていたが、敗戦後これを除去し、民主主義国家として再出発した」⁴⁴という発言に留めるとした。

またアジア局は、請求権問題の解決に関して、請求権という言及をなるべく避け、経済問題として取り上げることとした。その際に、日本は韓国経済の再建に寄与することを強調するとした。そして、韓国の経済復興において在日韓国人の資本を活用したいという張の要請を受け入れ、在日韓国人が日本から資本を持ち出すことを好意的に検討するなど、経済協力方式への積極的な態度を示した⁴⁵。

こうした外務省の考え方は、歴史論争や法律論争につながるような言及を避けつつ、経済協力方式として請求権問題を解決する、というものであった。また、日本と韓国双方の請求権に触れないことで、「相互放棄」が含意されたともいえる。これは、法理論を棚上げにして相互放棄プラスアルファで解決するという、以前からの外務省の対韓交渉戦略をそのまま踏襲したものであることが判る。さらに、日本は韓国の経済再建のために協力するという意義付けは、今後日本が、対韓交渉においていかなる点に重きを置こうとしたのかが窺えるところでもある。

月25日、外務省文書、2006-588-507。

⁴³情報文化局報道課「小坂外相の訪韓に関する韓国紙の論評について」1960年9月10日、外務省文書、2006-588-771。

⁴⁴「小坂大臣ステートメント等（京城到着時）」1960年8月25日、外務省文書、2006-588-508。

⁴⁵アジア局「小坂大臣のソウルにおける記者会見想定問答」1960年9月3日、外務省文書、2006-588-509。

2. 経済協力に関する日本政府の基本方針

1960年9月6日、小坂外相は日本閣僚としては戦後初めて韓国を公式に訪問した。同8日に小坂一行は鄭一亨外務部長官と会談を行い、翌日の9日には尹大統領、張首相と会談を行った。この際、小坂は、日韓両国相互の経済繁栄と国民生活の安定、そして共産主義に対抗するため、日本は韓国に対し経済協力を行う用意があると述べた。

韓国側も、李政権時代とは打って変わった柔軟な態度で日本側と接した。尹は、「百済の時代には日韓関係は極めて友好的だった。今後も日韓関係を百済時代のような友好的なものにしたい」と述べ、日本との対立を極めた従来の韓国の態度からの転換を示した。張は、「韓国の国民感情は過去を全く忘れていない」が、将来の日韓親善関係のために、韓国は過去にこだわらず前向きに考えていきたいとした⁴⁶。

小坂外相の訪韓後、日韓会談が1960年10月25日に再開されることになった。小坂が韓国の新政府に対し日韓間経済協力を公式に提案し、韓国もこれを歓迎したことで、日本政府内でも経済協力方式の具体的な方策が議論されることになった。同年10月12日、第5次会談を控えて、日本政府内では日韓会談に関連した各省庁代表者間の協議が行われた。

吉田信邦大蔵省理財局次長は、日韓間請求権問題に関して、引揚者国内補償問題や台湾との交渉などを考慮すべきとした。そして、被徴用者、旧朝鮮人官僚などに対する未払い賃金、恩給、債権などのプライベートに関する項目のみを請求権とし、そのほかの韓国の請求権要求は認めないと言明した。従来の大蔵省の思惑をそのまま持ち出したのである。加えて、日本側の対韓請求権の方が多いが、韓国が対日請求権を放棄するのであれば、日本側も実質的に相互放棄を決すると説き、もはや従来の「相殺論」にはこだわらなかった⁴⁷。

19日の会合において、吉田は、経済協力を行うならば日本輸出入銀行を中心に

⁴⁶北東アジア課「小坂大臣訪韓の際の尹大統領、張國務総理との会談中注目すべき諸点（局長の口述されたもの）」1960年9月9日、外務省文書、2006-588-512。

⁴⁷北東アジア課「第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための第1回各省代表打合会議概要」1960年9月12日、外務省文書、9506-588-1408。

し、韓国側の返済能力や米国の保証を確保することが重要であるとした。ただし、韓国の返済能力がゼロであれば、通常のエconomic協力ということははじめから成り立たないので、経済援助（原文では「aid」）方式にしなければならないとした。また、吉田は、「明示的に約束できず密約でもいい」とした上で、韓国が未払恩給のようなもの以外の一切の請求権を放棄するのであれば、「相当のaid」を考える余地があるとした。だが、「韓国がaidをもらいながら一般請求権を依然要求する態度をとる」ことは認めないとした⁴⁸。

吉田の発言は大蔵省内の見解を示したものであり、日韓間請求権問題に対する大蔵省の構想の要旨は以下のように整理できる。

第一に、純粋な請求権として認められるのは、被徴用者、旧朝鮮人官僚などに対する未払い賃金、恩給、債権などの個人請求権に関する項目のみとする。これは、日本は旧朝鮮支配そのものに対する請求権は認めないが、朝鮮支配の過程で生じた問題については責任をとる⁴⁹、すなわち当時「日本人であった朝鮮人」に対する国家としての責任をとる、という意味である。

第二に、輸銀を中心とした有償借款による経済協力を念頭に置きつつ、返済の必要のない無償の経済援助を行う可能性はある。ただし、無償経済援助の前提条件は、韓国が個人請求権以外の請求権を放棄すること、またできれば、日本の対韓請求権と韓国の対日請求権を相互放棄することである。

これに加えて、西原直廉理財局長は、韓国の新政府とどこまで正面から話を取り組んでいいのか、李政権時代よりも進んだ考えをしても良いかがまず問題であるとした。そして、韓国の新政権の対日態度に対する的確な情報を外務省に求めた。また、請求権問題のけりがつかないまま「漠然と国交が樹立したから何か経

⁴⁸北東アジア課「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第2回各省代表打合会議概要」1960年9月19日、外務省文書、9506-588-1408。

⁴⁹張博珍（2009：351）は、韓国の対日請求権問題に対する認識は「植民地時代に起こった問題処理」であって、「植民地支配そのものに対する清算」を要求したものでなかったと論じている。そして、こうした韓国の考え方は、熾烈な「反日政策」もしくは「防日政策」を展開していた李政権時代からすでに現れていたとし、そもそも韓国の対日請求権が制約されざるを得なかった要因とその背景を実証的に考察した。

济援助をする」という考え方には問題があるとし、請求権と経済協力に関する今後の方針をはっきりすることを主張した⁵⁰。

こうした大蔵省の主張に対し、アジア局は外務省の見解を次のように伝達した。要するに、未払給与や徴用労務者給与などに関する事務的な協議を進めるが、請求権問題は最終的には政治的に解決する。初めから請求権の議論を全然しないわけにはいかないなので、一応請求権委員会を開いて議論を進め、この際に命令33号に関する議論はしない⁵¹、というものであった。

アジア局は、省内打合せの際には、経済協力および経済援助は実質的に相互放棄に導くための誘い水であり、従来相互放棄方針を捨てていないことを強調した。また、国交正常化の際に対日賠償を放棄させた台湾方式⁵²と、フィリピン、ビルマなど東南アジアに行われている経済援助方式を考慮し、韓国に対して「技術援助やある程度のグラント⁵³」提供を検討していると述べた⁵⁴。

ここにも、従来外務省の対韓請求権交渉案との連続性が如実に見られる。また、会談第2次中断期に、「日本の対韓請求権主張放棄の対価として、韓国の対日請求権も放棄に導き、実質的に相互放棄にする」とした、日本政府内の合意も再確認された。

本節で見たように、偶然ではあろうが、日韓両国においてほぼ同じ時期に成立した張政権と池田政権は、政権発足時から経済中心主義を掲げていた。そして日韓の両政権は、請求権問題における議論の中心を経済的観点から進めることに抵

⁵⁰北東アジア課「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第3回各省代表打合会議概要」1960年10月14日、外務省文書、9506-588-1408。

⁵¹北東アジア課「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第3回各省代表打合会議概要」1960年10月14日、外務省文書、9506-588-1408。

⁵²台湾の国府は日華平和条約締結の際に、対日賠償を放棄することと引換えに、日本に対しては、最恵国待遇と国府の主権の適用範囲を中国大陸にまで認める字句を挿入することを求めた（井上、2010：49-52）。国府が、日本からの譲歩を引き出す代わりに対日賠償を放棄したことを、日本政府では「台湾方式」と称した。日華平和条約および日本と台湾問題に関しては、井上の研究を参照。

⁵³Grant；科学研究などを支援する目的で個人・グループ・組織などに対して政府機関や民間の財団から交付される一定の補助金・寄付金などをいう。

⁵⁴北東アジア課「日韓会談準備のための省内打合会に関する件」1960年10月6日、外務省文書、9506-588-1408。

抗がなかった。特に、韓国の張政権は、日韓間経済協力を韓国経済再建のてこ入れ策と見ていた。他方、日本の池田政権の経済主義は、経済成長とともに、岸政権下で過熱した対米関係をめぐる国内政治論争を代替するためのスローガンでもあった。言い換えれば、日韓間経済協力に関する池田の主たる関心は、対米関係回復や対米政策の延長線にあったともいえる。

ただし、ここで注目すべき点は、大蔵省の主張と外務省の主張が折衝する形で、「純粋な請求権」「無償の経済援助」「有償の経済協力」という3つの方式が、日韓間経済協力問題に対する日本政府の基本方針として芽生えたことである。

第3節 日韓間経済協力をめぐる議論の開始

1. 第5次会談の開始と一般請求権委員会の設置

1960年10月25日から第5次日韓会談が開始された。日本側の首席代表は第4次会談に引き続き沢田兼三外務省顧問が、韓国側の首席代表は予備会談の時期から深く関与していた兪鎮午高麗大学総長が任命された。日本は11月に総選挙を控えていたため、選挙が終わった後に本会談に移すことにし、まず予備会談を開いた。

第5次会談の特徴は、会談の主導権を日本側が掌握したことである。しかも日本は、漁業協定の中に、日本の技術指導や別途経済協力による缶詰工場建設、冷凍魚輸入などの項目を入れ、韓国漁業の発展に協力する条件を挙げて李ラインの放棄を求めるなど、日本の思惑どおり漁業問題を解決する態度をとっていた⁵⁵。

韓国代表団内では、日本の従来の日韓交渉戦略に韓国が「うまうまと乗せられたもの」、日本の対韓経済技術援助などの構想の背後には、韓国に対する経済的再支配の野望がある、という警戒があった。だが、これに対する危機感が、韓国代表団においては切実ではなかったように見られた。

ある韓国の外交官は、「韓国側から積極的な提案がなく、ひたすら日本側の意見を打診し、日本側からの提案を引き出すとの態度」であると、韓国代表団の無能を指摘した。さらに、「4月革命を経ても、事務屋の頭はそう切り替えられていない。特に日韓会談の事務当局の考え方は極めて古い」と述べ、政権が変わって

⁵⁵北東アジア課「日韓会談首席代表非公式会談記録」1960年12月15日、外務省文書、2006-588-348。

も日韓会談に当たる事務局の基本的な姿勢は旧態依然であると批判した⁵⁶。

第5次会談における請求権問題に関しては、文化財と一般請求権交渉を分離し、一般請求権小委員会を別に設置し討議することにした。第5次会談一般請求権小委員会は、1960年11月10日の会談を皮切りに、1961年5月10日まで13回の会談が行われた。

一般請求権委員会において、日本は西原大蔵省理財局長を主査、吉田理財局次長を副主査とする代表団を構成した。韓国は、金融専門家の劉彰順韓国銀行副総裁を主査、李相徳韓国銀行国庫部長を主査代理に任命し、従来の「対日八項目」に基づいて請求権を主張した。同委員会における日韓請求権交渉の最大の特徴は、請求権問題の八項目をめぐる細部討議が行われた点である。

その討議は、旧朝鮮銀行券や日銀券、在日韓国財産などをめぐる日韓間債権債務処理、被徴用者など戦争被害者に対する補償問題などが中心であった。だが、韓国はその主張を日本側に納得させるための証憑書類などを十分提示できず、日本は韓国側の準備不足や論拠の弱さを挙げ、韓国側の主張を否定する一方であった。韓国は、細部討議の後には、請求権問題を経済協力に結び付けて政治的に妥結しようとしたが、日本側は確実な書類や韓国の主張を支える検証資料を要求した。請求権委員会における日韓間実務討議は、債権債務処理をめぐる見解の対立や、韓国の賠償請求権の有無、講和条約第4条、命令33号、米国見解といった従来の法的論理をめぐる攻防で終始した⁵⁷。

細部項目をめぐる日韓間討議を通じて、韓国は実務的協議の困難さを痛感した。日本は、請求権の具体的な項目に関する複雑さや貨幣単位の変動のため、事務的レベルで話し合いを進める作業は極めて困難であるとし、事務レベルで出来ないものはトップレベルでまとめる形で、政治的妥結をはかりたいと述べた⁵⁸。

⁵⁶北東アジア課「――の日韓会談に対する見方に関する件」1960年11月28日、外務省文書、2006-588-350。

⁵⁷아주과[叵州課]、韓国外交文書、718『제5차 한일 회담 예비 회담 일반 청구권 소위원회 회의록, 1-13차[第5次韓日会談予備会談一般請求権小委員会会議録、1-13次], 1960-61』。

⁵⁸北東アジア課「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第3回会合」1960年12月10日、外務省文書、2006-588-85。

韓国は、韓国においても個人請求権受給者の調査が大変な上に、その過程で不公平が生じる可能性があり、また請求権の一部を解決すれば必ず他の要求が出て来て結局收拾がつかないと述べ、日本の提案に同意した。そして、韓国の深刻な電力不足問題などに、日本が何とか解決してくれるならば、請求権問題はすべてたちまち解消することになるとし、日本から受ける経済協力により請求権問題を解決するという態度を示した⁵⁹。

一方、日本代表団内部では、「アジア局を通じて韓国側が経済協力の資金として6億ドルを提示した」という情報をめぐり、外務大蔵間の話合いが行われた。アジア局は、「この金額は韓国側としてもあまり意味がなく今後の交渉のため単純に提示したもの」であるとし、大蔵省側の懸念を払拭しようとした。だが、大蔵省側は、「6億ドルの半額であってもお付き合いできない」と断じた上で、政治的解決に当たってはこの点を十分考慮することを求め、経済協力資金に厳しい態度を示した⁶⁰。

とりわけ、アジア局の仲介で、大蔵省理財局の西原局長と吉田次長は、請求権の名目、従来の法的論理、金額などをめぐって韓国との非公式交渉を行った。この交渉では、個人請求権を中心とした討議が進み、植民地支配に対する請求権の処理は排除されていた。特に、韓国は、対日請求権主張の正当性を「歴史の論理」より「反共の論理」に求めていた。李政権時代の対日政策の特徴であった「歴史論理」「過去謝罪」「植民地主義批判」「反日」「防日」といった主張は、張政権の下では「経済論理」や「反共論理」を重視する態度に変わりつつあったのである。

韓国は、「韓国が共産圏防衛の第一線にあるからこそ、日本は平穏に経済の繁栄を楽しんでいる」と主張した。そして、韓国の対日請求権は「過去の経緯を別としても、日本は韓国に大きな借りがある」と述べ、韓国の対日請求権の妥当性を強調した。要するに、過去問題は問いたささないが、日本の現在と未来の安保

⁵⁹北東アジア課「沢田・宇山・兪・蔵非公式会談記録」1960年12月26日、外務省文書、2006-588-348。

⁶⁰北東アジア課「一般請求権問題に関する件」1960年12月13日、外務省文書、2006-588-96。

のためにも、日本は韓国に経済的支援をやらなければならないという意味である。これに対し大蔵省側は、大蔵省内には経済協力無用論もかなり強く、常にその説得は困難であるとし、韓国の過度な要求を前もって遮断した⁶¹。

2. 韓国内の動向

日韓経済協力に対する韓国内世論の動向は、日本の対韓経済協力による韓国の経済・安保の安定や請求額についての関心に傾いていた。他方では、請求権と経済協力を別途に考え、経済協力により請求権問題が犠牲になるのではないかと、う疑念を表した。

例えば、東亜日報は「日本は、韓国が日本の民主独立を守る前線防共陣地であるという事実を正しく理解し、他方韓国は、韓国の経済的繁栄は日本との経済協調を土台としなければならない点を認識する。日韓双方が互いにこのような認識をもつことに成功すれば、今までの対立を調整する新しい方式を発見することは困難ではない」という記事を載せた。同紙は、日韓間経済協力に対する期待を高めつつ、その際に「経済論理」のみならず「反共論理」も強調していた。

ただし同紙は、日本が対韓請求権を放棄する代価として韓国の対日請求権の放棄を求めるならば、韓国民の反日感情の緩和や日韓間の経済的提携、そして国交関係回復は望み得ないと説き、経済協力によって韓国の請求権が放棄されることを強く警戒した（『東亜日報』1960年10月26日）。

また、韓国国内では、対日請求権金額をめぐる具体的な数字についても、以下のような報道が流された。

日本は、韓国が在日韓国財産を放棄することを条件として、韓国に対し6億ドルの援助を提議した。日本はフィリピンに対する賠償額として8億ドルを支払っているが、日本の防共基地としての韓国の価値はフィリピンと比べものにならない。韓国に対する6億ドルは日本の防共のための投資としてはあまりにも少額である。韓国の対日要求額が10億ドルを下らないといっても非合理的な見解ではない。10億ドルの枠内で、返還

⁶¹北東アジア課「請求権問題に関する非公式会談要旨」1960年12月27日、外務省文書、2006-588-96。

財産類がいくら、贈与がいくら、長期クレジットがいくら、短期クレジットがいくらということを実際に討議し決定しなければならない（『東亜日報』1960年12月13日）。

同紙で示された「10億ドル」の根拠や出所は不透明である。だが、単純に、フィリピンの賠償額である8億ドルを基準にして、韓国が適宜提示したものである可能性は高い。ただし、この時期韓国内でも、李政権時代に言われていた20～24億ドルをはるかに下回る金額で、韓国の対日請求権金額の枠が決定されつつあったことは確かである。

韓国日報は、日本の経済援助に過度な期待をかける政府の態度と、その成果に疑問を投げかけた。まず、国民や与野党の間では経済協力に関するある程度の認識が形成されてはいたが、様々な難問を抱える本交渉を強力に推進して行く能力が現政府にあるか、という疑念が強かった。しかも、「先国交後解決」「経済援助か、借款か、請求権賠償か」といったところで、政府の対日外交の混乱が生じていると指摘し、政府の指導力の発揮を促した。また、請求権に関する日韓間認識の隔たりが依然大きいにもかかわらず、経済第一主義の下に請求権問題が進められることに対する警戒もあった（『韓国日報』1961年1月14日）。

日韓両国の民間レベルでは、商社関係者の中で経済協力についての期待と議論が活発になっていた。すでに商社間の経済交流は始まっており、韓国市場には日本商品が流れ込んでいた。これに対し、韓国代表団は、日韓経済協力に対する韓国内の関心が高まっていることは否定しなかったが、国内で日本の経済的再支配に対する懸念が強くなったことを日本側に伝え、経済協力の性急な進展を警戒した⁶²。

3. 日本政府の思惑

ここでは、日韓間請求権および経済協力問題に関する日本政府内の議論の動向を概観する。同問題をめぐる日本代表団内部の議論は、大蔵省と外務省がそれぞれの見解に関して折衝する場でもあった。

⁶²北東アジア課「首席代表非公式会談記録」1961年1月27日、外務省文書、2006-588-353。

まず、大蔵省は、請求権として支払い得るのは、旧朝鮮人官僚や被徴用・徴兵者に対する未払賃金のみであるが、その受取人の行方に疑問が多く、実務上困難があるとした。その上に、現在の韓国の事情を考えると、経済協力として議論を進めるべきではないと主張した。

また、大蔵省は、会談そのものには反対しないが、日韓の間で「久保田発言」のような論争が再発する可能性を排除できないので、性急な会談の進展は警戒するとした。さらに、請求権問題についていくら議論しても日本が譲れないことは、韓国にはっきり認識させ、韓国側に請求権金額に対する「wishful thinking」、すなわち期待感を与えないよう要請した⁶³。

大蔵省は、個人請求権の受給者が現在の南北朝鮮いずれにいるのかを調べることは、事務的手続き上複雑な問題にぶつかるため、外務省の言うような政治的妥結は不可避であるが、請求額に対する韓国の過度な期待と、外務省の「思い切った譲歩」の可能性は望ましくないとした。そして、外務省に対し、日韓間請求権交渉の進め方に対する次のような案を示した。

- ・米国の解釈は相殺的な意味を含んでいる。
- ・当初の交渉方針とは異なり、個々の請求権が議論されることになっているが、韓国が「請求権がいくらになる」というように思っては困る。
- ・経済協力は国交樹立まで考えない。
- ・韓国の政情からみて、外務省は本当に会談がまとまると思っているのか詳しい分析を聞きたい。

大蔵省の案は、「米国の見解は相殺論である」ということを基本とし、請求権についての根本問題に関連するものは個人請求権に限ること、日韓間経済協力は国交樹立後に行うというものであった。

さらに、大蔵省は、日本が久保田発言を撤回した趣旨は、「おれも言わないからお前も無茶を言うな」ということであったのに、韓国は以前と全く同じ態度を続

⁶³北東アジア課「日韓会談日本側代表団の打合せ会議概要」1961年1月25日、外務省文書、9506-588-1411。

けている」と述べ、日本がこのような韓国の態度を受けて立つ必要はなく、むしろ、然るべき第三者に入ってもらいか国際司法裁判所に出すか、という方法を考慮したいと主張した。最後に、韓国が主張している請求額の大部分を払うつもりはないが、この点を早くから韓国に言うと言求権交渉がどう帰結するのかを尋ねた⁶⁴。

これに対し外務省は、従来の日本の基本方針は何ら変わっていないとした上で、請求権に関する韓国側との最近の話合いの経緯は吉田理財局次長が充分承知しているのに、大蔵省が行き過ぎた慎重論を述べていると指摘した⁶⁵。そして、現在の韓国政府は前政権と異なり日韓協力の必要性を認識しているので、一般請求権に関して米国の解釈に関する議論はするが、「どんなことをいっても韓国と喧嘩はしないという約束ができています」と述べ、今度こそ韓国との会談をまとめるという意思を表明した。同省は、今後の課題は韓国といかにまとめるかという方法論で議論するが、漁業問題が進展しない限り請求権問題も進み得ないことを前提とすると言明した⁶⁶。

また、外務省は、韓国は正式に賠償を要求せず、実際に「賠償的性質」を有する旨の発言を行なってきたが、韓国側の法的根拠は脆弱であると述べた。ところが、米国解釈自体は相互放棄の可能性を排除しておらず、その上に、1957年12月31日付の日韓会談再開合意議事録に、「米国解釈は財産請求権の相互放棄を意味しない」という旨が記されたことで、韓国はこれを、日本の対韓請求権主張のみが撤回されたと解しているとした。そのため、日本としては、相互放棄の建前さえとることは困難であり、ひいては「米国解釈は相殺論である」という大蔵省の主張はもはや非現実的であるのみならず、韓国側の態度を硬直させ会談をこわすような結果になると指摘した⁶⁷。

⁶⁴北東アジア課「日韓会談日本側代表の打合せ会議概要」1961年2月8日、外務省文書、9506-588-1411。

⁶⁵北東アジア課「日韓会談日本側代表団の打合せ会議概要」1961年1月25日、外務省文書、9506-588-1411。

⁶⁶北東アジア課「日韓会談日本側代表の打合せ会議概要」1961年1月31日、外務省文書、9506-588-1411。

⁶⁷北東アジア課「請求権に関する一般的問題点」1961年2月6日、外務省文書、

特に、伊関アジア局長は、「紆余曲折はあっても会談は決裂に至らず、継続し、そのうちにまとまる」という強い語調で、韓国との会談妥結の意思を強く示した。ただし、自由諸国の団結という反共の論理や、外交的側面を強調する大局論に基づいて対韓譲歩を当然とするのではなく、請求権問題を漁業問題と関連付けるなど、国内の世論を納得させる方向で解決すると述べ、大蔵省が懸念するような「思い切った対韓譲歩」はないと言明した。

伊関は、「やってみても解決できないことは韓国もわかっているが、全然請求権の討議に応じないと、日本が故意に討議を避けていると疑うから、とにかくコミットせず喧嘩もせず何かやってみる」と語った。また、韓国国内においても日本の法律論に対する議論が分かれており、韓国側の言い分が簡単に成立しないことを韓国側も考えているようで、請求額が少額にならざるを得ないことを韓国に説得することは心配しないと述べた。

こうした伊関の論調に加えて、中川融条約局長は、米国覚書に対する大蔵省の解釈に以下のような異議を提起した。要するに、米国の解釈が相殺を意味するかどうかは不明確である。1957年12月31日の会談議事録で単に「米国の解釈による」としておけばよかったのだが、最終段階で岸首相の裁断により「相互放棄を意味するものでない」という一項が入った。そのため、「米国解釈は不可解なものになり、完全に相殺とは言い切れぬもの」となっている、というものである。

中川は、米国の解釈とか命令33号とかを論ずれば、相当の議論になることは必至なので、こういう全体の問題は最終的調整の時期まで留保した上で、韓国の対日八項目のうち5つの項目の合理性と非合理性を論議することが無難であると付け加えた⁶⁸。

アジア局は、韓国の対日八項目のうち実際に請求権にあたるものは一部にすぎず、「少額の請求権」とどまるという大蔵省の見解を折衷し、「政府間無償援助と民間資本提携」という二本立ての経済協力を提供する案を構想した。そして、

2006-588-1349；北東アジア課「請求権問題に関する大蔵省との打合会」（第1回～5回）、1961年2月7日～3月13日、外務省文書、2006-588-1350。

⁶⁸北東アジア課「日韓会談日本側代表の打合せ会議概要」1961年2月8日、外務省文書、9506-588-1411。

こうした外務省内の構想を非公式に韓国代表团にも伝えた。その際に、請求権問題に関する政治折衝は必要であり、場合によっては、国交締結前にも経済協力を提供する可能性がある、という言質を与えた⁶⁹。

ただし、アジア局は、米国見解を基礎として対韓請求権を撤回するが、韓国の対日請求権についても査定の結果根拠のないものはその支払を拒否し、交渉過程で日本の対韓請求権が消滅しているという事実が考慮される、という形で討議を進めるとした⁷⁰。

同局は、もし韓国が講和条約第4条(b)項を根拠として日本の対韓請求権放棄を要求する場合は、日本は1957年の米国見解を基礎にして対応するとした⁷¹。その際に、講和条約上韓国の対日賠償の根拠はなく⁷²、韓国の賠償と類似した請求権も講和条約上存在しないという方針を明確にして、韓国と交渉することを言明した⁷³。

ここで見たように、大蔵省は、従来の法的論理に基づいて査定した個人請求権を中心とする「少額の請求権」と、「先国交後経済協力」を主張した。だが、外務省は、今度こそ日韓会談を是非妥結するという強い意思で、大蔵省の見解に理解を示しつつ、法的論理をめぐる過度な論争を避けて政治折衝により妥結することを主張した。韓国に対しては、「無償援助」と「有償借款」概念を用いた対韓経済協力案を提示し、場合によっては国交正常化前に経済協力を実施するとした。

4. 経済協力方式の枠組みの設定

経済協力方式に関する議論が進む中で、日韓会談妥結の気運も高まった。1961年4月20日、自民党内では、石井光次郎を座長として、岸信介、佐藤栄作、藤山愛

⁶⁹北東アジア課「首席代表非公式会談記録」1961年2月7日、外務省文書、2006-588-353。

⁷⁰外務省アジア局北東アジア課「日韓会談の経緯（昭和26年10月予備会談の開始より昭和36年5月第5次会談の中止まで）」1961年9月4日、外務省文書、2006-588-77。

⁷¹北東アジア課「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会7回会合」1961年3月22日、外務省文書、2006-588-89。

⁷²北東アジア課「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会9回会合」1961年4月6日、外務省文書、2005-588-91。

⁷³北東アジア課「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会10回会合」1961年4月13日、外務省文書、2005-588-92。

一郎などをメンバーとする「自民党政務調査会外交調査会日韓問題懇談会（以下、日韓問題懇談会）」が設置された。同懇談会は、日韓会談を積極的に推進し、その一環として、国会議員団を韓国へ派遣することを検討した。そして、同年5月6日、国会議員8人の訪韓議員団がソウルを訪問することとなった。外務省は、議員団の訪韓に合わせて、伊関アジア局長を同行させ韓国へ派遣することにした⁷⁴。

この際に、駐日米大使館側⁷⁵は前田北東アジア課長を訪ね、「韓国の張勉政府は、日本からの経済援助を早急に必要としているため、経済協力の進み具合によっては請求権問題の完全棚上げも考えている」と伝えた。その上、米国書記官は、請求権と漁業問題を棚上げにして、まず法的地位問題をまとめ国交を回復し、国交正常化の後には日本が限られた形で韓国へ経済協力を供与することを提案した。前田は、同氏がどれほど米国の見解と韓国の思惑を的確に伝えているのかについては疑問があったが、経済協力方式により請求権問題の解決する可能性がないわけではないことを認識した⁷⁶。

1961年5月6日から12日まで、自民党議員団と伊関アジア局長が訪韓した。訪韓団は、まず経済協力に対する日本側の原則として、日韓間経済協力は韓国に対する日本の経済的再支配を意図したものではない、国交締結後経済協力を行う⁷⁷、請求権問題解決に際して日本の一方的な譲歩はない、漁業問題の解決を伴う、こと

⁷⁴「自民党政務調査会外交調査会日韓問題懇談会メンバー」1961年4月26日、外務省文書、2006-588-514。

⁷⁵日本外交文書には、1950年代の初期日韓会談の時期から、韓国の情勢や国務省の本音を、内話として外務省に伝えていた書記官がよく登場している。同文書にはグライストーン書記官の名前が出ているが、ほとんどの日本外交文書にはその名前が黒塗りされており、徹底してその匿名性を守っている。米大使館の職員を通じて外務省に伝わった内話はそれほど高級情報ではない。ただし、韓国内に大使館性格の日本代表部がまだ設置されていない状況で、韓国の国内情勢や日韓関係に関する国務省および対韓米大使館側の思惑を把握するにあたって、米大使館職員からの話は、外務省にとって貴重な情報源であったに違いない。

⁷⁶北東アジア課「日韓問題に関する在京米大使館員の内話の件」1961年5月1日、外務省文書、2006-588-1792。

⁷⁷北東アジア課「自民党議員団の訪韓の際の想定問答（案）」1961年4月27日、外務省文書、2006-588-514。

を主張した。そして、請求権問題の解決方式に関して次の3つの案を提示した⁷⁸。

第一案：はっきりした個人債務は請求権として解決し一般的請求権は無償経済援助とする。

第二案：全てを無償経済援助とする

第三案：第一、第二案の他、政府借款または民間ベースとして一般の経済援助を考える。

これに対し韓国側は、無償援助の金額がいくらになるか、経済協力はどんな内容なのかということに関心を示した。伊関局長は、金額はハイレベルの政治折衝によって決定されるものであるし、経済協力は「韓国側の個々のprojectを見て決定されるべき」ものと答えた⁷⁹。そして、具体的な実施計画として次の見解を示した⁸⁰。

- ・懸案の一部棚上げということのを排し、あくまで全面的解決をはかる。
- ・漁業問題については、李ラインに代わる新しい漁業協定の締結で解決をはかる。
- ・予備会談は5月末頃終え、9月に本会談に切り換え、本会談は1-2ヶ月で終えるようにする。
- ・日本の対韓経済協力は、国交正常化後に、韓国の経済復興計画を検討し、韓国が必要とする部分に対する経済協力ないし経済援助を考える。

伊関は日本へ帰国後、韓国出張後の報告文書において、個人的な所見と断った上で以下の見解を披露した⁸¹。

⁷⁸参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料」1965年10月、2006-588-1647。

⁷⁹北東アジア課「自民党議員団及び伊関局長の訪韓 36年（5月6日～12日）関係会談記録」外務省文書、9506-588-517。

⁸⁰参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料」1965年10月、2006-588-1647。

⁸¹「（付）伊関局長の所見、考え方および指示事項（5月15日）」外務省文書、

韓国的一般民衆は、日本と手を握る以外に生きる途はないという気持ちになっている。議員団と話合った韓国の高官は、過去のことには多少のしこりはあったが、親日的にすぎると韓国内で批判を受けるほど、内心過去はどうでもいいという気持ちで日本との経済協力を望んでいる。

伊関は、「今後のヤマは結局日本側がいくら払うか肚を決めるにかかっている」とし、今後の日韓間交渉は、請求権の名目より、請求権の金額をめぐる議論が中心になって来ると語った。そして、日韓間請求権および経済協力問題に関する具体的な解決方法として、以下の構想を提案した。

- ・無償経済援助を年間5千万ドルずつ5年間、計2億5千万ドルを支払い、請求権に基づく債務を5千万ドルとして、合計3億ドルを支払う。
- ・無償の期間に合わせて、有償経済援助の名目で年間5千万ドルの資金枠を用意する。
- ・上記の案を合わせて年1億ドルを提示する。

伊関が構想した請求権総額は、「個人債務を中心とした請求権5千万ドル、無償経済援助2億5千万ドル、有償経済協力2億5千万ドル」で、総額5～6億ドルに達した。

伊関は、この金額の根拠として、「米国の対韓援助の1年分が2億数千万ドルで、日本の対韓援助がこれにも足りないようなものではみともなくて提案しにくい」と唱えた。また、韓国側が非公式に「5億ドルもらいたい」と言及したことで、伊関は、こうした韓国側の希望額を考慮した可能性がある。ただし、伊関は、「請求権から出発しても、結果としては一段高い立場で、韓国経済の崩壊を防ぐため面倒をみるという趣旨であり、韓国経済に貢献できるようなもの」として考えるべきと述べた。

さらに、伊関は、韓国がこの金額全部を請求権のように考え、国内においてそ

う説明しても構わないとした。また、請求権として支払うものやその金額に関しては、外務・大蔵両省事務当局で意見をまとめるが、韓国の請求権金額の使用に関して日本は関与せず、これによって請求権問題が免責されればよいとした。加えて、今次自民党訪韓議員団もこのような考え方に傾いていると述べた⁸²。

伊関と訪韓議員団は、請求権という名目で支払うものをなるべく制限しつつ、「韓国側が請求権として受け止めても良い」請求権総額としては、5～6億ドルを想定した。他方、韓国は日本に対し、非公式に5億～6億ドルという金額を提示しつつ、請求権の名目や従来の法的論理にはこだわらないという態度を示した。経済協力方式をめぐる、日韓の間では一定の共通した認識に歩み寄っていた。

ところが、訪韓議員団と伊関が帰国した4日後の1961年5月16日、韓国内では、朴正熙率いる軍事クーデターが起こった⁸³。日韓会談は再び中断し、同年9月に予定された本会談の開始も不透明となった。

結語 経済協力方式に見える外務省の当初の対韓戦略

前章でも言及したように、岸は、政権成立直後から日韓関係回復を唱え、会談再開を積極的に推し進めた。そして、請求権問題における韓国側の要求を受け入れ、第4次会談として会談再開に踏み切った。

しかし、第4次会談の過程で見られた岸政権の態度は、あくまで相互釈放問題を先決しないと、日本の対韓請求権主張撤回を含めて請求権交渉には入らない、という原則を徹底して貫いていた。しかも、韓国側を刺激し再び会談を破綻させるおそれのある在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題は、岸政権の下で実現された。これに対して先行研究では、岸が、在日朝鮮人の帰国を強く求める国内の世論や、藤山外相の対韓強硬路線を押し切るほどの政治力はなかったためであるという説明を

⁸² 「(付)伊関局長の所見、考え方および指示事項(5月15日)」外務省文書、9506-588-517。

⁸³ 韓国内では朴正熙に対する評価によって「軍事革命」「5.16革命」という表現は肯定的な意味として、「軍事政変」「軍事クーデター」は中立的あるいはやや否定的な表現に分かれるという認識がある。本文では、「クーデター」に統一した。ただし、引用文の場合は原文に従うことにする。

している⁸⁴。ともかく、対韓請求権の主張撤回に踏み切ったと評価されている、岸政権の下で進められた第4次会談において、日韓間請求権の交渉はほぼ進展しなかった。

1960年夏、韓国においては張勉政権、日本においては池田政権が発足した。偶然ではあるが、韓国の張政権と日本の池田政権はほぼ同じ時期に発足し、それぞれの国内事情のため経済第一主義を政権のスローガンとして掲げた。

特に、韓国の張政権は、経済再建という国家的課題を実現するための糸口を、日本の経済力に求めることにした。そして、前政権の統治との断絶を示し、李政権時代の「防日」態度を改め、経済主義を掲げて対日接近を試みた。張政権の「経済論理」による対日接近は、李政権が対日交渉においてこだわっていた「過去清算」や「歴史論理」を棚上げにすることに帰結した。このような張政権の属性は、日本に有利な交渉環境を提供する結果となった。

日韓両国において経済協力方式をめぐる交渉の重要な転換点となるのは、第5次会談の際に、1960年10月の小坂外相の訪韓と61年5月の自民党議員団の訪韓であった。小坂外相と自民党議員団の訪韓の際には、外務省も密接に関わっていたが、ここからこの時期の政官関係のバランスも窺える。

一方、この時期に日本政府内では、外務省と大蔵省が議論を重ねた結果、日韓間請求権問題および経済協力方式に関して、「純請求権＋無償経済援助＋有償借款」という基本方針が設定された。ただし、日本は韓国に対し、経済協力方式を請求権問題にすりかえて行うというまでの提案ができず、経済協力方式として「無償援助」と「有償借款」を提示する。請求権総額について、外務省は大蔵省との討議でははっきりとした言及を避けていたが、外務省と韓国の間では、総額5～6億ドルの金額が考慮されていた。

「純請求権＋無償経済援助＋有償借款」という経済協力方式の構想は、従来の「プラスアルファ」案から変容したものではあるが、これに至るまでの日本政府内の議論には、以下の点で従来の外務省の対韓交渉戦略を継承していた。

第一に、日本は、従来の法的論理を放棄しないが交渉の進展のために棚上げに

⁸⁴岸政権の対韓認識やその展開については、李元徳（1996：90-115）の論文が詳しい。

する。ただし、韓国側が法的論理を持ち出す場合には、従来の日本の法的論理および米国見解をもって対抗する。

第二に、会談第2次中断期において韓国側と合意した「対韓請求権主張撤回」は、韓国の張政権の登場とともに、もはや日韓間議論の場に登場しなくなった。さらに、張政権自ら、請求権の名目より金額を重視するような態度を示した。その点で、当初から外務省が狙っていた日韓間請求権の「相互放棄」が実質的に実現したのである。

第三に、韓国への支払は認めるが、請求権の名目ではない経済協力などで支払を行う、という当初の外務省の構想がこの時期に具体化した。「少額の請求権」プラス「無償、有償形式による経済協力」構想が、まさしくそれである。

第5次会談において日韓両国は会談妥結への期待を高めていたが、1961年5月の韓国軍事クーデターによって同会談は短命に終わり、日韓間経済協力をめぐる交渉も中途半端な形で終わった。ただし、周知の通り、第6次会談を主導した韓国の朴政権は、経済協力方式により請求権問題を実質的に妥結させる。その意味で、日韓が経済協力方式に歩み寄り行われた、第5次会談の動向は注目に値する。

第5章

経済協力方式の交渉開始

——経済協力方式をめぐる朴政権と池田政権の駆け引き、1961～62年——

第6次会談は、日本の池田政権と韓国の朴政権¹の下で、1961年10月から64年4月まで約2年半にわたって進められた。同会談期間中、朴軍事政権成立直後の予備交渉の時期から62年11月までの約1年間、日韓両国は請求権問題を政治的に妥結するため積極的に接触していた。小阪善太郎日本外相と崔徳新韓国外相による両国外相級政治会談（以下、「小坂・崔」会談）、大平正芳日本外相と韓国軍事政権の第二人者であった金鍾泌中央情報部長による政治会談（以下、「大平・金」会談）、さらに日韓両国の最高権力者である池田と朴との会談がそれである。

韓国の朴政権は、張政権時代の請求権交渉の形式や内容をそのまま引き継いだのみならず、張政権以上に請求権問題および日韓会談の妥結に意欲を見せた。張政権と朴政権、韓国におけるこの二つの政権には、日本との経済協力を重視し積極的な対日交渉を展開した、という政策的連続性が見られる²。他方、日本からすれば、池田政権は、韓国の張・朴両政権を相手に経済協力方式を貫徹させた。第6

¹朴正熙が、軍事クーデターの後国家再建最高会議議長となった1961年7月3日から、63年12月17日に大統領選挙で勝利し、第3共和国として朴政権が正式に出発するまでの時期の韓国の政治体制を、通称「軍事政権」「軍事政府」としている。本稿では、引用文を除き「軍事政権」に用語を統一する。なお、朴が国家再建最高会議議長だった時期は「朴議長」、大統領だった時期は「朴大統領」とするが、議長時代と大統領時代をあわせた呼称は「朴政権」とする。

²張博珍（2009）は、日韓会談全期間における韓国政府の内在的思考の連続性を明らかにし、その中で、第5次会談と第6次会談における韓国の対日政策を、連続性の上で語っている。李鍾元の研究（2009a、2009b、2010、2011）は、分析対象とする時期を1960年代の第5次会談と第6次会談に限定しているが、この両時期における、経済協力方式の浮上と妥結という交渉の連続性を解明した。特に、李は、経済協力方式の具体的な政策形成における伊関アジア局長のイニシアティブを強調しつつ、米国の対日・対韓政策と日韓会談との連動のあり方を再検討した。

次会談における代表団間の交渉は形骸化し、日本と韓国は政治会談を重ね、大平と金の政治妥結により、請求権問題は経済協力方式として実質的に妥結する。

日韓会談関連先行研究では、韓国と日本がいかなる認識の下で、経済協力方式により請求権問題を妥結したかに議論が集中している。そして、「反共論理」や「経済論理」に基づいて、朴政権は対日請求権の名目を自ら放棄し、日本は対韓経済協力を武器として過去への謝罪を回避した、さらに米国は同国の冷戦戦略を優先すべく日韓間の「歴史清算」の機会の消滅を暗黙のうちに了解した、という批判が多い。

本章は、こうした先行研究の批判的視角を土台にし、第6次会談の前半期に分析の焦点を当て、この時期における日本外務省の動向を詳細に解明する。

日本政府内で数々の政策的選択肢が収斂していく過程で、外務省は、当初からここにいたるまで、対韓戦略をいかに一貫させたのかを明らかにする。また、経済協力方式をめぐる日本の対韓政策形成の背後には、日本の財政状況、自民党内の政治、政官関係のバランスの変化、米国の介入などに対する外務省の配慮があったことを解明する。

具体的には、外務省が、財政的規律を重視する池田首相と大蔵省の消極論を説得し、他方で政治譲歩に傾きがち政治家の動きを抑制しつつ、韓国側のすりあわせによって合意可能な金額での経済協力に導いたプロセスを忠実に描いていく。

第1節 第6次会談のための予備作業

1. 朴軍事政権の積極的な対日接近

1961年5月16日、韓国の軍事クーデターの結果、張都暎中將を議長とする軍事革命委員会が権力を掌握した。同委員会は19日に国家再建最高会議と改称し、6月6日国家再建非常措置法を公布した。だが、早くも7月3日に張都暎議長は失脚し、革命の真の指導者と目される朴正熙少將が議長に就任した。1962年3月24日に尹潁善大統領が辞任し、それに伴い朴議長は大統領の職務を代行することになった。

韓国軍事政権はクーデター直後から会談再開を申出、第5次会談の内容をそのまま引き継ぐ形で、9月20日前後に東京で日韓会談を開催したいとアジア局に打診してきた。また、朴は、軍事政権に対する支持を取り付けるため、諸外国に使節団

を送り出したが、日本には、崔徳新を団長とする親善使節団を7月4日頃派遣し、朴議長が池田首相に対し日韓会談の早期再開を希望する親書を手渡すと通告した。日本政府は、韓国軍事政権に対する承認問題などを検討中であり、なお革命後の成り行きを暫く静観するとし、日韓会談再開申し入れに慎重に対応していた³。

だが、米国側は、軍事クーデターに対する態度決定には慎重だったものの、朴政権が前政権の対日政策を継承していると評価し、軍事政権の承認問題とは関係なく日本が日韓交渉を継続することを勧告した。6月20日から23日まで、池田首相が訪米した際にも、米国は池田に対し、日韓会談に対する日本のイニシアティブを取るよう促した（李、2009a：11-12）。

ケネディ（John F. Kennedy）大統領も、池田首相との会談の際に日韓問題に言及した。ケネディは、「米国政府は、韓国政権がすみやかに合憲政府に戻り、日韓関係打開に努めるよう圧力を加えている」と述べた上で、日本が韓国との関係回復に努力することを要求した⁴。

伊関アジア局長は、クーデター直後の韓国情勢について、「張勉政権下の政治家はその力量、手腕の水準が極めて低かったことに加え腐敗していたことから、韓国国民と世論は軍政府の施策に肯定的であり、むしろ軍政権を支持」していると述べ、軍事政権との会談再開に否定的ではなかった⁵。

ただし、外務省は、クーデターにより突然中断された会談を再開するためには、韓国政情を確実に判断する情報が必要であった。そのため、8月7日から16日まで、前田北東アジア課長が韓国国内政情の視察のために韓国へ派遣され、軍事政権や世論の動向を探った。

李昌熙韓国外務部特別補佐官は前田と面会し、「張勉は、人は悪くないが弱腰であった」ため、日韓会談が張勉政権のもとでかなりの進展をみせながらも、それをまとめて批准することができなかったと語った。そして、軍事政権は、日韓

³条約局「日韓予備会談再開の場合に生ずべき法律的問題について」1961年5月31日、外務省文書、2006-588-1415。

⁴外務審議官「池田総理・ケネディー大統領第3次会談」1961年6月29日、外務省文書、2006-588-1792。

⁵北東アジア課「韓国情勢に関する件」1961年6月24日、外務省文書、2006-588-355。

会談をまとめ、かつまとめた結果につき国民を承服させる自信があると述べ、日韓会談の続行と妥結を急いだ。

その際に、ラスク (David Dean Rusk) 国務長官は、米国が朴政権を支持するという方針を公式に表明した。これに合わせて朴議長は、8月12日、「1963年3月に憲法を制定し、同年5月総選挙を経て夏には民政移管をする」という公式声明を出した。駐韓米国大使館側も前田に対し、日本が韓国軍事政権と会談を再開し日韓間国交を正常化するよう促した。

しかし、前田は、米国側が軍事政権との会談再開を促す理由が、軍事政権の安定や変化を展望した上でのものではなく、むしろ日韓会談を契機に韓国情勢が安定し、それが軍事政権の民政移管につながることを期待しているためだと分析した。さらに、韓国現地の日本人新聞記者たちは、軍事政権の将来や韓国の経済状況を悲観的に見ていた。

こうした悲観論は、軍事政権との会談再開に対する前田の認識に否定的な影響を与えた。帰国後の韓国情勢に関する前田の報告は、会談再開および軍事政権に対する慎重な対応を要するものであった。以下は、前田の韓国出張報告書を抜粋、整理した内容である⁶。

韓国はどんな政権になっても一長一短で、事態の根本的な改善を見ることは困難である。1960年4月の学生革命においても今度の軍事革命においても、学生、学者、インテリなどは真剣に振舞ったが、一般国民は無関心だったようである。また、韓国は、米国が韓国を捨てるようなことはないという前提の上に、あぐらをかいている感じがする。こうした韓国の旧態依然とした態度の今後の改善は期待できない。

前田の出張報告の後、アジア局も日韓会談の再開に関して慎重を期した。とかく、日本が会談を開始し軍事政権を側面から支援した、という国内の批判にさらされる危険性があった。だが、会談再開を積極的に求めてくる軍事政権と、米国側の働きかけにより、日本政府は会談再開のための協議に応じることとした。

⁶北東アジア課「前田北東アジア課長韓国出張報告」1961年8月17日、外務省文書、2006-588-290。

伊関アジア局長は、朴軍事政権の駐日代表部公使として7月から任命された李東煥と、会談再開のための非公式討議を開始した。伊関局長と李公使の間の接触は、かつての中川アジア局長と柳公使との非公式接触による水面下交渉の形式と酷似していた。同討議は、第6次会談の予備交渉の性格となり、主として、北朝鮮帰還問題、漁業問題、請求権問題に関する討議が中心となった。

伊関と李は、1961年9月20日前後より第6次会談として正式に会談を再開し、第5次会談の討議内容を実質的に続行することに合意した。そして、9月上旬に、自民党日韓問題懇談会の招待により金裕沢韓国経済企画院長が来日して、池田首相、小坂外相をはじめ自民党、財界の首脳部と協議すること、10月には朴議長が訪日し首脳会談を行うことを予定した⁷。

特に、請求権問題について、伊関は、最終的には政治的に決着すると思うが、まず事務的に話を詰めて数字を出す必要があるとした。そして、このような話を10月から11月中旬まで行い、12月頃には最終的な解決をはかりたいと建議した。李公使もこれに同意した上で、請求権問題の政治的妥結のためには、第6次会談における日本の首席代表は大物政治家にしてもらいたいとの希望を伝えた。韓国は、今次会談における日本の首席代表の人選に大変興味を示していた⁸。

日本政府内においても日韓会談再開のための打合せが行われた。ここで、伊関は、日韓問題に対する米国の立場を次のように紹介した。

米国は、国内世論上韓国軍事政権に対する積極的な手段をとったり、韓国軍事政権を正面に支持することは難しい。米国は韓国を助けねばならないが、軍事政権の過激な態度のため、軍事経済両面とも現状維持という消極的態度をとらざるを得ない。だが、韓国軍事政権が日韓会談再開に熱意をもっていることは確かであるので、日本が韓国を助けるしかない。韓国には長期的にみてファッショ化ないし赤化の危険があり、韓国の情勢不安により韓国が赤化すればこれは日本にも影響するであろう。日本とし

⁷参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

⁸北東アジア課「伊関局長・李公使非公式会議要旨」1961年9月4日、外務省文書、2006-588-359。

ても国会に対する説明は大変だろうが、日本のためにも日本側が積極的に日韓会談を再開してほしい。

要するに、米国は、日韓会談再開は日本にとっても必要であり、日本が韓国に対する米国の負担を少しでも引受けて、積極的に日韓関係を回復することを望んでいる、というものであった。

また、伊関は、韓国軍事政権の最大の関心は、経済再建のための日本からの資金調達であるため、韓国は請求権問題の解決を優先していると述べた。そして、米国側の希望と韓国側の積極的な態度を強調し、会談を早期に妥結する方針を示した。伊関は、「10月末か11月初めぐらいまで事務的交渉を行って」いれば、韓国側の思惑もさぐれるので、それまでに日本側の方針を決めなければならないとした。ただし、請求権を経済協力にすりかえることについては、韓国側の出方がわからないまま、下手をすれば会談が決裂するおそれがあると指摘し、請求権と経済協力に分けて同問題を決める方法にするとした⁹。

2. 請求権交渉の出発線

第6次会談を控えて、韓国軍事政権は金裕沢韓国経済企画院長を日本へ派遣した。金の訪日の目的は、特に請求権問題に関する日本側の意向を打診するとともに、できるだけ早い機会に、政治折衝によって日韓間の諸懸案を一挙に解決する可能性を探ることであった。

まず、伊関アジア局長と前田参事官、李東煥公使などが陪席している中で、金と小坂外相との間の極秘裏会談の形式で討議が行われた。金は、請求権金額に関する韓国の要求額を8億ドルとして話を進めた。金は、「韓国の対日八項目を全部統計すれば10億ドルをもらうべきだが、最低限度として8億ドルは日本から払ってもらわねばならない」と述べた。

これに対し、伊関は、「請求権の解決というのであれば余りにも多きに失する。日本側の計算によれば、軍人、軍属などに対する未払い賃金や恩給を払っても極

⁹北東アジア課「第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ」1961年8月29日、外務省文書、2006-588-1418。

めて小さな額になる」と言い返した。そして、「米国の解釈は韓国の対日請求権と在韓日本財産との相殺思想にたったものであり、相殺思想に立てば日本が韓国に支払うことはなく、なお8億ドルという数字はいかにも法外である」とし、韓国側の要求額に冷淡に反応した。金は、「8億ドルが必ずしも請求権に対する支払いに限らなくともよい。無償でさえもらえればどういう名目でも差し支えない」と述べ、請求権の名目より金額を重視していることを露骨に表した¹⁰。

前章にも言及したように、第5次会談の時期に、アジア局と張政権との内密の話し合いでは、請求権もしくは経済協力の資金として6億ドルが示されていた。これを考えれば、韓国側にとって8億ドルの主張に日本側が大きく動揺することは、むしろ意外であった。

この際、米国側は、8億ドルは韓国側の「to start with」、すなわち交渉の出発点であり、ここから相当下がり得るという見解を伝えた¹¹。米国はその後も、「韓国は実際に最終妥結金額が8億ドルよりはるかに少ないものにならざるを得ないことを認識」していると述べ、日本が8億ドルという金額に拘束され会談を停滞させないように注意を払った。

その上に、米国側は「韓国は従来 of 請求権と無償援助を含む経済協力を別のものに考えているようだが、真の思惑は、金額さえ満足すれば請求権解決と無償経済援助の合計という名目でもかまわない」という態度であり、日本が東南アジアで行っているひも付き援助については警戒していると伝えた¹²。

しかし、第5次会談の際の「6億ドル説」に対し大蔵省が反発していたことから、アジア局は、今回の「8億ドル」という主張そのものが、日本政府内で対韓強硬論とともに外務省への批判を呼び起こすおそれがあると憂慮した。

9月7日、外務省と韓国訪日団との間で請求権問題に関する討議が行われた。この際に、小坂外相は、日本が認めうる請求権は極めて少額であるので、日本は韓

¹⁰北東アジア課「小坂大臣・金裕沢院長会談議録」1961年9月1日、外務省文書、2006-588-360。

¹¹北東アジア課「武内次官、バーガー大使会談記録」1961年9月5日、外務省文書、2006-588-1792。

¹²北東アジア課「韓国政情および日韓関係に関する米大使館員内話の件」1961年10月12日、外務省文書、2006-588-1792。

国の経済開発5ヵ年計画に協力するという点で、請求権と経済協力に分けて解決したいと述べた。経済協力の方式としては、無償と通常の経済協力が考えられるとした。その上に、「韓国の経済開発5ヵ年計画で必要な外貨が5億ドルくらいという話を聞いているが、韓国側はそれをはるかに超える金額を主張しているのではないか」と指摘した。

金は、まず、韓国の経済開発5ヵ年計画に必要な資金は、米国やドイツまた日本の民間資本から調達するつもりであるとした。そして、その追加分については、「日本からもらう請求権から充当」し、その前提で、日本の請求権と経済協力の二本立て方式を受け入れるとした¹³。

日韓間討議に併せて、外務大蔵両省は、第6次会談における請求権問題の進め方に関する話し合いを行った。伊関は、まず、個人請求権は個人ベースにより返還するという、従来からの大蔵省の主張を否定しなかった。そして、請求権問題に米国解釈を適用し事務的に討議を進めば、韓国の期待額よりはるかに少額となると述べた。

ただし、伊関は、「池田首相が、ビルマの賠償額について当初事務的な討議で1億ドルを決定したが、その後ビルマの経済再建のために2億ドルに増額した」ことを例に挙げ、韓国の場合も、事務的に固めたものだけでは話がまとまらないので、韓国の経済開発5ヵ年計画の遂行を援助する趣旨で、経済協力を行うことが適当であると説き、韓国に対する支払総額に対する大蔵省の決断を要求した。

ト部参事官はより具体的な外務省案を説明した。いわゆる韓国の請求額のうち、日本が支払うことが適当と認められる金額を算定し、その金額を経済協力やその他の名目により支払うことを考慮しているとした。また、個人請求権など、私的請求権を法律的に処理することになると、韓国の場合極めて大変であるので、「実際には請求権であるが名目は経済協力」にすることも一方策であるという、外務省の見解を説明した¹⁴。

¹³北東アジア課「小坂大臣、金裕澤経済企画院院長第2回会談要旨」1961年9月7日、外務省文書、2006-588-360。

¹⁴北東アジア課「日韓請求権問題に関する外務省大蔵省打合せ会要旨」1961年9月8日、外務省文書、2006-588-1359。

ここで見たように、第6次日韓会談を控えて、外務省は、韓国側の請求権要求額8億ドルについては戸惑っていたが、請求権の支払方式に関しては、個人請求権を中心とした少額の請求権と経済協力という二本立て方式を構想し、これを韓国側にも大蔵省に対しても示していた。政府内では、請求権項目をめぐる細かい議論や個々の金額を問わず、その総額を算定した上で、経済協力方式という名目で請求権問題を解決するという具体的な対韓戦略を披露した。

第2節 第6次会談開始

1. 事務的折衝と政治的折衝のはざま

当初、1961年9月20日前後の開始を予定していた第6次日韓会談は、韓国に帰国していた李公使の日本への帰任が遅れ、10月20日に開始された。もっとも、会談開始が遅れた真の理由は、池田首相が、日本側首席代表として日本貿易振興会理事長の杉道助を内定したことに対し、韓国側の不満が大きかったためである。

先述したように、韓国は第6次会談における日本側の首席代表として日本の大物政治家の人選を要求した。韓国側は内心、親韓派として評価していた岸元首相もしくは石井自民党日韓問題懇談会座長を期待し、政治的妥結をはかろうといた。そして、それに見合う韓国側の首席代表として許政を考えていた¹⁵。しかし、池田首相や小坂外相は、政界人を起用すれば政治的問題を引き起こすおそれがあるという理由で、財界人である杉を起用することにした¹⁶。

韓国は、代表団による事務的討議より、非公式な政治的折衝に大きな期待をかけ、この際の日本側の交渉相手として岸の出番を待ち望んだ。しかし、池田首相は、日韓会談に対する岸の関与を徹底して排除する。

池田政権が、日韓会談の首席代表として岸と石井の人選に反対した理由は判然としないが、池田が自民党内派閥間の力関係を意識していたということは、先行

¹⁵北東アジア課「伊関アジア局長・李東煥公使会談要旨」1961年9月21日、外務省文書、2006-588-359。

¹⁶北東アジア課「第6次日韓会談に臨む日本側代表打合せ会議概要」1961年10月17日、外務省文書、2006-588-1418。

研究においても述べられている¹⁷。

すなわち、日韓関係に消極的だった池田¹⁸は、岸のような大物政治家が日韓会談の全面に登場し、韓国に対する大胆な譲歩に踏み切った場合、これを抑制することが難しいと考えていた可能性がある。また、岸派の勢力拡張のでこ入れとなり得る、日韓会談妥結という外交的政治的成果を、岸の手には握らせたくないという政治的計算が作用したことも想像に難くない。

さらに、政治・安保問題を前面に出さず、経済主義をスローガンに掲げた池田内閣の性格上、日韓会談も経済的観点からひも解き、それを象徴するためにも、財界における大物である杉を起用したことが考えられる。

こうして、杉道助を日本側首席代表、元韓国銀行総裁である裴義煥を韓国側の首席代表とする第6次会談が開始された。日韓両国は、会談の進め方として、事務折衝と政治折衝を並行して行うこととした。事務折衝は従来 of 会談と同様、分科委員会方式をとり、請求権問題は一般請求権小委員会において、両側の主査を中心とする事務的討議を行うこととした¹⁹。

第6次会談の一般請求権小委員会は、1962年10月27日に始まった。同委員会は、討議内容やその進め方、大蔵省側が実務的討議を主導した点で、第5次会談の延長線上にあった。請求権小委員会における日本側代表団は、吉川新一郎大蔵省理財局長を主査、吉岡英一理財局次長と外務省のト部敏男参事官を副主査とし、また大蔵省理財局の各課長レベルが補査として参加した²⁰。

11月2日の第2回請求権小委員会からは、以前の会談から韓国側が提出していた「対日請求要綱八項目」をめぐって、日韓間の討議が本格的に展開された。しか

¹⁷これに対し、李元徳（1996：142）は、自民党内で岸と池田は政治的ライバルの立場にあったため、池田は岸が日韓会談妥結を通じて政治的成果を積み上げるようになることを警戒し、岸の登場に反対したと指摘している。

¹⁸対韓交渉に消極的だった池田の態度は、かつて蔵相時代における国会答弁からも窺える。池田蔵相の発言に関しては、本稿の「第1章、第3節の2」を参照。

¹⁹参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

²⁰北東アジア課「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第8回会合」1961年10月27日、外務省文書、2006-588-1218。

し、法律論争や事実関係をめぐる応酬は相変わらず繰り返された。日本側は、請求権に関してはすべて法律関係と事実関係の明白な立証が必要であり、その立証責任は請求する側である韓国にあるとした。その上で、八項目のうち法的根拠に基づいた金額は少額に留まり、しかも「米国解釈」を考慮に入れるならばその額は更に少なくなると主張した²¹。

一般請求権委員会における事務レベルの討議の傍らに、政治的レベルにおける接触も開始した。政治的接触の第一歩として、1961年10月25日に、韓国軍事政権内の第二人物を誇る金鍾泌韓国中央情報部長が訪日し、池田首相と会談を行った。この会談には、日本側からは大平正芳官房長官と伊関アジア局長が、韓国側からは石正善、崔英沢などが陪席した。

今回の金鍾泌の訪日の目的は、請求権問題の実質的な妥結を狙ったものでなく、朴議長の訪日とその際の池田首相との首脳会談を円滑に導くためであった。金は、「朴議長が訪日し、池田首相と日韓会談の大きな問題について意見の一致を見得る」ように取り運び、その上で細かい問題は事務的な話合いを通じて進めて行くようにしたいと語った。加えて、今回自分が日本に来たのと同じような形で、日本からも誰かが池田首相の代理として非公式に訪韓することを打診した。

さらに金は、「過去のことには一切拘泥しない、日韓会談は如何なることがあってもまとめたい、今後韓国は経済文化などあらゆる面において、どの国よりも日本と緊密に提携して進んで行きたい」と述べ、従来の日韓間歴史論争や法律論争で見られた、韓国側の頑固な態度とは打って変わった対日態度で、積極的な対日観を示した。

これに対し池田は、「金と同じような地位にある人を自分の代理として韓国に派遣することとなると、ここに同席している大平官房長官しかいない」と答えた。池田は、金と大平を、現在の日韓における権力の第二人物として認め、彼らによる政治的協議を示唆したのである。一方、日韓米三国間の緊密な協議の下で会談を進めたいとした池田の発言に対し、金は、日韓の問題に米国の力が加わったと

²¹北東アジア課「日韓会談問題別経緯（4）（一般請求権問題）」1962年7月1日、外務省文書、2006-588-533。

ということにはしたくないと答え、米国の介入を渋った²²。

2. 「池田・朴」会談

1961年11月2日に、杉は、朴議長を日本に招待する池田首相の親書を携えて訪韓した。朴議長は、渡米途上の11月11日に日本を訪問し、翌12日に池田首相と会談することにした。韓国は、朴と池田首相との会談に対する予備的措置として、同11月5日に釜山に抑留中の日本人漁夫全員を釈放し、その後日本漁船の拿捕を控えめにするなど、積極的な対日姿勢を示した。12日に行われた「池田・金」会談における主たる議論は請求権問題であった。その会談要旨は次の通りである²³。

朴：請求権の大体の枠を決めて欲しい。

池田：請求権問題はVesting Decree（筆者註：命令33号）の効力発生時期や地域的範囲の問題、さらに、平和条約第4条に関する「米国解釈」など種々複雑な問題がある。

朴：要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのである。

池田：個人の請求権については日本人並みに取扱うという原則をもって支払う用意があり、請求権委員会における事務的検討を急ぎたい。

経済協力と関連して、日本が請求権として支払うものだけでは韓国の経済復興には不十分と思われる。だが、日本としては、無償援助は面白くないからこれを避け、長期低利の経済援助を考慮しようと思っている。

朴：韓国としてもdignityの問題があるので無償援助は望まない。長期低利の経済援助で結構である。ただ、消費財ではなく資本財を希望する。請求権と言わないで何か別の名義はないか。

ここで注目すべき発言としては、まず、朴議長が「請求権と言わないで何か別の名義はないか」と述べ、請求権の名目には固執しないという旨を述べたことで

²²北東アジア課「池田総理、金鍾泌部長会談要旨」1961年10月25日、外務省文書、2006-588-1820。

²³北東アジア課「日韓会談問題別経緯（4）（一般請求権問題）」1962年7月1日、外務省文書、2006-588-533。

ある。もう一点、池田が、無償援助の形を避け、長期低利借款の形式で対韓経済援助をする方針を述べ、朴がこれに同意したことである。

これに対し、後日、日本側は、韓国の朴議長が自ら請求権の名目をあきらめたと解したが、韓国側は、朴の意図は請求権という名目にこだわりすぎず、本問題を柔軟に解決したいという意思表示であったとする。また、朴が無償援助を望まず有償借款に同意したことは、韓国が対日請求権として得られる金額が朴の期待に近いと考え、その以外の不足分は長期低利でも構わないという旨であったことは、その後の会談の展開過程で明らかになる。

池田との会談の際の朴は、法的根拠に基づいて韓国が取り立て得る請求額が、ある程度満足できると期待していたようである。こうした朴の思い込みは、12日池田との午前中の会談の後、午後に行われた記者会見の際に見られた。朴は、韓国は戦争賠償を要求しているのではなく確固たる法的根拠に基づいて要求しているのであり、請求権問題と経済協力問題とを分離するという考え方に変更はないと、自信に満ちた発言をした²⁴。

ところが、池田の思惑はこうした朴の期待とは裏腹のものであった。池田首相は、朴との会談の後伊関アジア局長に対し、「この会談は99パーセント成功だ」といい、朴との話し合いは大体日本側が考えていたとおりに進んだと自評した。池田は、「請求権として払える金額は少額にとどまり、なお請求権の項目が明確になるまで時間がかかるので、これらを経済協力により補う」ということで、朴と意見が一致し、さらに朴は池田の熱意と誠意を理解しこうした進め方に満足した、と言明した。また、恩給のような個人請求権は認めてほしいという朴議長の意見に同意するが、「その法的根拠や戦後のインフレなどに関連する問題を検討」することが、残りの課題であるとした²⁵。

ここでみたように、「池田・朴」会談において、請求権や経済協力問題に対する朴の期待と池田の思惑は乖離していた。朴は、経済協力を有償借款の形にして

²⁴外務省アジア局「朴議長記者会見要旨」1961年11月12日、外務省文書、2006-588-970。

²⁵北東アジア課「池田、朴会談後の事態における日韓会談の進め方（伊関局長指示事項）」1961年11月13日、外務省文書、2006-588-971。

も、請求権として得られる金額は十分であり、なお請求権の法的根拠も証明できるといふ、楽観的な展望を持っていた。他方の池田は、自分の意図通り韓国が引張られたという認識であった。

これは、駐日米大使館側が憂慮していた点でもあった。米大使館側は、特に韓国は、経済開発5ヵ年計画との関連で請求権問題について早急に目途をつけようとし、日本側首席代表として岸元首相に格別の執着をもっているばかりで、日本のいう「経済協力」という概念の意味を的確に把握していないと指摘した²⁶。

3. 請求権金額に関するアジア局の構想

一方、アジア局は、池田と朴の会談を控えて、同会談において請求権問題に関する議論が中心となり、中でも韓国は請求権金額にもっとも興味を示すだろうと予想していた。そして、その金額に対する交渉枠を決めておく必要があった。同局は、まず、9月に金裕澤経済企画院長により出された韓国の請求額8億ドルの線が、最近では5億ドルくらいになったという情報に接した。だが、それでもこの金額が日本政府内で了解を得ることは難しいと考えた。

この頃、アジア局が考えている対韓請求権の最低額は総額4億ドルであった。具体的には、「日韓両国間の過去と現在の特殊かつ密接な関係に照らし、究極的には無償経済援助を含む請求権の処理として2億ドル、経済協力として2億ドル程度にて収斂する」のが妥当であるという見解であった。

ただし、交渉戦略上、朴に対しては3億ドルの数字を示した上で、ここから総額を折衝していくとした。同局は、韓国側の主張が5億ドルまで下がったことを考慮し、日本側の提示すべき請求額交渉の出発線を合計3億ドルにして、次の要領案を作成していた²⁷。

²⁶北東アジア課「在京米大使館書記官の内話に関する件」1961年9月14日、外務省文書、2006-588-1792。

²⁷「日韓請求権問題解決要綱に関する件」1961年11月7日、外務省文書、2006-588-1366。同文書は、[北東アジア課「日韓請求権問題解決要綱に関する件」1961年11月7日、外務省文書、2006-588-971]と同様の内容であると推定される。[文書番号971]には、具体的な数字がすべて黒塗りされているが、[文書番号1366]には具体的な請求権の数字や無償経済協力方式などに関して言及する部分がすべて開示さ

- ①請求権は無償贈与を含めて1.5億ドルにするが説明困難なものは無償経済援助とする。
- ②経済協力として対インド円借款とほぼ同条件で540億円（1.5億ドル）の借款を提供。
- ③請求権の金額を5千万ドル増額することも有り。
- ④請求権問題の解決は漁業問題の同時解決を当然の前提とする。
- ⑤請求権問題に関する内容は外部に絶対に洩らさないよう双方において嚴重注意する。

この案は、概して、請求権として「無償経済援助1.5億ドル」と「有償経済協力1.5億ドル」の合計3億ドルをもって交渉を出発し、ここから増額をするが、請求権金額としては最大2億ドルまでとする、というものであった。

ところが、「池田・朴」会談において請求権金額まで話が進まず、両国首脳の間で同床異夢の中で会談が終了した。前田北東アジア課長を中心とした外務省内の外交政策企画委員は、「池田・朴」会談で交わされた内容をめぐって、以下のような問題点を指摘した。

- ①韓国は在日北朝鮮系人に対しても保護権を主張しその分も支払えと主張するだろう。
- ②池田・朴会談は成功だったといわれているが実態はどうか疑問がある。
- ③法的根拠のあるものは支払うという総理の話に朴が満足したようだが、日本は何をもって法的根拠とするのか。
- ④韓国政府は早く資金が欲しいのに、個人の懐に入るのでは政府としては困るのではないか。

そして、上記の問題点が、今後国会から問われる可能性があるとし、次のような対策案を準備した。

- ①日本は、北朝鮮にも権限があることは無視できない立場ではあるが、これは国会にも説明して来た以上、北朝鮮人の分まで支払うことはしない。

れている。

- ② 朴は余り詳しい問題点を知らない。池田・朴会談が成功かどうかは今後進めてみないと分からない。
- ③ 日本は当初からの「山下理論」を採用する。
- ④ 恩給のようなものは韓国政府に資金を渡し、個人への支払いは韓国政府の責任とすることも一般にできる。韓国政府の欲しい円資金がこうして出来るわけである。

こうしたアジア局の立場から窺えるのは、朝鮮半島における韓国の管轄権を38度線以南に限定し、従来の「山下報告書」に基づいた法的論理をもって韓国の対日請求権を制約した上で、恩給のような個人請求権のみを請求権支払として認める、という当初の外務省の対韓政策戦略がそのまま受け継がれていることである²⁸。

これに加えて、アジア局は、朴政権が請求権問題をよく理解しておらず、経済資金のみを急いでいると判断した。そして、こうした朴政権を相手に、会談第2次中断期において日本が約束した「対韓請求権」の主張撤回方針を、事実上棚上げにするとした。その上で、外務省経済局経済協力部を通じて、韓国と借款の規模や年間提供額、有償借款の場合の金利や返済方法など、経済協力に関する技術的な問題を討議することにした。さらに、韓国が個人請求権を政府資金として運用することについては関与しない、という方針をとった²⁹。

伊関は、李東煥公使に対して、「池田・朴」会談の際に請求権の解決方式や、法的根拠のある個人のものに限って請求権を支払う、という原則が決まったと説明し、上記のアジア局の案を打診した。李は、請求権の総額が決まれば、総額を請求権と経済協力に分けるための事務的作業を行うとし、岸元首相が1月に訪韓して、その際に請求権の総額を決めたいと述べ、請求権の総額に関心を示した³⁰。その後も韓国側は、「日本との経済協力の必要性を痛感し日本よりの経済協力をbes

²⁸ 「第178回外交政策企画委員会記録」1961年11月15日、外務省文書、2006-588-1368。

²⁹ 経済協力部政策課「対韓経済協力実施上の問題点について」1961年11月27日、外務省文書、2006-588-1364。

³⁰ 北東アジア課「伊関・李東煥会談要旨」1961年12月6日、外務省文書、2006-588-359。

tに期待」し³¹、終局政治的折衝により本問題を解決したいと述べた³²。

1961年12月末頃、アジア局は池田首相に対し、韓国との請求権問題を解決するために、政治折衝を必要とする段階に来たと進言した。そして、「韓国は岸が韓国に対し格別の理解と同情をもっている親韓派だと認識し、岸元首相の訪韓を願望しているがゆえに、政治折衝は岸とともにソウルで行うことを望んでいる」という、韓国側の立場を伝えた。アジア局は、こうした韓国側の思惑が日本として好ましくはないが、岸自身も韓国の要請に応じ、なるべく速やかに韓国に赴き請求権問題解決の大筋を決めようとしていると述べ、韓国側の希望する人選と方式で政治折衝を行うことを建議した³³。

この頃、アジア局は、会談第2次中断期に韓国に約束した対韓請求権の主張撤回方針を棚上げにした上で、「無償援助による請求権」と「有償借款による経済協力」といった方式により、請求権問題を解決する方針を表明した。その金額に関しても、韓国側が提示してきた総額8億ドル、6億ドル、5億ドルなどの線を下回る、4億ドルを想定していた。

第3節 経済協力をめぐる認識のずれ

1. 対韓経済協力に対する日本政府内の温度差

日本政府内では、池田首相、外務省アジア局、大蔵省の間で、経済協力方式をめぐる認識の温度差が露呈した。

アジア局は、岸の訪韓と彼による政治折衝の実行を支持していた。石井とともに日韓問題懇談会を立ち上げた岸自身も、日韓会談に積極的に助力する意思を示していた。ところが、先述したように、池田は、岸が日韓会談の舞台に出ることを強く警戒した。そもそも対韓交渉に対する岸の積極論と池田の消極論は相容れないものであり、岸元首相が韓国との政治折衝において、池田の意に反して思い

³¹「最近の日韓関係に関する件」1961年12月12日、外務省文書、2006-588-368。

³²北東アジア課「厳永達韓国亜州課長の談話に関する件」1961年12月15日、外務省文書、2006-588-369。

³³アジア局長「日韓会談今後の選び方に関する件」1961年12月27日、外務省文書、2006-588-1420。

切った対韓譲歩を敢行する可能性は排除できなかったのである。

請求権金額に関して、アジア局は、請求権金額として最大2億ドルを念頭においていた。だが、池田の構想は、アジア局が考えていた数字とは大きくかけ離れた、5千万ドルであった。

さらに、「無償援助」に対する理解も、池田とアジア局は異なっていた。池田は、朴が前回の会談において無償援助をはっきりあきらめたとした。これに対し、アジア局は、「朴は、経済協力として無償援助を受けないという意味であり、広義の請求権としての無償援助には依然期待している」と述べた。

アジア局は、朴議長が「請求権といわないで何か適当な名義で結構である」と述べたことに対し、日本が現段階で「朴は請求権という名目をきっぱりと放棄した」と解釈することは正しくないと見ていた。また、朴の発言は実際の請求権の意味を含めた無償援助という意味だと考えられるし、こうした朴の発言は、請求権問題に対する彼の理解不足と、日韓間経済協力に対する過度な期待に起因する、という説明であった³⁴。

続けて、アジア局は、池田が政治折衝をやる方向に真剣に向かったことは評価するが、「無償援助のないこのような少ない額で誰が政治折衝をやることを引受けるかが問題である」とした。韓国が請求権という名目より総額を重視しているがゆえに、政治折衝においては総額をめぐる議論が中心になるだろうが、法的根拠に基づいた純請求権の金額として日本が提示する金額があまりにも少額であれば、日韓間政治折衝を行っても結果は期待できないという見解であった³⁵。

外務大蔵両省間では、軍人、軍属、被徴用者に対する見舞金および恩給に関する各項目の査定が行われた。両省は、これらの個人請求権項目を、韓国に対する純請求権として支払うことには見解が一致した。だが、純請求権金額をめぐり、外務・大蔵両省間の数字の隔たりは大きかった。

大蔵省は1千万ドルを、外務省は1億ドルを主張していた。大蔵省は、1千万ドル

³⁴北東アジア課「池田総理・ライシャワー大使会談要旨」1962年1月5日、外務省文書、2006-588-1795。

³⁵北東アジア課「日韓会談の進め方に関する勉強会の状況要点」1962年1月9日、外務省文書、2006-588-1333。

とならざるを得ない主な理由として2点を挙げた。第一に、朝鮮人の日本国籍喪失の時点の問題、第二に、戦時中軍人軍属に対する手当を実定法に基づきいかに措置するか、という問題であった。外務省は、こうした大蔵省の主張が、日韓の間で再び法律論争や歴史論争を引き起こすおそれがあると指摘した上で、大蔵省の提示額を非現実的なものとした³⁶。

日本国内では、日韓間請求権問題および会談妥結が、現実問題として認識され、これに対する池田内閣の動向に大きな関心が寄せられた。政府は、1962年2月にNHKに特別番組を編成させ、韓国問題に対する世論の関心に呼応した。この番組には、池田首相が直接出演し、政府の方針を説明した。

同放送は、1961年11月の池田と朴の会談の結果、「請求権は法律的根拠のあるもののみに限るという根本原則に日韓首脳の見解が一致」し、日本国民はこれに納得していると評価した。しかし、その法律的根拠のある請求権というのが、「戦時賠償や経済協力といった点でいかなる関係」にあるのかについて、池田の説明を求めた。これに対し、池田は次のような立場を披露した。

- ・ 法律的根拠のないものに請求権として払う義務はない。日本人として軍属や役人だった人には日本人と同じように恩給などを要求する権利がある。ただ、国籍をなくして外国人となった時には、国際的慣例を考えなきゃならない。ただし、戦後10年以上たち、また朝鮮戦争などでその人たちの所在が不明であることは事実である。
- ・ 個人的ばかりじゃなしに、たとえば朝鮮銀行本店にある日本の札が焼いてしまった。こういうものは個人じゃないから、何とか考えなきゃならない。また、朝鮮に籍を置いてあった日本の船舶も個人関係じゃない。日本と韓国両国民の将来を考えて理屈に基づかなきゃいかぬ、建設的にものを運んでいくようにしないとイケない。
- ・ 民間の商売はこれまでやっているが、国と国との間での分は国交正常化後実際行う。しかし、ドイツやイタリアに日本が立ち遅れるので、正常化前に経済援助とかは考え得る³⁷。

³⁶アジア局「韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違について」1962年2月15日、外務省文書、2006-588-1749。

³⁷「昭和37年2月21日NHK特別番組『総理と語る』のうちの日韓問題に関する部分の

池田の発言の要旨は、①個人請求権に対する支払は、あくまで旧朝鮮人が日本人として働いたことに対する補償である。②公的な資産に対しても請求権として考慮する。③先国交後経済協力の原則であるが、韓国への経済的進出という観点から、諸外国に立ち遅れないよう、国交正常化前にも経済援助はあり得る、というものであった。

こうした池田の考え方は従来の大蔵省の主張と類似している。池田が、大蔵省官僚として戦後事務次官までのぼり、吉田内閣においては大蔵大臣を務めた履歴からすると、彼が請求権問題や経済観念において大蔵省志向に傾くことは想像に難くない。

しかしアジア局は、こうした池田や大蔵省の態度を懸念し、池田の考え方が変わらない限り、現段階では請求額に関する外務・大蔵の意見調整さえ不可能であるとした。同局は、外務・大蔵両省間の意見調整と池田首相の裁可の上、韓国との政治折衝に入り、それに際しては、請求権金額を「名称の如何を問わず支払うもの1億ドル、長期低利の経済協力2億ドル」から出発し、前者1.5～2億、後者2億ドルを最終線として、韓国に最大4億ドルまで支払うという主張を曲げなかった³⁸。

2. 米国の調停

この時期、日韓会談に関する米国の仲介が再び積極的に展開された。米国はかつて、1953年第3次会談決裂後、日韓会談再開のための公式仲介に乗り出したことがあった。だが、成果を挙げられず、その後、静かな仲介役に留まっていた。1953年第3次会談決裂直後の日韓関係の様子を見ると、日韓双方とも会談妥結に対する積極的な意思がなかったことも、米国仲介失敗の一因として考えられる。

しかし、この時期、日韓両国において国交正常化への関心が高まったと判断した米国は、再び仲介活動に乗り出した。米国の仲介は、50年代と同様、ワシントンの国務省本省からの訓令を、韓国と日本における米国大使館を通して取り次ぐ

抜粋」外務省文書、2006-588-1334。

³⁸アジア局長「日韓会談の今後の進め方について」1962年1月16日、外務省文書、2006-588-1333。

形式をとっていた。特に、この時期に目立つのは、ライシャワー駐日大使と、バーガー駐韓大使がそれぞれの現地政府の要請に対し、直接調整する場面であった³⁹。

ライシャワー大使は、「朴政権は会談の早期妥結を強く希望しているが、日本より請求権に関する具体的提案がない限り、米国としても韓国を説得することは難しい」としたバーガー駐韓大使の見解を池田首相に伝えた。そして、日本より提案があれば、米国は韓国の対日請求額といわれる8億ないし12億ドルを、5億ドル以下の線にするよう強く説得し、その中で一部のみが請求権支払額となり、請求権問題を漁業問題と関連づけて解決できるよう約束する、と語った。

また、ライシャワーは、「米国の対韓援助の負担を日本に転嫁する」のではないかという日本政府の懸念を払拭することに努めた。同大使は、日本の対韓援助により米国の援助の形態を変えていくことはあるが、米国が対韓援助の規模を縮小するようになることはないと述べた。すなわち、日本の対韓援助は、米国の対韓援助の肩代わりではなく、重要な追加となり、韓国経済発展のための決定的要因となり得ると説いた⁴⁰。

バーガー駐韓大使は、朴政権との会談を重ねる一方で、駐日米大使館を通じて韓国側の希望と立場を日本側に伝えた。同大使は、まず、韓国にとって日本の態度が時間稼ぎに見られることを指摘した。その結果、韓国の会談妥結への熱意が冷め会談が中断し、韓国は日本に対する不満を日本漁船拿捕に訴える可能性もあると述べ、日本の態度変化を促した。

バーガーは、次の点を挙げ、日本に対し対韓経済協力の重要性を以下のように強調した。

³⁹第6次会談における、ライシャワー駐日大使とバーガー駐韓大使、この二人の米国大使の活躍ぶりについては、李鍾元の一連の論文において明らかになっている。李鍾元（2009）「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ（一）；——（2009）「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ（二）」；——（2010）「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ（三）；——（2011）「日韓会談の政治決着と米国—「大平・金メモ」への道程—」。

⁴⁰北東アジア課「池田総理、ライシャワー大使会談等に関する米大使館員の内話の件」1962年1月5日、外務書文書、2006-588-1796。

韓国問題は米国の安全保障にとり重要であるが、それ以上に日本の国家利益にも重要なはずである。ドイツ、イタリアのように、自国の安全保障に直接関係ない国でさえ韓国に援助を行っているのに、何故日本は乗り出そうとしないのか。韓国経済にとって日本の援助は不可欠なものであるが、現在韓国には、米国、ドイツ、イタリア、英国の資本が漸次進出しており、時間経過により日本の進出のおくれをとることが懸念される。朴政権は対日折衝に弾力的であり、また現在韓国国会内の反対勢力がない点は、日本側に極めて有利である。

バーガー大使は、主として、外交的側面より、韓国に対する日本の将来の経済的進出の側面を強調し、日韓間経済協力により日本が得られる利点が多いことを強調した⁴¹。これは、対韓経済協力に関して経済的側面からその損得を計算し、消極的な対韓交渉に終始する池田首相と大蔵省に対する不満でもあった。

3. 「小坂・崔」外相会談の失敗

1962年に入り、韓国軍事政権内では、会談の早期妥結に対する期待が高まった。韓国は、日本衆議院の予算審議が終了した直後である3月上旬に政治折衝を開始し、約1ヶ月間の討議で妥結させ、5月中には協定を調印するという手順を踏むことを希望した⁴²。

ところが、杉と裴両首席代表間の討議において日韓の主張は大きくかけ離れていた。杉は、韓国の対日請求権の放棄を求める⁴³とともに、日本が支払える請求権は7千万ドル程度であるとした。裴代表は、韓国は対日請求権を放棄しないし、請求権総額は7億ドル以下には譲歩しないと応酬していた。しかも、韓国の対日請求額は、裴首席代表の7億～12億ドル、金経済企画院長による8億ドル、非公式ルートで出された5億ないし6億ドルなど、主張が一貫していなかった。

⁴¹北東アジア課「日韓関係に関する在京米大使館の内話の件」1962年1月12日、外務省文書、2006-588-1796。

⁴²「杉・裴両首席代表申合わせ事項」1962年1月17日、外務省文書、2006-588-1709。

⁴³「首席代表昼食会記録」1962年、外務省文書、2006-588-1709。

これに対し、アジア局は、韓国側の提示額が5億ドルから12億ドルまで大きな幅はあるが、これは対日交渉のための出発線であり、交渉を通じて、アジア局が念頭においた4億ドルとは十分接点を見出せると考えた⁴⁴。先述したとおり、米国側もアジア局が提示した金額の線で会談を後押しすることを約束していた。

だが、日韓両側は、首席代表や小委員会における事務レベルの討議では、どうにもならない壁に突き当たり、政治的に解決する以外にないと認識した。そして、政治折衝のための瀬踏みとして、1962年2月19日から同23日まで金鍾泌韓国中央情報部長が来日し、池田首相と会談を行った。この会談では、政治会談にあたる日韓間人選問題と会談の進め方、そして請求権金額の大枠をめぐり、金部長と池田首相との間で駆け引きが展開された。

まず、請求権の総額の枠を示すことを求める金に対し、池田はこれを事実上拒否した。以下、池田の主張である。請求権の枠を出す前に、各項目ごとに払うものと払わないものを漸次片付けて行きたい。1961年11月の朴との会談の際に「朴が、請求権は法的根拠のあるものに限るとした」が、個人請求権に関する実際問題として、所在の不明な徴用者が多いためその法的根拠を決めることが極めて難しい。総額で決めるならば、韓国の希望する金額を直接に自分に出せば、この点まず自分が判断する。

金は以下のような反論を述べ、今度の日韓間政治折衝においては日本が請求権総額の枠を提示することをしたたかに要求した。日本は、東南アジア各国に賠償を払った時に、いちいち計算して金額を出したのではない。日本が本当に話をまとめる気があるのであれば、枠を出さなければならない。日本側で何も枠が決まっていない段階では、韓国側としても言える段階ではない。韓国としても「腹が決まっている」が、それを言う相手が誰であるかが問題である。現在の国際情勢下では一国だけでは立っていけないがゆえに、米国が巨額な金額を各国に使っている。アジアでは、日本が米国と同じような立場にある。したがって、日本が日韓問題について細かいことは言わず、長い目で韓国の将来を考えた上での大きな立場から考慮してほしい。

⁴⁴参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

次に、金は、政治折衝の形式と方法についてはこだわらないが、日本から大物が来るということで韓国国民に日本の誠意を思わせる必要があり、なおソウルでの協議を希望した。池田は、今直ちに大物が出かけて話がまとまらないということになると、後が続かなくなるおそれがあると指摘した。そして、杉代表は財界では最高地位であり、政界にも大きな力のある大物であると述べ、岸の特使派遣をねらう韓国側の思惑に事実上反対した。

請求権総額の提示と岸の訪韓に反対する池田に対し、金は、次善策として小坂外相の訪韓を要請した。しかし、池田は、国会の関係で小坂が当分ソウルへ行くことは無理とし、韓国の方から誰か東京に来てくれるのであれば、小坂外相を通じた政治折衝を行うとした。金は、韓国側の特使が訪日し小坂外相と政治会談を行うことに同意するも、その時は日本から請求権の枠を出すことで、池田の提案を受け入れた。

そして、日韓間政治会談に関して金と池田は次の点に合意した。①3月10日に政治折衝を始める。②この政治折衝は現在の両首席代表以外の者で行う。③この折衝では請求の枠並びにその他の問題を取り上げる。④場所は東京とする。⑤会談を5月末までに妥結させるよう努力する、である⁴⁵。

しかし、池田との会談の結果に金は大きな不満を表した。そして、前田北東アジア課長に対し、「やはり政治折衝をソウルでやった方がいい。政治折衝を一度で完結するものとは考えておらず、まず日本側からソウルにやって来てもらって、政治折衝の進展に好ましい空気を作るのが肝要である。日本の国会が忙しいことはわかるがわずか2日位でも小坂が来てほしい」という希望を洩らした⁴⁶。

こうした経緯で、高位レベルにおける日韓間政治的折衝の試みの第一段階は、外相級会談となった。1962年3月12日から17日まで、小坂善太郎日本外相と崔徳新韓国外務部長官は、東京で5回にわたる会談を行った。

ところが、韓国の期待とは異なり、請求権問題について日韓両側は従来原則

⁴⁵アジア局「池田総理、金鍾泌韓国中央情報部長会談要旨」1962年2月21日、外務省文書、2006-588-1821。

⁴⁶北東アジア課「金鍾泌中央情報部長離日直前の内話に関する件」1962年2月24日、外務省文書、2006-588-1821。

的立場を繰り返し、相互の見解がかみ合わなかった。7月の参議院選挙を控えている日本政府としては、日韓会談が政治的イシューとなることを避けるため、会談の進展を急がなかったことも挙げられる。この外相会談は、かえって会談妥結に消極的な日本というイメージを浮かび上がらせ、日韓会談全体の空気を冷却させる結果となった⁴⁷。

外相会談と並行して、日韓代表団の間でも事務的討議が行われた。韓国は、従来の立場をまとめ、「請求権、無償援助、有償の経済協力」という三本立て方式を提案した。これに対して、伊関は「広義の請求権と経済協力の二本立てを考えていた日本側にとっては意外だ」とした。

韓国は、「請求権、無償援助、長期低利の経済協力」の三本立てとしているが、実際には請求権と無償を合わせた総額に関心があると述べた。要するに、仮に日本が韓国の考えている三本立て方式を容れた場合にも、無償援助は経済協力の一方法ではなく、請求権の変形ないし偽装であるとした。すなわち、請求権としては支払えないものを、無償援助という概念を導入することにより支払うのであると言明した。

これに対し、アジア局長は、韓国の主張が請求権そのものであろうが無償援助であろうかは問わないが、ともかく韓国側の希望している金額は考えていないと断じた。韓国の要求に日本国民が納得することは難しく、国会への説明も困難であるので、現在日本が請求権そのものとして支払い得る金額はいくら膨らませても1億ドル前後であると伝えた⁴⁸。

請求権金額をめぐる、杉・裴両首席代表間の討議でも、杉代表の7千万ドルと裴代表の7億ドルの主張は、依然として接点を探れなかった。しかも、「小坂・崔」外相会談は早くも限界を露呈し失敗に終わった。政治会談が進展しない状況で、首席代表間の討議も従来の議論の枠を超えられず、実質的な進展がなかった⁴⁹。

⁴⁷参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

⁴⁸アジア局長「日韓会談の今後の進め方について」1962年4月25日、外務省文書、2006-588-1336。

⁴⁹北東アジア課「杉・裴両首席代表会談（第1回）記録」1962年3月13日、外務省文書、2006-588-1709。

国務省側は、日韓間外相級の政治会談が失敗したのは、とりわけ日本政府内で対韓政策に対する認識のずれが大きいためと判断し、アジア局の案を支持するとした⁵⁰。ライシャワー大使も、池田首相と外務省との間の考え方の相違を憂慮した。ライシャワーは、「韓国としては7千万ドルという数字で怒るのが当然であり、この数字に関しては自分も韓国側に同感である」と述べた。そして、日本が7千万ドルという数字に固守し、韓国の態度変化を求めるならば、会談は永久に進展しないと声明した⁵¹。ライシャワーは、小坂外相に対しても以下のような見解を述べた。

7億ドルと7千万ドルとではあまりに大きな違いである。韓国人は非常にsensitiveな国民である。問題の根本は、請求権という法律問題でもなく、また経済協力という経済問題でもない。結局、36年の朝鮮統治に由来する韓国国民の感情の問題である。7千万とか1億ドル程度では韓国側はおさまらない。日本はもう少し出すべきである。請求権でも無償援助でもかまわないが、結論的には数億ドルは出さねば解決しない。

これに対し小坂は、日本が在韓日本財産を放棄した事実を考慮し、韓国の請求権額も少なくせざるを得ない、そこで長期低利という考え方が生まれたとした。また、李承晩の反日政策のため日本人は未だに韓国人に対し好感を持たず、日本にも感情の問題があると言いつ返し、請求権金額に対する米国の忠告を受け入れなかった⁵²。

アジア局は、「韓国政府が日本に対する請求権主張を撤回する」代わりに、日本は「無償援助、長期低利の経済協力」で妥結し、無償援助の金額を政治的に考慮する以外にはないとした。これに韓国が納得する場合は、外務省と韓国代表部との間の非公式な事務レベルの討議を行いつつ、第2次政治折衝を開催し、この方式に基づいて具体的な金額を交渉することを提案した⁵³。

⁵⁰「ハリマン国務次官補会談資料」1962年3月16日、外務省文書、2006-588-1334。

⁵¹アメリカ局北米課「日韓問題に関するライシャワー大使の内話」1962年4月17日、外務省文書、2006-588-1799。

⁵²北東アジア課「日韓問題に関する小坂大臣・ライシャワー大使会談記録」1962年4月17日、外務省文書、2006-588-1800。

⁵³アジア局長「日韓会談の今後の進め方について」1962年4月25日、外務省文書、

第4節 大平外相のイニシアティブ

1. 外務省内における請求権処理大綱の決定

1962年7月1日の参議院選挙の後、14日の自民党総裁公選で池田首相が再選され、18日に第3次池田内閣が発足した。この内閣改造で大平正芳が新外相として就任した。国内では、大平外相の下で日韓交渉も新段階に入ったとし、大平外相の対韓交渉構想に関心を寄せた。大平は、請求権問題に関する国内の高い関心に対し、国内世論を刺激しないよう用心深く対応していた⁵⁴。

同7月24日、大平外相の下に杉首席代表、中川条約局長、伊関アジア局長、前田北東アジア課長などの外務省官僚が集まって、今後の日韓会談の進み方について討議した。ここで、外務省は「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針（案）」と、「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」を資料として配布した。

まず、「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針（案）」の要旨は次の通りである。

- ①一般請求権問題に関して、日本が韓国に対し「請求権」として支払い得るものは、「南鮮」地域に限られ、かつ事実関係が明確に立証されるものに限られる。しかも、講和条約第4条に関する「米国見解」を考慮に入れる必要があり、そうすると、その金額は極めて少額にとどまらざるをえない。
- ②上記の日本側の原則的立場において、事実関係および法律関係の立証が困難なもの

2006-588-1336。

⁵⁴「7月18日NHKテレビ『池田改造内閣の政策を聞く』における日韓問題に関する大平外務大臣と長谷川才次氏並びに唐島基智三氏の対談内容」外務省文書、2006-588-1337；「7月19日NHKテレビ『東西南北』における日韓問題に関する大平外務大臣と細川隆元氏との対談内容」同上。この二日間のインタビューにおいて、大平は、日韓関係が正常化することが韓国の運命と死活の関係があるという国内の見方や、朝鮮半島や東アジアの安全保障のために日本が多く犠牲を払うという見方を否定した。そして、韓国との関係は「お隣付き合い」として、付き合いえる範囲で気持ちよくやっていると語った。

についても、日本に支払いの責任があるとの韓国の主張とを調整する見地から、「請求権」という名称を避け、「無償の経済援助」または「贈与」という形により本問題を解決する。

③②を補完する意味で、日韓経済協力についても話合いを行い、「長期低利の有償経済援助」の考え方につき韓国側の理解を求める。

④韓国側は、これまで公式にはあくまで「請求権」の解決を要求するとの態度を維持しているが、非公式には、必ずしも名称にこだわらず、日本の支払う総額が問題であるとの意向を表明している。したがって、無償経済援助または贈与として2億ドル、長期低利の有償経済援助として2億ドルを最終線とする腹つもりで適宜数字を示していくこととする⁵⁵。

この基本方針案には、「法理論を棚上げにするが放棄はしない、日韓間請求権を相互放棄する、韓国への支払いは請求権という名目としない」という、外務省の当初の対韓政策論理および政策方針が明確に継承されていた。すなわち、「山下報告書」の理論および外務省の政策論理を実際には放棄せず、「法理論を棚上げ」にするという対韓戦略は①に表れている。日韓間請求権の「相互放棄」や、請求権の名目ではない「経済協力」方式などで支払いを認めるという従来の対韓政策方針も、この基本方針案において再確認されている。

次に、「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」においては、経済協力方式に関する詳細な解説とともに、同方式が従来の外務省の対韓政策案を含有していることは明らかである。その要旨は次の通りである。

- ・「米国見解」により、在韓日本財産に対する請求権主張の撤回という事実が、韓国の対日請求権処理にあたって考慮に入れられるべきである。
- ・韓国は、請求権として日本から支払いを受けたものを関係する個人に渡す代わりに、一括政府資金として経済発展、社会福祉等の目的に使用することも考慮している模様だが、日本の立場からいうと、請求権支払である以上、これが確実に個人の手へ渡る

⁵⁵アジア局「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針(案)」1962年7月20、外務省文書、2006-588-1882。

ことを要請せざるをえない。

- ・韓国は、請求権と無償援助の二本立て方式もしくは、有償援助を加えた三本立て方式に興味を示し、請求権と無償援助とを合わせて総額いくらになるかに関心を寄せているが、韓国が請求権を放棄ないし主張しないこととし、日本はこれに応じて一定額を無償援助として供与する。
- ・日本としては、請求権という概念に制約されることはない。国会に対する説明においては、日韓友好関係確立の大局的意義を強調するとともに、韓国の当初の要求額との比較、東南アジア諸国への賠償支払いの事例、米国の対韓援助の実績、日韓国交正常化に伴う日本の経済的利益などを指摘することにする。
- ・韓国に対しては名目にこだわらない結果として相当額の供与を受け得る実益を説き、更に韓国の国内向けには、要するに、請求権の解決としてこれだけのものを日本に認めさせたと説明しても差し支えないと述べ、本方式による請求権問題の大局的解決の構想を受諾させるよう努力する。
- ・具体的な方式としては、「無償の経済援助 ●億ドル、長期低利の有償経済援助 ●億ドル」を交換公文に明記する。
- ・「全ての請求権は完全にかつ最終的に解決されることを確認する」または「日韓間に存在する一切の問題が解決されることを確認する」という字句を文末に入れることも検討する⁵⁶。

ここで、経済協力の観点から日韓間請求権問題を解決しようとする外務省の思惑は明確となった。外務省はこの案において、韓国に対しては、韓国が請求権という名目を放棄する代わりに相当額の経済協力を行う、という立場を貫徹するとともに、国内的には請求権金額をめぐる大蔵省との駆け引きに終止符を打ち、増額の必要性を唱えている。

ちなみに、アジア局は、日韓間請求権問題および経済協力方式についての大蔵省の主張に対し、「法律的根拠に基づいた個人請求権に限って数千万ドルしか払えないと言うのが、その事実関係を証明するに当たってむしろ問題を複雑にし、

⁵⁶アジア局「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」1962年7月20、外務省文書、2006-588-1882。

相殺思想など国内において政治問題を惹起するおそれがある」と指摘した⁵⁷。

伊関は、総選挙を口実に延期していた日韓会談をこれ以上延ばさず、8月中に再開し9月中には政治折衝をまとめ、年末までには漁業問題とその他の懸案を仕上げることがを提案した。そして、韓国が本方式を受け入れる確率は5分5分であるが、韓国は総額でいくらもらえるかに関心があり、「請求権1億、無償援助2億、有償援助3億で、合計5ないし6億ドル」を考えているようであると伝えた。したがって、こうした韓国の「5-6億ドル」案と日本の「2+2、合計4億ドル」との調整は、最高レベルの折衝に待つ他ないとした。

杉代表は、「池田総理が日韓会談を早くまとめるつもりなのかそれともそう急がない考えなのか」を追い詰めた。日韓会談首席代表として、会談における様々な限界にぶつかっていた杉は、池田首相の会談妥結への意思をまず確認しようとした。そして、「総理も外相も、今度こそ本当に妥結させようという気持ちを持っていただきたい」と述べ、日韓会談の妥結を強く願望した。

これに対し、大平は、「池田首相の対韓態度は何か距離があるという感じで、消極的である」ことを認めたが、日本として、会談をこれ以上延ばさなければならぬ事情はなくなったと言明した。他方、大平は、請求権および経済協力方式に対する技術的問題として、なぜ無償援助なのか、国内補償問題を惹起しないの

⁵⁷参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料（八）第六次会談」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。外務省は、内部文書において大蔵省の計算方式に理解を示しつつも（①）、その実効性への疑問を呈し（②、③）、また従来よりの大蔵省の「相殺方式」主張の非現実性（④、⑤）を指摘した。以下、筆者が抜粋要約した内容を参照。①対日請求権として資料的裏づけの出来るものは、戦時中の被徴用者の未払い賃金、郵便貯金、簡易生命保険等個人の請求権に属する小範囲のものに限られ、算出される金額も数千万ドル程度に過ぎない。②請求権を有する個人の内、どれだけが韓国に、どれだけが北朝鮮に在住するかを判定することは不可能に近い。③韓国政府が実際に日本より支払を受けても、それが個々の該当者に実際に支払われる保証はない。④平和条約第4条（b）項についての1957年の米政府解釈の「相殺」思想については、日本が対韓請求権を放棄したことによってどの程度韓国の対日請求権が相殺されたかを、合理的に査定することはできない。⑤請求権相殺方式を採用すれば、引揚者による国家補償問題等が起り、国内で政治問題化する恐れがある。

か、米国の態度はいかなるものかを尋ねた。

これに対しては伊関が詳しい説明を行った。まず、無償援助に関して、「請求権ではいくらあまく審査しても1億ドルしかできないが、話をまとめるためには2億ドルまでは出さないといけない、というのが今の日韓の間で常識となっている。そこで、金額を増やすために韓国に請求権を放棄させ、日本から無償援助を与えるという構想が生まれた」と説明した。伊関は、こうした点を国会に対しては、「韓国は良い市場であり、日本から売るものはいくらでもある」ということで説得するとした。

伊関の説明に次いで、中川は法律的問題と関連付けて付け加えた。中川は、請求権であれば「韓国だけ」と規定する必要があるが、朝鮮の分断状況上、韓国がこれに反発し韓国の管轄権問題まで話が飛躍する可能性がある」と指摘した。だが、無償援助ならば地域のことをいう必要がないと説明した。中川は、ただし「韓国の要求を在韓日本財産により削った」という米国見解の関係上、国内補償問題が起こるおそれはあり得ると述べた。

日韓会談をめぐる米国の認識に対しては、米国大使館や国務省側と頻繁に接触していた伊関が説明に当たった。伊関は、「米国は日韓会談の早期妥結を望んでいる。ただし、日本を米国の対韓援助の肩代わりにする気ではなく、日韓関係が正常化すれば米国の対韓援助もしやすくなることは期待している。日本の対韓経済協力資金について米国は、けち過ぎると指摘しているので、日本はまず米国が納得できる金額を提示しなければ、米国に韓国を説得してもらうことは望みがたい」と述べた。そして、日本が韓国と国交を結ぶことは、日本の対米関係においても重要である点を強調した。

この討議の後、大平は、「もうこれ以上日韓会談を延ばすことはない。早急に総理と相談して腹を決める」と述べ、日韓会談妥結に強い意思を表明した⁵⁸。この日の会合に対する所感を、伊関アジア局長と前田北東アジア課長は次のように述べた⁵⁹。

⁵⁸北東アジア課「日韓会談の進め方に関する幹部会議概要」1962年7月24日、外務省文書、2006-588-1338。

⁵⁹「IX 日韓会談予備交渉—請求権処理大綱の決定と漁業問題等の進展 1. 日韓

この頃、日韓問題に対する池田さんの態度は、国内の渋い世論を意識したり、外務省と大蔵省のはさみうちにあって随分迷っている気がした。だが、大平さんになってから、大平さんに話しておけば総理まで行かなくてもよかった。それまでは私が総理のところへたびたびいろいろな話をしたけれど、大平さんになってからはその点大臣限りでよろしいということで、非常に楽になった（伊関局長）。

それまで外務省内の一つの試案として、果たしてこれが実現されるかについて自信がなかったものが、新大臣にすっきり受け入れられた。外務省案が、はっきりした日本側の方針として画されたという感じで、この日の会議は非常に大事であった（前田課長）。

外務省内で、大平外相の登場とその推進力を大きく評価し、日韓会談に関する大平の舵取りに期待をかけていたことが窺える。一方、請求権および経済協力方式に関する日本の基本方針において、大平は、外務省案を全面的に支持したが、このような、対韓認識における大平外相と外務省官僚間の積極的な一体性は、かつて見られないものであった。

これについては、多くの研究において取り上げられているように、池田首相に対し「強く言える大臣」だった大平個人の政治力への評価も出来よう。ともかく、大平外相と外務省は、政府内の意見調整をここで一段落させ、日韓会談妥結に向けて突き進むことになったのである。

2. 請求権総額をめぐる日韓間予備折衝

1962年7月26日、杉と裴両側首席代表は、日本の新内閣の態度が決定され次第、早急に政治会談の事前調整のための予備折衝をはじめることによって合意した。

大平外相は、単に今までの交渉の継続ではなく、「高い次元」に立って解決をはかるとし、「請求権を含めた無償供与と長期借款の経済協力方式によって、3億ドルを供与し、請求権問題を解決する」という外務省内の交渉案をまとめ、池田

会談の進め方についての幹部会議」外務省文書、2006-588-1882、13-16枚目。

首相の了解を求めた。池田は、「日本人が韓国に残した財産だけでも、日本の韓国に対する債務の一部を相殺できるが、大きな譲歩をする」とした上で、現金支給ではなく役務や物質供与を条件に、請求権総額3億ドルを裁可した⁶⁰。

一方、日韓間第2次政治会談のための第1回予備折衝が、8月21日に開かれた。この予備折衝には、杉と裴両主席代表の他に、伊関アジア局長と崔駐日代表部参事官が出席した。この会合には、一般請求権小委員会へ主査と副査を送り、請求権問題討議の第一線に関わっていた大蔵省官僚は出席しなかった。言い換えれば、日本政府内では、外務省アジア局が事務的折衝における主導権を握るようになったのである。

杉代表にはすでに、「無償援助1.5億ドル、有償援助1.5億ドルを限度とする」という訓令が渡されていた。杉代表は韓国側に対し、「請求権という名目をはなれ、実質的には請求権を含めた無償供与1.5億ドルと、長期借款1.5億ドルを合わせたつかみ金方式による3億ドル」を、請求権問題に関する新提案として提示した⁶¹。

これに対し、韓国側は、請求権と無償援助を分けることを主張したが、日本側は次のような理由を挙げ、韓国側の主張は到底採用し難いとした。

- ①韓国が請求権を主張すれば法的根拠の弱さのため数千万ドル（7千万ドル）に留まる。
- ②金額の面では国内的に大蔵省と外務省との算定が大きく開いている。
- ③韓国内で日本から受け取る金額を如何に説明するかは別途工夫してもらう。
- ④日本国内では、無償援助は請求権の変形ないし偽装であるという認識が強く、経済協力の一つの方式と説明しても納得を得られない⁶²。

したがって、日本は「つかみ金方式による3億ドル」を、対韓経済協力資金とし

⁶⁰在タイ大江大使「日韓会談再開に関する漢字氏論絶報告の件」1962年8月21日、外務省文書、2006-588-668。

⁶¹参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料（八）第六次会談」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

⁶²北東アジア課「日韓予備交渉第1回会合記録」1962年8月21日、外務省文書、2006-588-650。

て供与するとした。また、同方式は「請求権の名目をはなれた方式」であり、「韓国は日本の経済協力の結果請求権問題は一切解決されたことを認める」ことを主張した。ただし、供与の形で支払うのを韓国側が請求権と解するのは自由であり、また総額3億ドルの枠内であれば無償供与の分をある程度増やすことには応じると述べた。

これに対し、韓国は、「借金の取立てにきて借金をして帰る」ことになったと比喻し、有償借款形式に難色を示したが、つかみ金方式によって請求権問題を政治的に解決することには同意した。また、何らかの形で請求権という名義を残したいが、これについては双方で納得できる表現を工夫するとし、日本側の提案に歩み寄りを見せた。韓国は、問題は、韓国の提示額である「請求権3億ドル、無償供与3億ドル、総額6億ドル」と、日本側の提示額3億ドルとの差が大きいことであると⁶³。

その後、韓国の関心は無償供与額がいくらになるかに寄せられ、韓国は、駐日米大使館を通じて以下の提案を日本に示した。

韓国は、請求権総額を6億ドル以下に下げること弾力的に考える用意がある。ただし、韓国が6億ドルから下がると同時に日本も総額が上がることを期待している。総額が決まってから請求権と無償援助の部分に分け、これに関する合意が成立した場合は、有償援助についての話し合いに入る用意がある⁶⁴。

崔外務部長官は、「わずか1.5億ドルで請求権名目を放棄することに韓国民は納得しない」と述べ、日本側の増額を迫った。だが、伊関アジア局長は、「請求権にする場合ははっきりとした証拠を出せ」と応酬し、請求権の名目や無償借款として支払うことは限界があると言明した⁶⁵。

⁶³参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料 (八) 第六次会談」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

⁶⁴北東アジア課「日韓予備交渉に関する米側情報」1962年8月28日、外務省文書、2006-588-1806。

⁶⁵北東アジア課「日韓予備交渉第3回会合記録」1962年8月29日、外務省文書、2006-588-650。

ライシャワー駐日大使とバーガー駐韓大使は、こうした日韓の主張の乖離を積極的に調整した。ライシャワー大使は、バーガー韓国大使と朴政権との調整内容を、駐韓米大使館から情報を得て外務省へ伝えた。要するに、韓国は、日本の対韓援助として消費物資を押し付けられることを懸念し、経済建設に必要な資材で受け取れることを希望している。その前提で、無償3億、有償2億ならば妥結に踏み切ることは確実である、という内容であった。その上で、ライシャワーは、韓国の要求額総額が6億から5億ドルへと下がったが、日本も3億ドルから折衝する可能性があるかを打診した。だが、外務省は、総額3億ドルの枠内で無償援助に関する提示額を1.5億ドルから2億ドルに調整するとした⁶⁶。

バーガー大使は、9月28から10月6日にかけて韓国へ出張中だった後宮審議官と会談し、韓国側の立場を伝えた。「軍事政権は李政権と異なり日韓会談妥結に積極的であるが、請求権問題は在韓日本財産とは関連がないという観念である。軍政府は、もっぱら国民に対して説明の出来る金額を考えており、その金額は無償3億ドル以下では満足しないことだけは絶対確実である。無償3億ドルと長期低利借款2億ドルを期待している。ただし、日本からの支払いを現金で受け取ることは時代遅れと認識し、資本財と役務で受け取れることを考えている」である⁶⁷。

韓国政府は、米国大使館を通じて、日本の無償援助の増額をねらい、「請求権として3億ないし3.5億ドルを受領すれば、この中から日本に対する焦付き債務4,573万ドルを返済し、なお最小限1.5億ないし2億ドルの長期低利の有償援助を受けたい」という新しい条件を提示するなど、請求権総額をめぐる熾烈な駆け引きを展開した⁶⁸。

3. 「大平・金」合意までの道程

アジア局は、予備会談においては請求権問題に関するこれ以上進展がないと判

⁶⁶「IX 日韓会談予備交渉—請求権処理大綱の決定と漁業問題等の進展 (3) 米国の関心と要請」外務省文書、2006-588-1882、64-72枚目。

⁶⁷北東アジア課「後宮審議官韓国出張報告」1962年10月8日、外務省文書、2006-588-292。

⁶⁸北東アジア課「バーガー駐韓米大使の情勢判断等に関する在京米大使館よりの通報」1962年10月16日、外務省文書、2006-588-1806。

断し、こうした中間的な話し合いはもう意味がないので、この段階で政治会談を行うことにした。政治会談における韓国側の特使としては金鐘泌が内定されていた。訪米を控えていた金は、渡米前の10月20日頃に来日し、池田首相もしくは大平外相と会談を行うことを申し出ていた⁶⁹。

先述した後宮とその一行の訪韓は、今後日本の対韓経済協力の方向性を構想するのみならず、今度の政治会談のための予備的考察の性格もあった。韓国は、同年3月の外相会談の失敗を踏まえて、金鐘泌の訪日の際には是非会談を妥結したいと述べた。特に、黄鎬乙外務部東北亜州課長は、朴議長が「過去にこだわらず、将来を考え、国民の非難を覚悟しても日韓会談を妥結すべきである」という強い意思で、金の訪日に非常に期待していると伝えた⁷⁰。

第2次政治会談は、「小坂・崔」外相会談の時に比して、請求権金額の枠と経済協力方式をめぐる日韓間見解が、予備折衝を通じてある程度まとまった上で出発することになっただけに、これに対する朴政権の期待は高かった。後宮に随行していた経済局アジア課の間事務官は、韓国の経済状況に対して「5ヵ年計画の主要なプロジェクトを推進する体制は整備されつつある」と判断し、これに関する諸外国の対韓経済協力状況を紹介した上で、韓国にとって、日韓会談妥結とそれに伴う日本からの資金導入は切迫したものであると分析した⁷¹。

⁶⁹北東アジア課「日韓予備交渉第8回会合記録」1962年9月26日、外務省文書、2006-588-650。

⁷⁰北東アジア課「後宮審議官韓国出張報告」1962年10月8日、外務省文書、2006-588-292。後宮は、この出張の後個人的な所見を次のように述べた。「30才以上の中堅世帯は日本の教育を受けたが、それ以下の世帯は英米で学んだ人が多く、日韓国交正常化がこれ以上遅れると日本の影響力が一層薄くなってしまふ。韓国民の対日感情はよくなっているが、やはり日本は特別の外国として扱われている。軍事政権は、韓国の対外的地位の向上と対内的繁栄によって北朝鮮を吸引することを考えており、日韓会談の妥結と経済開発5ヵ年計画の達成が、そのための重要なステップであると考えているに見受けられる」である。

⁷¹経済局アジア課「韓国の経済開発5ヵ年計画を中心とする経済情勢について—出張報告—」1962年10月10日、外務省文書、2006-588-293。同事務官は、「韓国が米国とドイツ両国からの借款契約には一応成功したが、最高期限15年、金利3～6%という条件には満足していないと指摘した。そのため、韓国は、近い将来日本と国交が正常化すれば、米国やドイツからの通常借款より良い条件で、日本から

この際、池田首相は大平に対し、「国内問題のプラス面マイナス面からみても、妥結しないことのマイナスの方が大きい、対米関係を十分考慮する必要がある、対共産圏外交推進のためにも先ず対韓関係を処理するべき」であると述べ、日韓会談を妥結させるという方向へ踏み切った⁷²。

(1) 第1回「大平・金」会談 (62.10.20)

第2次政治会談における、金鍾泌の交渉相手は大平外相となった。大平と金との政治会談は2回行われるが、まず第1回目の会談は1962年10月20日午後、外務省大臣応接室において約2時間半にかけて行われた。請求権および経済協力問題に関して、大平とアジア局は以下の案をまとめ、金に提示した。

- ・無償金額：2億5千万

(韓国の焦付債権4,573万ドルは無償とは別の問題として支払ってもらう)

支払方法：日本の資本財および役務の供与

支払期間：2,500万ドルずつ10年間均等払い

(年2,500万ドルは現在日本が支払っている賠償において年額最高フィリピンと同額)

- ・長期低利借款：日本側は触れずに、韓国側が取り上げた場合には、無償の増額につながるので慎重に対応
- ・調印から批准までの段取り：本年度中調印、明年1月中完了⁷³

ここで、韓国への無償援助額は2.5億ドルまで伸びていた。この案をめぐる大平

資金が調達できる見通しが立てば、これに切り換えるであろうと期待している」と述べた。また、技術援助などに関しては、「英国が技術訓練援助を行っているが、かつて、米国へ留学した韓国人青年の85%そのまま米国に永住し、本国の経済建設に役立っていないことから、英国は韓国人青年が研修後帰国することに工夫している」という事情も紹介した。

⁷²「池田総理・大平大臣話し合い結果」1962年10月15日、外務省文書、9506-588-1824。

⁷³アジア局「10月20日の大平大臣・金鍾泌部長会談における大平大臣の発言要旨(案)」1962年10月15日、9506-588-1824。

と金2人の発言要旨は次のようである⁷⁴。

大平：過去の歴史等に基づいて細かく請求権の内容を議論しても意味がなく、韓国の独立に対する祝い金及び旧宗主国の新独立国に対する経済自立のための協力という意味で提供する。米国側より3億ドルという数字を聞いている。またフィリピンに対する年間支払2,500万ドルを上回るような支払は、他国から賠償再検討の要求を起す危険がある。国民感情や年間支払を考慮に入れる必要がある。

金：米国が3億ドルを言ったのは事実であるが韓国はこれに同意できない。韓国としては当初の18億ドルから漸次6億ドルまで下げるのに非常に苦勞した。これ以上下げられない。3億プラスアルファの上に経済協力基金でも活用してできるだけ6億の数字に近づけるようにしてもらいたい。また、フィリピンと韓国は立場が根本的に異なる。韓国に12年支払いは長すぎる。半分以下の短期間を希望する。

大平：長期低利の金額（借款）を融通して全体の数字が大きくなれば、無償3億を下回っても大丈夫か。

金：それは困る。

金は、無償3億ドル以上と経済協力基金を合計して6億ドルに近い金額を要求したが、大平との具体的な話の進展がなかった。

(2) 「池田・金」会談 (62. 10. 22)

10月20日の「大平・金」会談においては、「金額」をはじめ様々な懸案に対する具体的な決着が見られず、同22日、総理官邸において池田首相と金の会談が開かれた。池田と金の発言要旨は次のようである。

池田：在韓日本財産がすべて没収されたとする命令33号は国際先例もない非条理なものであるが、過去のことをいわず独立のお祝いとして援助を出すから、韓国側もあっさりを受け取るという形にしたい。もともとこの金はそろばんづくの話ではなく、

⁷⁴「大平大臣・金鐘泌韓国中央情報部長会談記録要旨」1962年10月20日、外務省文書、9506-588-1824。

気持ちの問題である。

金：具体的な金額を明示してほしい。

池田：元来、法的根拠のあるものに限るとの考え方であるから、どんなにあまく計算しても1億5千万ドルが精々である。

金：50億ドルの輸出国たる日本として少額過ぎる。

池田：日本の輸入ユーザンスやその他の債務を差し引くと3.4億ドルにすぎないから、1.5億ドルでも歴大である。しかし、この金額に対する外相の考えや内外世論の動向も考慮に入れると、これが絶対的に最後の数字ではない。

金：政府間長期低利借款についての見解を伺いたい。

池田：これこそがもっとも適当な援助方式である。ただでもらった金はとかく浪費しやすい。借金をして国を富ました上でその借金を返済する時の喜びを知るべきである。日本には輸出入銀行があるから、政府間借款というよりも輸銀による融資という形になる。なお、独立に対する祝い金として借款を与えた国際先例はあるが、無償援助を与えた例はアルジェリア以外にはない。

金は、池田との会談からも何の成果を挙げられず、米国よりの帰途再び訪日することとし、10月22日夜米国に向った。

(3) 第2回「大平・金」会談 (62. 11. 12)

金鍾泌は、訪米中ラスク国務長官との会談において、「韓国は総額6億ドルに固執し、この総額の中には賠償が含まれているということが韓国民の明瞭な認識であるが、賠償という表現にはこだわらない」と述べた上で、第1回会談で大平が提示している条件は不十分であり、総額を6億ドルにするよう、米国の協力を求めた。ラスクと金の会談要旨は、駐日米大使館を通じて外務省へ伝わっていた⁷⁵。

金は、訪米後の帰途11月10日に再び来日したが、その頃、池田はヨーロッパ訪問のため日本にいなかった。この会談は、大平単独で金との折衝を行うことになった。12日午後、金は、3時間半にわたり大平外相と会談を行った。無償援助金額

⁷⁵北東アジア課「ラスク国務長官・金韓国中央情報部長会談内容に関する米側よりの通報」1962年11月7日、外務省文書、2006-588-1823。

に関して、大平は2.5億ドルを、金は3.5億ドルを主張し、両者間ではまだ1億ドルの開きがあった。だが、両氏は、事後的に各自池田首相および朴議長を説得することとし、3億ドルに接点を探り、無償援助3億ドルを含めて以下の内容に合意したメモを交換した⁷⁶。

- ①無償供与3億、年間3,000万ドルずつ10年間支払い
- ②有償借款2億ドル、10年間供与、利率3.5パーセント、7年据置その後13年間で返済
- ③民間借款1億ドル以上

このメモの内容を見ると、従来の日本と韓国の主張が次のように変化していた。金は、請求権という名目を完全に排除する代わりに総額6億ドルという数字を導き出した。総額の面からすると、第1回会談と比して大平が多いに譲歩したものであった。大平は、請求権名目を使わないことで、合計6億ドルを主張する金の要請を受け入れたのである。

一方、民間借款という第3の項目がここで登場したことは、注目すべきである。商業ベースで行われる民間借款をあえてこれに含め、韓国側は数字上の6億ドルの

⁷⁶大平はこの紙を当分の間身につけていたが、このメモはその後北東アジア課に保管された。大平は、それまでに、このメモを外務省の何人にも見せていなかったと述べた。そして、同年12月に大野自民党副総裁と同行訪韓した伊関は、このメモの存在を韓国側で確認し、12月14日になって、請求権の金額に関する第2回大平・金会談の内容がはっきりしたと語った。だが、アジア局長として日韓間の公式、非公式交渉に深く関わっていた伊関が、「大平・金」メモの内容を当初から共有していたことは想像に難くない。一方、大平は、1963年2月2日の衆議院予算委員会で、その合意文書ないしメモの存在をたずねられた際、「金との間に合意文書やメモランダムを交換した覚えがない。先方がどのようなメモをとったのか知らない」と述べ、「大平・金」了解メモの存在を徹底して否定した。こうした、大平及び日本政府内の一部の態度は、日韓両国において非常に敏感な問題であり、戦後20年も近く停滞していた日韓間請求権問題が、「大平・金」会談という非公式かつ非常に政治的な話合いによって決定された、という政治的批判や波紋を呼び起こすことを憂慮したためだと考えられる。「IX 日韓会談予備交渉—請求権処理大綱の決定と漁業問題の進展 3. 大平外務大臣・金鍾泌中央情報部長会談」外務省文書、2006-588-1882、134-135枚目。

目標を達成した。しかし、後術するが、日本は国内において、この民間借款を請求権問題解決の金額に含まず、あくまで総額5億ドルとして説明をしていた。

ともかく、伊関アジア局長は、「大平大臣が総理の了解なしにあの数字を出したことは大胆である」としつつ、これによってようやく日韓間請求権問題に対する「腹を決めた」と評価した⁷⁷。後に大平は金について、「韓国で大きな論争となっている本交渉に臨む金の態度は、政治的勇気のある立派なものであった」と評価し、金との会談における自らの大胆な決断には悔いを残さなかった⁷⁸。

しかし、大蔵省は、「大平・金」合意に憂慮を表明した。同省は、「現在、外務省は、日韓請求権の処理について無償供与プラス有償援助を韓国に与えることにより、請求権の相互放棄を行う考えであるが、韓国が多大の経済的利益を得るのであるから一切の請求権を放棄するのは当然であり、日本側には各種の問題が残っている」と説いた。そして、無償供与もさることながら長期低利の有償援助にしる、同合意は一般会計の負担となる。韓国に多額の長期低利借款を与える場合は、他のアジア諸国特に賠償協定などで経済協力を規程している賠償国から、同種の要求を刺激するおそれがある、という見解を述べた⁷⁹。

⁷⁷「IX 日韓会談予備交渉—請求権処理大綱の決定と漁業問題の進展 3. 大平外務大臣・金鍾泌中央情報部長会談」外務省文書、2006-588-1882、126-137枚目。

⁷⁸大平は、後に「日韓交渉の回顧」の中で金鍾泌の印象について以下のように述べている。「37～8歳の若さで日本語がすばらしく上手であり頭のきれいな人だが、その上に一番大事な勇気をもっていた。私にとって対韓交渉は外務省のたくさんある仕事の一つであり、時々お相手をしている程度であったのだが、韓国にとって対日交渉は韓国政府の命運をかけた大きなissueであったと思う。だからこの問題の取り組み方が、こちらが10分の1だとすれば、彼は10分9位のウエイトを持っていたと思う。それに当時学生が日韓会談反対に気負い立っていたし、下手なことをすると政治生命のみならず、生理的生命にまでかかわったと思う。そういう火中の栗を拾うようなきわどい立場にあって、金鍾泌氏の態度は従容として立派だった。邪念を去って相手の立場、自分の国の立場を考え、公正で常識的な解決を模索している態度が私には受け取れた」。「IX 日韓会談予備交渉—請求権処理大綱の決定と漁業問題の進展 3. 大平外務大臣・金鍾泌中央情報部長会談」外務省文書、2006-588-1882、78-79枚目。

⁷⁹理財局「日韓の請求権の処理について」1962年12月5日、外務省文書、2006-588-1775。

ところが、問題は、「大平・金」合意に対する池田首相の反応であった。「大平・金」合意の内容が、10月の会談時より大きく異なっており、なおさら、これが池田首相不在中に行われたことから、外務省がその成り行きを懸念するのは当然であった。

「大平・金」了解直後の11月25日に、ヨーロッパ訪問から帰国した池田首相は、大平の合意にすぐには了解しなかった。池田は、支払い条件、円資金の調達、焦付き債権の取扱いなどについての再検討を指示し、承認を留保した。

大平が、池田を説得するのにかなり苦心したことは、当時の黒田北東アジア課長や安川官房総務参事官などによって証言されている。池田は大平に対し、韓国との交渉に際して大平が甘い態度をとったことと、こうした結果になったことに激怒したようである。

これに対し大平は、この金額はむしろ「安いもん」であり、「もっと先に行けばもっと余計になるので、このあたりで手を打つ」と、池田を説得したという。その後、池田に対する説得は、大平のみならず大野自民党副総裁も加え、1962年12月に池田は最終的に「大平・金」了解を承認した。大平は、「総理は、よくやったなんてほめてくれず、終始不機嫌で最終的には渋々OKしてくれた」と述懐している⁸⁰。

大平と金の間で合意された内容は、「請求権問題の解決方法に関する大平外務大臣の金鍾泌部長あて書簡」という、正式な書簡としてまとめられ、12月18日の予備交渉第19回会合において杉代表より斐代表に渡された。

- ①無償経済援助：総額を3億ドルとし、毎年3,000万ドルずつ10年間にわたり生産物および役務により供与する。
- ②対韓債権（4,573万ドル）の償還：韓国側はこの金額を3年間に均等償還する。
- ③有償経済協力（政府の関与する部分）：総額2億ドルの長期低利借款を10年間にわたり供与する。
- ④純粹の民間借款：民間ベースによる適当なプロジェクトを対象とし、金額、条件等

⁸⁰「IX 日韓会談予備交渉—請求権処理大綱の決定と漁業問題の進展 3. 大平外務大臣・金鍾泌中央情報部長会談」外務省文書、2006-588-1882。

はすべて民間の話し合いの結果に委ねる。

ところが、「無償援助3億ドル、有償経済協力2億ドル、民間借款1億ドル以上」すなわち「3+2+1」で総額6億ドルと合意した「大平・金メモ」と、この書簡の内容は若干のずれがみられる。すなわち、この文書には、対韓焦付き債権の3年以内返済という義務条項が加えられているが、「大平・金」合意の第3項目である民間借款の最低線の1億ドルの数字がここでは見られない⁸¹。

その後、焦付き債権の処理や、有償借款の条件など経済協力に関する細かい議論は、「大平・金」合意後の課題として残される。さらに、「大平・金」会談直後、日韓両側代表団の会合において、日本側は「経済協力のための無償供与を行いその結果として請求権が解決」し、「日韓両国は、以上の措置によ、日韓両国及び両国民間の請求権問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認する」と主張した。だが、これはまた、請求権問題解決についての字句解釈をめぐる、日韓間の新たな論争の種となる⁸²。

「大平・金」合意は、請求権および経済協力問題に関する日韓間の最終的な決着とならず、むしろ、経済協力方式による請求権交渉の具体的な議論の出発線となった。ただし、同合意が、請求権の名目を排除し、「無償、有償、民間借款」という具体的な妥結方式を決定したことは、日韓間請求権問題交渉における大きな転換点となった。

結語 「大平・金」メモと当初の外務省案との連続性

池田政権は、韓国の張政権と朴政権を相手に日韓会談を行った。だが、池田の対韓認識および対韓交渉態度は、韓国の政権交代と関係なく消極的であった。

池田は、政権基盤が不安定だった第一次内閣の時期における張政権との交渉よ

⁸¹外務省アジア局北東アジア課「日韓会談重要資料集(3)―請求権問題の解決方法に関する大平外務大臣の金鐘泌部長あて書簡―」1963年10月1日、外務省文書、2006-588-527、14-15枚目。

⁸²北東アジア課「日韓予備交渉第16回会合記録」1962年11月22日、外務省文書、2006-588-651。

り、政権が安定する頃に始まった朴政権との交渉に対して、より厳しい態度を示す。軍事政権であった朴政権との交渉妥結に疑念と躊躇があったことも否定できない。これに加え、数字に精通していた池田にとっては、細かい議論を後回しにして、政治的決断で思い切った金額を提示することに抵抗があったことも確かである。

池田の考え方は、大蔵省のそれに傾斜し、つねに外務省の対韓政策方針および対韓交渉態度とは距離を置いていた。だが、池田内閣後半に登場した大平外相は、外務省の対韓交渉案を積極的に後押した。そして、外務省の対韓政策構想案を基本として、韓国軍事政権の第二人者である金鍾泌との非公式政治折衝を通じて、日韓間請求権問題妥結のための基本的な枠組みを仕上げる。

「大平・金」合意に至るまで、韓国の朴軍事政権と日本の池田政権は、米国側の仲介を適宜受けながら、請求権の名目や金額をめぐり、複雑かつ熾烈な駆け引きを展開した。そして、「無償3+有償2+民間1」の経済協力方式に合意する。この時期における、日韓両側の主張の変化をまとめると、以下のようになる。

表5-1 日韓両国の主張の変化過程（1961.5.16～62.11.12）（金額単位：億米ドル）

韓国側主張の変化		日本側主張の変化	
名目	金額	名目	金額
請求権のみ ※財産請求権問題と経済協力問題は別個の性格	8-12	法律的根拠のある個人債務を中心とした純請求権	0.7
請求権&請求権に近い無償援助	6	実質的請求権としての無償援助	2
無償援助&有償経済協力（3+3）	6	無償援助&有償借款（1.5+1.5）	3
請求権名目の放棄 無償援助&有償借款&民間借款（3+2+1）	6	請求権名目の放棄 無償援助&有償借款&民間借款（3+2+1）	6

※筆者作成

大平と金は、日本と韓国が経済協力方式によって請求権問題を解決し、その対価として日本は韓国に「無償援助3億ドル、有償借款2億ドル、商業ベースの民間借款1億ドル以上」を支払うことに合意した。

韓国は、請求権の名目を放棄する代わりに、総額6億ドル以上を確保するが、韓国にとってこの金額は、国内の世論を説得する最低限度のものであった。他方、日本は、請求権の名目ではない形で6億ドル以上を認めつつ、韓国の対日請求権を実質的放棄に導いた。

この結果は、1950年代初期の外務省の対韓交渉案である「法理論の棚上げ」と「相互放棄プラスアルファ案」と酷似している。また、会談第2次中断期に、日本が対韓請求権主張を撤回する際に、外務省が、日本政府内で対韓請求権主張撤回の代価として韓国の対日請求権放棄を要求し、実質的相互放棄に導くと言明したことが、この「大平・金」合意の過程で貫かれていたことが判る。さらに、韓国に対する経済協力を、対日請求権を放棄させるための「誘い水」にするという、日本の思惑が実現されたのである。

第6章

請求権問題の最終妥結までの日本政府内の政治過程

——「大平・金」合意以降の請求権交渉、1963～65年——

日本と韓国は、1962年11月の「大平・金」合意により、請求権および経済協力問題に関する大枠を歩み寄ったにもかかわらず、これが65年6月に最終的に妥結、同12月に批准されるまで、約3年の月日を要した。その最大の要因は、「大平・金」合意で明示された請求権および経済協力の総額6億ドルに対する韓国側の不満と、その背景にある韓国国内情勢の不安がある。

1962年12月27日、韓国軍事政権の朴正熙議長は記者会見を開き、請求権問題に関して「無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款1億ドル以上、総額6億ドル」の条件で、日本側と最終的な合意をみたと発表した。これに対し、韓国内の有力な新聞および各界人士は、一斉に批判と憂慮を表明した。主として、請求額が少額になったことや、漁業問題に対する譲歩を非難するものであった¹。

韓国は、日本に対し経済協力資金の増額を打診するが、池田政権はこうした韓国側の要求を受け入れず、その後の交渉の進展は芳しくなかった。再び停滞した日韓会談が急速に進展するのは、日本の政権交代により1964年11月に成立した佐藤政権の下である。佐藤政権と63年12月に民政移管に成功した韓国朴政権は、日韓会談を妥結させ、それぞれ国内の反対を押し切り国会批准を得る。

その際、請求権問題は、「椎名・李」外相会談を通じて、従来の「大平・金」合意そのものに対する取り直しではないということを前提に、請求権総額の2億ドル増額に合意される。すなわち、1962年11月12日の「大平・金」合意における請求権金額「無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款1億ドル以上」が、「椎名・李」外相会談を通じて65年3月24日に、「無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款3億ドル」として最終的に決着するのである。これで、日韓国交正常化交渉における最

¹アジア局北東アジア課「1962年12月27日に行なわれた朴正熙議長の記者会見談のうち日韓関係に関する部分について」1963年1月10日、外務省文書、2006-588-775。

大の障害は解決した。

本章では、1962年11月12日の「大平・金」合意以降の日韓間請求権交渉に焦点を当てる。その後の「増額の過程」において、日本政府内の議論はいかなるものであったのか。すなわち、韓国は2億ドルの増額を通じて、総額8億ドルという数字を確保することに成功したが、日本にとっての2億ドルの増額はいかなる意味を有していたのかを明らかにする。日本政府内の動向を分析するにあたって、当時の韓国国内政治と日本国内政治の様子、米国のかかわり方を立体的に解明する。

第1節 日韓経済協力に対する日本の展望

1. 外務省対韓使節団の認識

1962年11月、「大平・金」合意により、日韓間請求権問題および経済協力方式に関する具体的な枠が決定した。その後、外務省は、日韓経済協力をいかなるものとすべきかを検討するため、63年1月11日から、経済協力局、アジア局、条約局など、外務省内の関係部局の事務官僚を次々と対韓視察団として派遣した。

沢木正男経済協力局経済協力課長一行は16日まで韓国に滞在し、韓国の経済状況を把握することに注力した。同使節団の主な訪問先は3カ所であった。

まず、米国大使館、イタリア大使館、ドイツ大使館など在外外国公館である。これは、駐韓日本代表部が設置されていない状況で、韓国情勢に関する情報源の一つとなった駐韓米大使館との協力を今後も確固たるものにするためである。また、当時、対韓経済協力を実施していたイタリアやドイツから助言を得、援助の状況を把握することは、日本による今後の援助を構想する上で重要な参考となるためでもあった。

次に、韓国銀行、経済人協会、貿易協会などの経済関係組織である。すでに民間の商業レベルでは経済交流があるだけに、日韓経済協力に対する韓国経済界の関心は非常に高まっていた。こうした経済界との交流を深め、今後の可能性を探ることは当然の手順である。

最後に、蔚山、仁川などの工業地区である。韓国の経済状況の実態を把握するために、こうした現地訪問は極めて重要であった。

同使節団の帰国後の出張報告の中で、韓国の経済状況および今後の日韓経済関

係に対する沢木経済協力課長の所見は肯定的だった。沢木は、「韓国の長期経済計画は日本の有償、無償供与を期待せずして組立てられ」ているが、長期的には米国の対韓援助が借款に切りかえられつつあり、その余白を日本の請求権支払が埋めることになるとした。

また、「韓国の経済が自立する方向がおぼろげに見えてきた」ことから、かつての韓国における日本の経済的再支配への恐怖心は薄くなり、「この辺で日本経済に門戸を開放しても良いのではないか」という雰囲気醸成されてきていると見た。さらに、韓国人の対日感情は良好であり、むしろ諸外国ではたまに起こっている日本人と現地人とのトラブルが、韓国に駐在している日本人には起こっていないと報告している²。

小宮参事官も、韓国に対する日本の経済協力を急ぐことが日本の利益にも合致するという見解を示した。そして、韓国の経済人を日本経済の視察のため招待することを提案した。その理由として、小宮は、日韓国交正常化が遅れて日本の経済的進出が遅れている間に、工場の機械施設などに米国や西独製の進出が著しい。韓国の長期経済計画の進展に伴い速やかに韓国人の眼を日本に向ける必要がある、と述べた。加えて、現在、韓国は軍事政権の強力な統制経済下にあるので、この機会なら日韓間の経済協力に効果が期待できるという旨も述べた。

また、小宮は、経済企画院の局長と課長クラスなど、現在韓国政府内の権限のある官僚はすべて大卒10年以内程度の若手であるが、これらの人々は大卒後米国や英国などに留学し新経済理論を身につけた人々で、日本の実情を知る人は少ない点を指摘した。この点で、朴議長の認識とともに、現在韓国内における、日本経済への再植民地化を恐れる気持ちが薄れてきたと語った³。

前田利一アジア局北東アジア課長一行は、沢木経済協力課長一行との訪韓日程とずらして、同1月19日まで韓国に滞在した。経済協力課一行が、経済協力の視点から今後の見込みを予想したことに比して、北東アジア課の認識は、異なる視点

²経済協力課長 沢木正男「大韓民国出張報告書」1963年1月19日、外務省文書、2006-588-295。

³経済協力課長「日韓経済協力関係促進に関する件」1963年1月17日、外務省文書、2006-588-1886。

で韓国の政治情勢を分析した。

前田は、現在の韓国内の政治情勢は、すべてが与党ペースであり、野党組織が劣勢であることを憂慮した。この点、沢木は、韓国の朴政権が日韓経済協力を強力に推進するための十分条件であると評価していたことに対し、前田は、むしろ韓国の野党勢力が政治的劣勢を挽回するため、日韓会談妥結を政府および与党を攻撃批判する材料の一つとして挙げていると指摘した。

また、前田は、韓国民の一般的な空気は、日韓会談を今後の与野党間の争点とはしたくないというようにはみえるが、漁業問題に対する韓国内の圧力は相当深刻であると述べた。彼は、崔韓国外務部長官が「請求権問題は過去の問題であり、漁業は将来の問題であるから両者は別個である」と線を引き、「請求権問題で結論が出たから漁業問題で韓国が譲るべきだ」という日本の議論は本来ありえない」と述べたことは、上述の韓国国民および韓国政府の基本的な考え方を端的に示しているとした。ただし、前田は、韓国の政情に不安点があり、漁業問題との関連も意識せざるを得ないが、概して日韓経済協力の展望は楽観した⁴。

対韓視察団の分析を踏まえ、外務省は、日韓間経済協力に関する省内の事務的検討を進めた。特に、経済協力課は、民間ベースの商業借款による通常の借款は、日韓国交正常化前でも実施可能とした。さらに、商業借款を、将来政府ベースの無償・有償供与に振り替えることを提案し、対韓経済協力を積極的に後押した。

外務省は、「諸外国の対韓進出状況に鑑み、対韓経済協力は早期に実施することが望ましい」という、省内の対韓積極論を受け入れた。そして、「日韓国交回復以前においても民間業者より申請がある場合には、対韓プラント輸出に伴う業者間の延払信用供与を認める」という案にまとめ、大平外相の了解も得ていた⁵。

2. 慎重論の中の実務討議

しかし、こうした外務省の構想に対し、大蔵省と通産省は歯止めをかけた。大

⁴北東アジア課「前田北東アジア課長韓国出張報告」1963年1月21日、外務省文書、2006-588-296。

⁵条件としては、①支払い保証は韓国銀行のL/Cを取得すれば足りることとする。②輸出代金保険の付保を認める。③延払条件についてはケース・バイ・ケースに審査の上決定する、という具体的な案を提示した。

蔵省は、国交回復前においても民間業者間の延払信用供与を認めることには了解したが、問題はその時期であるとした。すなわち、日韓交渉が請求権問題のみならず、漁業問題その他全ての問題について妥結し、国交回復の見通しが得られる時点でなければならないとした。

また、大蔵省は、現在民間業者間で話を進めることは自由であるが、その許可は現状では難しいこと、外務省が提案した「商業借款を、将来政府ベースの無償・有償供与に振り替える」ことは認められない旨を主張した。さらに、韓国内において受入体制に関する対日差別があると指摘し、その撤廃を当然前提とすると言明した。

通産省側も、交渉の見通しというのは、政治的判断にかかわるので、関係省の大臣レベルで合意がなければ、事務レベルで本件を積極的に採り上げ検討することは出来ないとし、現在は、経済協力を早急に進める時期ではないという大蔵省の考え方に同意した。

だが、外務省は、対韓経済協力を効果的に実施するために、できる限り早い時期に韓国へ進出し、政治的判断は別にして、少なくとも技術的問題点の整理検討を促進する必要があるとした。大蔵省は、日韓交渉の妥結が不調となった場合その責任を問われることを避けるべく、一応、外務省の提案を認める方向に省議を転換した⁶。

同年4月には、小木曾本雄外務省条約局法規課長が韓国へ赴いた。同氏は韓国出張の目的を「韓国政情などの把握のためではなく、韓国の実情を認識するためいわば土地勘得のため」とした上で、韓国人の対日態度を分析した。同氏は、韓国人の対日感情が良好となったとする沢木の見方とは少し異なった。すなわち、「個人的な相手方のホスピタリティを親日的感情と誤解したり、短期滞在で得られた知識を基礎的なものとして誤解したり、市街における商品の陳列状況により経済状況を判断したり、通常外国人が接する運転手やボーイ等の言動を民衆の声であるかのごとく考えること」は危険であると指摘した⁷。

⁶経済協力局経済協力課「対韓民間経済協力の推進につき関係各省の協議に関する件」1963年1月28日、外務省文書、2006-588-1888。

⁷小木曾は、「韓国人が日本支配および新独立国という特別のコンプレックスをも

ただし、小木曾は、日韓協定は単にそれ自体が目的ではなく、将来両国間の特別な関係をいかにもって行くかの問題であるとした。そして、日韓協定締結を単なる戦後処理としてではなく、日本が韓国に対してどの程度の責任をもって行くかについて、常に検討して進めるべきであると述べた。また、日韓間の関係が緊密になればなるほど、「相互の内政への影響力の強さが外の国の場合とは比較にならない」と述べ、日韓関係回復を慎重ではあるが肯定的に評価した⁸。

外務省対韓視察団の下見作業がある程度終了した1963年2月頃から、日韓会談代表団の間では、日韓経済協力に関する専門家会合が本格的に始まった。日本側からは、経済協力に関係している部局が多く参加した。外務省経済協力局から関連4課、大蔵省為替局から関連2課、通産省経済協力部から関連3課、経済企画庁の経済協力課が参加した。特に、有償借款などと関連するため、金融問題に関しては大蔵省、輸出入ライセンスに関しては通産省が、経済関係基金関係に関しては経企庁が管轄部局として参加した。

日本側は、政府内の関連省庁から専門分野の官僚が多く出席したことに対し、韓国側からは4人の出席に留まり、専門的な協議に当たる上で大きな限界を抱えていた。

第1回会合の際に、日本側は韓国側に対し、請求権を離れた経済協力実施について協議し、「日本が提供する経済協力を韓国は有効に使用する」ことを求めた。請求権問題を排除するとともに、日本が韓国に対して経済協力の恩恵を与えているような態度で議論を進めた。そのため、日韓の間ではまず、経済協力や請求権の用語をめぐる論争があった。

韓国側は、「経済協力に関する会議」ではなく「請求権及び経済協力」とすることを主張した。しかし、日本側は、日韓の国交正常化に伴う経済協力に関する

っていることは当然理解できる。韓国人一般は、そのような強いコンプレックスが内在し、それがなんらかの契機によって反日感情に転化する可能性が認められる。例えば、韓国の高い教育熱は日本統治時代に朝鮮人の教育が制限されていたことに対する反発である」と述べ、韓国人の対日認識の裏顔を厳しく見抜いていた。

⁸北東アジア課「小木曾課長韓国視察報告に関する件」1963年4月13日、外務省文書、2006-588-298。

協議であるので、請求権を言うことはできないとした。そして、日韓別々の名称を用いるか、それとも双方共に名前をつけないかということ議論した上で、日本側は経済協力に関する専門家会合とし、韓国側は請求権と経済協力に関する専門家会合とすることで一応合意した⁹。

本節で見たように、外務省官僚を中心に派遣された対韓使節団は、「今後漁業問題と請求権問題をいかに関連させて解決するのか」は問題であるが、概して、民間部門からでも対韓経済協力を早期に実現すること、これは国交正常化前にも可能とすること、諸外国の対韓進出に日本が後れを取ることは長期的に日本に不利であること、という認識で一致にしていた。政府内では、こうした外務省の急進的な進め方に慎重に対処する動きはあったが、経済協力の実施に関する技術的討議は本格的に開始した。

第2節 「大平・金」合意以降の会談の停滞

1. 韓国の政情不安と金鍾泌の政界追放

1962年12月27日、韓国の朴議長は「最高委員全員が軍服を脱いで民政に参加する」旨を明らかにし、腹心の金鍾泌中央情報部長を予備役に編入させ、革命政権の理念を継承する新党・民主共和党の結成に当たらせることとした。ところが、これに対する野党側の強い反対のみならず、軍事政権内部にも権力の第二人者としての金の独走を警戒し派閥争いが生じた。63年1月、軍事政権内の反主流派の実力者である金東河最高会議国防外交委員長が辞任を発表し、その代わり、主流派の金鍾泌に一切の公職から引退することを迫った。

金鍾泌は、こうした反対派の政治攻勢にもかかわらず、1963年2月2日に民主共和党創党準備委員長に選出され、彼の政治的実力を証明した。これに合わせて朴議長は、同18日に民政移管の条件として9項目を発表し、これが守られるのであれば自分は民政へ参加しないと明言し、朴・金体制に対する国内の不満を収拾しようとした。だが、2月19日、韓国各軍の参謀総長が一斉に、金鍾泌を要職より退けるよう要求し、軍内部の反金感情は急速に広がった。これに危機感を覚えた朴は、

⁹ 「日韓経済協力に関する専門家会合記録 第1回」1963年2月13日、外務省文書、2006-588-1163。

同20日に金の政界引退を発表、金は23日には外遊するに至った。

金の思わぬ政界退陣を前にして、朴議長は軍政の失敗を認めるとともに、民政移管の際には大統領選挙に立候補しないことを公約した。だが、翌3月に、政権の非主流派によるクーデター計画が発覚し、現役軍人と民間人が多数逮捕された。この直後、朴は民政移管の公約を撤回し、軍政をさらに4年間延長することを発表した。そして、「非常事態収拾臨時措置法」を公布し、一切の政治活動、集会、デモ、政治論文の発表を禁止した。

この突然の軍政延長声明は内外に大きな衝撃を与えた。米国政府は、3月25日の国務省声明で軍政延長への反対を表明し、ケネディ米大統領も記者会見で民政復帰を要望した。韓国内では、諸政党、言論界、学生の激しい反発を呼び、各地で反対デモが相次ぐなど、韓国の政情は極めて緊迫した事態となった¹⁰。

「大平・金」合意以降、日韓会談早期妥結に対する期待が高まっていたにもかかわらず、韓国の政情不安のため日韓会談は再び停滞せざるを得なくなった。日本は、この事態を的確に把握するため、韓国の政情に対する米国側の立場を尋ねた。

朝海駐米日本大使によれば、まず、米国政府内にも国務省と駐韓大使館の間で、韓国問題に対する異見が存在するということであった。要するに、国務省は「朴・金ライン」を一応バックアップすることにより、韓国の政治経済の安定を図る政策を維持しようとする態度であった。これに対し、バーガー駐韓米大使は「反朴・反金」派を支持している、との情報であった¹¹。

駐日米大使館のエマソン公使は、米国が金鐘泌を政界引退に追い込んだという情報を否定した。そして、「韓国軍の高位関係者が朴議長に面会し、軍は朴が大統領選挙に立候補するかしないかいずれの決定でも支持するが、金鐘泌は絶対に切ることを強く主張言明した」もので、韓国の政情に米国はかかわっていないと述べた。

¹⁰参議院外務委員会調査室『日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料 二、交渉の経緯 (八)第六次会談』1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

¹¹(電信写)在米朝海大使宛、大平大臣発「韓国政情に関する米側見解照会の件」1963年2月20日、外務省文書、2006-588-1819。

エマソンは、金が与党内で、党の機構問題についても人事についても全然反対派に妥協せず無条件降伏を強いたため、反対派が金の強力な敵にまわり、こうした金の不人気は朴議長にとっても政治的負担になっていたと説明した。その上、もし朴が1年半ばに金を切っておれば、大統領立候補を取りやめる必要がなかったであろうと語った。

これに対し、外務省は、仮に朴が引退した場合、真に民政移管が充実かつ円滑に実現されるのか、その中心となる政治勢力は何かについて、危惧を抱いた。特に、「大平・金」合意を引き出し、日韓会談早期妥結に強力なリーダーシップを発揮することを期待していた金鍾泌の政界引退および外遊は、日韓会談妥結の気運に水を差すものであると認識した¹²。

アジア局としても、「大平・金」合意を導き出した実力者である金が、同合意直後に政界を引退したことは、予想外の衝撃的な出来事であった。そして、金の外遊後、朴の相談相手は誰になるのか、民政移管はいかに展開されるのかによって、今後の日韓会談が大きく影響されることは必至であると懸念した。こうした日本の懸念を払拭するため、イエーガー国務省東アジア局長は同4月東京訪問の際に、1962年10月30日から伊関の後任としてアジア局長に就任した、後宮虎朗アジア局長のもとを訪ね、韓国問題に関する意見を交わした。

イエーガーは、朴軍事政権と金の存在にこだわらない態度を明瞭に示し、韓国軍事政権内にはまだ金鍾泌派の要素が残っているのに、日本が金の存在を意識しすぎて、会談の進展が見られないのは残念であるとした。同氏は、「米国は韓国において自ら現実に大きな犠牲を払った事実もあり、国連等との関係において米国は韓国で特別の責務を貫いているので、韓国を他の軍事政権の国とは違って考えざるを得ないわけ」であると説いた上で、米国として大切なのは、韓国に安定した政府を作ることであると述べた。そして、韓国の民政移管の際に誰が大統領になるか、またそれがどの程度に国民の支持を受けるかによって、朴・金体制でなくても日韓会談は妥結できると語った。

後宮は、「米国は、タイ、パキスタンの場合とは異なり、韓国については特に

¹²アジア局長「韓国政情に関する米国大使館エマーソン公使の連絡要旨」1963年3月6日、外務省文書、2006-588-1809。

民政移管を焦りすぎていない」と感じた。しかし、後宮は、大平と金の会談で請求権問題における大筋の合意をみたとみなしていたものが、朴議長と金がいなくなれば日韓会談の妥結が全く不可能になるだろうと懸念した。そして、民政移管など韓国の政情変化をあまり気にせず、朴と金の下で日韓会談を妥結したいという希望を米国側に伝えた¹³。

2. 漁業問題の顕在化

一方、「大平・金」合意以降、漁業問題を請求権問題と関連させることについては、日韓ともに同様の認識であった。本稿でも明らかにしたように、1950年代初期から日韓会談における日本の最大の関心は漁業問題であった。漁業問題は、当初「李ライン撤廃」をめぐる日韓間の対立から始まった。それが日本漁船拿捕および日本人漁民抑留問題を生み出し、さらに同問題は、大村収容所の韓国人強制送還問題や日本人漁夫の相互釈放問題、在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題にまで拡大し、つねに日本の対韓交渉における最大懸案となっていた。

韓国にとっての漁業問題は、請求権問題に関する日本からの譲歩を引き出すための交渉の材料¹⁴、という性格もあったことは否定できない。「大平・金」会談の際にも、こうした韓国側の態度は如実に表れていた。金鍾泌と韓国代表団は、1962年11月11日に行われた記者会見において、韓国の李ライン撤廃の可能性を示唆す

¹³北東アジア課「国務省イェーガー東アジア局長との会談要旨（韓国関係）」1963年4月17日、外務省文書、2006-588-1816。

¹⁴漁業問題は、請求権問題を自国有利に解決するための「交渉の材料」であったという見方は、多くの先行研究においても指摘している。第1世代および第2世代の研究者は、漁業問題の「交渉の材料」としての性格とそれをめぐる日韓間対立を強調し、日韓間漁業交渉を単線的に解明した。これに対し、1次史料に基づいた最近の研究においては、日韓間漁業問題および漁業交渉の過程を多様な視点から紐解くことを試みている。例えば、漁業問題を未来の海洋資源の確保の次元から論じた藤井の研究（2004、2006）と、日韓会談における日韓交渉過程を立体的に解明した趙胤修の研究が挙げられる。中でも、韓国の外交文書に基づき、日韓会談における漁業交渉の展開過程を実証的に考察した研究としては、趙胤修の論文（2008年「日韓漁業の国際政治－海洋秩序の脱植民化と『国益』の調整－」第五章）が優れている。

る一方、その対価として日本が日韓漁業協定などを通じた対韓漁業援助をすることと、請求権問題で大幅な譲歩をすることを求めた。

そして、翌12日に行われた第2次「大平・金」会談において、金は、請求権に関する基本的な合意が行われれば、韓国は漁業会談を迅速に進めると約束した。こうした韓国側の態度は、李ライン撤廃を含めた漁業問題解決において、日本に譲歩する用意があるような印象を与えた（趙胤修、2008：116－123）。

日本も、「大平・金」合意により請求権問題の大枠が定まったと判断し、今後の日韓会談において最も重視する問題を漁業問題に移していた。外務省は、「漁業問題が日韓交渉全体のペース・メーカー」となったとし、漁業問題の解決で合意の目途がつくまでは、日韓間諸懸案の討議には進められないことを韓国側に伝えた。ただし、外務省は、漁業問題が解決せず請求権問題のみを解決する場合の可能性も考え、会談を継続し妥結することを重視していた¹⁵。

こうした外務省にとっての当面の問題は、韓国の政情不安による会談の停滞と、これに対する国会の攻勢であった。1963年2月26日の衆議院本会議では、韓国の政情不安を理由に会談を中止せよという野党の激しい攻撃にさらされた。これに対し、池田首相は「韓国が国交正常化に熱意のある合理的な態度で臨む限り、日本は韓国の政情に関心を持ちながら、信義と誠意を尽くして交渉を継続することが外交にあたるものの責任である」と述べ、会談を中断しない意思を言明した。

続く28日の参議院外務委員会では、大平外相が登壇した。大平は、「日韓間の懸案は韓国の政情如何にかかわらずある。現在予備交渉の場があり、先方が話合おうという態度をとっている限り、これをうけて話合うのがわれわれの任務である」と言明した。3月20日衆議院外務委員会においても大平は、「民政移管の道程における陣痛であるが、いかなる政権に対してもその退陣の瞬間まで最大の敬意をもって付き合いするということである。中断や停止の気持ちは毛頭ない」と答弁した¹⁶。

¹⁵北東アジア課「3月6日の閣議における大臣の発言振り（案）」1964年3月5日、外務省文書、2006-588-1782。

¹⁶「IX 日韓会談予備交渉——請求権処理大綱の決定と漁業問題等の進展 5. 激動する韓国の政局と外務省員の出張滞在」外務省文書、2006-588-1882。

大平は、国務省にも「最近の韓国政情にかんがみ国内各方面には慎重論、静観論が高まりつつあるが、韓国は引き続き会談推進の意思を有し、かつ現実的態度をもって交渉に臨む能力がある限り、少なくとも日本側より韓国政情を理由として会談の中止を申入れるべきではない」と伝えた。ただし、大平は、韓国が会談の実質的推進の意思と能力を有することが証明されるためには、とりあえず、以下の諸点について十分に妥協的態度を示す必要があるとした。

要するに、韓国が、領海を12カイリとするという日本側の提案を受諾すること、請求権問題における借款償還期限、焦付債権の返済期間、船舶問題などに関するさらなる譲歩を要求しないこと、駐韓日本代表部の設置を無条件に認めること、を条件とした¹⁷。

大平は、金溶植外務部長官に対し「社会党や国内の反対はあるが、日本人の大多数は国交正常化自体については賛成である。問題はその内容である。日本人一般の気分としては歴大な在韓私有財産が没収された上に、請求権問題の解決として巨額の経済協力を供与することは理解し得ない」と語った上に、漁業、竹島問題について日本国民の納得する措置が必要であると強調した¹⁸。

池田も、大平と同じ旨を金外務部長官に述べた。「日本の重要関心である漁業問題についてわが国民の十分納得し得る合理的な解決が得られないようでは、国民一般の支持を得る自信がない」ことを強調した。

日本では、池田首相および大平外相により、日韓会談継続の意思が確認されたが、韓国内では、野党を中心に「日本外相と金鐘泌との合意の裏面」に何かあり、これは漁業問題に対する韓国の譲歩である、という批判と攻勢が高まった。そして、韓国野党は、朴政権が日韓会談から手を引き、民政移管することを要求した。

金溶植外務部長官は、外交問題を国内政治問題化しようとすることは遺憾であり、請求権問題について、「大平・金」合意の裏取引は存在しないと反論した。また、「野党の主張は交渉をただちに中断せよという意味となり、韓国と歴史的

¹⁷（電信写）在米朝海大使宛、大平大臣発「日韓会談に対する日本側の基本的態度に関する件」1963年3月9日、外務省文書、2006-588-1819。

¹⁸アジア局長「金溶植外務部長官・大平外相会談要旨」1963年3月26日、外務省文書、2006-588-1717。

にも経済的にも密接な関係を有している、隣国日本との交渉を中断せよということとは理解に苦しむ」と述べ、野党側を批判した。加えて、独島（筆者註：日本名「竹島」）は韓国の領土であってこれに対して譲歩する意思はない、漁業問題について漁業協定の締結の結果がわが漁民の利益にならないのであれば、その時にはわが方の措置をそのまま継続すればよい、と説いた¹⁹。

後宮アジア局長は、斐韓国代表に対し、請求権について3億、2億の数字が明らかになった以上、漁業について12カイリという数字が表面に出ないような協定ではとても話にならないと述べ、韓国が日本の提示した漁業協定案に同意することを促した²⁰。

大平は、ラスク国务長官に対し、日本は漁業問題に関して「12カイリ確保」と「李ライン撤廃」を要求し、その代わりに「韓国に対し漁業協力資金として総額1億7800万ドルを提供」する、という内容で漁業協力案を締結したいと述べた。そして、日本はすでに経済協力として無償3億、有償2億ドルを提供することになっているため、ここからの増額は到底考慮の対象にならないが、通常の民間信用供与の一部としてならば、漁業問題の成り行きを見て考慮できるという立場を、米国を通して韓国側に伝えた²¹。

この際、大平外相は、韓国に対する経済協力資金として、漁業問題と関連して約2億ドルの増額を考慮していたことが判る。すなわち、大平は、漁業協力として総額2億ドルに近い資金を改めて韓国に提供する用意があり、これを、金との間で合意した「無償3億、有償2億、民間借款1億ドル」枠のうち、民間借款部分の増額に充てる可能性を示唆した。興味深いのは、「大平・金」合意であった「3+2+1」が、その後実際に「3+2+3」に変化したことである。

3. 第6次会談の中断

¹⁹アジア局北東アジア課「日韓問題に関する在野政治家の声明とこれに対する外務部長官の声明」1963年5月2日、外務省文書、2006-588-776。

²⁰北東アジア課「日韓予備交渉第48回会合記録」1963年8月22日、外務省文書、2006-588-1168。

²¹「大平・ラスク会談資料（日韓交渉）」1964年1月27日、外務省文書、2006-588-1677。

1963年7月27日に、韓国の朴議長は「非常事態収拾臨時措置法」を廃止し、在野の政治活動の復活を認め、軍政延長も撤回した。そして、同年10月には大統領選挙、11月には国会議員選挙を実施し、12月には民政移管をするという計画を発表した。63年10月15日、大統領選挙に民主共和党から立候補した朴は、民政党の尹候補をわずか15万票の差で破って当選した。

韓国国内の混乱は一応収拾し、朴が大統領に当選したことで日韓会談もようやく軌道に戻った。朴は、日韓会談を年末の民政移管前に妥結したいと希望した。日本政府内では、こうした朴の申し出をめぐる関係各省庁間の会合が開かれた。これに対する意見は大きく二つに分かれた。

一つは、韓国の民政移管後に、韓国国会内の野党側の発言力が増大する見込みであるので、民政移管前の軍事政権の方が会談妥結には容易であるという見解であった。もう一つは、朴が大統領選挙で辛勝したため軍事政権の野党に対する立場は弱まっており、11月の国会議員選挙で与党が勝つまで、軍事政権は漁業問題などに対する思い切った譲歩案を示し得ないので、韓国の国内情勢を見極める必要があるという見解であった。

どちらも、概して、韓国の野党に対する朴の発言力の脆弱性を憂慮するものであった。だがその中で、「日本が軍事政権を相手に、軍政期間中に無理矢理会談を妥結しようとする」という反感を呼ぶような、第一の見解には慎重であった。さらに、もし韓国の国会議員選挙で野党が勝利する場合は、日本の立場は不利になるという懸念が強い上で、日本国内の一部勢力を必要以上に刺激する可能性も指摘された。そして、日本としても衆議院選挙を控えているので、軍事政権との会談妥結には慎重に踏み切ることを要する見解が優勢であった²²。

同年11月26日の韓国国会議員選挙の結果、与党の民主共和党が野党3党の合計議席を大きく引き離して多数の議席を確保した。さらに、この選挙には外遊から帰国した金鍾泌が出馬、当選し、12月1日には民主共和党の議長に就任した。金は、1962年11月12日の大平との非公式討議の後、突如として政界引退に追い込まれた

²²幹部会「現時点において韓国側の要請に応じ法的地位、文化財、請求権等日韓会談の各関係会合を全面的に再開することの可否」1963年10月29日、外務省文書、2006-588-1343。

が、1年後の国会議員選挙を契機に、華やかな政界復帰を果たした。日本は、これにより、韓国政府内で再び「朴・金ライン」が確立されることになったと評価し、日韓会談の進展に対する好影響を期待した。

1963年12月16日に国家再建最高会議が解体され、翌17日には国会が開かれ、新憲法が発効した。朴は第5代大統領に就任し、崔斗善を国務総理とする新内閣が発足した。これによって韓国では2年7ヶ月ぶりに民政が復活した。このような韓国内の動きは日韓会談早期妥結の方向に一層拍車をかけることとなった。

1964年に入り、日韓間交渉の中心は漁業問題の討議となったが、それはあくまで請求権問題および会談妥結を前提としたもので、漁業問題のみの解決は不可能であった。

自民党は、日韓会談妥結を促進することを目指して、韓国国会議員13名（団長1名、与党6名、野党6名）の日本訪問を招請した。しかし、民政党、三民会などの野党側はこの招請を拒否した。日本からの招請は「最終段階という感がある日韓会談と関連があるため」というのが理由であった。韓国の新聞は、こうした野党の立場は理解できるが、むしろ日本の政党人と日韓会談に関する意見を交換することで双方の理解を深めるべきであり、それによって野党が日韓会談の妥結の結果にある種の責任を負うことにはならないとした（『韓国日報』1964年3月6日）。韓国内の世論は、政府の対日接近と日韓会談早期妥結を積極的に後押ししていた。

ところが、李ラインが実質的に撤廃される方向へと進んだことに警戒を強めた韓国の野党は、1964年3月初旬に「対日侮辱外交反対凡国民闘争委員会」を結成し、各地で反対運動を展開した。

3月24日にソウルでは、「日韓会談の即時中止」「平和ライン死守」の大学生デモが起こったのを皮切りに、デモは全国に広がり大規模化する傾向をみせた。3月26日、朴大統領は特別放送で、「政府はあくまで日韓会談を推進し、韓国の主張を貫徹する」という決意を示したが、デモは依然として衰えなかった。それは金鍾泌の「政治的取引」に対する強い反感の形となって表れたものであった。

この際、金は会談交渉のため訪日中であったが、朴は、3月27日に金の帰国を命令し、さらに漁業交渉に当たっている元容奭農林部長へも帰国措置が取られた。急速に妥結に近づいた日韓会談は、4月6日の農相会談を最後に一時中断が表明さ

れた²³。

駐日米大使館側は外務省に対し、最近の韓国内の学生デモに関する状況を伝えた。そして、この騒動の背景を次のように指摘した。まず、学生達の行動は、韓国国民の間に広く持たれていた、日本による再支配の可能性への恐れを反映している。また、日韓交渉の内容に関する不安と、交渉のやり方に関する不満を明らかにしたものである。さらに、デモは、韓国政府に対する一般的不信感を表明したものであるが、朴大統領自身に対する不信感ではなく、金鍾泌と日韓交渉における彼の役割に対する深い不信であると述べた。

米大使館側は、続けて、韓国内の学生デモ発生の契機は野党側による煽動であるが、デモ参加者の大多数は特定の政党を意識して支持していたものではないとした。韓国の野党側は、デモを通じ政府を弱体化できると信じており、そのために日韓交渉を攻撃するとともに、政府与党内部に分裂をもたらすことを目指して金鍾泌攻撃に集中している、という比較的詳しい情報を伝えた²⁴。

しかし、韓国の政情不安に、日韓交渉への批判が政治的材料となっていることが明らかである以上、日本にとっても、こうした政治的負担を抱えながら会談を進めることはできなかった。また、「対韓援助に関し日米分業が具体化した（『日本経済新聞』1964年2月6日）」という国内新聞の報道は、日韓会談妥結の結果、日本が米国の対韓援助の相当部分を負担させられることになるのではないかという、以前からの国内の疑念を煽った。日韓交渉妥結に対する日本国内の交渉ムードも冷却化しつつあった。

これに対し、米国は、「むしろ、韓国政府は、日韓交渉妥結の結果日本から経済援助が与えられることにより、米国の対韓援助が削減されるのではないかという懸念が強い」と述べ、米国は従来とおりの対韓援助を継続するのが基本的方式であると言明し、日本側の不安を払拭した²⁵。

²³参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料 二、交渉の経緯 (八)第六次会談」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

²⁴北東アジア課「韓国情勢に関する在京米大使館よりの情報について」1964年4月10日、外務省文書、2006-588-1678。

²⁵(公信写)米第3084号「対韓援助調整に関する件」1964年5月7日、外務省文書、2006-588-1689。

第3節 「大平・金」合意枠以外の資金交渉

1. 対韓緊急借款

韓国では、1964年5月9日崔斗善総理が辞任し、丁一権内閣が発足した。これは、混乱した政情を收拾するための人心一新の措置とみられたが、丁総理は前内閣以上に日韓会談妥結への積極的姿勢を明らかにしたため、学生デモが再発した。デモはより過激に展開され、日韓会談中止の他、悪徳財閥や不正腐敗の元凶の処罰、政治犯の釈放などを求めた上に、朴政権打倒を目指す動きへと変貌するに至った。

6月3日にソウルで起こった学生デモは、中央庁機関内に乱入し、これを阻止しようとした軍隊と衝突する大規模な騒乱に発展した。そのため、朴政権は、同日ソウル市内に非常戒厳令を公布した。戒厳令公布の二日後、デモの当初の標的であった金鍾泌は民主共和党の議長を辞任し、6月18日再び外遊の途に上がった。韓国政府は強い態度でデモを鎮圧する反面、57名の不正公務員を摘発するなど国民の不信を除くことに努めた²⁶。

米国側は日本に対し、こうした韓国の学生デモは一部の学生の動きにとどまり、一般市民がデモに加わらなかったことは重要であるとした上で、デモそのものも、日韓国交正常化に反対ではなく、野党政治家に煽動されて会談に臨む政府の低姿勢と交渉内容に不備があると表明したにすぎない点を強調した。そして、米国は、野党政治家の指導者とされている尹元大統領に対し、野党側が学生を煽って日韓会談反対に追い込んだのは、取り返しのつかぬ失敗でありその責任は思いと警告したと伝えた。

そして、米国は、尹の本音は日韓国交正常化に反対ではなく、金鍾泌が推進する日韓会談に反対であると述べた。米国は、尹が懸念しているのは「大平・金」合意で会談がまとまり、無償3億、有償2億の経済協力をもらえば、朴政権が強化され野党が不利になることだと語った²⁷。

²⁶参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料 二、交渉の経緯 (八)第六次会談」1965年10月、外務省文書、2006-588-1647。

²⁷北東アジア課「前駐韓バーガー米大使の内話に関する件」1964年7月13日、外務省文書、2006-588-1682。

一方、韓国政府は、民心収拾の一環として、日本に対し2千万ドルの緊急借款を要請した。外務省は韓国の要請を肯定的に受け止め、2千万ドル借款の性格が中断状態にある日韓会談とどう関連するのかをまず検討した。そして、本件を国交正常化後の請求権とは関係のない、正常な為替取引の方式として援助を行うことに方針を決めた。外務省は、今このような形の経済協力が必要となった理由としては、日韓会談を純粋な外交面からのみ処理せず、経済面に重きをおこうという以前からの認識に加えて、中断状態にある日韓会談の再開と妥結を考慮した外交的戦略であることを明らかにした²⁸。

外務省は、対韓緊急借款問題に関する韓国代表团との非公式協議を行った。韓国側は、2千万ドルの経済協力は通常のコマーシャル・ベースの借款のカテゴリーには入らないもので、「1億ドル以上の民間借款」とは別個のカテゴリーに属するものであるとした。また、日韓間貿易拡大の一環として、日本が韓国の海苔と米の輸入も検討するように要請した。外務省は、政府内で協議を行い、韓国側の要望をすべて満たすことはできないものの、原則的に前向きの方角で検討するとした²⁹。

1964年7月29日に韓国の非常戒厳令が解除されると³⁰、外務省は、大蔵省、通産省、農林省など関係各省担当官が参加する会議を開き、対韓緊急商品援助に関する討議を進めた。外務省は、①2千万ドルの対韓緊急援助が「大平・金」了解すなわち請求権問題とは全く関係がないこと、②韓国内の政情を考慮し、日本が自発的に供与すべく決定したものであること、と説明せざるを得ないとした³¹。

²⁸経済局アジア課・経済協力局経済協力課「韓国援助問題に関する韓国側要望内容」1964年6月25日、外務省文書、2006-588-1908。

²⁹北東アジア課「日韓会談首席代表第12回非公式会合記録」1964年7月23日、外務省文書、2006-588-453。

³⁰韓国政府は戒厳令解除後も、言論や学生に対する取締りを強める目的で、「言論倫理委員会法案」と「学園保護法案」を可決しようとした。しかしそれは野党のみならず言論界の大きな反発をかい、再び大がかりな騒ぎに発展しかねない形勢となったため、韓国政府は本法案の施行を無期延期した。

³¹この際、外務省が決定した処理法案は、①韓国政府調達庁に原資材輸出のため2千万ドルの延払枠を設定（支払い条件：3年据置、2年半分割払い、計5カ年半、金利はできるだけ低利）し、②韓国よりの農水産物輸入制限を緩和する、という2点

大蔵省は「3+2」億ドルを超える対韓援助追加に反対したが、外務省は次の理由を挙げ、大局的見地から本件援助の進め方を検討したいと述べた。要するに、韓国が政治的、経済的に安定した状態を維持することは、日本にとって重要な関心事である。韓国の経済危機に日本が直接のインパクトを与え、民生の安定に役立つものは今後の日韓関係改善のための一方策である。日本にとって本件対韓緊急援助の効果は大きく、韓国経済の再建に応分の寄与と貢献をする必要があると述べた。

また、外務省は、日本の外交姿勢一般の問題としても韓国に対する経済援助が必要であると説いた。特に、対韓援助の中心は米国であるが、その他英国、ドイツ、フランス、イタリアなどの諸国も従来からある程度の経済協力を韓国に提供している。日本が、これらの諸国より、韓国に対して大きな関心を持ちながら、国交未正常を理由に韓国の経済窮状を傍観していることは好ましいものではない。これら諸国は、国交正常化後に日本から供与される対韓経済協力を強い関心を示している。日本は、これら諸外国より率先して、韓国経済の救済に主導的地位を占めるべきものと思慮される、という見解であった³²。

2. 請求権金額の増額問題

日本政府内で、日韓経済協力方式とは別枠として対韓緊急借款が議論されている最中に、韓国は経済協力に対して新たな要求を持ち出した。要するに、「大平・金」会談で合意された請求権金額「3+2+1」総額6億ドルに対する見直しの要請であった。

こうした韓国側の希望を最初に日本側へ伝えたのは、韓国を訪問して帰国する途中、1964年9月に日本に立ち寄ったバーネット務次官補代理であった。15日、バーネットは、韓国政府は野党との関係のため、金鐘泌のイメージが残る6億ドルの数字、すなわち「大平・金」了解線に対する代案を希望している旨を伝えた。た

を内容とするものであった。北東アジア課「対韓緊急商品援助に関する若干の問題点について」1964年8月5日、外務省文書、2006-588-1908。

³²北東アジア課「対韓商品援助問題に関し外務大臣の大蔵大臣に対する申入れ要領（案）」1964年8月15日、外務省文書、2006-588-1908。

だし、これは「大平・金」了解案の実質的な変更を意味するものではなく、韓国政府が野党を納得させるための体裁を整えるためであると述べた。同氏は、韓国は、小坂元外相より韓国側に示されたことのある7億6千万ドル³³に改められることを強く望んでいるし、別途話合われている漁業借款7千万ドルをも、これに含めるようなことも考えていると伝えた。

だが、後宮アジア局長は、「日本国内には、元来日本の莫大な在韓資産が韓国にそのまま引渡されていることで、大平・金了解線の金額ですら韓国にやりすぎであった、との考え方もあるのが実情」であるので、「大平・金」了解線の数字を今さらいじくることはできないとした³⁴。

米国は他方では、行き詰まった日韓間討議と韓国内の反日情緒の回復をねらい、吉田元首相の訪韓を要望していた。1963年、日本政府の中国向け延払輸出の決定により日台関係が悪化した際、同12月30日に吉田元首相が訪台して対日感情の好転に努めた役割を高く評価し、その先例を踏まえたものである³⁵。米国による吉田訪韓要請は積極的かつ執拗であった。

1964年8月21日には、駐日米大使館のエマーソン公使が後宮アジア局長に対し「李東元外務部長官がブラウン在韓米大使に対し要望があった」として、吉田の訪韓を要望した。これに対し後宮は、韓国側の雰囲気改善しようという誠意は理解できるが、タイミング的にも検討できる問題ではないとし、本件には否定的であった³⁶。8月27日にはライシャワー大使が椎名外相に対し、吉田の訪韓を打診

³³これに対し日本側は、その数字がいついかなる場所で示されたのか思い当たらないと述べたが、バーネットは、韓国軍事革命以前の頃小坂元大臣より出されたものであると伝えていた。

³⁴北東アジア課「バーネット国務次官補代理の内話に関する件」1964年9月15日、外務省文書、2006-588-1684。

³⁵吉田元首相の訪台をめぐる政治過程については、井上氏が詳細に解明している（2010年『日中国交正常化の政治史』272-277）。

³⁶北東アジア課「韓国側の吉田元総理訪韓の希望表明について」1964年8月22日、外務省文書、2006-588-1680；エマーソン公使は、これは「ブラウン新任駐韓米大使と韓国側李東元外務部長官との会談の際に李から要請があり、ブラウン大使が米国本国政府に日本側へ伝達するかどうかを請訓したところ、米国本国政府より日本側へ伝えるよう本大使館へ訓令が来たものである」という詳細な経緯を説明

した。だが、椎名は、吉田の訪韓は日本にとっての「切り札」であり、切り札を効果のわからない事柄に軽々に使用することはできないとした³⁷。

さらに9月に訪日したバーネットは、「韓国側は、吉田が近く韓国を訪問し、日本による韓国統治につき謝罪する主旨を明らかにするならば、その後に韓国側は外務部長官を長とする代表団を日本に送り、閣僚レベルでの全面会談を再開し、一気に妥結を図るという構想をもっている」と伝えた。そして、朴政権が崩壊すれば日韓国交正常化のチャンスはないので、そういう意味からして日本は「歴史的な賭けに臨む」ことを説いた。しかし、後宮は、吉田元首相は最近も韓国大使に対し日本の朝鮮統治の貢献を誇っているほどであるから、もっとも不適當な人選であり、吉田の訪韓謝罪は到底できない相談であると一蹴した。むしろ、そういうことが外へ漏れれば政府の命取りとさえなるとした³⁸。

吉田訪韓の件は、外務省の幹部会においてさえ「時期尚早」と決定され、政府内の議論に至らなかった。外務省が見抜いたのは、吉田が訪韓する際には、韓国は「外交的なお土産」を期待するだろうし、具体的には請求権問題に関わっている、ということであった³⁹。

その後、日本は韓国に対し、日本は請求権解決のための経済協力は3億、2億と言っているのに対し、韓国は3億、2億、1億と公表していること、また、2千万ドルプラント延払輸出により請求権の一部を前取りしたような印象を韓国民に受け取られることを指摘し、経済協力に関する韓国政府の過度な宣伝が、日本国内の世論を刺激していると警告した⁴⁰。

実際に、日本国内では「大平・金」了解の内容を明らかにせよという要請が高

し、吉田訪韓を打診した。

³⁷北東アジア課「吉田元総理訪韓問題に関する椎名大臣とライシャワー米大使の会談要旨」1964年8月27日、外務省文書、2006-588-1683。

³⁸北東アジア課「バーネット国務次官補代理の内話に関する件」1964年9月15日、外務省文書、2006-588-1684。

³⁹北東アジア課「吉田元総理訪韓問題に関する件」1964年8月29日、外務省文書、2006-588-1785。

⁴⁰北東アジア課「日韓会談首席代表第19回非公式会合記録」1964年10月1日、外務省文書、2006-588-454。

まった。外務省は、省内では2千万ドル緊急借款を「大平・金」了解とは関係なく行う上で、さらに、2千万ドル緊急借款および請求権とは別枠として、対韓プラント輸出も検討していた⁴¹。

しかし、国内における2千万ドルの対韓援助資金に対する説明に苦慮していた。外務省は、国会に対しては「これらは商業ベースによる例の1億ドル以上という範疇の中に入る」と述べ、対韓請求権金額が「大平・金」合意以上に増額されるという印象を与えないように努めた⁴²。

池田首相も記者会見を開き、対韓経済協力の条件は「無償3億、有償2億、相当多額の通常の民間の信用供与、焦付き債権4,573万ドル返済」であり、日本が払う総額は5億ドルであると発表した。そして、日本側が発表している総額5億ドルと、韓国側の発表金額には差があることを認め、「無償3億、有償2億の他、民間信用供与1億以上、総計6億ドル」という韓国側の発表は、同国の宣伝であると言いつつ⁴³。

第4節 佐藤政権における会談の妥結

1. 会談再開と高杉発言

金東祚新任在日韓国代表部代表は、椎名外相に対し、何らかの形で日韓国交正常化を急ぐことを求めた。しかし、椎名は、現在も漁船拿捕が続けられる状況で、外務省としては国内関係官庁を引っばっていく上でも困難があり、与党内部からすら対韓外交における政府の弱腰という攻撃を受けていると述べ、漁業問題の解決を優先した。金は、拿捕日本漁船を釈放する代わりに、会談の再開と椎名外相の訪韓を要請した⁴⁴。

韓国側は、会談再開のための希望事項として、以下の3点を申し出た。①2千万ドルの対韓商品援助と2件の延払プラント許可、②11月15日～20日の椎名外相訪韓、

⁴¹ 「統一見解」1964年12月2日、外務省文書、2006-588-1833。

⁴² 「39年11月28日の衆議院予算委員会における質疑応答抜粋」外務省文書、2006-588-1833。

⁴³ 「池田総理記者会見（12月6日）資料」外務省文書、2006-588-1833。

⁴⁴ 北東アジア課「椎名大臣・金代表会談要旨」1964年10月22日、外務省文書、2006-588-1785。

③拿捕日本漁船及び船員の釈放は、現在は韓国国内の空気が強硬なので大臣の訪韓実現をきっかけに行いたい、というものであった⁴⁵。

これに対し外務省は、①2千万ドル借款の交渉が交換公文署名などを通じてまとめられれば、その直後に韓国側は4隻の抑留漁船および船員の釈放を実施する、②プラント延払の追加は本年度中にはできない、③椎名外相の訪韓は、外交的なお土産を期待しない純粋な訪問であれば、今年は無理だが来年には適宜な時期を選んでお招きに応ずる用意がある⁴⁶とした上で、とりあえず、会談を再開することとした。

韓国側の首席代表は金東祚駐日代表部大使が、日本側の首席代表は病氣療養中の杉道助に代わって牛場外務審議官が代理となり、1964年12月3日に第7次会談が開始された。一方、日本では、1964年11月9日に佐藤栄作政権が成立し、朴政権との交渉に臨むことになった。

この際に、大蔵省理財局は、経済協力の随伴的効果として、船舶、文化財を含む韓国側の対日請求権は全面的に消滅することを当然の前提とすると唱えた。また、韓国側の対日請求権の全面放棄に対応して経済協力を供与するのであり、本来韓国と相互放棄を行う立場にないから、講和条約4条(b)項によって主張し得ない請求権以外の日本側請求権、すなわち拿捕船舶、国有船舶、39度線以北の日本財産に関してはすべて主張すべきであるとした。しかしながら韓国側は、消滅するのは従来請求権委員会で取扱った一般請求権のみであって、また韓国国民の個別的な権利行使の放棄に関する見解も必ずしも明らかでないとした⁴⁷。

こうした大蔵省と韓国側の論争は、従来の日韓間論争を再現したように思われるほど酷似していた。「大平・金」合意によって、請求権および経済協力問題の大枠が決定し、なお従来の議論を避けることが日韓間の暗黙の了解であったにもかかわらず、大蔵省側は再び従来に対韓態度を前に持ち出した。こうした大蔵省側の思惑の意図は、史料の上からは判然としないが、第7次会談が開始して間もな

⁴⁵外務省アジア局「日韓問題に対する韓国側希望とこれに対する日本側の方針」1964年10月29日、外務省文書、2006-588-1786。

⁴⁶北東アジア課「日韓会談再開問題等に関する韓国側申入れに対する日本側回答」1964年11月14日、外務省文書、2006-588-1786。

⁴⁷理財局「日韓請求権問題の未解決点について」1964年12月12日、外務省文書、2006-588-1912。

く、日本側の新首席代表である高杉晋一が後述する発言を行ったことを鑑みると、日本政府内には請求権問題に関するしこりがまだ強く残っていたことが判る。

前田北東アジア課長は会談の本格的な開始を控えて、情勢把握のため韓国に滞在していた。前田は、日韓会談に対する韓国の世論は日韓国交正常化という原則自体には今や反対していないと感じた。しかし、朴政権に対する国民の信頼の欠如と民生の経済的困難のため、日韓会談を材料にして再び反政府運動が盛り上がってくる公算が大きいと見た。他方、朴大統領と民主共和党主流派は、外遊中の金の早期帰国をかねて強く希望しているが、駐韓米大使館は「この時点で金が帰国すれば日韓会談反対運動を誘発することはもちろん、再び韓国国内政局の不安をもたらす恐れがある」とし、金の帰国に反対していると報告した⁴⁸。

日本と韓国両方とも、会談が再び決裂することへの憂慮を抱えながら、会談は1965年1月に本格的に開始された。だが、病に倒れていた杉道助代表が1964年12月12日に死去し、その後任として1965年1月6日、三菱電機前会長である高杉晋一が任命された。日本は再び、経済人を日韓会談の首席代表として採用したのである。

1965年に入ると、日韓両国政府とも会談の早期妥結の構えを一段と強めた。ところが、高杉代表は、1月6日の記者会見に続き、翌7日外務省で行われた政府代表就任挨拶のための記者会見において、「日本の韓国統治にはよい面もあった」という趣旨を発言した。これがいわゆる高杉発言⁴⁹問題である。

高杉の同発言は、1月10日付『アカハタ』、1月13日付『朝鮮中央通信（平壤）』で取り上げられたことを皮切りに、駐日特派員電として1月19日には韓国内の新聞でも報道され、波紋を呼び起こした⁵⁰。東亜日報は、高杉の発言は1953年の久保田

⁴⁸前田北東アジア課長「韓国出張報告」1964年12月25日、外務省文書、2006-588-310。

⁴⁹高杉発言の要旨は以下のようであった。①日本は韓国に対し兄のような気持ちで仕事をしなければならない。②朝鮮統治について謝罪するように言われているが、日本は良いことをし、またより良くしようとしたのであって何の誤りがあったというのか。③今朝鮮の山には木が一本もない。もし日本と20年長く付き合っていたらこのようにはならなかったかもしれない。④創氏改名を朝鮮人に強要したのは朝鮮人を同化させ日本人と全く同じ待遇をしようとしたためである。

⁵⁰北東アジア課「『高杉発現』問題の概要」1965年1月25日、外務省文書、2006-588-1422。

発言よりも狂的な言辞だと呆れ果てた。高杉代表は確実に精神錯乱症にかかっているという表現が適切である」と激しく批判した（『東亜日報』1965年1月20日）。

しかし、朴大統領は、国際情勢が激しく動いていることと関連して、日韓会談を進めなければならないという立場を強め、年頭の辞で「日韓会談は本年中に結末をつける」ことを言明した。韓国側は、高杉の発言により会談が再び決裂することを避けるべく、高杉代表の釈明を要求することでこの騒ぎを決着させた⁵¹。

金韓国大使は、韓国経済は危機の状態にあり、これを救う道は日韓会談の成立以外にないと語った。そして、2月中に会談が妥結しなければ、韓国経済の破綻だけでなく朴政権の存立すら危ぶまれると説き、2月中に共同宣言の形式でも良いので、基本関係と法的地位の2件だけでも取り決めて国交回復の形式をとり、財産請求権と漁業権問題は3月以後に解決を引き伸ばしてもよいとした⁵²。

また、金は、野党の尹潽善なども日韓交渉成立には賛成であり、ただ朴政権の手で成立させることに反対であるとし、会談が妥結してしまえば大したことはないと述べた。そして、朴政権が倒れれば韓国内の政争は益々激化し、政治経済とも混乱状態になることも国民もよく知っているので、国民も実際には大きく反対はしないと、日本に説いた⁵³。

2. 経済協力資金の増額交渉―「椎名・李」外相会談―

日韓両国においては、政府世論を問わず、日韓会談の妥結および日韓国交の正

⁵¹「高杉発言」についての経緯や概説については多くの先行文献において取り上げられている。そして、1965年の「高杉発言」は1953年の「久保田発言」と本質的に同様であるとし、日本の変わらぬ歴史認識を批判する材料としてよく指摘されている。ただし、張（2009：479-483）は、この二つの発言（韓国では、「久保田妄言」「高杉妄言」と呼ぶ）に対する韓国政府の異なる対応を指摘した上で、これに対する韓国政府の内在的思考を説得力をもって説明している。

⁵²金は、3月以降には、「3.1独立万才事件」「4.19学生革命」「5.16軍事革命」「6.25南北戦争」などの記念日が相次ぎ、また、今年の日韓保護条約60周年にもあたっているため、2月中に国交回復の共同宣言が出なければ日韓交渉が棚上げされる心配があると述べた。

⁵³北東アジア課「日韓会談に対する韓国側の態度について」1965年1月18日、外務省文書、2006-588-289。

常化に関しては基本的に認める雰囲気となった。

1965年2月17日から20日まで3泊4日の日程で、椎名外相が韓国を訪問することになった。外務省は、椎名外相訪韓における韓国の最大の関心は、「大平・金」了解と関連した請求権問題の解決に集中すると予想した。これに備えて、外務省は以下のような質疑応答を準備した。

要するに、請求権問題の処理に関する「大平・金了解は闇の取引ではないか」という予想質問に対しては、「当時の大平大臣と金鍾泌中央情報部長の会談が交渉促進に与えるところは大きかったが、杉・裴両首席代表間の度重なる話合いの結果到達したものであって、正常のチャンネルを通じてまとめられたもの」と対応することにした⁵⁴。

椎名訪韓に対する、日韓両国の世論の評価と期待も高まった。日本の新聞は、各紙とも、基本的には日韓交渉に反対ではなく、その促進にはむしろ好意的であった。懸念しているのは、交渉があまりに性急に進められ、諸懸案の解決が日本に不当、不利な形で解決されることになるという点であった。また、政府は韓国に対し「譲り癖」がついてしまい、何もかも早期妥結で韓国ペースに巻き込まれるという批判もあったが、「今度日本のほうが譲歩した跡がみえることは良いことであり、譲歩を屈辱だというのは帝国主義的な考え方である」という擁護論もあった⁵⁵。

他方の韓国では、国民も野党側も、金鍾泌と大平が2人だけで決めてしまったという認識がまだ強かった。野党は、早期妥結を要望しつつも「大平・金メモ」の白紙化を唱えた。その主な理由として、①これが正統な外交ルートを通さずに行われた、②その背後には漁業問題に関する闇の取引があった、という点を挙げている。

これに対しアジア局は、韓国野党の日韓会談に対する態度は、現政府に対する国民の不信感に便乗し、自分らの勢力を固めるための思惑が強いと判断していた。

⁵⁴アジア局北東アジア課「記者会見用想定問題集（大臣訪韓用）」1965年2月10日、外務省文書、2006-588-1328。

⁵⁵情内「椎名外務大臣の訪韓に関する新聞論調（40.2.17～2.23）」1965年2月23日、外務省文書、2006-588-1332。

すなわち、一般政策の面では現在の韓国の与件では誰がやっても同じであるが、日韓問題だけは国民感情を利用して「対日妥協屈服」という点で攻撃していると説明した。したがって、今後とも韓国野党の反対が国民の大規模な会談反対デモの導火線になり得る要素があるだけに、注視する必要があると見ていた。

アジア局は、また、日韓経済協力が日本の経済侵略であるという韓国内の警戒心は依然強いことを指摘した。同局は、「戦前の日本の侵略は武力により行われたが今後の日本の侵略は経済力により行われる。日韓会談の妥結後は圧倒的な日本の経済侵略が開始される」と考える韓国人も多く、韓国人は「日本経済に協力を求める心と、日本経済に対する侵略への警戒心との二律背反的な気持ち」とであると付け加えた⁵⁶。

ただし、韓国は米国の対韓援助減少をきっかけに自立経済への道を余儀なくされたため、外資の導入や資本、技術提携による国際分業への参与を強化することになったとアジア局は見ていた。アジア局は、韓国経済人協会が、海外先進国の斜陽産業を早急に誘致し、借款による資本導入や貿易の均衡策の他、産業の国際分業へ参加するため、日本にかけている期待は大きいと述べた⁵⁷。

椎名訪韓の際に韓国側は、経済協力資金増額問題を打診した。そして、本問題は椎名訪韓後、李東元韓国外務長官の訪日により行われた「椎名・李」外相会談の際に妥結に傾いた。李の訪日による「椎名・李」会談は、李の第1回目の訪日期间中の1965年3月10日～11日と、第2回目の訪日期间中の3月23日～4月3日に行われた。

まず、第1回目の会談において、韓国の李長官は、「大平・金」合意が野党の攻撃の的になっているので、「3億、2億」の線は動かさないが、「民間借款1億ドル以上」の部分の形を変えることを申し出た。例えば、民間借款を3億ドルとし「3

⁵⁶アジア局北東アジア課「韓国出張報告—主として韓国の国民感情を中心に—」1965年2月17日、外務省文書、2006-588-311。

⁵⁷アジア局は、例えば「日韓の経済差が大きければある種の産業は日本よりも韓国で行うことが有利であり、両国の経済協力が可能な分野は広い（金立三韓国経済人協会事務長）」「両国の経済協力の下で韓国の豊富な労働力を活用できる方法、すなわち日本における労働集約輸出産業を韓国に積極的に移譲する（金容完韓国経済人協会会長）」という韓国経済界の見解を紹介した。

+2+3」にするが、漁業協力の約1億ドルをここに含めることを希望した。

椎名外相は、「韓国側がプロジェクト案を出せばこれが通常の民間延払いとして民間で合意されることになり、経済協力の金額が増えるわけであるから、具体的によいプロジェクトの案を提出するよう」にと求めた。ここに同席していたアジア局の牛場参事官も、協定上では金額に触れず、日本政府が民間の経済協力を好意的に考慮するとした⁵⁸。日本としては請求権金額総額にも含めていない「民間借款1億ドル以上」の数字をあえて変えなくても、韓国に与える経済協力は実質的に同様であるという論理であった。

第2回目の会談においては、日韓代表団の間の交渉も並行し、民間借款をめぐる協議が集中的に行われた。ここで、「大平・金」了解に関する日本側と韓国側の立場は大きく異なっていた。特に、日本は、民間借款部分に関する金額の実質的な増額が、「大平・金」合意に代わる別の協定案として進められることを警戒した⁵⁹。

韓国側は、1億ドル以上を膨らませるならば具体的なプロジェクトを出してほしい」という椎名の意見は、韓国国内で、日韓会談の妥結は資本家を潤すのみだという批判につながるとし、表面的な増額を希望した。そして、すでに日本側が提示した漁業協力資金9,000万ドルと、商業借款3億ドルを増額し、民間借款部分を総額10億ドルにしたいと主張した。

日本側は、「新しい大きな枠をつくるというのは困る」とし、韓国側の要請に難色し示した。ところが、椎名外相は、「大平・金了解に喰い違いがあることは事実なのでこの機会に新しい了解を起草し確定する」とし、韓国側の要求を前向きに検討することを指示した⁶⁰。

他方、「大平・金」合意における請求権問題妥結の意味をめぐる攻防も展開された。日本側は、「大平・金了解とは、日本が韓国の経済の開発、発展に寄与する無償、有償の経済協力を提供するが、その随伴的效果として平和条約第4条(a)

⁵⁸北東アジア課「椎名大臣・李長官会談録」1965年3月11日、外務省文書、2006-588-728。

⁵⁹「椎名大臣とライシャワー大使との会談」1965年3月22日、外務省文書、2006-588-1692。

⁶⁰「日韓外相会談第1回会合記録」1965年3月24日、外務省文書、2006-588-729。

に規定された韓国側の対日請求権は、完全かつ最終的に消滅することとなる」というものであると主張した。すなわち、「大平・金」合意を契機に、韓国が対日請求権を放棄した対価として日本から経済協力資金を受け取ったという主張であった。

これに対し韓国側は、「金・大平了解とは、韓国が日本に対し有する一般請求権を解決するための大綱をいうものである。すなわち、これに伴う効果として一般請求権に関する部分に限り、平和条約第4条(a)および(b)に規定された請求権問題が完全かつ最終的に解決するものである」と主張した。要するに、韓国は、「大平・金」了解は韓国の対日請求権の放棄を意味せず、これはあくまで一般請求権の解決の一方式にすぎないという解釈であり、日本から請求権として受け取るのと同様であるという主張であった⁶¹。

その後、韓国側が提案する「5億ドル増額」、借款の償還条件、船舶問題と漁業問題との関連をめぐり日韓間では議論が重ねられ、3月末、椎名外務大臣と李外務部長官は、請求権問題に関する以下の合意ペーパーを手交した。

[日韓間の請求権問題解決及び経済協力に関する合意事項]

1. 無償供与（生産物及び役務）：総額3億ドル、10年間均等供与、
但し財政事情によって両国政府合意の上繰り上げ実施し得る。
2. 長期低利借款（経済協力基金による）：総額2億ドル、10年間均等供与、金利は3.5%、償還期間は7年の据置期間を含み20年。
3. 民間信用供与（商業ベースに基づく通常の民間信用供与）
 - (1) 民間信用供与総額は3億ドル以上に達することが期待される。
 - (2) 漁業協力のための民間信用供与9,000万ドルおよび船舶輸出のための民間信用供与3,000万ドルは前記(1)に含まれ、かつ、関係法令の範囲内において容易化されるものとする。
4. 日韓オープン勘定残高について確認された対韓債権（約4573万ドル）
 - (1) 10年間均分払い、金利なし。

⁶¹アジア局北東アジア課「日韓請求権問題に関する事務レベル第2回会合記録」1965年3月22日、外務省文書、2006-588-78。

(2) 毎年度韓国の要請により、日本側の新たな同意を要せずに、当該年度における日本よりの無償供与よりの減額により現金支払とみなすこととする。

5. これで請求権問題は解決（引用者抜粋要約）⁶²。

日韓両国は、無償3億、有償2億、民間借款3億ドル以上という、いわゆる「3+2+3」方式で最終的に合意したのである。これで韓国は、請求権問題および経済協力のための総額6億ドルに対する不満をある程度埋め、国内に対する見せ掛けの数字を確保することとなった。

結語 請求権増額の意義

「椎名・李」外相会談で請求権金額が「無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款3億ドル以上」として合意された後、請求権問題は、1965年6月22日に東京で、日韓基本条約の関連条項として、「日韓請求権並びに経済協力協定（財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定）」として最終的に妥結した。

韓国は、請求権の名目についてはすでに実質上放棄していたが、経済協力資金の増額に関しては執拗であった。韓国政府は日本に対し、総額6億ドルでは韓国民が納得せず、これに加えて野党からの攻勢も強く受けているので、韓国政府としては国民と野党を説得するための「見せ掛け」の総額8億ドルが必要である、という旨を強調した。

日本は、結果的には、総額を8億ドルにしたいという韓国側の要求に譲歩したが、増額の対象は民間借款に制限した。そして、「大平・金」合意における「無償3億、有償2億」の合計5億ドルが、韓国に請求権および経済協力として支払う金額であると線を引いていた。韓国政府が国内発表にあたって、民間借款も勘定に入れて総額6億ドルもしくは8億ドルを主張したことに対し、日本はあくまで5億ドルという主張を続けた。

こうした、日本にとっては骨抜き増額に過ぎなかった2億ドルという数字の変化により、日本は「経済協力方式により請求権問題が完全かつ最終的に解決した」

⁶² 「非公式外相会談記録」1965年3月30日、外務省文書、2006-588-734。

という韓国からの合意を引き出した。いわば、経済協力は韓国の対日請求権を放棄させるための誘い水である、という従来の外務省の対韓戦略がここで完全に達成された。

結論

日本の対韓請求権交渉における外務省の役割

本稿は、日韓会談が開始する前の1950年から65年6月に会談が妥結するまでの、日韓会談請求権問題に焦点を当て、同問題に関する日本の対韓政策および対韓交渉戦略は、会談開始当初から妥結に至るまで同一線上にあったことを明らかにした。

近年、急速に進展をみた日韓会談関連外交文書の公開に伴い、日韓会談関連研究において「連続史観」に基づくものが新しい研究潮流となってきた。だが、日本政府の動向を解明した研究はまだ限定的である。本稿は、未解明のままである日本の対韓交渉戦略に注目し、日韓会談の全過程における日本政府の対韓政策の連続性を解明したものである。

日本政府は、日韓会談が本格的に開始される前、すなわち講和条約が調印される前から韓国との請求権交渉に備えて研究を行っていた。日本にとって、韓国との二国間交渉の意味は戦後処理の一部に過ぎなかった。だが、戦前日本の植民地であった韓国との交渉は、東南アジア諸国と行う戦争賠償交渉とは異なる問題を抱えていた。

要するに、韓国は、日韓間請求権問題を「植民地主義清算」「過去清算」という観点から処理しようとしたが、日本は、請求権問題からこのような観点を排除し、経済的概念で解決しようとした。日本はむしろ、戦前の植民地統治時期に形成され、戦後の引揚に伴って朝鮮半島に残された、日本の国公有資産および日本人の私有財産に対する財産権を韓国側に主張する方針であった。

日本は、日韓会談開始前から、こうした対韓請求権をいかなる法律的根拠に基づいて主張するかを研究した。このような問題意識の下、外務省条約局は、当時の国際法学者であった山下康雄の研究報告書を基に、対韓請求権主張論理を形成した。まず、旧連合国の植民地であって、対日講和条約における戦勝国としての地位を確保していた東南アジア諸国と、韓国の対日請求権を異なる性質のものと規定した。そして、朝鮮に対する植民地支配およびその時代に形成された在韓日

本財産の合法性を主張した上で、対韓請求権主張を正当化した。しかし、日本のこのような主張は第1次会談の際に日韓間の法律論争を巻き起こし、会談決裂の原因となった。

1952年4月の第1次会談決裂直後から約1年間の会談第1次中断期に、日本政府内では、外務省アジア局のイニシアティブにより「相互放棄プラスアルファ」という、日本の対韓請求権交渉に関する基本方針が形成される。「相互放棄プラスアルファ」とは、「日韓両国が請求権を相互に放棄した上で、日本は韓国への支払いを認める」という意味である。

この案の含意は、(1)請求権の相互放棄は、日本の対韓請求権の主張を正当化した上での放棄であり、(2)プラスアルファとは、韓国への支払いは承認するがそれを請求権として認めたものではない、というものである。言い換えれば、同案は、当初の対韓請求権主張とこれを支える法的論理を前提としたものであった。

第3次会談において、日本は韓国に対して、当初の「対韓請求権主張」から譲歩したかのように「相互放棄」案を提案する。しかし、韓国は、日本の「相互放棄」主張が当初の「対韓請求権主張」と同様の法的論理に基づいていることを見抜いていた。「相互放棄」案は、韓国にとって、旧朝鮮統治を正当化した上で対韓請求権を主張する、日本の従来態度と変わりのないものであった。韓国は日本に対し、対韓請求権主張そのものの放棄を要求し続けるが、これは「久保田発言」に象徴される日韓間の激しい歴史論争を引き起こし、会談は再び中断に追い込まれる。これが、約4年半に及ぶ会談第2次中断期の始まりである。

会談第2次中断期、日韓間の公式会談こそ中断していたが、外務省は、日韓、日米、日韓米間の非公式接触を通じて、韓国との水面下交渉を断続的に行った。そして、公式会談再開のためには、日本が対韓請求権の主張を撤回せざるを得ないと認識する。しかし、それに対する政府内の抵抗や対韓強硬論も強かった。

外務省は、これらの見解をまとめていく過程で、「対韓請求権の主張撤回の対価として、韓国の対日請求権も実質的に放棄させる」ことを強調し、政府内の異見を収斂させる。要するに、日本は対韓請求権を表面的に撤回するが、実際の交渉の際には韓国の対日請求権も放棄させ、実質的には相互放棄に導く、という戦略である。

一方、外務省の対韓政策は大蔵省など政府内の強硬論に比して柔軟であったが、こうした外務省の認識は折々の各政権の対韓認識との間で、その異同も鮮明となった。

日韓会談を開始したのは吉田政権であったが、吉田自身は消極的な対韓態度に終始し、日韓間交渉はほぼ進展しなかった。その際に外務省内で形成された対韓交渉政策案および対韓戦略は、省内の試案にとどまっていた。

会談第2次中断期の前半期にあたる鳩山政権は、対韓関係改善を唱えながら、対共産圏外交を重視するあまり、北朝鮮と韓国に対する外交政策において少なからず混乱を引き起こした。こうした鳩山政権の政策に対し外務省は批判的であった。吉田政権および鳩山政権の消極的態度に便乗し、この時期においては大蔵省の対韓強硬姿勢も目立った。

その後、会談第2次中断期の後半期に登場し、会談再開のきっかけを作った岸政権と、外務省の対韓認識は概ね一致する。そして、省内の試案にとどまっていた外務省の初期対韓戦略は、この時期の米国の仲介と相まって、対韓請求権の主張撤回という岸の政治的決断を後押しするのである。

外務省の初期対韓政策案および対韓交渉戦略は、1960年代に急速に表面化する。第5次会談の際には、日韓における新政権がそれぞれの思惑の下で経済協力に関心を寄せ、日韓間の議論が歩み寄る。それとともに、外務省内では、従来の対韓交渉案を前提として経済協力方式の構想が芽生える。第6次会談の際には、経済協力方式としての請求権問題解決に向けて日韓間交渉が本格化するが、その際、外務省アジア局を中心として経済協力方式の具体的な案が形成されていく。そして1965年、請求権問題は経済協力方式によって妥結するに至った。

外務省案をめぐる政治過程

本稿は、日本政府の対韓政策および対韓交渉の連続性をひも解く際に、日韓会談における重要なアクターの一つだった日本外務省の動向に注目し、その存在感を明らかにした。端的に言えば、日本の対韓政策および対韓交渉が、当初からの延長線上で実現されたのは、外務省の役割が大であった。経済協力方式の政策的起源、および請求権問題が経済協力方式で妥結する過程を考察した結果、日本外

務省における初期対韓政策および対韓戦略との連続性が鮮明に浮かび上がったのである。

すなわち、初期日韓会談の時期に、外務省を中心に形成された「対韓請求権論理」と「相互放棄プラスアルファ」案が、会談妥結に至るまで日本政府の一貫した対韓戦略として存在していたのである。同案は、請求権ではない名目で韓国への支払いを認めた点で、1965年の経済協力方式と一定の類似性および連続性を有していた。外務省における対韓交渉戦略は、日韓会談の初期の時期から妥結まで貫かれたのである。

外務省が対韓政策や対韓交渉戦略を推し進める際には、各政権の対韓認識とのずれ、そして対韓強硬姿勢をとり続ける大蔵省などとの省庁間対立にさらされた。しかし、外務省は、つねに同省の当初の構想の有効性を確保し続けた。一方、日韓会談が冷戦という国際状況と連動したゆえ、日本の対韓政策が米国の仲介を受けていたことは確かであるが、外務省のイニシアティブを解明したことで、日韓会談において日本は常に消極的な態度であった、という従来議論は修正の必要が生じるであろう。

また、政治家の対韓認識が会談の進展に影響していたことは否定できない。しかし、日本の対韓政策の転換や経済協力方式などの決定自体は、政治家の政治的決断や米国による圧力の産物ではない。従来から外務省内で形成されていた対韓政策が、岸、池田、佐藤首相などの政治リーダーの政治的判断や米国の仲介と連動した結果、可能になったのである。

それでは、1965年の経済協力方式による請求権問題の解決は、日本において、当初の対韓政策から何が「変容」し、何が「連続」したのか。

確かに、1951年の予備会談から65年の会談妥結に至るまでの日韓間交渉は、50年代初期会談の膠着→50年代半ばの日本の政策転換による会談の活性化→60年代における会談の本格的な進展、という流れを俯瞰した場合、その折り目においては「断絶性」が見られる。特に、会談の進展状況のみに注目する限り、経済協力方式は、経済問題を重視した池田政権と朴政権の政治的妥結であり、日韓間の請求権問題妥結に至るまでの日本政府の対韓政策も、表層的には「対韓請求権主張→相互放棄→対韓請求権主張の撤回→経済協力」と変容している。

しかし、対韓請求権問題における日本の認識および外務省案の含意においては、植民地主義を肯定した上で、対韓請求権の主張を正当化しつつ韓国の対日請求権を否定し、経済的概念により韓国への支払いを認めるという考え方が、一貫して確認できる。

表7-1 請求権問題妥結までの日本の主張の動向

時期区分	日本の対韓交渉における主張の変容
1950年前後	対韓請求権論理の形成 対韓請求権を主張
1952. 4-53. 4 (会談第1次中断期)	法理論の棚上げ 相互放棄プラスアルファ
1953. 10-58. 3 (会談第2次中断期)	対韓請求権主張の撤回
1960年 (第5次会談)	請求権と対韓経済協力の二本立て方式
1961. 10-65. 6 (第6次、7次会談)	請求権名目の排除 「無償、有償、民間借款」の経済協力で請求権問題の解決

※筆者作成

最後に、本稿により明確となった新たな知見とは何なのか。すなわち、1950年代初期から65年まで、日本の対韓交渉において、また日本政府内の議論において貫かれていたことは何であったのかを述べたい。

第一に、日本は、対韓請求権主張を支えている法的論理を放棄せず、日韓交渉の進展のための戦略的措置として、従来の法的論理を全面に出さない「法理論の棚上げ」を主張する。日本は、日韓会談の全交渉期間において同じ法的立場で終始し、日韓の間では当初の法律論争がたびたび再燃したのである。

第二に、日本は、対韓請求権主張を放棄したが、これは日本の一方的放棄を意味せず、その対価として韓国の対日請求権も放棄させ、実質的「相互放棄」に導くという戦略的一貫性を見せた。外務省は、こうした日本側の含意を非公式接触を通じて韓国側に強調し続けた。そして、第5次会談以降の請求権および経済協力

資金をめぐる交渉に際しては、韓国が請求権を主張しないならば金額の面で日本が譲歩するという駆け引きが展開される。

第三に、日本は、当初から外務省アジア局を中心に、国交正常化が実現すれば、韓国に全く支払を行わないことは現実的に不可能なので、韓国に対する支払自体は認めるという方針を立てていた。ただしそれは、請求権名目によるものではなく、「プラスアルファ」「経済提携」「経済的援助」「経済復興への協力」「経済協力」などの用語を用いながら、とにかく経済問題の概念として解決しようという思惑である。まさしくこの思惑は、1965年に「経済協力方式」による日韓間請求権問題妥結として実現されたのである。

以上で見たように、日本の対韓政策の大枠は、外務省を中心として1950年代初期から形成されていた。これは65年の会談妥結まで日本政府の一貫した対韓戦略として存在していたのであり、50年代と60年代の日韓会談全期間を通して、日本の対韓交渉は同一線上にあったと結論付けることができる。

なお、1950年前後に形成された日本の対韓政策および法的論理と、それをめぐる日韓間対立は、会談が妥結した後の現在までも日韓関係における「負の影響」を与えている。

「過去清算」をめぐる見解の相違を解決できないまま、経済概念によって玉虫色の妥協を行ったこと、また、その後の日韓の歴代政権もそのような曖昧な「未来志向」の関係を踏襲、追求したことによって、両国の間には結局、日韓会談時の対立軸が底流として存在し続けたのである。歴史問題が再燃するたび、それはやはり経済概念によって回避されてきた。

日韓間のしこりは、双方共に拭い去ることのできないまま、国交正常化50周年を迎える今もなお、現に残存しているといえよう。日韓会談の過程は決して「歴史」ではない。両国が今後も向き合わなければならない「現在進行形」の事象なのである。

参考文献

(日本語文献は五十音順、韓国文献は가나다順)

1. 日本語文献

1-1 一次史料

情報公開に基づく日本外務省開示文書 (番号は開示請求番号)

2007年、2006-588。

2008年、2006-588。

2013年、9506-588。

国立国会図書館憲政資料室、東京、永田町

「石井光次郎文書」。

「岸信介関係文書」。

日本国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp>)

1-2 公刊史料・定期刊行物

大蔵省理財局外債課 (1963) 『日韓請求権問題参考資料 (未定稿、第2分冊)』。

大蔵省財政史室編 (2000) 『昭和財政史 第1巻 総説』東洋経済新報社。

————— (2000) 『昭和財政史 第2巻 財政—政策及び制度』東洋経済新報社。

————— (2000) 『昭和財政史 第3巻 予算 (1)』東洋経済新報社。

————— (2000) 『昭和財政史 第4巻 予算 (2)』東洋経済新報社。

条約局法規課 (1950) 『講和条約研究資料 第一巻～第五巻』。

————— (1951) 『講和条約研究資料 第六巻—平和条約案に対する独乙国意見書—』。

————— (1951) 『領土割譲と国籍・私有財産 講和条約の研究 第一部 (山下教授)』。

————— (1951) 『講和条約と在外資産 講和条約の研究 第二部 (山下教授)』。

————— (1951) 『講和条約と外国財産 講和条約の研究 第三部 (山下教授)』。

————— (1951) 『講和条約と工業所有権 講和条約の研究 第四部 (山下教授)』。

————— (1951) 『戦争と契約 講和条約の研究 第五部 (山下教授)』。

- (1951) 『米国の独乙財産処理 講和条約の研究 第六部 (山下教授)』。
- (1951) 『講和条約研究資料 (上巻)』。
- (1951) 『講和条約研究資料 (下巻)』。
- 西村熊雄 (1971) 『サンフランシスコ平和条約』 鹿島研究所出版会。
- 山名酒喜男 (1965) 『朝鮮総督府終政の記録 (一)』 友邦協会。
- [著者不明] (1973) 『在外財産問題の処理の記録—引揚者特別交付金の支給—』 内閣総理大臣官房管理室。

1-3 単行本

- 赤木莞爾・今野茂光編 (2013) 『戦略史としてのアジア冷戦』 慶應義塾大学出版会。
- 浅野豊美編著 (2013) 『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編』 慈学社。
- 五十嵐武士 (1999) 『日米関係と東アジア—歴史的な文脈と未来の構想』 東京大学出版会。
- 五百旗頭真編 (2007) 『戦後日本外交史』 有斐閣アルマ。
- 編 (2008) 『日米関係史』 有斐閣。
- 池井優 (2001) 『駐日アメリカ大使』 文藝春秋。
- 石井修 (1989) 『冷戦と日米関係』 ジャパンタイムズ。
- (2000) 『国際政治史としての二〇世紀』 有信堂。
- 井上正也 (2010) 『日中国交正常化の政治史』 名古屋大学出版会。
- 岩見隆夫 (1999) 『岸信介—昭和の革命家』 学陽書房。
- 太田修 (2003) 『日韓交渉—請求権問題の研究』 クレイン。
- 小此木政夫・張達重編 (2005) 『戦後日韓関係の展開』 慶應義塾大学出版会。
- ・河英善編 (2012) 『日韓新時代と共生複合ネットワーク』 慶應義塾大学出版会。
- 大平正芳 (1978) 『私の履歴書』 日本経済新聞社。
- 岸信介 (1983) 『岸信介回顧録—保守合同と安保改定』 廣済堂出版。
- ・矢次一夫・伊藤隆 (1981) 『岸信介の回想』 文藝春秋。
- 北岡伸一 (1995) 『自民党—政権党の38年』 読売新聞社。
- 木宮正史 (2012) 『国際政治のなかの韓国現代史』 出川出版社。
- 木村幹 (2000) 『朝鮮・韓国ナショナリズムと「小国」意識—朝貢国から国民国家へ』 ミネルヴァ書房。

- (2009) 『近代韓国のナショナリズム』 ナカニシヤ出版。
- (2003) 『韓国における「権威主義的」体制の成立—李承晩政権の崩壊まで—』 ミネルヴァ書房。
- 金斗昇 (2008) 『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉』 明石書店。
- 金東祚著・林建彦訳 (1993) 『韓日の和解—日韓交渉14年の記録』 サイマル出版会。
- 近代日本研究会編 (1994) 『戦後外交の形成』 出川出版会。
- 権容 (2008) 『岸政権期の「アジア外交」—「対米自主」と「アジア主義」の逆説』 (21世紀国際史学術叢書) 国際書院。
- 楠綾子 (2013) 『占領から独立へ』 吉川弘文館。
- (2009) 『吉田茂と安全保障政策の形成』 ミネルヴァ書房。
- 陳肇斌『戦後日本の中国政策—1950年代東アジア国際政治の文脈』 東京大学出版会、2000年。
- 鈴木宏尚 (2013) 『池田政権と高度成長期の日本外交』 慶應義塾大学出版会。
- 高崎宗司 (1996) 『検証日韓会談』 岩波新書。
- 武田竜夫 (1990) 『日本の外交—積極外交の条件』 サイマル出版会。
- 谷田正躬・辰巳信夫・武智敏夫編 (1966) 『日韓条約と国内法の解説』 大蔵省印刷局。
- 日韓漁業協議会 (1968) 『日韓漁業対策運動史』 日韓漁業協議会。
- 牧原出 (2004) 『内閣政治と『大蔵省支配』』 中央公論新社。
- 波多野澄雄編 (2004) 『池田・佐藤政権期の日本外交』 ミネルヴァ書房。
- 波多野澄雄・佐藤晋 (2007) 『現代日本の東南アジア政策』 早稲田大学出版部。
- 原彬久 (1995) 『岸信介—権勢の政治家—』 岩波新書。
- 韓培浩著・木宮正史・磯崎典世訳 (2004) 『韓国政治のダイナミズム』 法政大学出版局。
- 朴正鎮 (2012) 『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965—封印された外交史—』 平凡社。
- ヴィクターD・チャ著・船橋洋一・倉田秀也訳 (2003) 『米日韓反目を超えた提携』 有斐閣。
- 船橋洋一 (2001) 『いま歴史問題にどう取り組むか』 岩波書店。
- 保城広至 (2008) 『アジア地域主義外交の行方：1952—1966』 木鐸社。
- 細谷千博 (1984) 『サンフランシスコ講和への道』 中央公論社。
- (1993) 『日本外交の軌跡』 日本放送出版協会。
- ・有賀貞編著 (1987) 『国際環境の変容と日米関係』 東京大学出版会。
- 若槻泰雄 (1991) 『戦後引揚げの記録』 時事通信社。

- 渡辺昭夫編（1995）『戦後日本の対外政策』有斐閣。
- 矢次一夫（1973）『わが浪人外交を語る』東洋経新報社。
- 山下康雄（1949）『領土割譲の主要問題』有斐閣。
- 山本剛士（1978）『日韓関係—協力と対立の交渉史』教育社。
- 劉仙姫（2012）『朴正熙の対日・対米外交』ミネルヴァ書房。
- 吉澤文寿（2005）『戦後日韓関係—国交正常化交渉をめぐって』クレイン。
- 吉次公介（2009）『池田政権期の日本外交と冷戦』岩波書店。
- 李鍾元（1996）『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会。
- ・木宮正史・浅野豊美編（2011）『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版局。
- 編（2011）『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ』法政大学出版局。
- 李庭植著、小此木政夫・吉田博司訳（1989）『戦後日韓関係史』中央公論社。
- 李東俊（2010）『未完の平和』法政大学出版局。
- 和田春樹（2002）『朝鮮戦争全史』岩波書店。

1-4 公刊論文

- 赤木莞爾・今野茂光編『戦略史としてのアジア冷戦』慶應義塾大学出版会、11-37頁。
- 浅野豊美（2011）「サンフランシスコ講和条約と帝国清算過程としての日韓交渉」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ』法政大学出版局、55-94頁。
- （2013）「経済協力の国際政治的起源」浅野豊美編著『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編』慈学社、197-222頁。
- 安昭榮（2011）「韓日会談をめぐる日本の政策決定過程——一九六〇年の局面転換期を中心に——」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版局、207-230頁。
- 池田慎太郎（2011）「自民党の『親韓派』と『親台派』——岸信介・石井光次郎・船田中を中心に——」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版局、147-176頁。
- 伊藤隆・小此木政夫（1999）「李承晩の密書」『This is 読売』38-40頁。
- 井上正也（2008）「吉田茂の中国『逆浸透』構想——対中国インテリジェンスをめぐって、1952年-1954年」『国際政治』151号、36-53頁。

- 太田修（2011）「二つの講和条約と初期日韓交渉における植民地主義」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ』法政大学出版社、21-54頁。
- 奥園秀樹（2001）「朴正熙のナショナリズムと対米依存」『国際政治』第126号、65-79頁。
- 小此木政夫（2013）「米軍の南朝鮮進駐—間接統治から直接統治へ—」赤木莞爾・今野茂光編『戦略史としてのアジア冷戦』慶應義塾大学出版会、83-105頁。
- 木宮正史（1994）「韓国における内包的工業化戦略の挫折—5・16軍事政府の国家自律性の構造的限界」『法学志林』第91巻第3号、1-78頁。
- （1995）「1960年代韓国における冷戦と経済開発—日韓国交正常とベトナム派兵を中心に—」『法学志林』第92巻第4号、1-116頁。
- （2011）「韓国の対日導入資金の最大化と最適化」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版社、115-144頁。
- 金恩貞（2013）「日韓国交正常化交渉における日本政府の政策論理の原点—『対韓請求権論理』の形成を中心に—」『国際政治』第172号、28-43頁。
- 金民樹（2002）「対日講和条約と韓国参加問題」『国際政治』第131号、133-147頁。
- 金斗昇（2002）「池田政権の安全保障政策と日韓交渉—『経済安保路線』を中心に—」『国際政治』第128号、192-210頁。
- 木村修三（1989）「日韓交渉の経緯」『国際政治—日韓関係の展開』10月号、有斐閣。
- 崔永鎬（2011）「終戦直後の在日朝鮮人・韓国人社会における『本国』指向性と第一次日韓会談」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ』法政大学出版社、237-265頁。
- 佐々木隆爾（1993）「いまこそ日韓条約の見直しを」『世界』第580号、120-136頁。
- （1994）「アジア・太平洋戦争の戦後補償のために支払った金額」『日本史研究』193-207頁。
- 佐藤哲雄（1994）「第二次世界大戦後の日本の賠償・請求権処理」『外務省調査月報』第一号、77-115頁。
- 添谷芳秀（2012）「中国の台頭と日韓協力」小此木政夫・河英善編『日韓新時代と共生複合ネットワーク』慶應義塾大学出版会、73-94頁。
- 高崎宗司（1985）「第三次日韓会談と「久保田発言」」『思想』53-67頁。
- （1992）「日韓条約で補償は解決したか」『世界』第572号、40-47頁。

- 田中宏（1993）「日本の戦後責任とアジア—戦後補償と歴史認識—」『アジアの冷戦と脱植民地化（近代日本と植民地八）』岩波書店、183-215頁。
- 張博珍（2011）「日韓会談における被害補償交渉の過程分析—「賠償」・「請求権」・「経済協力」方式の連続性—」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版局、21-52頁。
- 長澤裕子（2011）「戦後日本のポツダム宣言解釈と朝鮮の主権」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ』法政大学出版局、129-156頁。
- 三谷太一郎（1993）「脱植民地化の意義」『アジアの冷戦と脱植民地化（近代日本と植民地八）』岩波書店、まえがき。
- 宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ』法政大学出版局、55-94頁。
- 朴正鎮（2011）「日韓会談反対運動」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版局、261-290頁。
- （2011）「日韓会談と日朝関係 一九五〇～一九五九年」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版局、291-320頁。
- 朴ヨンジュン（2012）「『新時代』への道程」小此木政夫・河英善編『日韓新時代と共生複合ネットワーク』慶應義塾大学出版会、23-71頁。
- 原朗（1993）「戦争賠償問題とアジア」『アジアの冷戦と脱植民地化（近代日本と植民地八）』岩波書店、269-289頁。
- 樋口敏広（2013）「日米関係の中のガリオア返済交渉」浅野豊美編著『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編』慈学社、223-271頁。
- 平山龍水（1997）「朝鮮半島と日米安全保障条約—日米韓連鎖構造の形成—」日本国際政治学会編『国際政治』第115号、58-73頁。
- 藤井賢二（2004）「李承晩ラインと日韓会談」『朝鮮学報』朝鮮学会、3月号、121-150頁。
- （2006）「公開された日韓国交正常化交渉の記録を読む—李承晩ライン宣言を中心に—」『東洋史訪』51-69頁。
- ペテル・デュラナ（2011）「日本社会党の対朝鮮半島政策の源流と展開—一九五〇年代野党外交における未発の可能性—」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版局、177-206頁。
- 山下康雄（1952）「在韓日本資産に対する請求権」『国際法外交雑誌』第51巻第5号、1-30頁。

- 山本剛士（1983）「日韓関係と矢次一夫」『国際政治』第75号、114—129頁。
- 吉次公介（2001）「池田＝ケネディ時代の日米安保体制」『国際政治』第126号、37—51頁。
- 李鍾元（1993）「戦後米国の極東政策と韓国の脱植民地化」『アジアの冷戦と脱植民地化（近代日本と植民地八）』岩波書店、3—37頁。
- （1993）「東アジアにおける冷戦と地域主義—アメリカの政策を中心に」『講座・世紀間の世界政治3』日本評論社、185—238頁。
- （1994）「韓日会談とアメリカ—『不介入政策』の成立を中心に」『国際政治』第105号、163—181頁。
- （1994）「韓日国交正常化の成立とアメリカ—一九六〇～六五五年」『年報近代日本研究』第16号、272—305頁。
- （2009）「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ（一）—朴正熙軍事政権の成立から「大平・金メモ」まで」『立教大学第』第76号、1—33頁。
- （2009）「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ（二）—朴正熙軍事政権の成立から「大平・金メモ」まで」『立教大学第』第77号、109—140頁。
- （2010）「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ（三）—朴正熙軍事政権の成立から「大平・金メモ」まで」『立教大学第』第78号、155—205頁。
- （2011）「日韓会談の政治決着と米国—「大平・金メモ」への道程—」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版局、83—114頁。
- 李錫敏（2013）「トルーマン政権期における『冷戦戦略』の形成とアジア冷戦の始まり——対ソ脅威認識を中心に」赤木莞爾・今野茂光編『戦略史としてのアジア冷戦』慶應義塾大学出版会、11—37頁。
- 李東俊（2011）「日韓請求権交渉と『米国解釈』—会談『空白期』を中心に—」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版局、53—82頁。
- 李東俊（2013）「旧朝鮮銀行在日資産の再編と韓国の対日請求権交渉」浅野豊美編著『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編』慈学社、111—155頁。

1-5 未公刊論文

- 趙胤修（2008）「日韓漁業の国際政治—海洋秩序の脱植民化と『国益』の調整—」東北大学法学研究科博士学位論文。

2. 韓国語文獻

2-1 一次史料

외교안보연구원 소장 한일회담외교문서 [外交安保研究院所藏 韓日會談外交文書]

◆2005年1月・8月公開、분류번호 [分類番号]723. 1JA

『한일회담 예비회담(1951. 10. 20-12. 4) 본회의 회의록, 제1차-10차, 1951』。

『제1차 한일회담(1952. 2. 15-4. 21) 청구권분과위원회 회의록, 제1차-8차, 1952. 2. 20-4. 1』。

『제2차 한일회담 (1953. 4. 15-7. 23) 청구권 위원회 회의록, 제1차-3차, 1953. 5. 11-6. 15』

。

『제3차 한일회담 , 본회의 회의록 및 1-3차 한일회담 결렬경위 (1953. 10-12)』。

『제3차 한일회담, 청구권 위원회 회의록, 제1-2차, 1953. 10. 9-15』。

『제4차 한일회담 예비교섭, 1956-58 (V1. V2. V3)』。

『제5차 한일회담 예비회담, 일반청구권 소위원회 회의록, 1-13차, 1960-61』。

『속개 제6차 한일회담, 청구권 위원회 회의록 및 경제협력문제, 1964』。

『제7차 한일회담 청구권관계회의 보고 및 훈령, 1965 전2권(V. 2 1965. 4. 3 가서명 이후의 청구권 및 경제협력 위원회, 1965. 4-6)』。

『시이나에쓰사부로(椎名悦三郎) 일본 외상 방한, 1965. 2. 17-20』。

新聞

『韓國日報』 『朝鮮日報』 『東亞日報』 1950年~65年。

2-2 公刊史料

大韓民國政府 (1954) 『對日賠償要求調書』。

大韓民國政府 (1965) 『한일회담백서 [韓日會談白書]』。

2-3 單行本

국민대학교 일본학연구소 편 (2010) 『한일회담과 국제사회 —외교문서 공개와 한일회담의

- 재조명 1—』 선인。
 ———— (2010) 『의제로 본 한일회담 —외교문서 공개와 한일회담의 재조명2—』 선인。
 김영호 (2006) 『한국전쟁의 기원과 전개과정』 성신여자대학교출판부。
 박명립 (2003) 『한국전쟁의 발발과 기원』 나남。
 박진희 (2008) 『한일회담 : 제1공화국의 대일정책과 한일회담의 전개과정』 선인。
 박태균 (2005) 『한국전쟁』 책과함께。
 배의환 (1991) 『보리고개는 넘었지만—裴義煥回顧錄』 코리아헤럴드·내외경제신문。
 이원덕(1996) 『한일 과거사 처리의 원점—일본의 전후처리 외교와 한일회담—』 서울대학교 출판。
 이재오(1987) 『한일관계사의 인식 —한일회담과 그 반대운동』 학민사。
 유진오(1993) 『한일회담 - 제1차 회담을 회고하면서』 한국외교안보연구원。
 장박진(2009) 『식민지관계 청산은 왜 이루어질 수 없었는가 : 한일회담이라는 역설』 논형。

2-4 公刊論文

- 나가사와 유코 (2012) 「일본 패전 후의 한반도 잔여주권(残余主權)과 한일 ‘분리’ : 신탁통치안 및 대일강화조약의 ‘한국포기’ 조항을 중심으로 (1945~1952)」 『아세아연구』 제55권 4호 통권150호, pp. 55-84。
 박명립 (2008) 「이승만의 한국문제·동아시아·국제 관계 인식과 구상—악마화와 신화화, 건국 담론과 분단 담론의 대립을 넘어」 『역사비평』。
 박진희 (2006) 「1950년대의 대일정책과 한일회담의 쟁점」 국사편찬위원회 편사연구사。
 빅터차 (1997) 「1965년 한일수교 협정체결에 대한 현실주의적 고찰」 『한국과 국제정치』 Vol. 25, no. 1, pp. 263-297。
 이현진 (2006) 「전후 복구계획을 둘러싼 한미논쟁」 『국학사료원』。
 오오타 오사무 (1999) 「한일회담에 관여한 한국 관료의 일본인식」 『韓國史學報』 제7호。
 장박진 (2008) 「한일회담에서의 피해보상교섭의 변화과정 분석—식민지관계 청산에 대한 보상, 청구권, 경제협력방식의 연속성을 중심으로」 『정신문화연구』 제31권제1호, pp. 209-241。
 ———— (2008) 「한일회담에서의 기본관계조약 형성과정의 분석—제2조 「구조약무효조항」

- 및 제3조 「유일합법성조항」 을 중심으로」 『국제·지역연구』 제17권제2호。
- (2011) 「대일평화조약 제4조의 형성과정 분석:한일간 피해보상 문제에 대한 ‘보상’, ‘청구권’ 의 이동(異同)」 『국제·지역연구』 제20권 제3호, pp. 1-42.
- (2013) 「미국의 전후 처리와 한반도 독립문제 : ‘근거 없는 독립’ 과 전후 한일관계의 기원」 『아세아연구』 제56권3호 통권153호, pp. 23-64.
- 정병욱 (2005) 「조선총독부관료의 귀환후의 활동과 한일교섭—同和協會·中央日韓協會를 중심으로」 역사문제연구소 『한일협정40주년 심포지엄—한일관계의 역사와 미래』。
- 정진아 (2008) 「이승만정권의 자립경제론, 그 지향과 현실」 『역사비평』。
- 조연수(2010) 「평화선과 한일 어업 협상-이승만 정권기의 해양질서를 둘러싼 한일간 마찰」 『외교문서공개와 한일회담의 재조명2 : 의제로 본 한일회담』 선인, pp. 421-445.
- 타카사키소오지 (1999) 「일본 정계의 제2공화국관」 『韓国史學報』 제7호。
- 후지이다케시 (2008) 「제1공화국의 지배이데올로기—반공주의와 그 변용들」 『역사비평』

3. 英語文獻

3-1 一次史料

<Record Group 59>

- Record Group 59 Records of the Department of State. Central Decimal Files, 1950-54 (Decimal #s 695.94 and 694.95);
- Record Group 59 Records of the Department of State. Central Decimal Files, 1955-59 (Decimal #s 695.94 and 694.95); and
- Record Group 59 Records of the Department of State. Lot Files Pertaining to Far East Asia;

<Record Group 84>

- Record Group 84 Entry (UD) 2826 Foreign Service Posts of the Department of State. U.S. Embassy of Japan. General Records, 1936-63 (Decimal #s 305 and 320);
- Record Group 84 Entry (UD) 2828A Foreign Service Posts of the Department of State. U.S. Embassy of Japan. Classified General Records, 1952-63 (Decimal #s

305 and 320);

- Record Group 84 Entry (UD) 2845 Foreign Service Posts of the Department of State. U.S. Embassy of Korea. General Records, 1953-63 (Decimal #s 305 and 320); and
- Record Group 84 Entry (UD) 2846 Foreign Service Posts of the Department of State. U.S. Embassy of Korea. Classified General Records, 1952-63 (Decimal #s 305 and 320)。